令和４年度 沖縄地方労働審議会
第１回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会

日　　時 令和４年６月２日（木）15:00
場　　所 那覇第二地方合同庁舎一号館
沖縄労働局・那覇労働基準監督署会
議室（２階）

議　事　次　第

1　沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員辞令等交付

2　部会長及び部会長代理の選出

3　沖縄労働局長挨拶

4　審議事項

(1)　沖縄県縫製業最低工賃専門部会の設置について(確認)

(2)　沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)について

(3)　沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用について
（意向確認）

(4)　審議日程(案)について

(5)　家内労働実態調査要綱(案)及び調査票(案)について

(6)　その他

令和４年度沖縄地方労働審議会

第１回沖縄県縫製業最低工賃専門部会 資料一覧

1 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員名簿等

2 沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について（令和４年３月15日付け諮問）

3 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)

4 沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程(案)

5 沖縄県縫製業最低工賃実態調査要綱(案)及び調査票(案)等について

6 沖縄県縫製業最低工賃の決定(改正決定)に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示及び結果報告

7 参考１　沖縄県最低工賃決定一覧等

8 参考２　全国における類似の最低工賃資料

9 関係法令等(抜粋)

① 家内労働法及び家内労働施行規則

② 地方労働審議会令

③ 沖縄地方労働審議会運営規程

④（関係通達抜粋）　※非公開

⑤ 第６回労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会
資料及び議事録（令和４年３月８日）

資料　1

沖縄地方労働審議会
沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員 名簿

	氏　　名	現　　職
公益代表委員	上江洲　純子（うえず　じゅんこ）	沖縄国際大学法学部教授
	島袋　秀勝（しまぶくろ　ひでかつ）	弁　　護　　士
	高田　清恵（たかた　きよえ）	琉球大学人文社会学部教授
家内労働者代表委員	石川　修治（いしかわ　しゅうじ）	連合沖縄副事務局長
	鎌田　健嗣（かまだ　けんじ）	ＵＡゼンセン沖縄県支部長
	砂川　安弘（すながわ　やすひろ）	連合沖縄事務局長
委託者代表委員	大城　直也（おおしろ　なおや）	沖縄県衣類縫製品工業組合代表理事
	我謝　育則（がじゃ　やすのり）	沖縄県工業連合会専務理事
	田端　一雄（たばた　かずお）	沖縄県経営者協会常務理事
備考	※　発令年月日　令和４年４月12日 ※　任期満了日　沖縄県縫製業最低工賃専門部会が廃止されるまでの間 ※　委員の配列は各側五十音順となっています。	

写

令和４年４月 12 日

沖縄地方労働審議会
各委員及び臨時委員　殿

沖縄地方労働審議[redacted]

沖縄地方労働審議会　沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員の指名について

標記について、令和４年３月 15 日付け沖労発基 0315 第３号により沖縄労働局長から沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について諮問があり、沖縄県縫製業最低工賃専門部会を設置することとなったため、地方労働審議会令等に基づき沖縄労働局長から任命された委員及び臨時委員のうちから、別紙のとおり、当該専門部会委員を指名する。

別紙

沖縄地方労働審議会
沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員 名簿

	氏　名	現　職
公益代表委員	上江洲　純子（うえず　じゅんこ）	沖縄国際大学法学部教授
	島袋　秀勝（しまぶくろ　ひでかつ）	弁　護　士
	高田　清恵（たかた　きよえ）	琉球大学人文社会学部教授
家内労働者代表委員	石川　修治（いしかわ　しゅうじ）	連合沖縄副事務局長
	鎌田　健嗣（かまだ　けんじ）	ＵＡゼンセン沖縄県支部長
	砂川　安弘（すながわ　やすひろ）	連合沖縄事務局長
委託者代表委員	大城　直也（おおしろ　なおや）	沖縄県衣類縫製品工業組合代表理事
	我謝　育則（がじゃ　やすのり）	沖縄県工業連合会専務理事
	田端　一雄（たばた　かずお）	沖縄県経営者協会常務理事
備考	※　発令年月日　令和４年●月●日 ※　任期満了日　沖縄県縫製業最低工賃専門部会が廃止されるまでの間 ※　委員の配列は各側五十音順となっています。	

資料 2

写

沖労発基 0315 第３号
令和４年３月 15 日

沖縄地方労働審議会
会　長　　越　野　泰　成　　殿

沖　縄　労　働　局　長
西　川　昌　登

沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、沖縄県縫製業最低工賃（平成 27 年沖縄労働局最低工賃公示第１号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

資料　３

沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程（案）

第１条　　沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成１２年政令第２５２号）第１５６条の２、地方労働審議会令（平成１３年政令第３２０号）及び沖縄地方審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成及び会議の招集)
第２条　最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労者者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各３人とする。

２　前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の７日前までに、会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも５日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(実態調査、実地調査並びに参考人意見聴取)
第３条　部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の実態調査、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことが出来る。

（委員の欠席）
第４条　委員は、部会長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
２　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。
３　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

（会議における発言）
第５条　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）
第６条　会議は、原則として非公開とする。

（議事録及び議事要旨）
第７条　会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員２人が署名するものとする。
２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)
第８条　部会長は、会議において、議決を行ったときは、議事録の写しを附して、局長及び沖縄地方労働審議会会長に送付するものとする。

（規程の改廃）
第９条　この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附　則　　この規程は令和　年　月　日から施行する。

資料　4

沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程（案）

令和３年度～４年度(案)

諮　　問(地労審)	令和３年度 （第2回地労審）	令和4年3月15日	10:00　2階共用大会議室	専門部会の設置、委員の指名、日程概要説明
↓		令和4年4月12日		局長より臨時委員の委嘱。 会長より専門部会の委員指名、通知。
↓		令和４年４月25日 ～ 令和４年５月９日		関係家内労働者及び委託者の意見聴取公示実施 【結果】期限内に意見提出なし
↓	↓			
最低工賃専門部会	令和４年度 第1回専門部会	令和4年6月2日	15:00　2階局・署会議室	部会長等の選出、審議日程の確定、調査案の審議を審議会決定
				(審議会決定の調査について、発送等順次実施。)
		(**実態調査**) ↓ ※６月～11月は、最賃基礎調査 ～　賃構統計調査 ～広報など のため、部会なし		問合せ、とりまとめ対応等
令和4年度第1回沖縄地方労働審議会 (専門部会決議を審議会決議とする会長への一任の審議)　※11月予定				(参加関係者について調整依頼) (実地視察について事業者へ調整依頼)
↓	第２回専門部会	令和4年12月9日	15:00　中会議室又は局署会議室	調査結果報告、関係者からの意見聴取等
		↓		
↓	第３回専門部会	令和5年1月19日	13：00～ 16：00 未定	実地視察　３社以内
		※　なお、コロナ感染状況等により、実施できない場合もあります。 ※　また、実施視察がない場合、第４回専門部会を前倒して第３回専門部会とする場合もある。		
		↓		
答申 （異議申出公示）	第４回専門部会 (予備日)	令和５年2月2日、3日又は10日 ↓　(結審)	15:00 未定	工賃額調整、部会報告 答申実施
		※答申後、異議申出15日間		
以下、事務局にて対応		※令和5年3月 (**地労審 本審へ報告**)		
↓				
異議申出公示締切		答申後の公示翌日から15日後		意義提出の場合、地労審本審にて異議審開催
改正工賃決定		↓		
↓				
官報公示		※手続による		
		↓		
↓		※官報公示から30日後に発効		
改正最低工賃発効		※法定による		

(案)

資料 5

令 和 4 年 家 内 労 働 実 態 調 査 要 綱（縫製業）

沖 縄 労 働 局

1． 調査の目的

この調査は、沖縄県における縫製業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2． 調査の種類

（1）委託者調査

イ 委託者名

ロ 委託作業(年齢別・経験年数別・1か月当たり支払工賃額別)家内労働者数

ハ 委託作業工程別工賃額

ニ 委託作業工賃別家内労働者の作業量及び当該家内労働者の経験年数

（2）家内労働者調査

イ 家内労働者の性別、年齢、経験年数

ロ 作業工程別作業量

ハ その他必要な事項

ニ 家内労働者が負担する補助材料名及びその価格・使用料

3． 調査対象

当該最低工賃の適用される委託者及び家内労働者

4． 調査対象期日

令和4年5月末現在

5． 調査実施期間

令和4年6月2日～令和5年3月31日までとする

6． 調査方法

委託者調査及び家内労働者調査

沖縄労働局において、実地(訪問、視察等)及び通信調査(郵送、電話等)により行う。

回答に不備(記載なし等)があれば、再度通信又は訪問等による調査を行う事がある。

7． 調査結果

沖縄地方労働審議会へ報告する。

(案)　　沖労基発第●●●●号
令和４年●●月●●日

沖縄県縫製業
委託事業者　各位

沖縄労働局労働基準部長
（公　印　省　略）

沖縄県縫製業最低工賃の改正に係る家内労働実態調査について（協力依頼）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

沖縄県縫製業最低工賃につきましては、平成 27 年４月に改正施行（別添「家内労働調査票」参照）されているところでありますが、近年、家内労働者数は減少傾向にあるものの、最低賃金額の上昇を踏まえ、最低工賃につきましても、今回、令和４年３月 15 日に沖縄地方労働審議会において、改正に向けた諮問がなされ、調査、審議を行うこととなりました。

つきましては、実態調査の為、別添「家内労働調査票（調査票１)、(調査票２)」及び家内労働者用の「家内労働者実態調査アンケート(家内労働者用)」により調査を実施致しますので、時節柄ご多忙のこととは存じますが、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

この調査は、縫製業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の実態を把握することを目的としており、個別の回答事項を匿名化し、回答者が特定されないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

本件調査は、実態把握のためのものであり、それ以外の目的に使用することはないことを申し添えます。

なお、家内労働者が「０」の場合も御返送お願いします。

記

１．調査事項　別添「家内労働調査票　(調査票１)、(調査票２)」
「家内労働者実態調査アンケート(家内労働者用)」
【(家内労働者用)は、家内労働者の方へ配布方お願いします】
２．回答期限等　令和４年●月●日まで
３．回答方法　　同封の返信用封筒で御返送下さい。

注：調査票などの記入にあたりまして、家内労働者に出している額と、それ以外ほかの下請け業者（自営業者等含む）に出している額とを混同しないように、留意してください。

あくまでも、家内労働者についての調査となっています。

※　お問い合わせ先：　沖縄労働局　労働基準部　賃金室

担当：宜間、梅澤　℡　０９８－８６８－３４２１

(案)　　調査票１

家内労働調査票　　事業場名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(記入担当者名：　　)

１．貴事業場における家内労働者に委託する製品の内容を教えて下さい。
(例：かりゆしウェア、ブラウス等)
(　　)

２．家内労働者数及び男女の内訳を教えて下さい。
(　女性　　名、　男性　　名、　合計　　名　)

３．家内労働者の年齢別の構成を教えて下さい。(令和４年　５月末　現在の満年齢)

20 歳未満	名	20 歳以上 25 歳未満	名	25 歳以上 30 歳未満	名
30 歳以上 35 歳未満	名	35 歳以上 40 歳未満	名	40 歳以上 45 歳未満	名
45 歳以上 50 歳未満	名	50 歳以上 55 歳未満	名	55 歳以上 60 歳未満	名
60 歳以上 65 歳未満	名	65 歳以上 70 歳未満	名	70 歳以上	名

４．家内労働者の経験年数別の構成を教えて下さい。（令和４年　５月末　現在の経験年数）

１年未満	名	１年以上２年未満	名	２年以上３年未満	名
３年以上５年未満	名	５年以上 10 年未満	名	10 年以上 15 年未満	名
15 年以上 20 年未満	名	20 年以上 25 年未満	名	25 年以上 30 年未満	名
30 年以上 35 年未満	名	35 年以上	名		

５．１か月当たりの各家内労働者への支払工賃額を教えて下さい。（直近の支払い月、例えば令和４年５月分）

	30,000 円未満	50,000 円未満	70,000 円未満	90,000 円未満
女	名	名	名	名
男	名	名	名	名
	110,000 円未満	130,000 円未満	150,000 円未満	170,000 円以上
女	名	名	名	名
男	名	名	名	名

(案)　　調査票１

６．貴事業場の工賃の設定状況を別添「調査票２」でご回答下さい。

現行の最低工賃表(調査票２の左側)に対して、貴事業場設定の工賃額、工程毎の所要時間数等を右側空欄にご記入下さい。 最低工賃表に記載のない工程、工賃については、３枚目の用紙にご記入をお願いします。

① １枚(個)当たりの最高工賃額、最低工賃額、平均額の記入お願いします。
（複数人いるときは、その平均額。１人の場合は、その人の額）

② １枚当たりの平均所要時間は、複数人いるときは、その平均時間の記入お願いします。
（１人の場合は、その人の所要時間）

注：上記のすべてを回答するにあたり、家内労働者に出している額と、ほかに下請け業者（自営業者等含む）に出している額とを混同しないように、留意してください。あくまでも、家内労働者についての調査となっています。

【参考】

○　家内労働者の定義（家内労働法第２条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

１　製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。

※　近所の一般的家庭からセーター網や洋服の仕立てを頼まれる場合には、家内労働者とはなりません。

２　物品の提供を受け、その物品を部品・付属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。

※　物品の販売などセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。

３　委託業者の業務の目的である物品の製造加工を行うこと。

４　主として、労働の対象を得るために働くものであること。

※　大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。

５　本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

○　委託者の定義（家内労働法第２条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

１　製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人含む。）であること。

※　運送業者や建築業者は委託者とはなりません。

２　その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。

※　電機メーカーがテレビやラジオのコイル組み立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。

３　仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、付属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。

４　家内労働者に直接仕事を委託すること。

※　直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

沖 縄 県 縫 製 業 最 低 工 賃 表

(案)　　調査票2

1. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

必ず記入 → 「あり」の場合、記入

1枚目

	品目	業務	工程	金額（現行最低工賃額）効力発生日 平成27年4月30日	製造および加工等の有無（下記該当箇所に○印を）		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
					あり	なし	最高最低限度額 最高額	最高最低限度額 最低額	平均額		
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い（裾上げ無し）	1本につき 480円 0銭			円	円	円	分	
			裾上げ	1本につき 100円 0銭			円	円	円	分	
		まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			糸くず取り	1本につき 21円 0銭			円	円	円	分	
婦人服・子供服	婦人用ワンピース（ノースリーブ、裏地・襟無し）	縫製	丸縫い	1枚につき 1,250円 0銭			円	円	円	分	
	ブラウス・シャツ	縫製	丸縫い	1枚につき 500円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通	まとめ	肩パット付け	1組につき 25円 0銭			円	円	円	分	
	婦人用スカート（裏地無し）	縫製	丸縫い	1枚につき 500円 0銭			円	円	円	分	
	婦人用スラックス（裏地無し）			1本につき 450円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通	まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			かぎホック付け	1組につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			スナップ付け	1組につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			糸ループ付け	1ヵ所につき 7円 0銭			円	円	円	分	
			糸くず取り	1枚・本につき 16円 0銭			円	円	円	分	
	婦人用ムームー	縫製	丸縫い	1枚につき 310円 0銭			円	円	円	分	
	子供用ムームー			1枚につき 210円 0銭			円	円	円	分	
	ジュニアシャツブラウス			1枚につき 376円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき 14円 0銭			円	円	円	分	
学校服	男子服 上衣（白シャツ）	縫製	丸縫い（半袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 320円 0銭			円	円	円	分	
			丸縫い（長袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 480円 0銭			円	円	円	分	
			芯地張り（半袖）	1枚につき 120円 0銭			円	円	円	分	
			芯地張り（長袖）	1枚につき 140円 0銭			円	円	円	分	
		まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			穴かがり	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
	男子服 上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及び ボタン付け	1枚につき 135円 0銭			円	円	円	分	
	男子服 ズボン		糸くず取り	1本につき 21円 0銭			円	円	円	分	
	セーラー服 夏物	縫製	丸縫い	1枚につき 340円 0銭			円	円	円	分	
			芯地張り	1枚につき 120円 0銭			円	円	円	分	
	セーラー服 冬物		丸縫い	1枚につき 430円 0銭			円	円	円	分	
			芯地張り	1枚につき 140円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通	まとめ	ボタン付け（スナップ付け）	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			糸くず取り	1枚につき 20円 0銭			円	円	円	分	
学校	ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき 64円 0銭			円	円	円	分	
			ボタン付け（スナップ付け）	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
	ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき 500円 0銭			円	円	円	分	
	プリーツ加工されていないもの	まとめ	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及び ひだのし	1枚につき 80円 0銭			円	円	円	分	
	プリーツ加工されているもの		糸くず取り及びスナップ付け	1枚につき 30円 0銭			円	円	円	分	

品目			業務	工程	金額（現行最低工賃額）効力発生日 平成27年4月30日		製造および加工等の有無（下記該当箇所に○印を）		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
							あり	なし	最高最低限度額 最高額	最高最低限度額 最低額	平均額		
和服	半ズボン		まとめ	糸くず取り	1本につき	14円 0銭			円	円	円	分	
	ジャンパースカート			糸くず取り及びそで胸口まつり	1枚につき	51円 0銭			円	円	円	分	
シャツ	アロハシャツ	大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	350円 0銭			円	円	円	分	
		子供用			1枚につき	200円 0銭			円	円	円	分	
	かりゆしウェア	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い（ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し）	1枚につき	350円 0銭			円	円	円	分	
		女性用開襟タイプ			1枚につき	290円 0銭			円	円	円	分	
		男女共通（シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ）			1枚につき	400円 0銭			円	円	円	分	
		子供用開襟タイプ			1枚につき	200円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚につき	20円 0銭			円	円	円	分	
寝具製品	病衣	S～3Lサイズのもの	縫製	丸縫い	1枚につき	350円 0銭			円	円	円	分	
		4L～5Lサイズのもの			1枚につき	450円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通		まとめ	タグ付け	1枚につき	20円 0銭			円	円	円	分	
				糸くず取り	1枚につき	15円 0銭			円	円	円	分	
	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	82円 0銭			円	円	円	分	
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	45円 0銭			円	円	円	分	
		裏地の付いていないもの			1枚につき	35円 0銭			円	円	円	分	
	敷布団(Sサイズのもの)		縫製	側縫い	1枚につき	26円 0銭			円	円	円	分	
	掛布団(Sサイズのもの)				1枚につき	93円 0銭			円	円	円	分	
	パット				1枚につき	26円 0銭			円	円	円	分	
ニット製品等	パンティ		まとめ	ゴム通し	1枚につき	3円 0銭			円	円	円	分	
	ブリーフ		縫製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3円 40銭			円	円	円	分	
			まとめ	袋入れ及び箱詰め	1枚につき	3円 30銭			円	円	円	分	
	Tシャツ			糸切り	1枚につき	2円 10銭			円	円	円	分	
				ネーム折り	1枚につき	0円 43銭			円	円	円	分	
	ショーツ		縫製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18円 0銭			円	円	円	分	

調査票2

最低工賃設定外の品目･業務等

	品　目	業 務	工　程	1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備　考
				最高最低限度額		平均額		
				最高額	最低額			
				分				
				分				
				分

				分				

令和４年●●月●●日

(案)

家内労働者の方へ

沖縄労働局労働基準部賃金室

家内労働状況調査への協力依頼について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、家内労働者に対する工賃については、家内労働法に基づき、現在沖縄県では、「沖縄県縫製業最低工賃」（平成 27 年４月に改正施行（別添１参照））が設定されており、適宜その必要性も含めた改正が検討されているところです。

検討を行うにあたって、家内労働の委託状況等実態把握が必要不可欠であることから、今般、委託者、家内労働者へ実態調査を行うこととなりました。

つきましては、時節柄ご多忙のこととは存じますが、調査内容に対するご回答、ご意見等寄せていただきますようご協力のほど、よろしくお願いいたします。

この調査は、沖縄県縫製業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するるため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握することを目的としており、個別の回答事項を匿名化し、回答者が特定されないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ご了承いただきますようお願い申しあげます。

なお、ご協力いただきました調査票は、同封しました返信用封筒により送付していただきますようお願いいたします。（返送期限を令和４年●月●日までににとさせていただいております。）

本件調査は、実態把握のためのものであり、それ以外の目的に使用することはないことを申し添えます。

また、不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

（問合せ先）

沖縄労働局労働基準部賃金室

担当　：　宜間、梅澤

０９８－８６８－３４２１

(案)

家内労働者実態調査アンケート（家内労働者用）

下記設問にご回答ください。（※　令和４年　５月末 現在の年齢）

１．性別、年齢　　男性　・　女性　　（年齢　　歳）

２．現在の沖縄県縫製業最低工賃について伺います。
（別添「沖縄県縫製業最低工賃表」を御参照ください。）

（１）現在の沖縄県縫製業最低工賃額について
①知っている　　②知らない

（２）最低工賃の品目、業務、工程の設定について
①現在の委託の品目、業務、工程に沿っており妥当である　②わからない
③その他（　　）

（３）「沖縄県縫製業最低工賃」の改正の必要性について
①今のままでよい　②改正（引き上げ）したほうがよい　③廃止してよい
それぞれの回答に対して、その理由をできるだけ具体的にお教えください。

（　　）

３．家内労働者としての経験年数　　年　　月

※途中で中断した場合には、通算した年数を記載してください。
（※　令和４年　５月末 現在の経験年数）

４．仕事内容　（別添「沖縄県縫製業最低工賃表」にある品目、業務、工程にあてはまる場合は、それを見てご記入下さい。ない場合は、実際に加工契約等おこなっている仕事内容をご記入して下さい。

製品名	作業内容
（記載例）　かりゆしウエア	ボタン付け

※（別添「沖縄県縫製業最低工賃表」のあてはまるところの「１枚(個)当たり工賃額」欄に、工賃額の記入もお願いします。）

５．就業日数、時間等

（１）１か月平均して家内労働の仕事を何日行いますか。　（　　日）

（２）仕事を行う日の１日平均の作業時間は何時間ですか。　（　　時間）

※　また、(別添「沖縄県縫製業最低工賃表」にある作業にあてはまる場合は、その作業の１枚(個)当たり平均所要時間(分)記入欄に記入して下さい。

（３）家内労働をどこで行っていますか。

①自宅　②委託者の営業所等　③その他（　　）

（４）委託者から提供される材料以外に、ご自分で負担する補助材料等はありますか。

①ある　(材料名等、価格、使用料など：　　)

②なし

（５）家内労働の仕事は１年前と比較して変わりましたか。

①仕事量が増えた　②仕事量が減った　③変わらない

（６）上記（４）で②と回答された方へ。１年前と比べ減った理由は何ですか。

①仕事量が減った　②自分の都合で仕事量を減らした

③その他（　　）

６．家内労働者の就業意識等

（１）家内労働を選んだ理由は何ですか。

①自分の都合に合わせた時間に働けるから

②技能や趣味を生かした仕事をしたいから

③家事・育児・介護のために外で働けないから　④体力的に外で働けないから

⑤外に出て働きたいが適当な就職口がないから　⑥その他（　　）

（２）家内労働以外に何か仕事をしていますか。

①していない　②している

（３）家内労働を行う上で現在困っていることがありますか。

①ある　②ない

（４）上記（３）で①と回答された方へ。困っていることは何ですか。(複数回答可)

①工賃（収入）が低い　②仕事量の変動が大きい

③仕事をする場所が確保できない　④家事・育児・介護等との両立が難しい

⑤納期に追われる　⑥その他（　　）

（５）現在の家内労働を続けたいですか。

①続けたい　②やめたい

（６）上記（５）で②と回答された方へ。今後何をしたいですか。

①正社員として働きたい　②パートタイマーとして働きたい

③自営業をやりたい　④仕事はしたくない（できない）

⑤その他（　　）

７．家内労働、最低工賃制度等について御意見、御要望があればお聞かせください。

御協力ありがとうございました。

【参考】

○　家内労働者の定義（家内労働法第２条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

１　製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。

※　近所の一般的家庭からセーター網や洋服の仕立てを頼まれる場合には、家内労働者とはなりません。

２　物品の提供を受け、その物品を部品・付属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。

※　物品の販売などセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。

３　委託業者の業務の目的である物品の製造加工を行うこと。

４　主として、労働の対象を得るために働くものであること。

※　大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。

５　本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

○　委託者の定義（家内労働法第２条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

１　製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人含む。）であること。

※　運送業者や建築業者は委託者とはなりません。

２　その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。

※　電機メーカーがテレビやラジオのコイル組み立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。

３　仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、付属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。

４　家内労働者に直接仕事を委託すること。

※　直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

【参考】

○　家内労働者の定義（家内労働法第２条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

１　製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。

※　近所の一般的家庭からセーター網や洋服の仕立てを頼まれる場合には、家内労働者とはなりません。

２　物品の提供を受け、その物品を部品・付属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。

※　物品の販売などセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。

３　委託業者の業務の目的である物品の製造加工を行うこと。

４　主として、労働の対象を得るために働くものであること。

※　大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。

５　本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

○　委託者の定義（家内労働法第２条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

１　製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人含む。）であること。

※　運送業者や建築業者は委託者とはなりません。

２　その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。

※　電機メーカーがテレビやラジオのコイル組み立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。

３　仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、付属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。

４　家内労働者に直接仕事を委託すること。

※　直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

沖 縄 県 縫 製 業 最 低 工 賃 表

(案)　　調査票2

1. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

必ず記入 → 「あり」の場合、記入

1枚目

	品目	業務	工程	金額（現行最低工賃額）効力発生日 平成27年4月30日	製造および加工等の有無（下記該当箇所に○印を）		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
					あり	なし	最高最低限度額 最高額	最高最低限度額 最低額	平均額		
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い（裾上げ無し）	1本につき 480円 0銭			円	円	円	分	
			裾上げ	1本につき 100円 0銭			円	円	円	分	
		まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			糸くず取り	1本につき 21円 0銭			円	円	円	分	
婦人服・子供服	婦人用ワンピース（ノースリーブ、裏地・襟無し）	縫製	丸縫い	1枚につき 1,250円 0銭			円	円	円	分	
	ブラウス・シャツ	縫製	丸縫い	1枚につき 500円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通	まとめ	肩パット付け	1組につき 25円 0銭			円	円	円	分	
	婦人用スカート（裏地無し）	縫製	丸縫い	1枚につき 500円 0銭			円	円	円	分	
	婦人用スラックス（裏地無し）			1本につき 450円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通	まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			かぎホック付け	1組につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			スナップ付け	1組につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			糸ループ付け	1ヵ所につき 7円 0銭			円	円	円	分	
			糸くず取り	1枚・本につき 16円 0銭			円	円	円	分	
	婦人用ムームー	縫製	丸縫い	1枚につき 310円 0銭			円	円	円	分	
	子供用ムームー			1枚につき 210円 0銭			円	円	円	分	
	ジュニアシャツブラウス			1枚につき 376円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき 14円 0銭			円	円	円	分	
学校服	男子服 上衣（白シャツ）	縫製	丸縫い（半袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 320円 0銭			円	円	円	分	
			丸縫い（長袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 480円 0銭			円	円	円	分	
			芯地張り（半袖）	1枚につき 120円 0銭			円	円	円	分	
			芯地張り（長袖）	1枚につき 140円 0銭			円	円	円	分	
		まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			穴かがり	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
	男子服 上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及び ボタン付け	1枚につき 135円 0銭			円	円	円	分	
	男子服 ズボン		糸くず取り	1本につき 21円 0銭			円	円	円	分	
	セーラー服 夏物	縫製	丸縫い	1枚につき 340円 0銭			円	円	円	分	
			芯地張り	1枚につき 120円 0銭			円	円	円	分	
	セーラー服 冬物		丸縫い	1枚につき 430円 0銭			円	円	円	分	
			芯地張り	1枚につき 140円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通	まとめ	ボタン付け（スナップ付け）	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
			糸くず取り	1枚につき 20円 0銭			円	円	円	分	
学校	ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき 64円 0銭			円	円	円	分	
			ボタン付け（スナップ付け）	1個につき 10円 0銭			円	円	円	分	
	ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき 500円 0銭			円	円	円	分	
	プリーツ加工されていないもの	まとめ	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及び ひだのし	1枚につき 80円 0銭			円	円	円	分	
	プリーツ加工されているもの		糸くず取り及びスナップ付け	1枚につき 30円 0銭			円	円	円	分	

品目			業務	工程	金額（現行最低工賃額）効力発生日 平成27年4月30日		製造および加工等の有無（下記該当箇所に○印を）		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
							あり	なし	最高最低限度額 最高額	最高最低限度額 最低額	平均額		
和服	半ズボン		まとめ	糸くず取り	1本につき	14円 0銭			円	円	円	分	
	ジャンパースカート			糸くず取り及びそで胸口まつり	1枚につき	51円 0銭			円	円	円	分	
シャツ	アロハシャツ	大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	350円 0銭			円	円	円	分	
		子供用			1枚につき	200円 0銭			円	円	円	分	
	かりゆしウェア	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い（ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し）	1枚につき	350円 0銭			円	円	円	分	
		女性用開襟タイプ			1枚につき	290円 0銭			円	円	円	分	
		男女共通（シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ）			1枚につき	400円 0銭			円	円	円	分	
		子供用開襟タイプ			1枚につき	200円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚につき	20円 0銭			円	円	円	分	
寝具製品	病衣	S～3Lサイズのもの	縫製	丸縫い	1枚につき	350円 0銭			円	円	円	分	
		4L～5Lサイズのもの			1枚につき	450円 0銭			円	円	円	分	
	上記共通		まとめ	タグ付け	1枚につき	20円 0銭			円	円	円	分	
				糸くず取り	1枚につき	15円 0銭			円	円	円	分	
	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	82円 0銭			円	円	円	分	
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	45円 0銭			円	円	円	分	
		裏地の付いていないもの			1枚につき	35円 0銭			円	円	円	分	
	敷布団(Sサイズのもの)		縫製	側縫い	1枚につき	26円 0銭			円	円	円	分	
	掛布団(Sサイズのもの)				1枚につき	93円 0銭			円	円	円	分	
	パット				1枚につき	26円 0銭			円	円	円	分	
ニット製品等	パンティ		まとめ	ゴム通し	1枚につき	3円 0銭			円	円	円	分	
	ブリーフ		縫製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3円 40銭			円	円	円	分	
			まとめ	袋入れ及び箱詰め	1枚につき	3円 30銭			円	円	円	分	
	Tシャツ			糸切り	1枚につき	2円 10銭			円	円	円	分	
				ネーム折り	1枚につき	0円 43銭			円	円	円	分	
	ショーツ		縫製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18円 0銭			円	円	円	分	

資料　6

写

沖縄県縫製業最低工賃の決定（改正決定）に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

沖縄地方労働審議会一般公示第１号

沖縄県最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の決定（改正決定）について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 11 条第１項の規定に基づき、意見を聴取するので、沖縄県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託する委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和４年５月９日（月）までに、沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会（事務局：沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎１号館３階　沖縄労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

令和４年４月２５日

沖縄地方労働審議会
会　長　　越野　泰成

(別紙)

意　見　書

令和４年４月25日貴会が家内労働法第11条第１項の規定に基づき公示した沖縄県縫製業最低工賃の決定(改正決定)について、下記のとおり意見を提出する。

記

以上

令和４年　月　日

提出者
住　所
氏　名
職　業

沖縄地方労働審議会
会　長　　越野　泰成　　殿

家内労働法（昭和45年法律第60号）の概要

資料７

○「家内労働」は、メーカーや問屋等（委託者（※１））から**部品や原材料の提供を受けて**、個人で又は同居の親族（家内労働者（※２））と、**物品の製造や加工を行う**もの。

（※１）物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者等であって、その業務の目的物たる物品について家内労働者に委託する者をいう。

（※２）委託者からその業務の目的物たる物品について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、常態として同居の親族以外の者を使用しない者をいう。

（例）

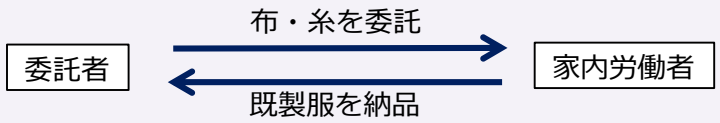

○家内労働関係には使用従属関係はなく、家内労働者は**労働基準法等の労働者ではない**。
○県内の家内労働者：371人　　県内の委託者：28　（出典：厚生労働省沖縄労働局「令和３年度家内労働概況調査」）

目的（第１条）

○　工賃の最低額、安全及び衛生その他の家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る。

家内労働手帳の交付（第３条）

○　委託者は、家内労働者に対し、家内労働手帳を交付しなければならない。

○　家内労働手帳の記入事項は以下のとおり。
（委託時）委託した業務の内容、工賃の単価、工賃の支払時期等
（物品受領時）受領した物品の数量等
（工賃支払い時）支払った工賃の額等

最低工賃の決定（第８条～第16条）

○　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及び委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

○　45都道府県で合計98件の最低工賃（平成31年3月7日現在）

安全及び衛生に関する措置（第17条、第18条）

○　委託者は、委託業務に関し、一定の機械、器具又は原材料等を家内労働者に譲渡、貸与又は提供する場合には、これらによる危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

○　家内労働者は、機械、器具又は原材料、ガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

○　都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が必要な安全衛生措置を講じない場合には、委託の禁止、機械等の使用停止等の措置を執ることを命ずることができる。

家内労働対策の概要

➢ 家内労働は、我が国の製造業を下支えする重要な役割を担っており、**家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る**ため、**家内労働法**に基づき次の対策を推進している。

最低工賃の決定及び周知

- 工賃が低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、最低工賃を決定
- 最低工賃新設・改正計画（3年周期）に基づき計画的に最低工賃を見直し
- 決定した最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体等に対して周知徹底

家内労働手帳の交付の徹底
工 賃 支 払 の 確 保

- 委託者に対し、家内労働者への家内労働手帳の交付の監督指導等を実施
- 家内労働手帳の交付の徹底により、委託条件の明確化や工賃支払いを適正化

安 全 及 び 衛 生 の 確 保

- 危険有害業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者及び家内労働者等に対して、危害を防止するために必要な措置等についての指導を実施
- 危険有害業務に従事する家内労働者の災害等の予防のため、災害防止対策好事例等の調査、セミナーの実施及びその好事例に関するハンドブックの作成・配布

そ の 他

- 業種別、類型別等の家内労働者数、委託者数等を把握する「家内労働概況調査」を毎年実施

沖縄県における最低工賃の設定状況

- 沖縄県では、現在、縫製業のみ最低工賃の設定がされている。
- 縫製業については、平成31年3月の本審議会において、「最低工賃の見直し」の見送りがされている。

件名	事項	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	平成13年	平成15年	第4回改正
琉球かすり	公示年月日	昭和53年8月10日	昭和56年5月30日	昭和60年3月30日	昭和63年4月28日	—	平成15年1月17日	—
	発効年月日	昭和53年9月9日	昭和56年6月30日	昭和60年4月29日	昭和63年5月28日	—		
	委託者数	18件	19件	21件	7件	12件	廃止	廃止
	家内労働者数	266人	271人	171人	113人	73人		
琉球人形	公示年月日	昭和54年7月4日	昭和58年8月31日	昭和61年5月19日	—	平成13年4月12日	—	—
	発効年月日	昭和54年8月3日	昭和58年9月30日	昭和61年6月18日	—			
	委託者数	21件	10件	6件	—	廃止	廃止	廃止
	家内労働者数	622人	115人	100人	—			
縫製業	公示年月日	昭和55年3月24日	昭和59年9月4日	昭和62年5月2日	平成2年3月20日	—	—	平成27年3月31日
	発効年月日	昭和55年4月23日	昭和59年10月4日	昭和62年6月1日	平成2年4月19日	—	—	平成27年4月30日
	委託者数	19件	15件	17件	12件	8件	8件	11件
	家内労働者数	244人	106人	166人	159人	110人	111人	66人

沖縄県縫製業の委託者及び家内労働者数の推移

	昭和55年	昭和59年	昭和62年	平成2年	平成13年	平成15年	平成17年	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
委託者数	19	15	17	12	8	8	14	12	12	11	11	11	13	12	12	17	17	16
家内労働者数	244	106	166	159	110	111	149	115	118	71	61	66	77	68	75	94	92	80

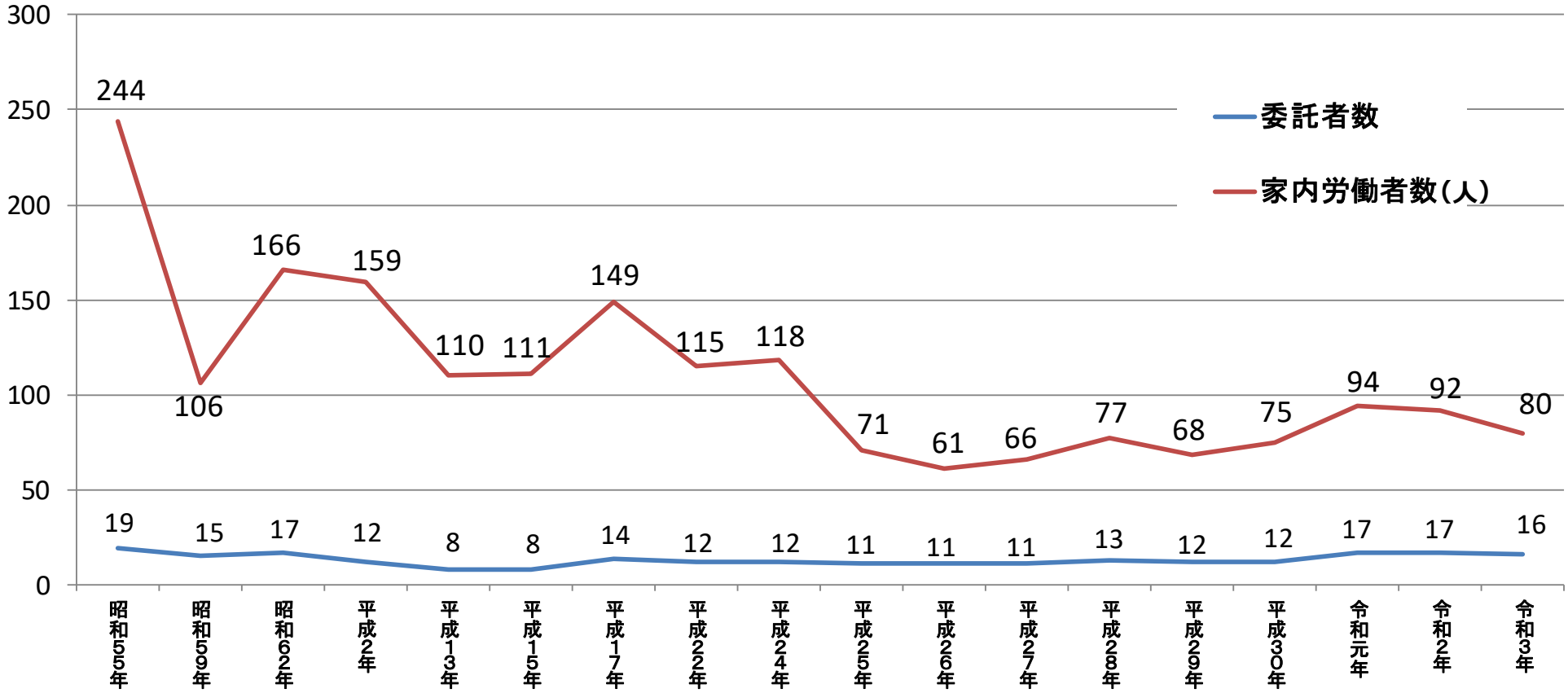

沖縄県縫製業最低工賃（平成27年４月30日効力発生）

１．適用する家内労働者	沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
２．適用する委託者	上記１の家内労働者に上記１の業務を委託する委託者
３．上記１の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品目			業務	工程	金額		
男子服	作業用ズボン			縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	480 円	0 銭
					裾上げ	1本につき	100 円	0 銭
				まとめ	ボタン付け	1個につき	10 円	0 銭
					糸くず取り	1本につき	21 円	0 銭
婦人服・子供服		婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)		縫製	丸縫い	1枚につき	1,250 円	0 銭
		ブラウス・シャツ		縫製	丸縫い	1枚につき	500 円	0 銭
		上記共通		まとめ	肩パット付け	1組につき	25 円	0 銭
		婦人用スカート(裏地無し)		縫製	丸縫い	1枚につき	500 円	0 銭
		婦人用スラックス(裏地無し)				1本につき	450 円	0 銭
		上記共通		まとめ	ボタン付け	1個につき	10 円	0 銭
					かぎホック付け	1組につき	10 円	0 銭
					スナップ付け	1組につき	10 円	0 銭
					糸ループ付け	1ヵ所につき	7 円	0 銭
					糸くず取り	1枚・本につき	16 円	0 銭
		婦人用ムームー		縫製	丸縫い	1枚につき	310 円	0 銭
		子供用ムームー				1枚につき	210 円	0 銭
		ジュニアシャツブラウス				1枚につき	376 円	0 銭
	上記共通			まとめ	糸くず取り	1枚につき	14 円	0 銭
学校服		男子服	上衣(白シャツ)	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	320 円	0 銭
					丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	480 円	0 銭
					芯地張り(半袖)	1枚につき	120 円	0 銭
					芯地張り(長袖)	1枚につき	140 円	0 銭
				まとめ	ボタン付け	1個につき	10 円	0 銭
					穴かがり	1個につき	10 円	0 銭
			上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	135 円	0 銭
			ズボン		糸くず取り	1本につき	21 円	0 銭
		セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき	340 円	0 銭
					芯地張り	1枚につき	120 円	0 銭
			冬物		丸縫い	1枚につき	430 円	0 銭
					芯地張り	1枚につき	140 円	0 銭
		上記共通		まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10 円	0 銭
					糸くず取り	1枚につき	20 円	0 銭

	品目			業務	工程	金額		
学校服	ブレザー			まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	64 円	0 銭
					ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10 円	0 銭
	ひだスカート			縫製	丸縫い	1枚につき	500 円	0 銭
		プリーツ加工されていないもの		まとめ	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及びひだのしつけ	1枚につき	80 円	0 銭
		プリーツ加工されているもの			糸くず取り及びスナップ付け	1枚につき	30 円	0 銭
	半ズボン			まとめ	糸くず取り	1本につき	14 円	0 銭
	ジャンパースカート				糸くず取り及びそで口まつり	1枚につき	51 円	0 銭
シャツ	シャツ	アロハシャツ	大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	350 円	0 銭
			子供用			1枚につき	200 円	0 銭
		かりゆしウェア	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	350 円	0 銭
			女性用開襟タイプ			1枚につき	290 円	0 銭
			男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)			1枚につき	400 円	0 銭
			子供用開襟タイプ			1枚につき	200 円	0 銭
	上記共通			まとめ	糸くず取り	1枚につき	20 円	0 銭
寝具製品		病衣	S～3Lサイズのもの	縫製	丸縫い	1枚につき	350 円	0 銭
			4L～5Lサイズのもの			1枚につき	450 円	0 銭
	上記共通			まとめ	タグ付け	1枚につき	20 円	0 銭
					糸くず取り	1枚につき	15 円	0 銭
	ピロケース			縫製	側縫い	1枚につき	82 円	0 銭
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの				1枚につき	45 円	0 銭
		裏地の付いていないもの				1枚につき	35 円	0 銭
	敷布団(Sサイズのもの)			縫製	側縫い	1枚につき	26 円	0 銭
	掛布団(Sサイズのもの)					1枚につき	93 円	0 銭
	パット					1枚につき	26 円	0 銭
ニット製品等	パンティ			まとめ	ゴム通し	1枚につき	3 円	0 銭
	ブリーフ			縫製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3 円	40 銭
				まとめ	袋入れ及び箱詰め	1枚につき	3 円	30 銭
	Tシャツ				糸切り	1枚につき	2 円	10 銭
					ネーム折り	1枚につき	0 円	43 銭
	ショーツ			縫製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18 円	0 銭

令和３年度縫製業の委託者（16社）への調査結果（電話ヒアリング）

（１）最低工賃が定められていることについての認識の有無

	有	無	不明	備考
委託者	１１	5	0	
家内労働者	4	7	5	委託者を通じた確認

（２）最低工賃の改正の必要性の有無又は廃止（委託者への調査）

	有	無	廃止	どちらでも良い
委託者	6	0	1	9

（３）意見等

・改正の必要性の有無はわからないが実態に合わせた最低工賃にした方が良いのでは。
・ある程度の基準（目安）はあった方が良い。
・改定するなら「沖縄県最低賃金」並みにして欲しい。
・最低工賃では引き受けてくれない。
・見合った工賃を払わないと離れていく。

（４）その他

・最低工賃を下回る工賃で依頼しているケースもあった（別添１参照）。

(調査実施時期　令和３年12月)

沖縄県内の縫製業の景況等

～沖縄県衣類縫製品工業組合（正会員17社、賛助会員19社）へのヒアリング結果（令和３年12月実施）より～

- 組合員の主力製品はかりゆしウェア。
- かりゆしウェアの製造枚数について令和２年は約37万枚、また、令和３年は30万枚と推計しており、3年連続で減少の見込み。
- 若い人が入ってこないこと、ミシン工の募集にも応募者がいないことが課題。
- 家内労働者の今後の増減は不明。

１　かりゆしウェア製造枚数（下げ札発行枚数）

沖縄県調べ

	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
合計	44,179	49,417	58,050	111,499	121,153	154,600	248,076	314,354	305,556	382,839	374,424	308,633	268,131	315,199	352,833	385,965	431,514	493,035	433,803	450,204	454,437	466,508	427,266	374,525
対前年比較(枚)	－	5,238	8,633	53,449	9,654	33,447	93,476	66,278	△ 8,798	77,283	△ 8,415	△ 65,791	△ 40,502	47,068	37,634	33,132	45,549	61,521	△ 59,232	16,401	4,233	12,071	△ 39,242	△ 52,741
前年比率		112%	117%	192%	109%	128%	160%	127%	97%	125%	98%	82%	87%	118%	112%	109%	112%	114%	88%	104%	101%	103%	92%	88%

※製造数（下げ札発行枚数）は、平成28年度までは沖縄県衣類縫製品工業組合員のみの製造数。平成29年からは、沖縄県衣類縫製品工業組合、NPO法人沖縄県工芸産業協働センター及び一般社団法人ファッションデザイナークラブ琉球の合計の製造数となる。

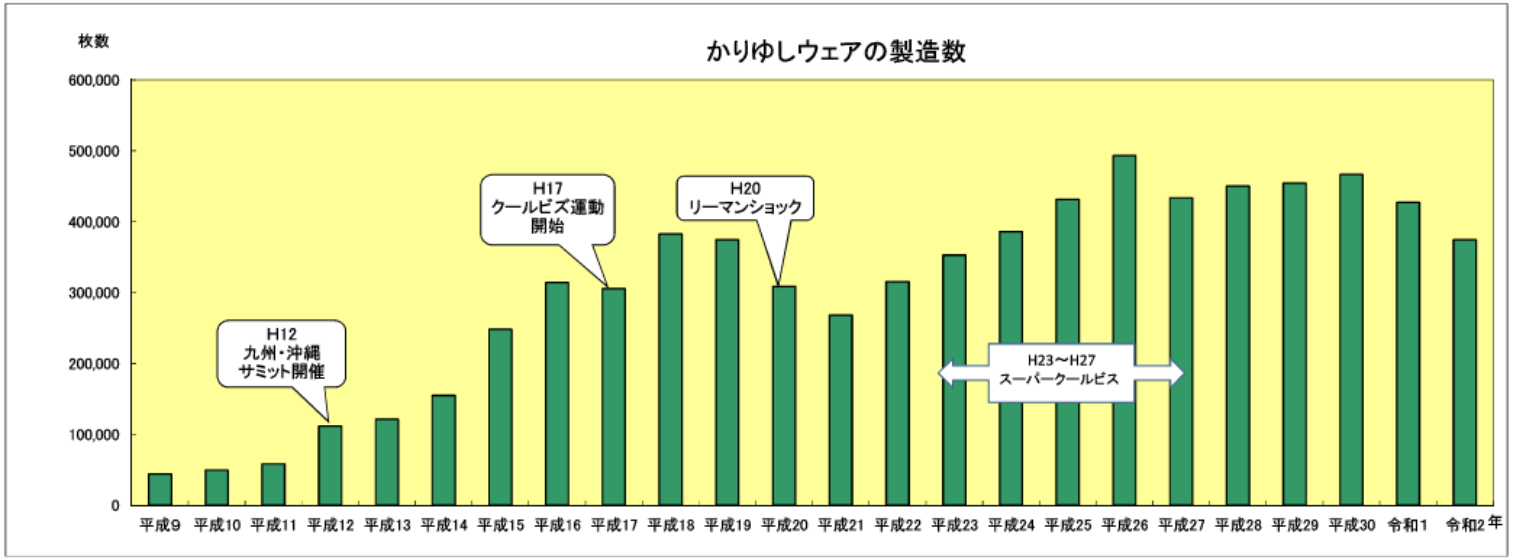

注：　かりゆしウエアの生産予定数の申請に基づく「下げ札」の発行枚数です（「かりゆし」は沖縄県衣類縫製品工業組合の所有する登録商標です。同組合は、沖縄県で縫製加工されたものを認定する「沖縄産かりゆしウェア」の下げ札を発行しています：登録第4478571号）

【資料出所】沖縄県（商工労働部ものづくり振興課）HP

沖縄県縫製業最低工賃への対応方針について

➢ 以下の（１）～（３）のいずれかの対応が必要。

（１）改正（諮問）

最低工賃の改正については、家内労働者・委託者からの申出又は次の要件のいずれかに合致するものから優先的に行うとともに、３年以内に行うものとする。

イ　前回の改正から３年以上経過しているもの
ロ　継続性のある業種で、 適用家内労働者数が300人以上存在するもの
ハ　他地域との関連性が強い業種
ニ　管内の主要業種に関連するもの
ホ　工賃が低廉な業種

令和4年3月15日沖縄地方労働審議会にて「改正諮問実施が適当」との公労使意見一致により、同日改正諮問実施。令和4年度に最低工賃専門部会を設置、委員を指名し、答申に向けて調査審議を行うこととなった。

（２）廃止（諮問）

適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討すること。 なお、当該最低工賃の廃止については、審議会等の意見を十分に尊重すること。

（３）見直し（改正・廃止）について見送る

実態調査の実施を始めとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等の理由により、改正等を行う状況にないと判断する場合は、本審議会において、見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、見送りを行うこと。

（ 別添1 ）

1枚（個）当たりの最高・最低工賃額

	品　目		工　程	金　額		1枚(個)当たり工賃額(最高額)	1枚(個)当たり工賃額(最低額)
男子服	作業用ズボン	縫　製	丸縫い（裾上げ無し）	1本につき	480 円 0 銭		
			裾上げ	1本につき	100 円 0 銭		
		まとめ	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭		
			糸くず取り	1本につき	21 円 0 銭		
婦人服・子供服	婦人用ワンピース（ノースリーブ、裏地・襟無し）	縫製	丸縫い	1枚につき	1,250 円 0 銭	2,000円	1,300円
						30,000円	8,000円
	ブラウス・シャツ	縫　製	丸縫い	1枚につき	500 円 0 銭	30,000円	8,000円
	上記共通	まとめ	肩パット付け	1組につき	25 円 0 銭		
	婦人用スカート（裏地無し）	縫　製	丸縫い	1枚につき	500 円 0 銭		
	婦人用スラックス（裏地無し）			1本につき	450 円 0 銭		
	上記共通	まとめ	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭		
			かぎホック付け	1組につき	10 円 0 銭		
			スナップ付け	1組につき	10 円 0 銭		
			糸ループ付け	1ヵ所につき	7 円 0 銭		
			糸くず取り	1枚・本につき	16 円 0 銭		
	婦人用ムームー	縫　製	丸縫い	1枚につき	310 円 0 銭		
	子供用ムームー			1枚につき	210 円 0 銭		
	ジュニアシャツブラウス			1枚につき	376 円 0 銭		
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	14 円 0 銭		
学校服	男子服 上衣（白シャツ）	縫　製	丸縫い（半袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき	320 円 0 銭		
			丸縫い（長袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき	480 円 0 銭	680円	
			芯地張り（半袖）	1枚につき	120 円 0 銭		
			芯地張り（長袖）	1枚につき	140 円 0 銭		
		まとめ	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭		
			穴かがり	1個につき	10 円 0 銭		
	男子服 上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及び ボタン付け	1枚につき	135 円 0 銭	112円	102円
	男子服 ズボン		糸くず取り	1本につき	21 円 0 銭		
	セーラー服 夏物	縫　製	丸縫い	1枚につき	340 円 0 銭		
			芯地張り	1枚につき	120 円 0 銭		
	セーラー服 冬物		丸縫い	1枚につき	430 円 0 銭		
			芯地張り	1枚につき	140 円 0 銭		
	セーラー服 上記共通	まとめ	ボタン付け（スナップ付け）	1個につき	10 円 0 銭		
			糸くず取り	1枚につき	20 円 0 銭		
学校服	ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	64 円 0 銭		
			ボタン付け（スナップ付け）	1個につき	10 円 0 銭		
	ひだスカート	縫　製	丸縫い	1枚につき	500 円 0 銭		
	ひだスカート プリーツ加工されていないもの	まとめ	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及び ひだのし	1枚につき	80 円 0 銭		
	ひだスカート プリーツ加工されているもの		糸くず取り及び スナップ付け	1枚につき	30 円 0 銭		
	半ズボン	まとめ	糸くず取り	1本につき	14 円 0 銭		
	ジャンパースカート		糸くず取り及び そで胸口まつり	1枚につき	51 円 0 銭		
シャツ	アロハシャツ 大人用	縫　製	丸縫い及び パッチポケット付け	1枚につき	350 円 0 銭		
	アロハシャツ 子供用			1枚につき	200 円 0 銭		
	かりゆしウェア（※1） 男性用開襟タイプ	縫　製	丸縫い（ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し）	1枚につき	350 円 0 銭	2,500円	1,000円
	かりゆしウェア（※1） 女性用開襟タイプ			1枚につき	290 円 0 銭	3,000円	1,550円
	かりゆしウェア（※1） 男女共通（シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ）			1枚につき	400 円 0 銭	570円	450円
	かりゆしウェア（※1） 子供用開襟タイプ			1枚につき	200 円 0 銭		
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	20 円 0 銭	20円	17円
寝具製品	病衣 S～3Lサイズのもの	縫　製	丸縫い	1枚につき	350 円 0 銭		
	病衣 4L～5Lサイズのもの			1枚につき	450 円 0 銭		
	上記共通		タグ付け	1枚につき	20 円 0 銭		
			糸くず取り	1枚につき	15 円 0 銭		
	ピロケース		側縫い	1枚につき	82 円 0 銭		
	羽根枕　中袋 裏地の付いているもの			1枚につき	45 円 0 銭	金額不明	
	羽根枕　中袋 裏地の付いていないもの			1枚につき	35 円 0 銭		
	敷布団(Sサイズのもの)		側縫い	1枚につき	26 円 0 銭		
	掛布団(Sサイズのもの)			1枚につき	93 円 0 銭		
	パット			1枚につき	26 円 0 銭		
ニット製品等	パンティ	まとめ	ゴム通し	1枚につき	3 円 0 銭		
	ブリーフ	縫　製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3 円 40 銭		
	ブリーフ	まとめ	袋入れ及び箱詰め	1枚につき	3 円 30 銭		
	Tシャツ		糸切り	1枚につき	2 円 10 銭		
	Tシャツ		ネーム折り	1枚につき	0 円 43 銭		
	ショーツ	縫　製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18 円 0 銭		

(※1)タイプ別までヒアリング時に確認できていない。
(※2)ヒアリング時に確認できたもののみ記載。

沖 縄 県 縫 製 業 最 低 工 賃(旧)

1. **適用する家内労働者**
   沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
2. **適用する委託者**
   前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. **第1号の家内労働者に係る最低工賃額**
   次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品目		業務	工程	金額		
男子服	替えズボン		縫製	丸縫い	1本につき	845円	0銭
			まとめ	糸くず取り及びまつり	1本につき	27円	0銭
			縫製	丸縫い(後ろポケットを除く。)	1本につき	515円	0銭
			まとめ	糸くず取り	1本につき	21円	0銭
婦人・子供服	婦人用ブラウス	普通のもの(前身ごろ2枚、後見ごろ2枚、そで2枚(カフス付)及び襟1枚のもの)	縫製	丸縫い	1枚につき	412円	0銭
		高級なもの(前身ごろ3枚以上、後見ごろ3枚以上、そで4枚以上(カフス付)襟2枚以上及びフリル又はピンタック等の加わるもの。)			1枚につき	824円	0銭
			まとめ	肩パット付け	1組につき	21円	0銭
				糸くず取り	1枚につき	16円	0銭
	婦人シャツブラウス		縫製	丸縫い	1枚につき	484円	0銭
			まとめ	糸くず取り	1枚につき	16円	0銭
	婦人用ベスト(裏地の付いているもの)		縫製	丸縫い	1枚につき	819円	0銭
			まとめ	糸くず取り及びボタン付け	1枚につき	86円	0銭
	婦人用スカート(裏地の付いているもの)	セミタイト型のもの	縫製	丸縫い	1枚につき	433円	0銭
			まとめ	糸くず取り及びボタン及びスナップ付け	1枚につき	45円	0銭
		ボックスプリーツ型のもの	縫製	丸縫い	1枚につき	536円	0銭
			まとめ	糸くず取り及びボタン及びスナップ付け	1枚につき	56円	0銭
		プリーツ型のもの	縫製	丸縫い	1枚につき	788円	0銭
			まとめ	糸くず取り及びボタン及びスナップ付け	1枚につき	70円	0銭
	婦人用スラックス(裏地の付いているもの)		縫製	丸縫い	1本につき	685円	0銭
	婦人用スラックス(裏地の付いていないもの)				1本につき	304円	0銭
	婦人用ワンピース				1枚につき	1,432円	0銭
			まとめ	糸くず取り及びケープビーズ付け	1枚につき	86円	0銭
	子供用ムームー		縫製	丸縫い	1枚につき	206円	0銭
	婦人用ムームー				1枚につき	309円	0銭
	ジュニアシャツブラウス				1枚につき	376円	0銭
			まとめ	糸くず取り	1枚につき	14円	0銭

規格統一
設定廃止
型別統一
規格統一

沖 縄 県 縫 製 業 最 低 工 賃(改正)

1. **適用する家内労働者**
   沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
2. **適用する委託者**
   前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. **第1号の家内労働者に係る最低工賃額**
   次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品目		業務	工程	金額		
男子服	作業用ズボン		縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	480円	0銭
				裾上げ	1本につき	100円	0銭
			まとめ	ボタン付け	1個につき	10円	0銭
				糸くず取り	1本につき	21円	0銭
婦人服・子供服		婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,250円	0銭
		婦人用ブラウス・シャツ	縫製	丸縫い	1枚につき	500円	0銭
		上記共通	まとめ	肩パット付け	1組につき	25円	0銭
		婦人用スカート(裏地無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	500円	0銭
		婦人用スラックス(裏地無し)	縫製	丸縫い	1本につき	450円	0銭
		上記共通	まとめ	ボタン付け	1個につき	10円	0銭
				かぎホック付け	1組につき	10円	0銭
				スナップ付け	1組につき	10円	0銭
				糸ループ付け	1ヵ所につき	7円	0銭
				糸くず取り	1枚・本につき	16円	0銭
		婦人用ムームー	縫製	丸縫い	1枚につき	310円	0銭
		子供用ムームー			1枚につき	210円	0銭
		ジュニアシャツブラウス			1枚につき	376円	0銭
		上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	14円	0銭

	品目		業務	工程	金額	
学校服	男子服	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びホック付け	1枚につき	128 円 0 銭
		ズボン		糸くず取り	1本につき	21 円 0 銭
	夏物セーラー服		縫製	丸縫い	1枚につき	340 円 0 銭
				丸縫い(胸ポケットを除く)	1枚につき	263 円 0 銭
			まとめ	糸くず取り、まつり及びスナップ付け	1枚につき	37 円 0 銭
	冬物セーラー服		縫製	丸縫い	1枚につき	510 円 0 銭
				丸縫い(胸ポケットを除く)	1枚につき	474 円 0 銭
			まとめ	糸くず取り、まつり及びスナップ付け	1枚につき	58 円 0 銭
	ブレザー			糸くず取り及びまつり	1枚につき	64 円 0 銭
	ひだスカート	プリーツ加工されていないもの	縫製	丸縫い	1枚につき	247 円 0 銭
			まとめ	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及びひだのしつけ	1枚につき	80 円 0 銭
		プリーツ加工されているもの	縫製	丸縫い	1枚につき	193 円 0 銭
			まとめ	糸くず取り及びスナップ付け	1枚につき	14 円 0 銭
	半ズボン		まとめ	糸くず取り	1本につき	14 円 0 銭
	ジャンパースカート			糸くず取り及びそで胸口まつり	1枚につき	51 円 0 銭
シャツ	大人用アロハシャツ		縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	210 円 0 銭
				丸縫い、玉縁ポケット作り及び玉縁ポケット	1枚につき	310 円 0 銭
	子供用アロハ(上衣及び下衣が組になっているもの)			丸縫い及びパッチポケット付け	1組につき	210 円 0 銭
				丸縫い、玉縁ポケット作り及び玉縁ポケット	1組につき	310 円 0 銭
	子供用アロハシャツ			丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	125 円 0 銭
				丸縫い、玉縁ポケット作り及び玉縁ポケット	1枚につき	230 円 0 銭

	品目		業務	工程	金額	
寝具製品	病衣	3S、S又はMサイズのもの	縫製	丸縫い	1枚につき	181 円 0 銭
		L又はLLサイズのもの			1枚につき	192 円 0 銭
			まとめ	糸くず取り	1枚につき	11 円 0 銭
	コタツ布団		縫製	側縫い	1枚につき	124 円 0 銭
	コタツ敷布団				1枚につき	62 円 0 銭
	ピロケース				1枚につき	82 円 0 銭
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの	縫製	側縫い	1枚につき	45 円 0 銭
		裏地の付いていないもの			1枚につき	35 円 0 銭
	敷布団(Sサイズのもの)		縫製	側縫い	1枚につき	26 円 0 銭
	掛布団(Sサイズのもの)				1枚につき	93 円 0 銭
	パット				1枚につき	26 円 0 銭

縫製統一

工程設定廃止

サイズ分類変更

設定廃止

	品目			業務	工程	金額	
学校服	男子服	上衣(白シャツ)		縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	320 円 0 銭
					丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	480 円 0 銭
					芯地張り(半袖)	1枚につき	120 円 0 銭
					芯地張り(長袖)	1枚につき	140 円 0 銭
				まとめ	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭
					穴かがり	1個につき	10 円 0 銭
		上衣		まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	135 円 0 銭
		ズボン			糸くず取り	1本につき	21 円 0 銭
	セーラー服	夏物		縫製	丸縫い	1枚につき	340 円 0 銭
					芯地張り	1枚につき	120 円 0 銭
		冬物			丸縫い	1枚につき	430 円 0 銭
					芯地張り	1枚につき	140 円 0 銭
		上記共通		まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10 円 0 銭
					糸くず取り	1枚につき	20 円 0 銭
	ブレザー			まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	64 円 0 銭
					ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10 円 0 銭
	ひだスカート			縫製	丸縫い	1枚につき	500 円 0 銭
		プリーツ加工されていないもの		まとめ	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及びひだのしつけ	1枚につき	80 円 0 銭
		プリーツ加工されているもの			糸くず取り及びスナップ付け	1枚につき	30 円 0 銭
	半ズボン			まとめ	糸くず取り	1本につき	14 円 0 銭
	ジャンパースカート				糸くず取り及びそで胸口まつり	1枚につき	51 円 0 銭
シャツ	アロハシャツ	大人用		縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	350 円 0 銭
		子供用				1枚につき	200 円 0 銭
	かりゆしウェア	男性用開襟タイプ		縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	350 円 0 銭
		女性用開襟タイプ				1枚につき	290 円 0 銭
		男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)				1枚につき	400 円 0 銭
		子供用開襟タイプ				1枚につき	200 円 0 銭
	上記共通			まとめ	糸くず取り	1枚につき	20 円 0 銭
寝具製品	病衣	S～3Lサイズのもの		縫製	丸縫い	1枚につき	350 円 0 銭
		4L～5Lサイズのもの				1枚につき	450 円 0 銭
	上記共通			まとめ	タグ付け	1枚につき	20 円 0 銭
					糸くず取り	1枚につき	15 円 0 銭
	ピロケース			縫製	側縫い	1枚につき	82 円 0 銭
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの				1枚につき	45 円 0 銭
		裏地の付いていないもの				1枚につき	35 円 0 銭
	敷布団(Sサイズのもの)			縫製	側縫い	1枚につき	26 円 0 銭
	掛布団(Sサイズのもの)					1枚につき	93 円 0 銭
	パット					1枚につき	26 円 0 銭

	品　目	業 務	工　程	金　　額
ニット製品	パンティ	まとめ	ゴム通し	1枚につき　2円　10銭
	ブリーフ	縫　製	天ゴムネーム付け	1枚につき　3円　40銭
		まとめ	袋入れ及び箱詰め	1枚につき　2円　70銭
	Tシャツ		糸切り	1枚につき　2円　10銭
			ネーム折り	1枚につき　円　43銭
	ショーツ	縫　製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき　18円　0銭

効力発生の日　平成2年4月19日

	品　目	業 務	工　程	金　　額
ニット製品等	パンティ	まとめ	ゴム通し	1枚につき　3円　0銭
	ブリーフ	縫　製	天ゴムネーム付け	1枚につき　3円　40銭
		まとめ	袋入れ及び箱詰め	1枚につき　3円　30銭
	Tシャツ		糸切り	1枚につき　2円　10銭
			ネーム折り	1枚につき　0円　43銭
	ショーツ	縫　製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき　18円　0銭

効力発生の日　平成27年4月30日(予定)

別紙1

資料　8

沖 縄 県 縫 製 業 最 低 工 賃（他県等の類似工賃との比較）

1. 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

茨城県/H17.4.1

	品目	業務	工程	金額	青森県/R4.4.1	岩手県/H29.5.21	宮城県/H29.5.4	秋田県/R3.4.2	山形県/H30.4.	福島県/R3.5.1	茨城県/H15.4.	栃木県/R4.4.21
男子服	作業用ズボン ※男子既製服製造業におけるズボン/スラックスの場合赤字	縫製	丸縫い（裾上げ無し）	1本につき 480円 0銭								
			裾上げ	1本につき 100円 0銭								
		まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭	10円/1個	11円/1個	12円/1個	8～19円/1個	9～11円/1個	12円/1個	17円/1個	20円/1個
			糸くず取り	1本につき 21円 0銭	30円/1本	29円/1本	29円/1本	14円/1本	29円/1本	37円/1本	20円/1本	31円/1本
婦人服・子供服	婦人用ワンピース（ノースリーブ、裏地・襟無し）	縫製	丸縫い	1枚につき 1,250円 0銭								
	ブラウス・シャツ	縫製	丸縫い	1枚につき 500円 0銭								
	上記共通	まとめ	肩パット付け	1組につき 25円 0銭	39円/1組	28円/2か所	36円/1組	27円/1組	33円/1組	45円/1組	42円/1組	34円/1組
	婦人用スカート（裏地無し）	縫製	丸縫い	1枚につき 500円 0銭								
	婦人用スラックス（裏地無し）			1本につき 450円 0銭								
	上記共通	まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭	10～17円/1個	7～11円/1個	10～13円/1個	8～19円/1個	9～13円/1個	10～11円/1個	10～16円/1個	14～16円/1個
			かぎホック付け	1組につき 10円 0銭	20～22円/1組	21円/1組	22円/1組	23円/1組	20～23円/1組	21円/1組	20～29円/1組	23～32円/1組
			スナップ付け	1組につき 10円 0銭	17～22円/1組	21円/1組	16～18円/1組	27円/1組	19円/1組	21円/1組	18～19円/1組	23円/1組
			糸ループ付け	1ヵ所につき 7円 0銭	13～14円/1か所	11円/1か所	14円/1か所	10円/1か所	9～12円/1か所	18円/1か所	11円/1か所	14円/1か所
					鎖糸	鎖糸	鎖糸		鎖糸	鎖糸		鎖糸
			糸くず取り	1枚・本につき 16円 0銭	18～25円/1枚	15～22円/1枚	22～30円/1枚	19～28円/1枚	18円/1枚	13～25円/1枚	18～24円/1枚	23円/1枚
	婦人用ムームー	縫製	丸縫い	1枚につき 310円 0銭								
	子供用ムームー			1枚につき 210円 0銭								
	ジュニアシャツブラウス			1枚につき 376円 0銭								
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき 14円 0銭								
学校服	男子服 上衣（白シャツ）	縫製	丸縫い（半袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 320円 0銭								
			丸縫い（長袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 480円 0銭								
			芯地張り（半袖）	1枚につき 120円 0銭								
			芯地張り（長袖）	1枚につき 140円 0銭								
		まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭								
			穴かがり	1個につき 10円 0銭								
	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき 135円 0銭								
	ズボン		糸くず取り	1本につき 21円 0銭								
	セーラー服 夏物	縫製	丸縫い	1枚につき 340円 0銭								
			芯地張り	1枚につき 120円 0銭								
	冬物		丸縫い	1枚につき 430円 0銭								
			芯地張り	1枚につき 140円 0銭								
	上記共通	まとめ	ボタン付け（スナップ付け）	1個につき 10円 0銭								
			糸くず取り	1枚につき 20円 0銭								

	品目	業務	工程	金額	青森県/R4.4.1	岩手県/H29.5.21	宮城県/H29.5.4	秋田県/R3.4.2	山形県/H30.4.	福島県/R3.5.1	茨城県/H15.4.	栃木県/R4.4.21
学校服	ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき 64円 0銭								
			ボタン付け（スナップ付け）	1個につき 10円 0銭								
	ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき 500円 0銭								
	プリーツ加工されていないもの	まとめ	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及びひだのしつけ	1枚につき 80円 0銭								
	プリーツ加工されているもの		糸くず取り及びスナップ付け	1枚につき 30円 0銭								
	半ズボン	まとめ	糸くず取り	1本につき 14円 0銭								
	ジャンパースカート		糸くず取り及びそで口まつり	1枚につき 51円 0銭								
シャツ	アロハシャツ 大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき 350円 0銭								
	子供用			1枚につき 200円 0銭								
	かりゆしウェア 男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い（ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し）	1枚につき 350円 0銭								
	女性用開襟タイプ			1枚につき 290円 0銭								
	男女共通（シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ）			1枚につき 400円 0銭								
	子供用開襟タイプ			1枚につき 200円 0銭								
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき 20円 0銭								
寝具製品	病衣 S～3Lサイズのもの	縫製	丸縫い	1枚につき 350円 0銭								
	4L～5Lサイズのもの			1枚につき 450円 0銭								
	上記共通	まとめ	タグ付け	1枚につき 20円 0銭								
			糸くず取り	1枚につき 15円 0銭								
	ピロケース	縫製	側縫い	1枚につき 82円 0銭								
	羽根枕中袋 裏地の付いているもの			1枚につき 45円 0銭								
	裏地の付いていないもの			1枚につき 35円 0銭								
	敷布団(Sサイズのもの)	縫製	側縫い	1枚につき 26円 0銭								
	掛布団(Sサイズのもの)			1枚につき 93円 0銭								
	パット			1枚につき 26円 0銭								
ニット製品等	パンティ	まとめ	ゴム通し	1枚につき 3円 0銭								
	ブリーフ	縫製	天ゴムネーム付け	1枚につき 3円 40銭								
		まとめ	袋入れ及び箱詰め	1枚につき 3円 30銭								
	Tシャツ		糸切り	1枚につき 2円 10銭								
			ネーム折り	1枚につき 0円 43銭								
	ショーツ	縫製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき 18円 0銭								

効力発生の日　平成27年4月30日

群馬県/H18.5.	埼玉県/H11.4.30	千葉県/H21.5.27	東京都/H21.4.	新潟県/H12.4.	福井県/R4.4.22	長野県/H14.3.31	岐阜県/H7.3.3	大阪府/H28.8.1	鳥取県/H27.5.2	島根県/H15.6.25	広島県/H11.5.2	山口県/H21.5.1(	高知県/H27.6.	福岡県/H27.4.1
							340円/1本				370円/1本			
							縫いっぱなし							
	10.5～18.5円/1個			11円/1個			10円/1本	6円/1個	8円/1個	8円/1個				10円/1個
							2個付けに限る							
				22円/1本		20円/1本		23円/1本	22円/1本	23円/1本	13から17円/1本	26円/1本		22円/1本
												既製服は20円/1本		
											400円/1枚			
											400円/1枚			
34円/1組	31円/1組	23円/1組	40～42円/1組	38円/1組		58円/1組			25円/1組		25円/1組			32円/1組
							350円/1枚				400円/1枚			
							350円/1枚				400円/1枚			
											400円/1本			
9円/1個	10.5～18.5円/1個	6～14円/1個	8～14円/1個	9～14円/1個	11～14円/1個	13円/1個	5から8円/1個		7円/1個		6円/1個			9～13円/1個
18～25円/1組	21～23円/1組	16～21円/1組	19～22円/1組	20円/1組	34円/1組	28円/1組	10円/1組		20～21円/1組		15円/1組			17円/1組
18円/1組	21円/1組	12円/1組	17円/1組	20円/1組	26円/1組	26円/1組	10円/1組		18円/1組	16円/1組	15円/1組			15円/1組
12円/1か所	15円/1か所	3～9円/1か所	8～12円/1か所	11円/1か所	25円/1か所	13円/1か所	6～7円/1か所		7～10円/1か所		6円/1か所			13円/1か所
鎖糸			鎖糸		手編みに限る									
16円/1枚		18円/1枚		20円/1枚	22円/1枚	19～24円/1枚			14～15円/1枚		10円/1枚		12円/1枚	15～19円/1枚
												22円/糸くずのみ		
												21円/1本		

R4.3.14廃止意見公示

佐賀/R4.4.24	長崎県/H13.4.1	熊本県/H16.4.2	大分県/H13.9.	宮崎県/H13.5.1
10～24円/1組	11～21円/2組	33円/1組		29.9円/1組
				つけそでくるみ半月系パット付け
6～11円/1個	8～10円/1個	8～15円/1個	8円/1個	6.1～7.5円/1個
14～20円/1組	20円/1組	23円/1組		15から18.1円/1組
13円/1組	13～15円/1組	14～15円/1組	15円/1組	15円/1組
5～9円/1か所	5～9円/1か所	10円/1か所	7円/1か所	2.3円/1か所
				セッパ付け
15円/1枚	13～16円/1枚	15円/1枚	11円/1枚	15円/1着

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃

効力発生の日　令和４年４月１日

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

１　男子既製服製造業に係るまとめの業務

品目	工程		規格	金額	
背広上衣	①	上襟付けまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚(30センチメートル)につき	46円
	②	下襟絡げまつり		１枚(10センチメートル)につき	39円
	③	肩裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚(17センチメートル×2)につき	39円
	④	袖付け裏まつり		１枚(60センチメートル×2)につき	157円
	⑤	身返し奥星入れ	針目が３センチメートル間隔に４針以上	１枚(70センチメートル×2)につき	107円
	⑥	身返し７㎜星入れ		１枚(45センチメートル×2)につき	63円
	⑦	背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	１枚につき	15円
	⑧	ベントまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１か所(10センチメートル)につき	19円
	⑨	ベント止め	２本糸を×印の仕付け止め	１か所につき	10円
	⑩	背裾まつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚(20センチメートル×2)につき	66円
	⑪	ボタン付け	中ボタン(４つ穴)、根巻き４回以上	１個につき	15円
	⑫	前裏裾まつり	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１枚(30センチメートル×2)につき	59円
	⑬	脇裏まつり		１枚(55センチメートル×2)につき	59円
	⑭	肩パット付け		１組につき	39円
	⑮	糸始末(糸くず取りを含む。)		１枚につき	39円
ズボン	①	腰裏かんぬき止め	12か所	１本につき	44円
	②	腰裏後端まつり	針目が３センチメートル間隔に10針以上	１本につき	13円
	③	前立てまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１本につき	13円
	④	天ぐ裏まつり		１本につき	13円
	⑤	シックまつり		１本につき	13円
	⑥	小股千鳥		１本につき	25円
	⑦	内股千鳥		１本につき	25円
	⑧	腰裏奥まつり	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１本につき	39円
	⑨	ボタン付け	小ボタン、根巻き４回以上	１個につき	10円
	⑩	糸始末(糸くず取りを含む。)		１本につき	30円

※　最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 労働基準部 賃金室（℡０１７－７３４－４１１４）又は最寄りの労働基準監督署まで

男子既製服上衣まとめ作業工程解説図

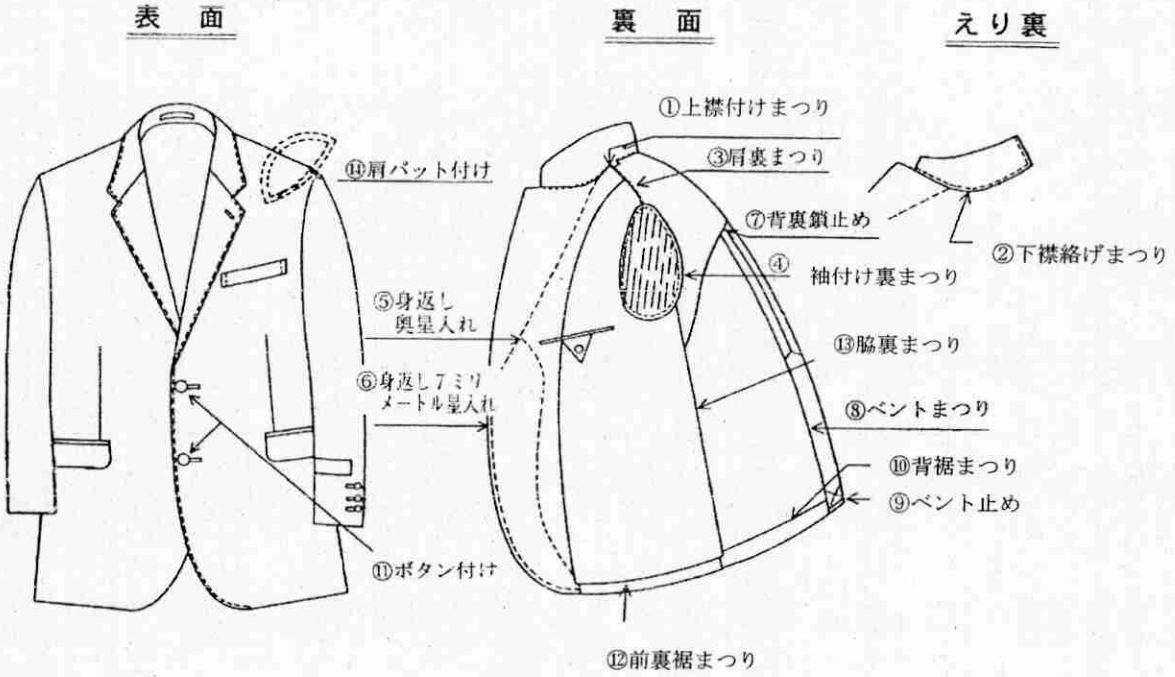

男子既製服ズボンまとめ作業工程解説図

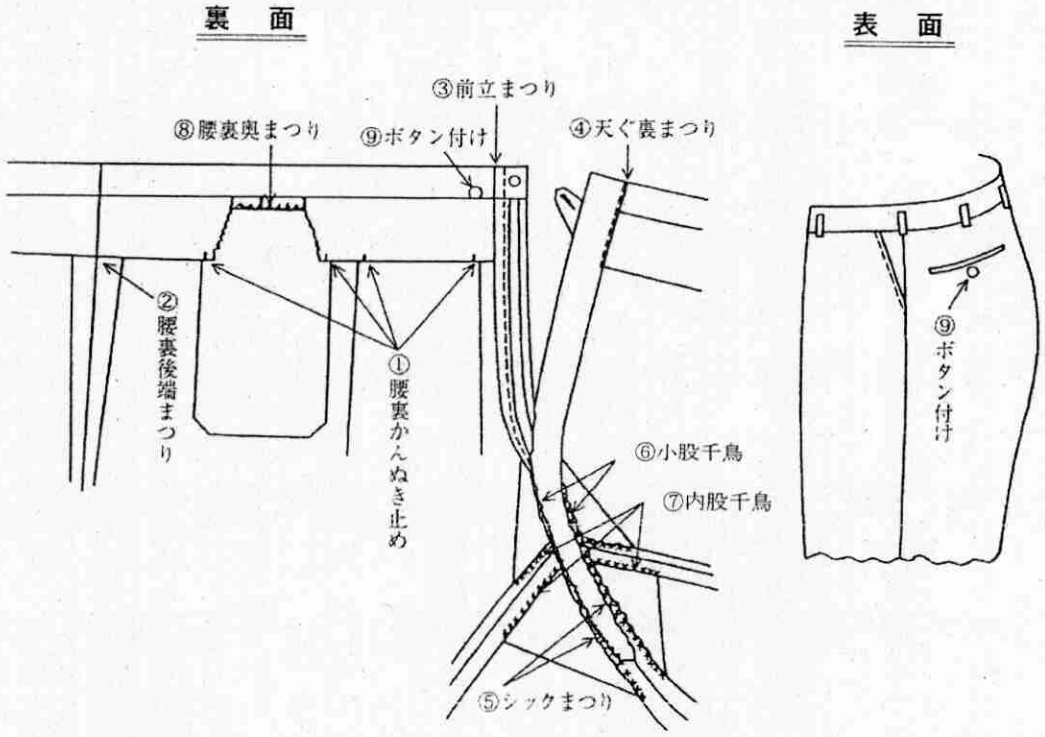

2　婦人既製服製造業に係るまとめの業務

品目	工程		規格	金額
ワンピース	①	裾まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　17円
	②	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　17円
	③	鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、２つ穴	１組につき　22円
	④	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　13円
			飾りボタン付け	１個につき　10円
	⑤	鎖糸ループ付け		１か所につき　13円
	⑥	プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	１か所につき　10円
	⑦	肩パット付け		１組につき　39円
	⑧	糸始末(糸くず取りを含む。)		１枚につき　25円
ブレザー	①	身返し端まつり(千鳥)	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　13円
	②	身返し星入れ	針目が３センチメートル間隔に３針以上	10センチメートルにつき　22円
	③	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　13円
	④	ベント止め	×印の仕付け止め	１か所につき　10円
	⑤	身返し裏まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	10センチメートルにつき　15円
	⑥	袖付け裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	10センチメートルにつき　22円
	⑦	袖口裏まつり		10センチメートルにつき　22円
	⑧	鎖糸ループ付け		１か所につき　22円
	⑨	肩パット付け		１組につき　39円
	⑩	糸始末(糸くず取りを含む。)		１枚につき　22円
コート	①	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　17円
	②	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　13円
			力ボタン付け	１個につき　17円
	③	鎖糸ループ付け		１か所につき　17円
	④	ベント止め	×印の仕付け止め	１か所につき　10円
	⑤	肩パット付け		１組につき　39円
	⑥	糸始末(糸くず取りを含む。)		１枚につき　26円
スカート	①	裾まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　17円
	②	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　22円
	③	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき　22円
	④	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　10円
	⑤	鎖糸ループ付け		１か所につき　14円
	⑥	ベント止め	×印の仕付け止め	１か所につき　10円
	⑦	プリーツ仕付け		１か所につき　10円
	⑧	糸始末(糸くず取りを含む。)		１枚につき　18円
スラックス	①	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　17円
	②	鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき　20円
	③	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　13円
			飾りボタン付け	１個につき　10円
	④	糸始末(糸くず取りを含む。)		１枚につき　22円

※　最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 労働基準部 賃金室（℡０１７－７３４－４１１４）又は最寄りの労働基準監督署まで

婦人既製服まとめ作業工程解説図

ワンピース



スカート

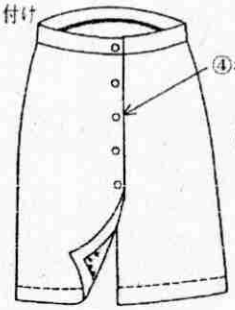

スラックス

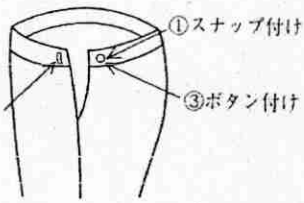

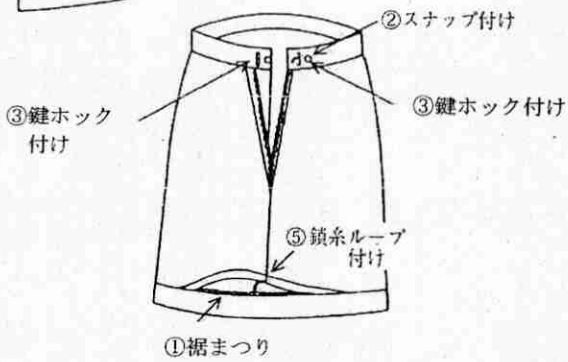

ブレザーコート 裏面

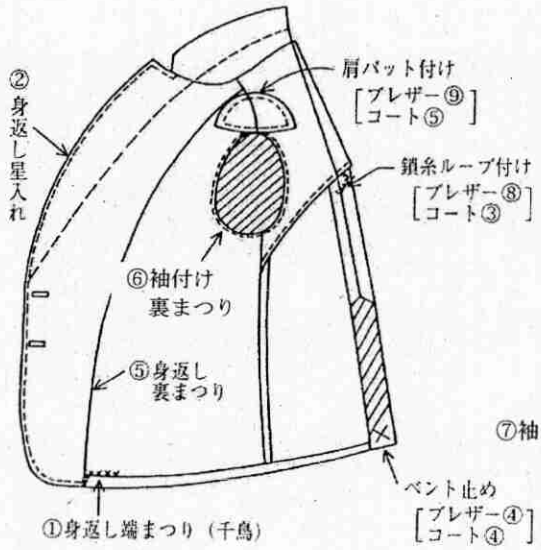

ブレザーコート 表面

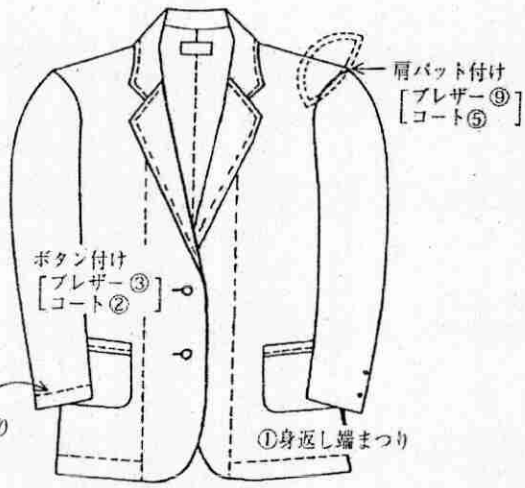

岩手県の最低工賃

婦人・男子既製洋服製造業・電気機械器具製造業

家内労働者に業務を委託する委託者は、次のことを守ってください

1．上記の該当業種で次頁以降に掲げる業務については、最低工賃額以上の工賃を支払ってください。

2．工賃は原則として、現金でその全額を支払ってください。ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金または貯金への振込により支払うことができます。

支払日は、家内労働者より製品を受領した日から１か月以内、又は毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から１か月以内に支払わなければなりません。

3．家内労働手帳を家内労働者に交付し、仕事を委託するときはその都度、次のことを記入してください。

(1) 原材料の受け渡しの都度 → 委託をした業務の内容、納入させる製品の数量、工賃の単価、工賃の支払期日、納品の期日等

(2) 製品の受け渡しの都度 → 製品の受領年月日、受領した製品の数量、工賃の支払額

(3) 工賃を支払う都度 → 支払った工賃の額、工賃の支払年月日

4．家内労働者ごとに氏名、生年月日、性別、住所が記載された帳簿等を備え付け、委託、製品の受領及び工賃支払の都度、次のことを記入してください。この帳簿は最後に記入した日から３年間保存しなければなりません。

(1) 原材料の受け渡しの都度 → 委託年月日、委託をした業務の内容、工賃の単価、納品の時期、工賃の支払期日等

(2) 製品の受け渡しの都度 → 製品の受領年月日、受領した製品の数量

(3) 工賃を支払う都度 → 工賃支払年月日、支払った工賃の額

◎委託状況届等を労働基準監督署に提出し、帳簿を営業所に備え付けましょう

1. 委託状況届の提出

委託者は、この法律の適用を受ける委託者になったときは遅滞なく、それ以後は定期の届出として毎年4月1日現在において委託している仕事の内容や家内労働者数などについて4月30日までに、営業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません（家内労働法第26条）。

2. 家内労働死傷病届の提出

委託者は、家内労働者又は補助者が委託した業務に関し負傷したり、疾病にかかり4日以上仕事を休んだり、死亡した場合には遅滞なく営業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません（家内労働法第26条）。

◎仕事による災害を防止するため必要な措置をとりましょう

委託した仕事で使用する機械や原材料によって、家内労働者がケガをしたり病気になったりしないよう次のことを守りましょう。

委託者が家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、危害防止のため、次のような措置を講じなければなりません（家内労働法第17条）。

【措置事例】

- ○ プレス機械などについては、安全措置を取り付けること。
- ○ 機械の回転軸、バフ盤などについては、覆いを取り付けること。
- ○ その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を記載した「作業心得」などの書面を交付すること。
- ○ 有機溶剤を含んだ絵具・接着剤などの有害物については、漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示すること。

詳しいことは下記へお問い合せ下さい

岩手労働局 労働基準部 賃金室 019-604-3008

盛岡労働基準監督署	019-604-2530	一関労働基準監督署	0191-23-4125
宮古労働基準監督署	0193-62-6455	大船渡労働基準監督署	0192-26-5231
釜石労働基準監督署	0193-23-0651	二戸労働基準監督署	0195-23-4131
花巻労働基準監督署	0198-23-5231		

岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者　　岩手県の区域内で婦人・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者　　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	単位	金額		
			ワンピース又はブラウス	ジャケット又はコート	スカート又はスラックス
千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	2か所につき	20円	20円	20円
星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき	14円	14円	
まつり	針目が3cm間に4針以上	10cmにつき	9円	9円	9円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	21円	21円	21円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき			21円
	スプリングホック、大きさ共通	1組につき	21円	21円	21円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	15円	15円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	2か所につき	14円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	7円	7円	7円
	根巻きあり	1個につき	9円	9円	9円
	力ボタン付き、根巻きあり	1個につき	11円	11円	11円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	2か所につき	11円	11円	11円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
セッパ止め	3針以上	2か所につき	8円	8円	8円
タッキング止め	3針以上	1か所につき			5円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
肩パット付け	3か所以上、ループ止め	2か所につき	28円	28円	
糸くず取り		1枚につき	22円	22円	15円

(2)男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	単位	金額		
			背広上衣又はジャケット	コート	スラックス
上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	42円		
そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき	176円		
前裏すそまつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき	65円		
見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき	101円		
そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき	75円		
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1cm	1枚につき	15円	19円	
ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(65cm)につき	68円	128円	
ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1枚につき	10円	9円	
ボタン付け	大ボタン(4つ穴)、糸足つき根巻きあり	1個につき		16円	
	中ボタン(4つ穴)、糸足つき根巻きあり	1個につき		16円	
	中ボタン(4つ穴)、根巻きあり	1個につき	11円		
	小ボタン(4つ穴)、根巻きなし	1個につき	9円	14円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1個につき			11円
腰裏タッキング止め		1本につき			6円
腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき			10円
前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき			14円
天ぐ裏まつり		1本につき			14円
シックまつり		1本につき			26円
小またちどり		1本につき			14円
内またちどり		1本につき			19円
尻縫目ちどり		1本につき			15円
糸くず取り		1枚につき	29円	92円	29円

発効年月日　平成29年5月21日

宮城県の最低工賃

最低工賃とは、「家内労働法」により委託者(企業)が家内労働者に支払う工賃の最低額を定めたものです。この最低工賃は業種によって決められており、宮城県の場合、男子服・婦人服製造業及び電気機械器具製造業の2業種が設定されています。

1 宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃 （効力発生日　平成29年5月4日）

■適用対象者

宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 宮城県電気機械器具製造業最低工賃 （効力発生日　令和4年4月15日）

■適用対象者

宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

男子服・婦人服製造業に従事する家内労働者の最低工賃が改正されました。

平成２９年５月４日から宮城県全域に適用

１．適用する家内労働者……宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

２．適用する委託者……前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３．第１号の家内労働者に係る最低工賃額

（１）男子服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
背広上衣	下襟からげまつり（すみまつり）	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（１０センチメートル）につき 30円
	肩裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（１７センチメートル×２）につき 37円
	そで付け裏まつり		１枚（６０センチメートル×２）につき 126円
	前裏すそまつり	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１枚（３０センチメートル×２）につき 42円
	見返し奥星入れ	針目が３センチメートル間隔に４針以上	１枚（７０センチメートル×２）につき 85円
	見返し７ミリメートル星入れ		１枚（４５センチメートル×２）につき 58円
	そで口裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（３２センチメートル×２）につき 66円
	背裏鎖止め（鎖止め）	鎖糸ループ長さ１センチメートル	１枚につき 15円
	ベントまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（１０センチメートル）につき 16円
	背すそまつり		１枚（２０センチメートル×２）につき 53円
	糸くず取り		１枚につき 36円
ズボン	腰裏かんぬき止め	８か所	１本につき 46円
	腰裏後端まつり	針目が３センチメートル間隔に１０針以上	１本につき 11円
	前立てまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１本につき 11円
	天ぐ裏まつり		１本につき 11円
	シックまつり		１本につき 32円
	小またたちどり		１本につき 18円
	内またたちどり		１本につき 25円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき根巻４回以上	１個につき 12円
	糸くず取り		１本につき 29円

（２）婦人服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	見返し端まつり（千鳥）	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき 13円
	すそまつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	１０センチメートルにつき 12円
	スナップ付け	１センチメートル以上型	１組につき 16円
		１センチメートル未満型	１組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、２つ穴	１組につき 22円
	ボタン付け	１８ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 10円
	鎖糸ループ付け		１か所につき 14円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき 9円
	見返し裏まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	１０センチメートルにつき 29円
	肩パット付け		１組につき 36円
	糸くず取り		１枚につき 30円

品目	工程	規格	金額
ブレザー	見返し端まつり（千鳥）	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき 16円
	見返し星入れ	針目が３センチメートル間隔に３針以上	１０センチメートルにつき 34円
	ボタン付け	１８ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 11円
		２０ミリメートル以上、４つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 13円
	力ボタン付きボタン付け	１８ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 13円
		２０ミリメートル以上、４つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 15円
	ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき 10円
	肩パット付け		１組につき 35円
	糸くず取り		１枚につき 27円
コート	見返し端まつり（千鳥）	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき 13円
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき 16円
	ボタン付け	１８ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 11円
		２０ミリメートル以上、４つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 12円
	力ボタン付きボタン付け	１８ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 14円
		２０ミリメートル以上、４つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 15円
	ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき 9円
	プリーツしつけ		１か所につき 9円
	肩パット付け		１組につき 33円
	糸くず取り		１枚につき 26円
スカート	見返し端まつり（千鳥）	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき 11円
	スナップ付け	１センチメートル以上型	１組につき 16円
		１センチメートル未満型	１組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき 22円
	ボタン付け	１８ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 10円
		２０ミリメートル以上、４つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 11円
	鎖糸ループ付け		１か所につき 14円
	ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき 9円
	プリーツしつけ		１か所につき 8円
	ウエスト裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	２０センチメートルにつき 32円
	糸くず取り		１枚につき 22円
	３段前かん		１組につき 22円
スラックス	スナップ付け	１センチメートル以上型	１組につき 16円
		１センチメートル未満型	１組につき 18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき 22円
	ボタン付け	１８ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 11円
		２０ミリメートル以上、４つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき 13円
	糸くず取り		１枚につき 22円
	３段前かん		１組につき 20円

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

１．委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。

２．委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室（仙台市宮城野区鉄砲町１番地　仙台第４合同庁舎　℡022－299－8841）
または、最寄りの労働基準監督署へご連絡下さい。

仙台労働基準監督署　０２２－２９９－９０７５
石巻労働基準監督署　０２２５－２２－３３６５
古川労働基準監督署　０２２９－２２－２１１２
大河原労働基準監督署　０２２４－５３－２１５４
瀬　峰労働基準監督署　０２２８－３８－３１３１

宮　城　労　働　局

家内労働者
委託者の皆さん！

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業 最低工賃額が改正されました

令和3年4月2日発効

1 適用する家内労働者

秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまとめの業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表に掲げる品目、工程及び規格の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

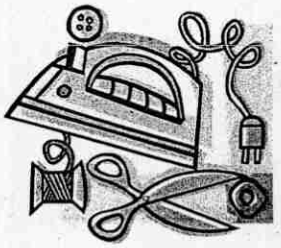

品目	工程	規格	金額
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 9円
	逆まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚12cmにつき 16円
	端まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 9円
	千鳥まつり	針目が4cm間隔に5針以上	1枚4cmにつき 11円
	星入れ	針目が7cm間隔に10針以上	1枚12cmにつき 16円
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1個につき 19円
		根巻き付き	1個につき 14円
		根巻き無し	1個につき 8円
	ループ止め	2cm以上4cm以下	1か所につき 11円
	×印しつけ	3cm以上4cm以下	1か所につき 8円
	糸くず取り	上衣	1枚につき 31円
		ズボン	1本につき 14円
	かんぬき止め	ズボン8か所	1本につき 31円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 9円
	千鳥まつり	針目が4cm間隔に5針以上	1枚4cmにつき 11円
	星入れ	針目が7cm間隔に10針以上	1枚12cmにつき 16円
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1個につき 19円
		根巻き付き	1個につき 14円
		根巻き無し	1個につき 8円
	かぎホック付け	花芯	1組につき 23円
	スナップ付け	花芯	1組につき 27円
	糸ループ付け	3cm以上4cm以下	1か所につき 10円
	×印しつけ	3cm以上4cm以下	1か所につき 8円
	糸くず取り	上衣	1枚につき 28円
		スカート	1枚につき 19円
	肩パット付け		1組につき 27円
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	ボタン付け		1個につき 8円
	かぎホック付け	花芯	1組につき 23円
	スナップ付け	花芯	1組につき 27円
	糸ループ付け	2cm以上3cm以下	1か所につき 8円
	糸くず取り		1枚につき 21円

※金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1cm単位で換算した金額とし、1cm未満の長さは切り上げるものとする。

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

1. 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
2. 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などそのつど記入しなければなりません。

※ 危害防止のため、委託者は「作業心得」などの書面を交付し、家内労働者は交付された書面を見やすい場所へ掲示するなどの措置を講じなければなりません。

詳しくは、秋田労働局賃金室（TEL018-883-4266）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

●秋田労働基準監督署 TEL018-865-3671 ●能代労働基準監督署 TEL0185-52-6151 ●大館労働基準監督署 TEL0186-42-4033
●横手労働基準監督署 TEL0182-32-3111 ●大曲労働基準監督署 TEL0187-63-5151 ●本荘労働基準監督署 TEL0184-22-4124

まとめ作業工程解説図

男子服

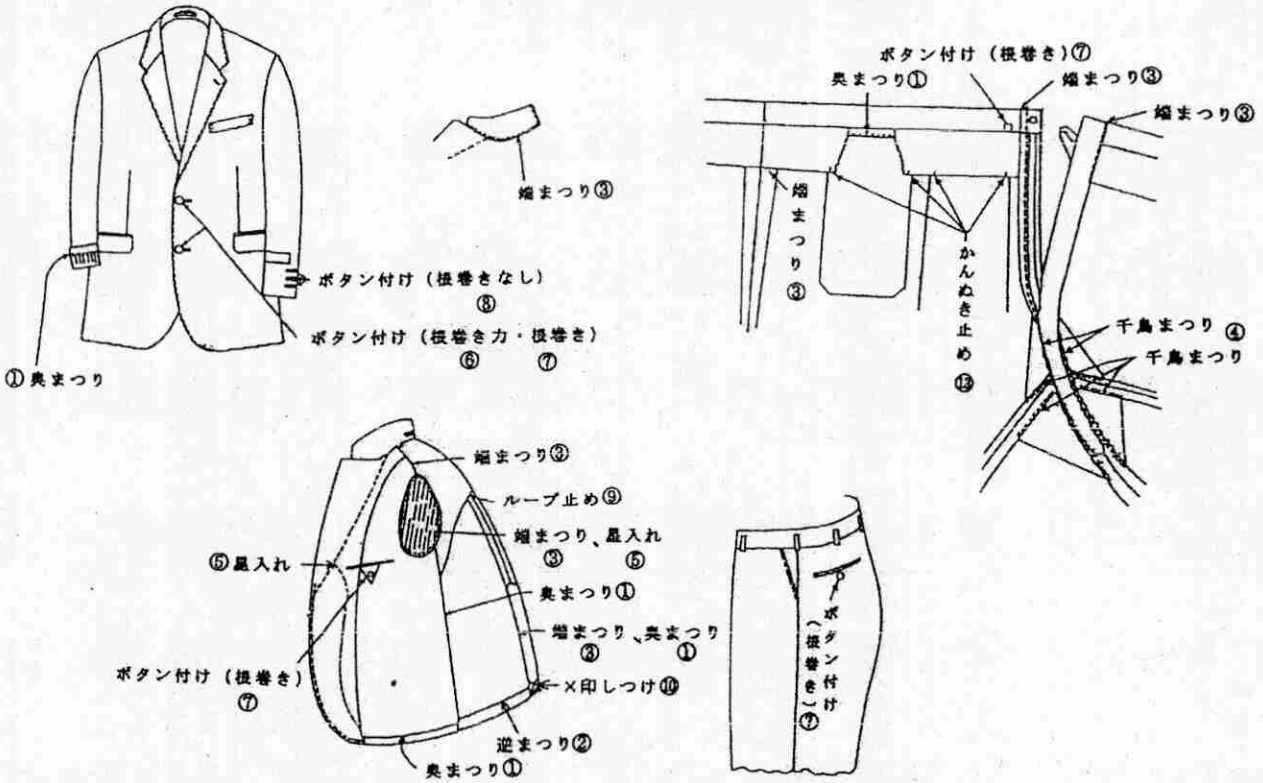

婦人服

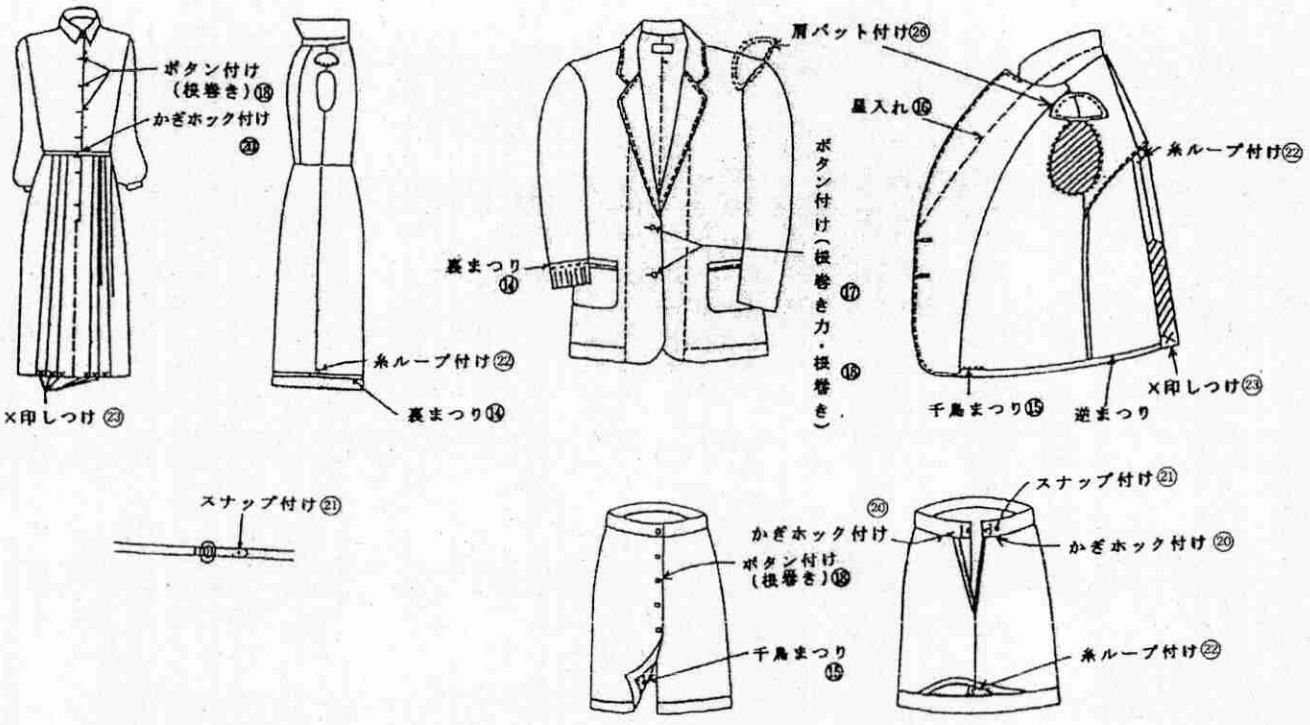

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃

【発効日：平成３０年４月６日】

◎　男子・婦人既製服製造業の最低工賃は、平成30年４月６日から改正されています。

委託者は家内労働者に対し、最低工賃額以上の工賃を支払う義務があります。

この最低工賃は、次の業務に従事する県内全ての家内労働者（内職者）に適用されます。

◎　家内労働（内職）中の災害防止や健康管理に心掛けましょう。

最低工賃についての照会、ご相談は下記へ連絡ください。



山形労働局　労働基準部　賃金室

〒990-8567　山形市香澄町３－２－１　山交ビル３階

℡（023）624-8224

山形労働基準監督署　℡（023）624-6211
山形市緑町 1-5-48　山形地方合同庁舎

米沢労働基準監督署　℡（0238）23-7120
米沢市金池 3-1-39　米沢地方合同庁舎

庄内労働基準監督署　℡（0235）22-0714
鶴岡市大塚町 17-27　鶴岡合同庁舎

新庄労働基準監督署　℡（0233）22-0227
新庄市東谷地田町 6-4　新庄合同庁舎

村山労働基準監督署　℡（0237）55-2815
村山市楯岡楯 2-28　村山合同庁舎

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　**山形労働局・各労働基準監督署**

(1)　男子既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目		工程	規格	金額
背広上衣	1	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に　6針以上	1枚(30センチメートル)につき　37　円
	2	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に　9針以上	1枚(17センチメートル×2)につき　42　円
	3	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル×2)につき　138　円
	4	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に　9針以上	1枚(32センチメートル×2)につき　69　円
	5	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に　6針以上	1枚(10センチメートル)につき　17　円
	6	ベント止め	2本糸で×印のしつけ止め	1枚につき　10　円
	7	背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に　6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき　52　円
	8	ボタン付け	根巻きあり　力ボタンあり　(4つ穴)	1個につき　21　円
			根巻きあり　力ボタンなし　(4つ穴)	1個につき　17　円
			根巻きなし　力ボタンなし　(4つ穴)	1個につき　11　円
	9	糸くず取り		1枚につき　40　円
ズボン	1	腰裏かんぬき止め	8カ所	1本につき　28　円
	2	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に　10針以上	1本につき　11　円
	3	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に　6針以上	1本につき　11　円
	4	天ぐ裏まつり		1本につき　11　円
	5	シックまつり		1本につき　13　円
	6	ボタン付け	根巻きあり　力ボタンあり　(4つ穴)	1個につき　11　円
			根巻きあり　力ボタンなし　(4つ穴)	1個につき　9　円
			根巻きなし　力ボタンなし　(4つ穴)	1個につき　9　円
	7	糸くず取り		1本につき　29　円

(2)　婦人既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目		工程	規格	金額
ワンピース	1	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	2	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 20 円
	3	ボタン付け	根巻きあり　力ボタンあり　(2つ穴)	1個につき 12 円
			根巻きあり　力ボタンあり　(4つ穴)	1個につき 13 円
			根巻きあり　力ボタンなし　(2つ穴)	1個につき 10 円
			根巻きあり　力ボタンなし　(4つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし　力ボタンなし　(2つ穴)	1個につき 10 円
			根巻きなし　力ボタンなし　(4つ穴)	1個につき 11 円
	4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1ヵ所につき 12 円
	5	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 8 円
	6	肩パット付け		1組につき 33 円
	7	糸くず取り		1枚につき 18 円
ブレザー	1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に　5針以上	1ヵ所につき 13 円
	2	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に　3針以上	10センチメートルにつき 20 円
	3	ボタン付け	根巻きあり　力ボタンあり　(2つ穴)	1個につき 14 円
			根巻きあり　力ボタンあり　(4つ穴)	1個につき 15 円
			根巻きあり　力ボタンなし　(2つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きあり　力ボタンなし　(4つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし　力ボタンなし　(2つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし　力ボタンなし　(4つ穴)	1個につき 11 円
	4	ベント止め	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 9 円
	5	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に　4針以上	10センチメートルにつき 12 円
	6	肩パット付け		1組につき 34 円
	7	糸くず取り		1枚につき 20 円
コート	1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に　5針以上	1ヵ所につき 12 円
	2	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に　3針以上	10センチメートルにつき 19 円
	3	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円

品目		工程	規格	金額
コート	4	ボタン付け	根巻きあり　カボタンあり　(2つ穴)	1個につき 13 円
			根巻きあり　カボタンあり　(4つ穴)	1個につき 15 円
			根巻きあり　カボタンなし　(2つ穴)	1個につき 10 円
			根巻きあり　カボタンなし　(4つ穴)	1個につき 12 円
			根巻きなし　カボタンなし　(2つ穴)	1個につき 10 円
			根巻きなし　カボタンなし　(4つ穴)	1個につき 12 円
	5	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1ヵ所につき 12 円
	6	ベント止め	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 10 円
	7	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 9 円
	8	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に　4針以上	10センチメートルにつき 19 円
	9	肩パット付け		1組につき 33 円
	10	糸くず取り		1枚につき 23 円
スカート	1	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	2	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22 円
	3	ボタン付け	根巻きあり　カボタンあり　(2つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きあり　カボタンあり　(4つ穴)	1個につき 13 円
			根巻きあり　カボタンなし　(2つ穴)	1個につき 9 円
			根巻きあり　カボタンなし　(4つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし　カボタンなし　(2つ穴)	1個につき 9 円
			根巻きなし　カボタンなし　(4つ穴)	1個につき 11 円
	4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1ヵ所につき 12 円
	5	ベント止め	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 9 円
	6	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 8 円
スラックス	1	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	2	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 23 円
	3	ボタン付け	根巻きあり　カボタンあり　(2つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きあり　カボタンあり　(4つ穴)	1個につき 13 円
			根巻きあり　カボタンなし　(2つ穴)	1個につき 9 円
			根巻きあり　カボタンなし　(4つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし　カボタンなし　(2つ穴)	1個につき 9 円
			根巻きなし　カボタンなし　(4つ穴)	1個につき 11 円
	4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1ヵ所につき 9 円
	5	ベント止め	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 9 円
	6	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 8 円

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1．適用する家内労働者
福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2．適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3．第１号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目		工程		金額
男子既製洋服	上衣	そで裏まつり		10センチメートルにつき 21 円
		そでまつり星入れ		10センチメートルにつき 14 円
		そで口裏まつり		10センチメートルにつき 14 円
		見返し星入れ		10センチメートルにつき 13 円
		前身端星入れ		10センチメートルにつき 10 円
		えり付けまつり		10センチメートルにつき 17 円
		下えりからげまつり		10センチメートルにつき 18 円
		肩裏まつり		10センチメートルにつき 16 円
		背わき（わき裏）まつり		10センチメートルにつき 17 円
		背鎖止め（本鎖のもの）		3センチメートルにつき 24 円
		ベンツまつり		10センチメートルにつき 21 円
		ベンツ止め（×印に限る）		1か所につき 7 円
		背すそ奥まつり（背ぬきのものに限る）		10センチメートルにつき 14 円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり		10センチメートルにつき 12 円
		小ボタンのボタン付け		1個につき 12 円
		糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき 29 円
			毛芯縫製のもの	1枚につき 118 円
	ズボン	腰裏まつり		10センチメートルにつき 13 円
		腰裏かんぬき止め		1か所につき 6 円
		小またちどり		10センチメートルにつき 40 円
		天ぐまつり		3センチメートルにつき 6 円
		前立てまつり		3センチメートルにつき 7 円
		後中央まつり		3センチメートルにつき 8 円
		小ボタンのボタン付け		1個につき 12 円
		糸くず取り		1本につき 37 円

品目		工程		金額
婦人服	上衣	そで裏まつり		10センチメートルにつき 16 円
		えり付けまつり		10センチメートルにつき 17 円
	スカート	すそ奥まつり		10センチメートルにつき 11 円
	スラックス	ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 10 円
	コート		裏穴のボタンを付けるもの	1個につき 10 円
	ワンピース		4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 11 円
	ブラウス	玉縁ボタンホール		1個につき 28 円
		かぎホック付け		1組につき 21 円
		スナップ付け		1組につき 21 円
		糸ループ付け（本鎖のもの）		3センチメートルにつき 18 円
		ベンツ止め（×印に限る）		1か所につき 7 円
		鎖止め（本鎖のもの）		2センチメートルにつき 14 円
		糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき 25 円
			上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき 16 円
			上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき 22 円
			スカート又はスラックスについて行うもの	1枚につき 14 円
			コートについて行うもの	1枚につき 25 円
			ワンピースについて行うもの	1枚につき 19 円
			ブラウスについて行うもの	1枚につき 13 円
		プリーツ止め（×印に限る）		1か所につき 7 円
	スカート スラックス	小またちどり		10センチメートルにつき 16 円
		シックまつり		10センチメートルにつき 14 円
		ウエストまつり		10センチメートルにつき 10 円
	ワンピース ブラウス	パット付け		1組につき 45 円
ワイシャツ		毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき 22 円
			長そでについて行うもの	1枚につき 28 円

備　考（1）金額欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、１センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、長さ１センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。
（2）糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

4．効力発生の日　令和３年５月１日

◎　最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。
1．委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
2．委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。
福島労働局 賃金室（福島市霞町1-46　℡024-536-4604）
福　島労働基準監督署　024(536)4611　　会　津労働基準監督署　0242(26)6494　　喜多方労働基準監督署　0241(22)4211
郡　山労働基準監督署　024(922)1370　　須賀川労働基準監督署　0248(75)3519　　相　馬労働基準監督署　0244(36)4175
いわき労働基準監督署　0246(23)2255　　白　河労働基準監督署　0248(24)1391　　富　岡労働基準監督署　0240(22)3003

茨城県男子既製洋服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　　茨城県の区域内で男子既製洋服製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄のカッコ内の長さ以外の場合には、１センチメートル単位で換算した金額とする。１センチメートル未満の長さは切り上げ、１円未満の金額は切り上げる。

品目	工程		金額
背広上衣	そで付け裏まつり（針目が３cmの間に９針以上のものに限る。ただし、中とじを行うものを除く。）		１枚（60cm×2）につき　１９６円
	そで口裏まつり（針目が３cmの間に９針以上のものに限る。）		１枚につき　７７円
	身返し星入れ		１枚（70cm×2）につき　８５円
	ベンツまつり（針目が３cmの間に６針以上のものに限る。）		１か所につき　４４円
	すそまつり（針目が３cmの間に６針以上のものに限る。）		１枚（20cm×2）につき　５２円
	ボタン付け（根巻きをするものに限る。）		１個につき　１７円
	襟裏まつり（針目が３cmの間に６針以上のものに限る。）		１枚につき　３７円
	わきまつり（針目が３cmの間に５針以上のものに限る。）		１枚につき　８３円
	背鎖止め		１枚につき　２１円
	肩裏まつり（針目が３cmの間に９針以上のものに限る。）		１枚につき　４５円
	糸くず取り		１枚につき　６８円
	ベンツ止め		１か所につき　１０円
ズボン	腰裏奥まつり（針目が３cmの間に５針以上のものに限る。）		１本につき　６８円
	小また千鳥掛け		１本につき　２６円
	シック先まつり		１本につき　１９円
	天ぐまつり及び前立まつり		１本につき　２６円
	ボタン付け		１個につき　１７円
	糸くず取り		１本につき　２０円
	腰裏かんぬき止め		１２か所につき　４６円
コート	そで付け裏まつり（針目が３cmの間に９針以上のものに限る。ただし、中とじを行うものを除く。）		１枚（60cm×2）につき　１９６円
	すそまつり（針目が３cmの間に６針以上のものに限る。）		１枚（40cm×2）につき　１０４円
	ボタン付け（根巻きをするものに限る。）	力ボタンを付けないもの	１個につき　１７円
		力ボタンを付けるもの	１個につき　２４円
	襟裏まつり（針目が３cmの間に９針以上のものに限る。）		１枚につき　３５円
	鎖止め		１か所につき　２０円
	糸くず取り		１枚につき　６７円
	比翼止め		１か所につき　１２円
	ベンツまつり（針目が３cmの間に６針以上のものに限る。）		１枚につき　１１０円
	ベンツ止め		１か所につき　１０円

4　効力発生の日　　平成15年4月1日

茨城県婦人・子供既製服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　　茨城県の区域内で婦人・子供服既製服製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品　目	工　　程			金　　額
ワンピース又は上衣（ブラウスを除く）	そで裏まつり（針目が３センチメートルの間に９針以上のもの）			１０センチメートルにつき　１７円
	すそまつり			１０センチメートル（１０センチメートル未満の端数は１０センチメートルとみなす。）につき　１４円
	ボタン付け	飾りボタンを付けるもの		１個につき　１０円
		根巻きをするもの	力ボタンを付けないもの	１個につき　１１円
			力ボタンを付けるもの	１個につき　１６円
	かぎホック付け			１組につき　２０円
	スナップ付け			１組につき　１９円
	糸ループ付け（糸ループの長さが２センチメートル以上のもの）			１か所につき　１１円
	糸くず取り			１枚分につき　１９円
	×印しつけ			１か所につき　９円
	肩パット付け（３か所以上ループ止めするもの）		上衣につけるもの	１組につき　３２円
			ワンピースにつけるもの	１組につき　４２円
	ベルト通しループ付け			２か所につき　２３円
	身返し端千鳥掛け			３センチメートルにつき　１１円
スカート	千鳥掛け			５センチメートルにつき　１１円
	ボタン付け	飾りボタンを付けるもの		１個につき　１０円
		根巻きをするもの	力ボタンを付けないもの	１個につき　１２円
			力ボタンを付けるもの	１個につき　１６円
	ウエスト用かぎホック付け			１組につき　２９円
	スナップ付け			１組につき　１８円
	糸ループ付け（糸ループの長さが２センチメートル以上のもの）			１か所につき　１１円
	糸くず取り			１枚分につき　１８円
	×印しつけ			１か所につき　９円
ズボン	ボタン付け（根巻きをするもの）			１個につき　１２円
	ウエスト用かぎホック付け			１組につき　２９円
	スナップ付け			１組につき　１８円
	糸くず取り			１枚分につき　２４円

4　効力発生の日　　平成１７年４月１日

栃木県の最低工賃

栃木県衣服製造業最低工賃

【効力発生の日　令和４年４月21日】

１　適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で男子既製洋服製造業、婦人・子供既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

２　最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の（　）内の長さは、１枚分の標準的な作業を行う長さであるが、この長さ以外の場合は、１cm単位で換算した額とする。１cm未満の長さは切上げ、１円未満の金額は四捨五入とする。

品目		工程	規格	金額
男子既製洋服	背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき　202円
		そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき　83円
		ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足つき根巻き3回以上	1個につき　22円
			小ボタン(4つ穴)根巻きなし	1個につき　11円
		肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき　41円
		上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき　54円
		下襟からげまつり		1枚(10cm)につき　51円
		わき裏まつり(わきの一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき　46円
		見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき　118円
		見返し7mm星入れ		1枚(45cm×2)につき　86円
		背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき　62円
		背裏錠止め	錠糸ループの長さが1cm	1枚につき　15円
		すそ裏まつり(すそ裏の一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき　44円
		ベンツまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚につき　28円
		ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき　7円
		アウトポケット裏まつり		1枚につき　20円
		糸くず取り及び仕上げ		1枚につき　63円
	ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき　44円
		天ぐまつり及び前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき　25円
		ボタン付け	小ボタン、糸足つき根巻き3回以上	1個につき　20円
		糸くず取り及び仕上げ		1本につき　31円

品目	工程	規格	金額
婦人・子供既製洋服	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき　16円
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき　16円
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき　17円
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき　24円
	そで口裏まつり		10cmにつき　21円
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき　19円
	スナップ付け	1cm型	1組につき　23円
	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき　32円
		ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき　23円
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、根巻き3回以上	1個につき　14円
		20mm以上、4つ穴、糸足つき、根巻き3回以上	1個につき　16円
	錠糸ループ付け	錠糸ループ長さ2cm以上	1か所につき　14円
	肩パット付け	2個1組	1組につき　34円
	×印しつけ止め		1か所につき　11円
	ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき　23円
	バックル付け		1個につき　16円
	糸くず取り		1着につき　23円

男子既製洋服のまとめ業務工程解説図

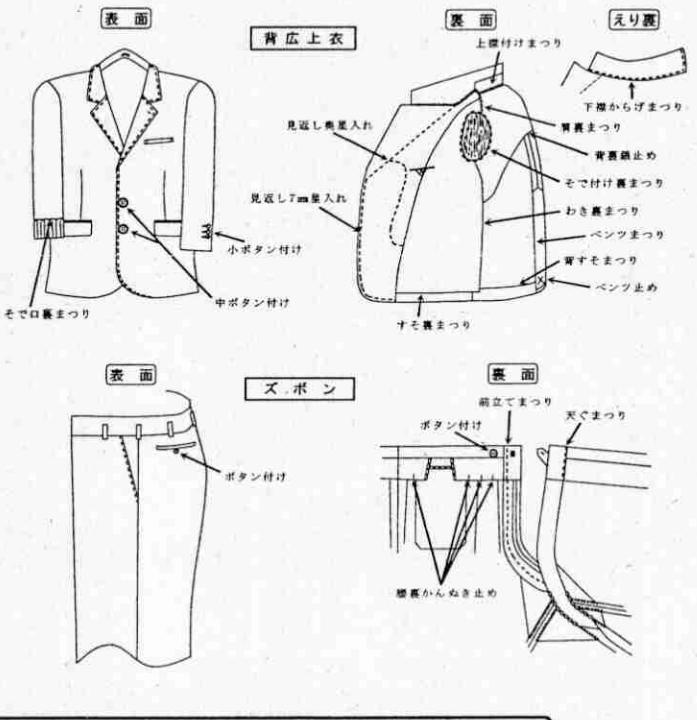

婦人・子供既製洋服のまとめ業務工程解説図

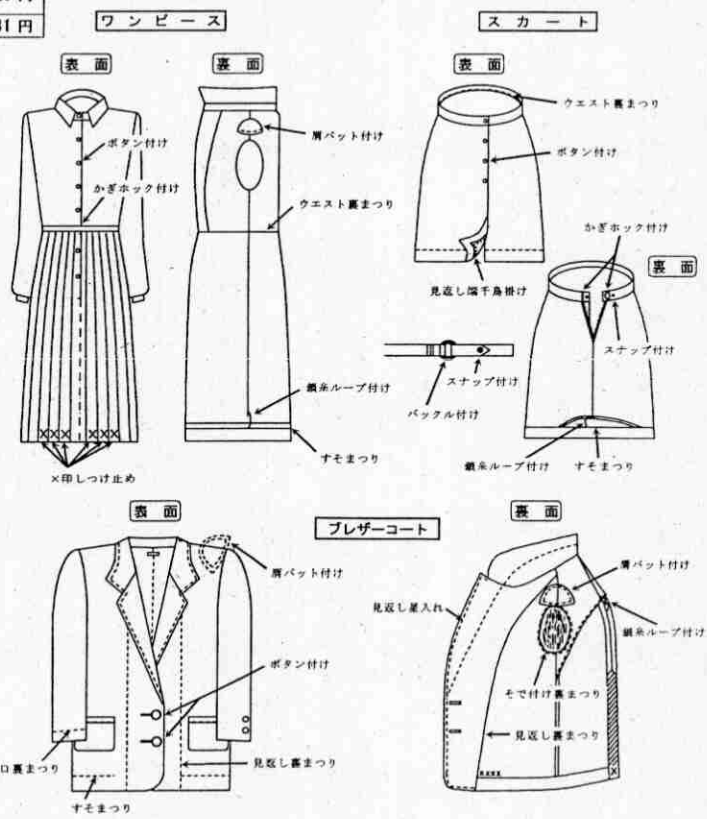

栃木県電気機械器具製造業最低工賃

【効力発生の日　令和３年４月２０日】

１　適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

２　最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
コネクター	差し（電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1ピンにつき　46銭

電気機械器具製造業の業務工程解説図

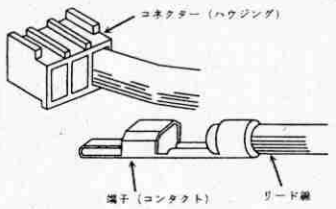

詳しくは、栃木労働局 賃金室　TEL 028-634-9109 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

宇都宮労働基準監督署	TEL 028-633-4251	足利労働基準監督署	TEL 0284-41-1188
栃木労働基準監督署	TEL 0282-24-7766	鹿沼労働基準監督署	TEL 0289-64-3215
大田原労働基準監督署	TEL 0287-22-2279	日光労働基準監督署	TEL 0288-22-0273
真岡労働基準監督署	TEL 0285-82-4443		

群馬県の最低工賃

委託者が家内労働者に仕事(いわゆる内職)を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日、当事者間で問題が生じることがあります。
このようなことが無いように、家内労働法では、委託者が家内労働者に家内労働手帳を交付し、記入すべきことを定めています。
群馬県では、「横編ニット製造業」「電気機械器具製造業」「婦人服製造業」の一定の業務について、最低工賃が決まっていますので、最低工賃額以上の工賃を支払いましょう。

横編ニット製造業

(1) リンキングミシンによるかがりの業務(ダブル襟のものに限る。)

品目	規格				作業部位	金額
	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	65円
			12			76円

(2) ロックミシンによる縫製の業務(裁断済のものに限る。)

品目	規格				作業部位	金額
	編み方	糸の種類	サイズ	そでの種類		
婦人用セーター	平編又は柄物(柄合せの必要のないものに限る。)	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	M	長そで	肩、そで下、わき及びそで付け	73円
				半そで		65円

(3) 手かがりの業務(3センチメートルのダブル襟のものに限る。)

品目	規格				作業部位	金額
	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	24円
			12			26円

発効年月日 H16.4.30

電気機械器具製造業

品目	工程	規格	金額
シールド線	両端末加工 (絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。)	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの	1本につき 4円72銭
	チューブ挿入 (アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。)	6センチメートル以上の長さのもの	1端につき 1円28銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 (二次選別済みのもの)	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの	100個につき 33銭
コネクター	差し (コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭
コイル	仕上げ (下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。)		1個につき 12円56銭

発効年月日 H25.5.15

婦人服製造業

工　程	規　格	金　額	発効年月日
見返し端まつり（千鳥）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき　13円	
見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき14円	
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき19円	
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき　18円	
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき　25円	
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき　18円	
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき　9円	
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき　12円	
ベンツ止め	×印しつけ止め	1か所につき　9円	
プリーツしつけ		1か所につき　9円	
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき14円	H18.5.6
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき22円	
そで口裏まつり		10センチメートルにつき20円	
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき16円	
襟付けまつり		10センチメートルにつき14円	
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき19円	
肩パット付け		1組につき　34円	
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき　48円	
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき　27円	
糸くず取り		1枚につき　16円	

（備考）　金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

問合せ先　群馬労働局 労働基準部 賃金室　電話027-896-4737 または最寄りの労働基準監督署まで

埼玉県縫製業最低工賃

適用する家内労働者
埼玉県の区域内で衣服縫製業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

(効力発生日:平成11年4月30日)

工程	規格	金額
身返し端千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以下のもの	1か所につき 14円50銭
身返し裏まつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 14円
身返し星入れ	針目の間隔が10ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 14円
そで付け裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 17円50銭
そで口裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
ファスナー裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 14円
襟付けまつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円50銭
すそまつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 11円
ウエストまつり		10センチメートルにつき 10円50銭
スナップ付け	2本糸で2度掛けを行うもの	1組につき 21円
カギホック付け	ウエスト用カギホックを付けるもの	1組につき 23円
	ウエスト用以外のカギホックを付けるもの	1組につき 21円
根巻きボタン付け(2本糸2回通しで根巻き3回以上のもの)	2つ穴又は4つ穴のボタンで、かつ、カボタンを付けるもの	1個につき 18円50銭
	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 12円50銭

	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 13円50銭
ボタン付け(根巻きボタン付けを除く。)	2つ穴又は4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 10円50銭
すそうかし止め	糸ループの長さが3センチメートルのもの	1か所につき 10円
ベルト用糸ループ付け	糸ループの長さが5センチメートル以下のもの	1か所につき 15円
肩パット付け	ワンピース用の肩パットを付けるもの	1着分につき 31円
ベンツ×印しつけ		1か所につき 9円
プリーツ×印しつけ		1か所につき 8円

備考　上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費を除くものとする。

その他関連情報



ストレスチェック制度

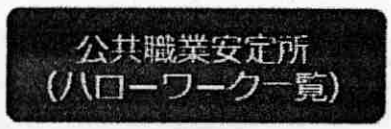

公共職業安定所（ハローワーク一覧）



Safe work



雇用調整助成金



関東経済産業局HP



埼玉新卒応援ハローワーク

リンク一覧



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者

　千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者

　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者にかかる最低工賃額

　下表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、１センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、１センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

工　　程	規　　格	金　　額
身返し端まつり(千鳥)	針目が３センチメートル間隔に５針以上	３センチメートルにつき　９円
身返し星入れ	針目が３センチメートル間隔に３針以上	10センチメートルにつき　12円
すそまつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　10円
スナップ付け		１組につき　12円
かぎホック付け	ウエスト用	１組につき　21円
	ウエスト用以外	１組につき　16円
ボタン付け	根巻きあり　力ボタンあり	１個につき　14円
	根巻きあり　力ボタンなし	１個につき　９円
	根巻きなし　力ボタンなし	１個につき　６円
鎖糸ループ付け	鎖糸ループ作りを含む	１か所につき　９円
	鎖糸ループを含まない	１か所につき　３円
ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき　10円
ベントまつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	10センチメートルにつき　12円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき　13円
見返し裏まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	10センチメートルにつき　18円
そで付け裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	10センチメートルにつき　12円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき　16円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき　10円
襟付けまつり		10センチメートルにつき　８円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき　21円
肩パット付け		１組につき　23円
カフス付け	カフスカバーまつりかんぬき止め	１枚につき　57円
襟付け	えりカバーまつりかんぬき止め	１枚につき　25円
襟づり止め		１枚につき　９円
糸くず取り		１枚につき　18円

4　効力発生の日

　平成21年５月27日

事例・統計情報
- 労働時間・休日・休暇関係
- 安全衛生関係
- 災害統計・事例
- 賃金・最低賃金・家内労働関係
- 労働基準関係法令違反に係る公表事案
- 求人・求職
- 職業紹介状況
- 職業安定業務年報
- 学卒者の初任賃金
- パンフレット・リーフレット
- 関東甲信ブロック労働局内雇用情勢報告

関連リンク
- 労働基準監督署
- ハローワーク
- ハローワーク インターネットサービス

東京都産業労働局公式ホームページ

Get ADOBE® READER®
サイト内のPDF文書をご覧になるにはAdobe Readerが必要です。

最低工賃一覧表

1.東京都電気機械器具製造業最低工賃　2.東京都婦人既製洋服製造業最低工賃
3.東京都革靴製造業最低工賃

令和元年7月31日現在

1.東京都電気機械器具製造業最低工賃

効力発生の日
令和元年7月31日

適用対象者
東京都内において、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びその委託者

品目	工程	規格	金額
電気部品（プリント基板に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき1円10銭
プリント基板	部品の差し		1個につき1円30銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき2円50銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき6円00銭
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき2円55銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき3円25銭
	マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1ヶ所につき90銭
コネクター	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		1端子につき80銭
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1ヶ所につき3円80銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき2円75銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき1円05銭

2.東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

効力発生の日
平成21年4月1日

適用対象者
東京都内において、婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者

品　目	ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)

工程	規格	金額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1ヶ所につき	13円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき	15円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	16円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	17円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22円
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	19円
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き2～3回	1個につき	8円
	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき	10円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き2～3回	1個につき	9円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき	11円
	2つ穴、力ボタンつき	1個につき	14円
頭糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル	1ヶ所につき	8円
	糸ループの長さ5センチメートル	1ヶ所につき	12円
ベント止め又はプリーツしつけ	×印しつけ止め	1ヶ所につき	9円

そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	16円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき	15円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき	15円
裾付けまつり		10センチメートルにつき	14円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	18円
肩パット付け	内パット	1組(1着分)につき	42円
	外パット	1組(1着分)につき	40円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着分につき	48円
裾付け	裾カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	24円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの	1個につき	12円

3.東京都革靴製造業最低工賃

効力発生の日
平成29年4月26日

適用対象者
東京都内において、革靴製造業に係る製甲又は底付けの業務に従事する家内労働者及びその委託者

靴1足につき下記金額

業務	品目		規格		工程(下記の工程を全て行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	(1)甲革の縁すき・縁折り込み又はテープ取り、(2)かかと部の縫いまとめ、(3)裏張り、(4)縁ミシン掛け	699円
	婦人靴	パンプス	〃	裏付き、無飾り及びヒール付き	(1)甲革の縁すき・縁折り込み又はテープ取り、(2)えぐり折り込み部への補強テープの挿入、(3)かかと部の縫いまとめ、(4)裏張り、(5)縁ミシン掛け	617円
		ショートブーツ	〃	裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る)及びヒール付き	(1)甲革の縁すき・縁折り込み又はテープ取り、(2)上縁の折り込み部への補強テープの挿入、(3)ファスナー付け、(4)かかと部の縫いまとめ、(5)裏張り、(6)縁ミシン掛け	1104円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバント及び美錠付き	(1)甲革の縁すき・縁折り込み又はテープ取り、(2)裏付け、(3)縁ミシン掛け、(4)さらい、(5)バンド穴あけ、(6)美錠付け	531円
底付け(セメンテッド方式によるものに限る)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	(1)中底仮止め、(2)先しん・月型しん入れ、(3)つり込み、(4)起毛、(5)シャンク又は中しん入れ、(6)本底張付け	594円
	婦人靴	パンプス	〃	裏付き及びヒール付き	(1)中底仮止め、(2)先しん・月型しん入れ、(3)つり込み、(4)起毛、(5)シャンク又は中しん入れ、(6)本底張付け、(7)ヒール付け	659円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	(1)中底仮止め、(2)先しん・月型しん入れ、(3)つり込み、(4)起毛、(5)シャンク又は中しん入れ、(6)本底張付け、(7)ヒール付け	761円
		ショートブーツ	〃	裏付き及びヒール付き	(1)中底仮止め、(2)先しん・月型しん入れ、(3)つり込み、(4)起毛、(5)シャンク又は中しん入れ、(6)本底張付け、(7)ヒール付け	954円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	(1)中底仮止め、(2)つり込み、(3)起毛、(4)本底張付け、(5)ヒール付け	531円

東京都男子既製洋服製造業最低工賃(東京都内において、男子既製洋服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者に適用される最低工賃)は、平成16年3月10日限りをもって廃止されました。

▲このページのトップに戻る

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1
Copyright(c)2000-2017 Tokyo Labor Bureau.All rights reserved.

各種法令・制度・手続き
労働保険関係
労働基準・労働契約関係
労働安全衛生関係
賃金・家内労働関係
労災保険関係
雇用保険関係
労働者派遣関係
助成金・奨励金関係
高齢者・障害者・外国人等支援対策関係
雇用均等関係
個別労働紛争解決制度
法令・様式集

関連情報へのリンクはこちら
総合労働相談コーナー
労働基準監督署
ハローワーク(公共職業安定所)
ハローワーク インターネットサービス
労働局関連団体等 リンク集
新潟県庁ホームページ

Get ADOBE READER
サイト内のPDF文書をご覧になるにはAdobe Readerが必要です。

新潟県の最低工賃一覧表

◇新潟県男子・婦人既製洋服製造業最低工賃(効力発生日　平成12年4月6日)

1. 適用する家内労働者
新潟県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣、ズボン若しくはコートのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、ブラウス、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

ダウンロード >> 新潟県男子・婦人既製洋服製造業最低工賃一覧表(PDF)

◇新潟県横編ニット製造業最低工賃(効力発生日　平成12年4月15日)

1. 適用する家内労働者
新潟県の区域内で横編ニット製造業に係る紳士・婦人用の丸首セーター又は紳士・婦人用の丸首カーディガンのオーバーロックミシン及び本縫いミシンによる縫製又はリンキングミシンによるかがりの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

ダウンロード >> 新潟県横編ニット製造業最低工賃一覧表(PDF)

◇新潟県洋食器・器物製造業最低工賃(効力発生日　平成13年5月27日)

1. 適用する家内労働者
新潟県の区域内で洋食器・器物製造業に係る研磨又は打ち抜きの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

ダウンロード >> 新潟県洋食器・器物製造業最低工賃一覧表(PDF)

◇新潟県作業工具製造業最低工賃(効力発生日　平成13年5月25日)

1. 適用する家内労働者
新潟県の区域内で作業工具製造業に係る研磨の業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

ダウンロード >> 新潟県作業工具製造業最低工賃一覧表(PDF)

この記事に関するお問い合わせ先
労働基準部　賃金室　TEL:025-288-3504

▲このページのトップに戻る

Copyright(c)2000-2011 Niigata Labour Bureau.All rights reserved.

新潟県の最低工賃

新潟県男子・婦人既製洋服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者

新潟県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣、ｽﾞﾎﾞﾝ若しくはｺｰﾄのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るﾜﾝﾋﾟｰｽ、ｼﾞｬｹｯﾄ、ﾌﾞﾗｳｽ、ｺｰﾄ、ｽｶｰﾄ若しくはｽﾗｯｸｽのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)　男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

(背広上衣)

工程	規格	金額		
そで付け裏まつり	針目の間隔が3cmの間に9針以上	1枚(60cm×2)につき	130	円
そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき	55	円
身返し星入れ	針目の間隔が3cmの間に4針以上	1枚(30cm以上)につき	79	円
		1枚(30cm未満)につき	50	円
7ミリ星入れ(身返し)		1枚(45cm×2)につき	70	円
ベンツまつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(19cm)につき	15	円
すそまつり(前身頃)	針目の間隔が3cmの間に5針以上	1枚(30cm×2)につき	42	円
中ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1個につき	15	円
小ボタン付け	根巻きなし	1個につき	8	円
そでボタンのせっぱ	針目の間隔が2cmの間に4針以上	1枚(4個)につき	35	円
襟裏まつり(上襟)	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(30cm)につき	34	円
下襟からげ、まつり		1枚(10cm)につき	15	円
すそ裏まつり(後身頃)		1枚(20cm×2)につき	37	円
背裏鎖止め	鎖糸のループの長さ1cm	1枚につき	17	円
肩裏まつり	針目の間隔が3cmの間に9針以上	1枚(17cm×2)につき	35	円
糸くず取り		1枚につき	33	円

(コート)

工程	規格	金額		
見返し星入れ	針目の間隔が3cmの間に4針以上	1枚(30cm以上)につき	76	円
		1枚(30cm未満)につき	50	円
ベンツまつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(19cm)につき	19	円
すそまつり(前身頃)	針目の間隔が3cmの間に5針以上	1枚(30cm以上×2)につき	65	円
大ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1個につき	13	円
小ボタン付け	根巻きが4回	1個につき	11	円
襟裏まつり(上襟)	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(30cm)につき	37	円
すそ裏まつり(後身頃)		1枚(20cm以上×2)につき	50	円
背裏鎖止め	鎖糸のループの長さ1cm	1枚につき	16	円
糸くず取り		1枚につき	38	円

(ズボン)

工程	規格	金額		
前立てまつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1本につき	15	円
天ぐまつり		1本につき	14	円
腰裏かんぬき止め	8ヵ所	1本につき	18	円
後ろ中心腰裏まつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1本につき	14	円
小ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1個につき	11	円
糸くず取り		1本につき	22	円

(2) 婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

(ワンピース、ジャケット、ブラウス、コート、スカート、スラックス)

工　　程	規　　格	金　　額
見返し端千鳥がけ	千鳥の間隔が6㎜のもの	1か所につき　16円
見返し裏まつり	針目の間隔が6㎜以上8㎜以下のもの	10cmにつき　14円
見返し星入れ	針目の間隔が10㎜のもの	10cmにつき　19円
そで付け裏まつり	針目の間隔が4㎜以上5㎜以下のもの	1枚につき　130円
そで口裏まつり		1枚につき　58円
ファスナー裏まつり		10cmにつき　17円
襟付けまつり		10cmにつき　17円
すそまつり	針目の間隔が7㎜以上8㎜以下のもの	20cmにつき　20円
ウエスト裏まつり	針目の間隔が4㎜以上5㎜以下のもの	20cmにつき　18円
スナップ付け		1組につき　20円
ウエスト用カギホック付け		1組につき　20円
ウエスト用以外カギホック付け		1組につき　20円
力ボタン付き根巻きボタン付け（裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するものに限る。）		1個につき　13円
根巻きボタン付け（裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するもので、かつ、力ボタン付きのものを除く。）		1個につき　10円
根巻きボタン付け以外のボタン付け（裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するものに限る。）		1個につき　9円
力ボタン付き根巻きボタン付け（4つ穴ボタンを使用するものに限る。）		1個につき　14円
根巻きボタン付け（4つ穴ボタンを使用するもので、かつ、力ボタン付きのものを除く。）		1個につき　10円
根巻きボタン付け以外のボタン付け（4つ穴ボタンを使用するものに限る。）		1個につき　10円
玉縁ボタンホールのまとめ	ボタンホールの長さが3．5cmのもの	1か所につき　31円
すそ糸ループ付け	糸ループの長さが3cmのもの	1か所につき　11円
ベルト用糸ループ付け	糸ループの長さが5cmのもの	1か所につき　11円
バックル付け		1個につき　15円
肩パット付け		1枚につき　38円
カフス付け	取り外し可能なもの	1枚につき　50円
ベンツ×印しつけ		1か所につき　10円
プリーツ×印しつけ		1か所につき　10円
糸くず取り		1枚につき　20円

効力発生日　平成12年4月6日

事例・統計情報
- 災害統計・事例
- 賃金・家内労働
  - 賃金調査票ダウンロードをご利用ください
- 求人・求職
- 職業紹介状況
- パンフレット・リーフレット
- 各種統計情報・参考データ
- 雇用均等関係
- 労働基準関係法令違反に係る公表事案

関連リンク
- 福井労働局 及び 出先機関の所在地・地図
- 労働基準監督署からのお知らせ
- ハローワークからのお知らせ
- ハローワークインターネットサービス

福井県公式ホームページ

Get ADOBE READER
サイト内のPDF文書をご覧になるにはAdobe Readerが必要です。

福井県最低工賃について

福井県で適用する最低工賃一覧

最低工賃件名（効力発生年月日）	業種	品目	工程	規格	金額
衣服製造業（R4.4.22）	婦人服製造業	スカート又はスラックス	糸くず取り		1枚につき 22円
			鍵ホック付け		1組につき 34円
			糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 25円
			スナップ付け		1組につき 26円
			ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 14円
			ボタン付け	根巻き以外のもの	1個につき 11円
			×印しつけ止め		1か所につき 7円
	スポーツ服製造業	トレーニングシャツ	糸くず取り		1枚につき 16円
		トレーニングシャツ	オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 96円
		トレーニングパンツ	糸くず取り		1枚につき 13円
		トレーニングパンツ	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 9円
		トレーニングパンツ	ファスナー付け		1枚につき 60円
	下着製造業	スリップ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 25円
		スリップ	糸くず取り	18か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 16円
		スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 11円
		ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 10円

最低工賃件名（効力発生年月日）	工程	部位	材質	金額
眼鏡製造業（31.4.30）	ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）	丁番	金枠（洋白を除く）	1か所につき 5円
	ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）	丁番を除く	金枠（洋白を除く）	1か所につき 4円
	ろう付け		チタン	1か所につき 20円

		ブリッジ(山)とリム		1か所につき15円
		ブレースバー(わたり)とリム		1か所につき14円
		ち(智)とリム		1か所につき13円
		よろいち(よろい智)とリム	洋白	1か所につき15円
		パッド足とリム		1か所につき13円
		丁番とテンプル		1か所につき13円
	粗磨き(自動機械によるものを除く)	テンプル	チタン	1本につき10円

この記事に関する問い合わせ先
福井労働局労働基準部賃金室(電話0776-22-2691)

▲このページのトップに戻る

福井労働局 〒910-8559 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
Copyright(c)2000-2011 Fukui Labor Bureau.All rights reserved.えまき

長野県の最低工賃

1　長野県電気機械器具製造業最低工賃

品　　目	工　　程	規　　格	金　　額
電解コンデンサー	外観選別	バラ状のもので、かつ、直径25ミリメートル以上で選別項目が５～６項目のもの	１個につき　３８銭
コイル	からげ（手作業で行うものに限る）	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下のもので２回以上からげるもの	１個につき　１円６１銭
プリント基板	差し（手作業で行うものに限る）	リード線が２本のもので、かつ、フォーミング加工されていないもの	１個につき　６３銭
自動車用ワイヤーハーネス	コネクター差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）	長さが50センチメートルを超え２メートル以下の電線について行うもの	１ピンにつき　４６銭
	チューブ通し（電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう）	長さが50センチメートルを超え１メートル以下のチューブについて行うもの	１本につき　５９銭

効力発生年月日　平成19年９月28日

2　長野県外衣・シャツ製造業最低工賃

	品　　目		工　　程	規　　格	金　　額
まとめの業務	作業服	上　衣	糸くず取り		１枚につき　２１円
		ズボン			１本につき　２０円
	ワイシャツ		糸くず取り（自動糸切機のもの）		１枚につき　１５円
	男子既製洋服	背広上衣	そで付け裏まつり	針目が３センチメートルの間に９針以上のもの	１枚（60センチメートル×２か所）につき　１７０円
			前裏すそまつり	針目が３センチメートルの間に５針以上のもの	１枚（30センチメートル×２か所）につき　５１円
	婦人既製洋服		そで口裏まつり	針目が３センチメートルの間に７針以上のもの	１枚につき　３３円
			すそまつり		20センチメートルにつき　２２円
			見返し星入れ		１枚につき　５０円
			千鳥がけ	針目が３センチメートルの間に４針以上のもの	１か所につき　１４円
			パット付け		１枚（２か所）につき　５８円
			糸ループ付け	糸ループの長さが３センチメートル以上のもの	１か所につき　１３円
			かぎホック付け		１組につき　２８円
			スナップ付け		１組につき　２６円
			ボタン付け	18ミリメートル以下のものであって糸足つきで根巻きが３回以上のもの	１個につき　１３円
		ワンピース又は上衣	糸くず取り	しつけ糸の無いものに限る	１枚につき　２４円
		スカート又はズボン			１枚につき　１９円

効力発生年月日　平成14年３月31日

岐阜県で適用する最低工賃一覧

男子既製洋服製造業

効力発生の日　平成７年３月３１日

業務	品目	工程	金額
縫製	背広上衣	身返し	1枚分につき　145円
		そで作り	1枚分につき　145円
		ポケット作り（雨ぶた付き切りポケットのものに限る。）	1枚分につき　200円
	ズボン	縫いっぱなし	1本につき　340円
		ポケット作り（4個の中袋について行うものに限る。）	1枚分につき　44円
まとめ	背広上衣	そでまつり	1枚につき　95円
		そで口まつり	1枚につき　40円
		身返し星入れ	1枚につき　36円
		ベンツまつり	1枚につき　13円
		すそまつり	1枚につき　17円
		ボタン付け及びせっぱ	1枚につき　41円
		すそ裏まつり	1枚につき　41円
		背鎖止め	1枚につき　10円
	ズボン	腰裏かんぬき止め（12個のものに限る。）	1本につき　18円
		前立てまつり	1本につき　6円
		ボタン付け（2個のボタンを付けるものに限る。）	1本につき　10円

婦人服製造業

効力発生の日　平成７年３月３１日

業務	品目	工程	規格	金額
縫製	ワンピース	丸縫い	長そでで、かつ、裏地つきのもの	1枚につき　730円
		そで縫い	一枚そでで、かつ、長そでのもの	1枚分につき　88円
		身ごろ表縫い		1枚分につき　115円
		身ごろ裏縫い	身返しの無しのもの	1枚分につき　85円
	上衣（ブラウスを除く）	そで作り	長そでで、かつ、裏地及びせっぱ無しのもの	1枚分につき　101円
		身ごろ表縫い		1枚分につき　115円
		身ごろ裏縫い		1枚分につき　105円
	スカート（タイトスカートを除く）	丸縫い		1枚につき　350円

業務	品目	工程	金額
まとめ	ワンピース	飾りボタン付け	1個につき　5円
		かぎホック付け	1組につき　10円
		スナップ付け	1組につき　10円
		糸ループ付け	1か所につき　7円
	上衣（ブラウスを除く）	そで裏まつり	1枚につき　60円
		身返し千鳥掛け	1枚につき　11円
		飾りボタン付け	1個につき　5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	1個につき　10円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	1個につき　8円
	スカート	飾りボタン付け	1個につき　5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	1個につき　8円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	1個につき　7円
		かぎホック付け	1組につき　10円
		スナップ付け	1組につき　10円
		糸ループ付け	1か所につき　6円

陶磁器上絵付業（転写業務１個につき、次の表に掲げる金額）

効力発生の日　平成９年３月３１日

品目		規格		転写の業務			金額
		寸法	形状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数	
和食器	飯茶わん（ふたなし）	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の4分の1以上4分の3以下	側面	1枚	3円50銭
	湯呑茶わん（ふたなし）	径が5センチメートル以上8センチメートル未満のもの	円筒形				3円50銭
	小皿	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸形	平面積の4分の1以上2分の1以下	平面		3円50銭
洋食器	マグカップ	径が7センチメートル以上9センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の4分の1以上4分の3以下	側面		4円05銭
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	みこみ面積の2分の1以上	みこみ		4円20銭

※毛織物業最低工賃は平成２４年３月３１日限りで、給水せん製造業最低工賃は平成２６年３月３１日限りで廃止となりました。

(H26. 4)

大阪府最低工賃一覧表

●男子既製洋服製造業（効力発生の日　平成28年8月1日）

大阪府の区域内で、男子既製洋服製造業にかかる業務を委託する委託者は、家内労働者に対して、下表に定められた金額以上の工賃を支払わなければなりません。

品　目	工　　程	規　　格	金　　額
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上のもの	1枚（50cm以上×2）につき151円
	そで口裏まつり		1枚（30cm以上×2）につき62円
	肩裏まつり		1枚（15cm以上×2）につき27円
	えりこし(からげ)まつり	針目が3cm間隔に6針以上のもの	1枚（30cm以上）につき33円
	ベントまつり		1枚（20cm以上）につき25円
	背すそまつり		1枚（15cm以上×2）につき43円
	えり裏まつり		1枚（10cm以上）につき49円
	わき裏まつり	針目が3cm間隔に5針以上のもの	1枚（50cm以上×2）につき36円
	前裏すそまつり		1枚（25cm以上×2）につき39円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上のもの	1枚（40cm以上×2）につき56円

	見返し7ミリメートル 星入れ		1枚（40cm以上×2）につき41円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1cmのもの	1枚につき14円
	ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき11円
	糸くず取り		1枚につき72円
ズボン	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上のもの	1本につき11円
	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上のもの	1本につき9円
	天ぐまつり		1本につき9円
	小またちどり		1本につき23円
	腰裏むし止め	8か所に行うもの	1本につき31円
	ボタン付け	小ボタン、糸足付きで、根巻き4回以上のもの	1個につき6円
	シックむし止め	1か所に行うもの	1本につき5円
	糸くず取り		1本につき23円

※「タオル製造業最低工賃」は平成28年3月9日限りで廃止されました
※「大阪府婦人既製洋服製造業最低工賃」は平成29年7月12日限りで廃止されました
※「大阪府横編ニット製造業最低工賃」は平成30年4月17日限りで廃止されました

～　最低工賃についてのお問合せ先　～

大阪労働局労働基準部賃金課家内労働係
〒540－8527
大阪市中央区大手前4丁目1番67号大阪合同庁舎第2号館

電 話 番号：06－6949－6502
ファクシミリ番号：06－6949－6034

鳥取県の最低工賃

鳥取労働局

この最低工賃は、鳥取県内で行う家内労働に適用され、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

◎鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃　【平成27年5月21日発効】

(1) 男子既製洋服のまとめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程に応じ、右欄に掲げる金額。

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額
背広上衣	そで付け裏まつり		1枚につき 115円
	そで口裏まつり		1枚(28センチメートル×2)につき 58円
	見返し7ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき 51円
	ベンツまつり		1か所(6センチメートル)につき 11円
	背すそまつり		1枚につき 36円
	そであきまつり		1枚につき 15円
	えり折り返し裏まつり		1枚につき 15円
	背裏鎖止め		1か所につき 15円
	肩裏まつり		1枚につき 36円
	そで裏星入れ		1枚につき 29円
	ベンツ止め		1か所につき 4円
	カード付け		カード1枚につき 8円
	糸くず取り		1枚につき 58円
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき 15円
		わたり部について行うもの	1本につき 22円
	ボタン付け		1個につき 8円
	腰裏後端まつり		1本につき 8円
	糸くず取り		1本につき 22円

※ 男子既製洋服については、背広上衣の「見返し奥星入れ」、「小ボタンのボタン付け」、「前裏すそまつり」、「背わきまつり」及び「ネーム付け」の5工程が廃止、残り18工程の金額が平成27年5月21日に改正されます。

(2) 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 20円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき 10円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円
	肩パット付け	部分止め	1組につき 25円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 33円
	糸くず取り		1枚につき 15円
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 21円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき 7円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円
	糸くず取り		1枚につき 15円
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
	糸くず取り		1枚につき 14円

※ 婦人既製洋服については、ワンピースの「すそまつり」、「プリーツしつけ」及び「カフス付け」、スカートの「すそまつり」及び「プリーツしつけ」、ブラウスの「ボタン付け」の6工程の金額が平成27年5月21日に改正されます。

◎鳥取県和服裁縫業最低工賃【平成26年5月21日発効】

仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額。

品目	規格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	24,500円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	27,700円
訪問着	絹	あわせ	20,000円
付け下げ	絹	あわせ	17,100円
長着	絹	あわせ	15,300円
	ウール	ひとえ	7,200円
羽織	絹	あわせ	11,000円
7分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	14,000円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	8,700円
	合成繊維	無双ひとえ	7,000円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,000円
		9寸しん入り	4,900円
袋帯	絹	しん入り	4,600円
ゆかた	綿	ひとえ	6,300円

※ 和服裁縫業については、付け下げの絹「あわせ」、長着の絹の「あわせ」の金額が平成26年5月21日に改正されました。

＊最低工賃に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。

＊委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託業務内容、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日、受領した物品の数量、支払った工賃総額などをその都度記入しなければなりません。

＊工賃は、現金で全額を1か月以内に支払わなければなりません。

(H27.3)

最低工賃

島根県外衣・シャツ製造業最低工賃

(効力発生の日・平成15年6月25日～)

品目	工程	金額	
男子用背広上衣	そで付け裏まつり	1枚につき	114円
	身返し奥星入れ	1枚につき	77円
	そで口裏まつり	1枚につき	58円
	背裏鎖止め	1枚につき	15円
	ベントまつり	1ヶ所につき	11円
	ベント止め	1ヶ所につき	4円
	背すそまつり	1枚につき	35円
	糸くず取り	1枚につき	53円
男子用長ズボン	腰裏かんぬき止め	1ヶ所につき	3円
	腰裏後端まつり	1本につき	8円
	シックまつり	1本につき	8円
	ボタン付け	1個につき	8円
	糸くず取り	1本につき	23円
婦人用 ブラウス/スラックス/ スカート	まつり	長さ3cmにつき	5円
	スナップ付け	1組につき	16円
	糸切り	1枚につき	16円
カッターシャツ	糸切り(糸くず取りを含む) (長そでのものに限る)	1枚につき	17円
	マーク付け	1枚につき	4円
トレーニングウエア(上衣)	そで口フライス(リブ)つくり (継縫い、切離し、折りを含む)	1個につき	2円
	糸きり(糸くず取りを含む)	1枚につき	6円
トレーニングウエア(ズボン)	糸きり(糸くず取りを含む)	1枚につき	5円

島根県電気機械器具製造業最低工賃

(効力発生の日・平成15年7月6日～)

品目	工程	規格	金額	
電気部品	足カット(印刷回路基板に用いるもので単品に限る。)	リード線が2本のもの	10個につき	3円60銭

事例・統計情報
労働時間・休日・休暇関係
安全衛生関係
災害統計・事例
賃金・家内労働
パンフレット・リーフレット
個別労働紛争解決制度の施行状況
求人・求職
雇用関係統計
パンフレット・リーフレット
監督関係
労働経済の分析(労働経済白書) 厚生労働省HP

関連リンク
労働基準監督署
ハローワーク
ハローワーク インターネットサービス
大卒等就職情報WEB提供サービス

広島県公式ホームページ

Get Adobe Acrobat Reader
PDF文書をご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です

広島県既製服縫製業最低工賃(平成11年5月20日発効)

1. 適用する家内労働者
広島県の区域内で既製服縫製業に係る縫製及びまとめの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
(1) 作業服の縫製の業務
次の表の品目欄及び工程欄の区分に応じ、全額欄に掲げる金額

品目	工程	金額	
ジャンパー	雨ぶた作り	1着につき	16円
	胸ポケット作り(パッチ型)	1着につき	12円
	わきポケット作り(タマブチ型)	1着につき	40円
	カフス作り	1着につき	15円
	襟作り	1個につき	20円
	身返し作り	1着につき	11円
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1枚につき	13円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1枚につき	17円
	丸縫い(裁断、仕上げ及びノーホークを除き、腰帯及び比翼付き)	1枚につき	480円
ズボン	ピスポケット(後ポケット)作り及びピスポケット付け	1着につき	27円
	わきポケット作り及びわきポケット付け	1着につき	21円
	前立て作り及び前立て付け	1個につき	17円
	天ぐ作り及び天ぐ付け	1個につき	14円
	糸くず取り(糸 きり装置付 き)	1本につき	13円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1本につき	17円
	丸縫い(裁断及び仕上げを除く)	1本につき	370円

(2) 男子既製洋服のまとめの業務
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額	
ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき	8円
	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき	8円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき	7円
	糸くず取り	糸きり装置付き	1本につき	13円
	糸くず取り	糸きり装置なし	1本につき	18円

(3) 婦人既製洋服のまとめの業務(モンスラを除く。)
次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、全額欄に掲げる金額

工程	規格	金額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	5円
すそまつり (手作業に限る。)	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1着につき	60円
肩パット付け	部分止め	1着につき	25円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	4円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	4円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	15円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき	15円
ボタン付け	糸足つき、根巻き4回以上	1個につき	6円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき	6円
糸くず取り	糸きり装置付き	1枚(本)につき	10円
糸くず取り	糸きり装置なし	1枚(本)につき	10円
丸縫い	裁断及び仕上げを除く	1枚(本)につき	400円

4. 効力発生の日　平成11年5月20日

山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃

山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃

山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃が次のとおり平成21年5月10日から改正されます。、
委託者は、家内労働法第14条により、定められた最低工賃額以上の金額を支払わなければなりません。

1. 適用する家内労働者

山口県の区域内で男子既製洋服・学校服・作業服製造業に係る業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

(注)金額欄の( )の金額は改正前の金額です。
( )のない品目・工程・規格は金額の改正はありません。

男子既製洋服

品目	工程	規格	金額
背広上衣	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 27円(26円)
	下襟からげまつり		1枚につき 55円
	そで付け裏まつり		1枚につき 151円(150円)

品目	工程	規格	金額
	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間に5針以上のもの	1枚につき 51円
	身返し奥星入れ		1枚につき 68円(67円)
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 66円(65円)
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1センチメートルのもの	1枚につき 12円(11円)
	ベントまつり	センターベントで、針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 27円(26円)
	ベント止め	センターベントで、2本糸で×印にしつけ止めを行うもの	1枚につき 8円(7円)
	背すそまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 51円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	1個につき 15円(14円)
	糸くず取り(しつけ取りを除く)		1枚につき 21円(20円)
ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもので、長さが3.5センチメートルのもの	1本につき 10円
	糸くず取り		1本につき 20円

男子学校服

品目	工程	規格	金額
上衣	糸くず取り		1枚につき 22円(21円)
ズボン	ボタン付け	小ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き2回以上のもの	1個につき 11円(10円)
	糸くず取り		1本につき 21円(20円)

女子学校服

品目	工程	規格	金額
スーツ型上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 161円
	身返しすそまつり		1枚につき 22円(21円)
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き3回以上のもの	1個につき 12円(11円)
	玉ぶちボタンホール始末		1か所につき 35円(33円)
	糸くず取り		1枚につき 22円(21円)
セーラー型上衣	そで口スナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 17円(16円)
	フロントスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 17円(16円)
	糸くず取り		
スカート	わきかぎホック付け		1組につき 22円(21円)
	わきスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 16円

作業服

品目	工程	規格	金額
ズボン	糸くず取り		1本につき 26円

ジーンズ

品目	工程	規格	金額
上衣	糸くず取り		1枚につき 20円
ズボン	糸くず取り		1本につき 22円(21円)

トレーニングウェア

品目	工程	規格	金額
シャツ	糸くず取り		1枚につき 17円
パンツ	糸くず取り		1本につき 16円

ページの先頭へ戻る

その他関連情報

山口県の雇用情勢の概況

山口県の雇用情勢の概況

女性の活躍・両立支援総合サイト

女性の活躍・両立支援総合サイト

若者雇用促進総合サイト

若者雇用促進総合サイト

NO ハラスメント　ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト　あかるい職場応援団

明るい職場応援団

パート労働ポータルサイト

パート労働ポータルサイト

働き方・休み方改善ポータルサイト

働き方・休み方改善ポータルサイト

リンク一覧

Get Adobe Acrobat Reader

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

情報配信サービス

厚生労働省人事労務マガジン

山口労働局メールマガジン

厚生労働省 山口労働局　〒753-8510 山口市中河原町6番16号山口地方合同庁舎

Copyright(c)2000-2022 Yamaguchi Labor Bureau.All rights reserved.

高知県繊維産業最低工賃

1　適用する家内労働者

高知県の区域内で繊維産業に係る手作業による糸くず取り、ミシン作業によるネーム付け及びアイロンにより接着芯地を接着する業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)　手作業による糸くず取りの業務については、次の表の産業欄、品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産業	品目			工程	金額
成人女子・少年・少女服製造業	ニット製品以外のもの（織物製）	ブラウス		糸くず取り	１枚につき　１２円
事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業（ニット製品を含む。）	ニット製品	スポーツウエア上衣（半袖を除く。）		糸くず取り	１枚につき　１０円５０銭
		スポーツウエア下衣		糸くず取り	１本につき　１１円５０銭
	ニット製品以外のもの（織物製）	野球ユニフォーム上衣		糸くず取り	１枚につき　９円
		野球ユニフォーム下衣		糸くず取り	１本につき　１１円
シャツ製造業（ニット製品を含む。）	ニット製品	ニットシャツ（Ｔシャツを除く。）		糸くず取り	１枚につき　１１円
	ニット製品以外のもの（織物製）	成人男子用カッターシャツ	長袖	糸くず取り	１枚につき　１０円５０銭
			半袖	糸くず取り	１枚につき　９円５０銭
下着製造業（ニット製品を含む。）	ニット製品	ニット下着（Ｔシャツを含む。）		糸くず取り（3か所以上について行うものに限る。）	１枚につき　６円
寝着類製造業（ニット製品を含む。）	パジャマ			糸くず取り	１着につき　１０円３０銭

(2)　ミシン作業によるネーム付け（二辺以上について縫い付けるものに限る。）の業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産業	品目	金額
(1)の表の産業欄に掲げる全産業	(1)の表の品目欄に掲げる全品目	１枚につき　５円

(3)　アイロンにより接着芯地を接着する業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産業	品目	金額
(1)の表の産業欄に掲げる全産業	(1)の表の品目欄に掲げる全品目	１枚につき　４円

4　効力発生の日

平成２７年６月１日

福岡県内の家内労働者、委託者の皆さんへ

守りましょう・確かめましょう

最低工賃！

福岡県内においては、次の２業種に係る品目、工程および企画の区分に応じて最低工賃が定められています。これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

○婦人服製造業



○男子服製造業



すべての委託者の皆さまへ

- ●委託者は、家内労働手帳を家内労働者に交付して委託の都度記入しましょう
- ●工賃は、現金で全額を１ヶ月以内に支払いましょう
- ●委託者は、委託状況届等を労働基準監督署に提出し、帳簿を営業所に備え付けましょう
- ●仕事による災害を防止するために必要な措置をとりましょう

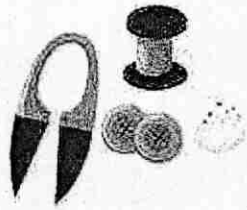

福　岡　労　働　局

福岡県婦人服製造業最低工賃（１）（平成27年4月17日から）

ワンピース、上衣又はコート

工　　程			金　　額
①　そで裏まつり			１０センチメートルにつき１５円
②　そで口まつり			１０センチメートルにつき１５円
③　すそまつり			２０センチメートルにつき１７円
④　見返し千鳥掛け			１か所につき　１３円
⑤　肩パット付け			１枚分につき　３２円
⑥　ボタン付け	⑮　飾りボタン付け		１個につき　９円
	根巻きボタン付け	⑯力ボタンを付けるもの	１個につき　１３円
		⑰力ボタンを付けないもの	１個につき　１０円
⑦　かぎホック付け			１組につき　１７円
⑧　スナップ付け			１組につき　１５円
⑨　糸ループ付け			１か所につき　１３円
糸くず取り	裏地のあるものについて行うもの		１枚分につき　１６円
	裏地のないものについて行うもの		１枚分につき　１９円

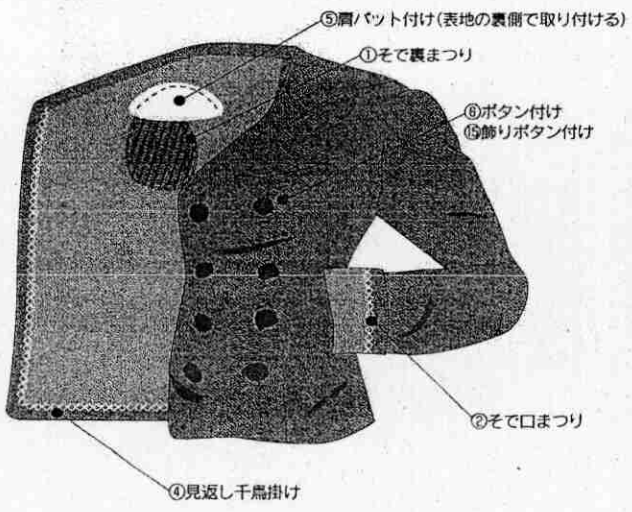



作業工程部分図

まつり

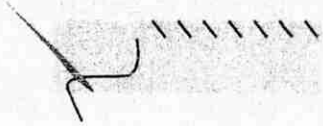

千鳥掛け

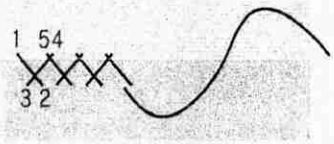

福岡県婦人服製造業最低工賃（２）（平成 27 年 4 月 17 日から）

スカート又はスラックス

工　　程			金　　額
⑩　すそまつり			２０センチメートルにつき１７円
⑪ ボタン付け	⑮　飾りボタン付け		１個につき　９円
	根巻きボタン付け	⑯力ボタンを付けるもの	１個につき　１３円
		⑰力ボタンを付けないもの	１個につき　１０円
⑫　かぎホック付け			１組につき　１７円
⑬　スナップ付け			１組につき　１５円
⑭　糸ループ付け			１か所につき　１３円
糸くず取り	裏地のあるものについて行うもの		１枚分につき　１５円
	裏地のないものについて行うもの		１枚分につき　１９円

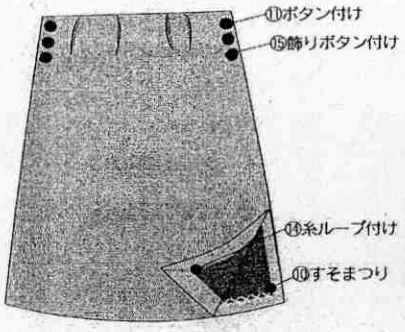

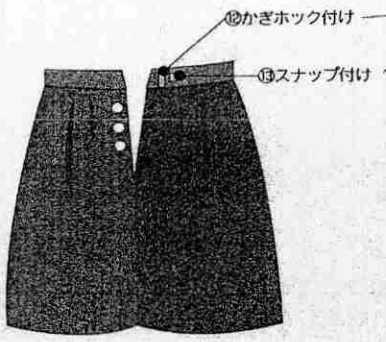

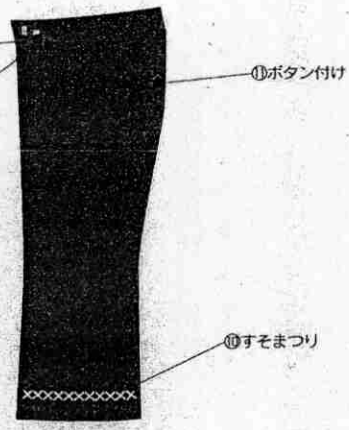

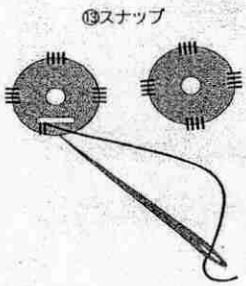

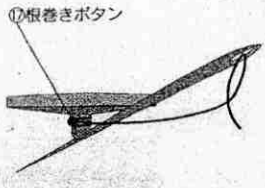

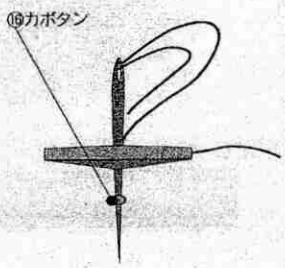

このパンフレットにおける工程の図は、イラスト上のもので、
細部は実際のものと異なる場合があります。

福岡県男子服製造業最低工賃(1)

(平成12年2月17日から)

背広上衣

工　程	規　格	金　額
①上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚につき　41円
②下襟からげまつり		1枚につき　59円
③胴裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚につき　40円
④そで付け裏まつり		1枚につき 153円
⑤前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき　55円
⑥見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1枚につき　78円
⑦見返し7ミリメートル星入れ		1枚につき　53円
⑧そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚につき　60円
⑨背裏鎖止め	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1枚につき　15円
⑩わき裏まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき　64円
⑪背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚につき　46円
糸くず取り		1枚につき　58円
⑫ボタン付け	根巻きあり	1個につき　10円
	根巻きなし	1個につき　7円

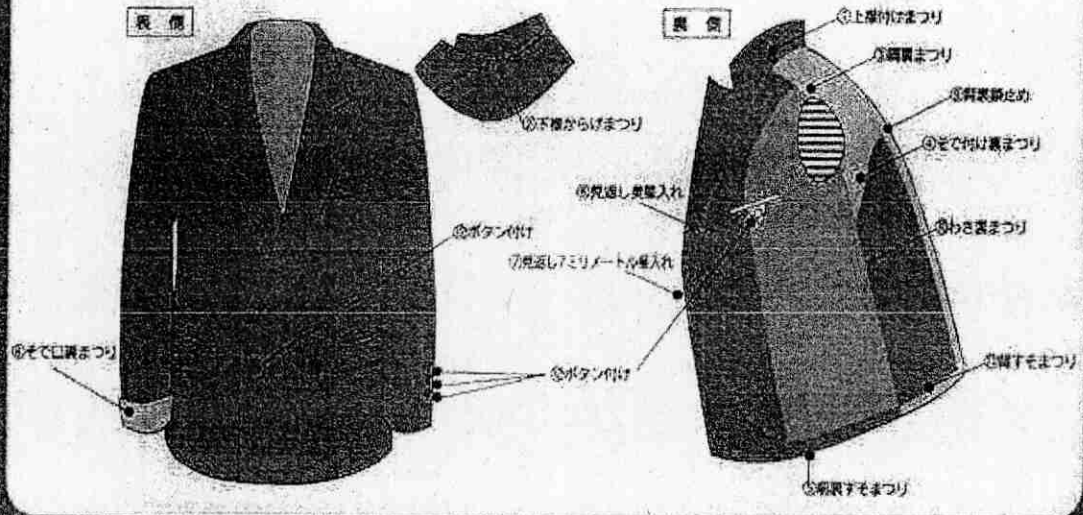

作業工程部分図



福岡県男子服製造業最低工賃(2)

(平成12年2月17日から)

ズボン

工　程	規　格	金　額
⑬腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1本につき　31円
⑭腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき　29円
⑮腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき　10円
⑯前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき　10円
⑰天ぐ裏まつり		1本につき　9円
⑱シックまつり		1本につき　17円
⑲小またちどり		1本につき　18円
⑳内またちどり		1本につき　17円
㉑尻縫目ちどり		1本につき　9円
糸くず取り		1本につき　22円
㉒ボタン付け	根巻きあり	1個につき　10円

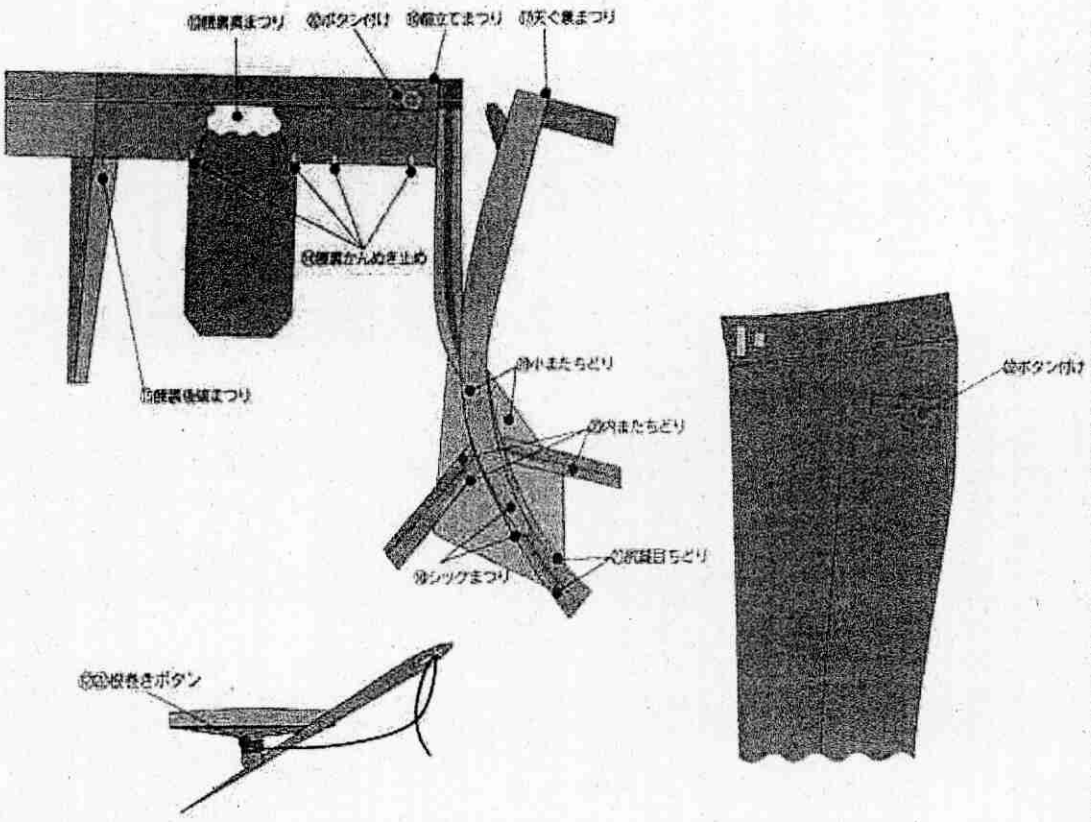

●いわゆる『インチキ内職』に気を付けましょう●

内職者の中には、種々の名目で高い金額を払わせながら、仕事は回してもらえない、収入はそれほど得られないという被害にあう例があります。

誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」はありえません。

家内労働を始めるときは、工賃等委託条件をきちんと確認し、いわゆる「インチキ内職」の被害にあわないように十分注意しましょう。

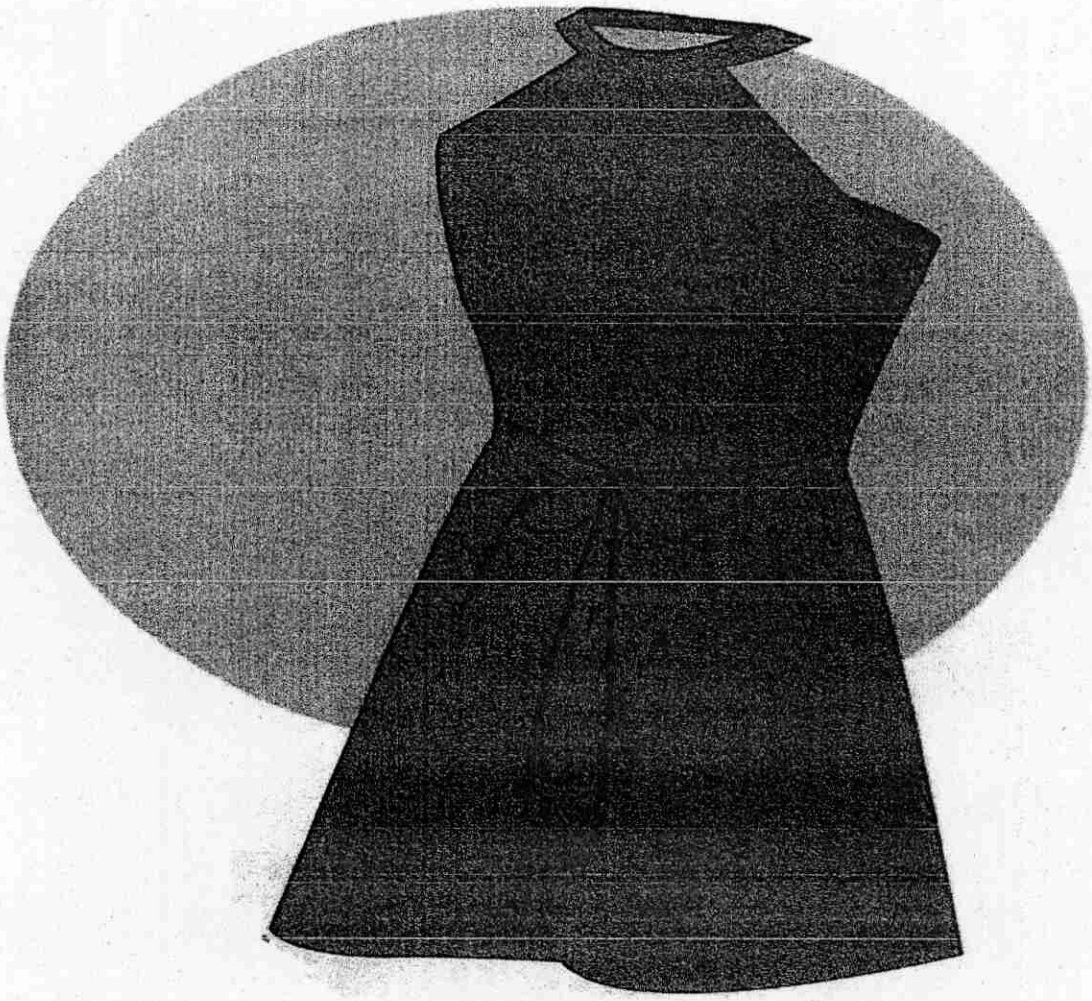

詳細については

福岡労働局　労働基準部　賃金課

〒８１２－００１３　福岡市博多区博多駅東２丁目１１－１

ＴＥＬ　０９２－４１１－４５７８

または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

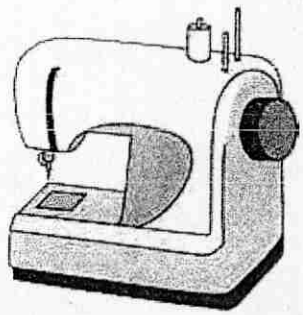

佐賀県の最低工賃

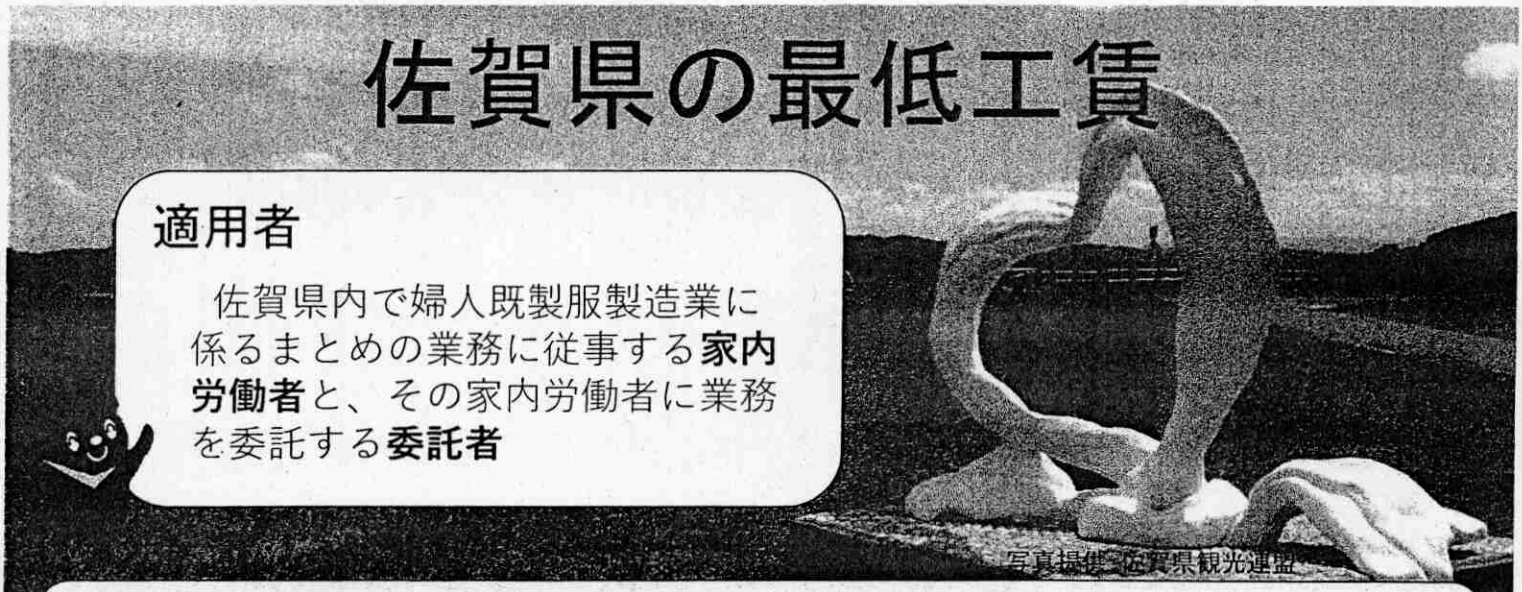

写真提供：佐賀県観光連盟

適用者

佐賀県内で婦人既製服製造業に係るまとめの業務に従事する**家内労働者**と、その家内労働者に業務を委託する**委託者**

婦人既製服製造業に係るまとめの業務

発効日：令和4年4月24日

工程	規格		金額	
返し端まつり（千鳥）	針目が3cm間隔に5針以上		1か所につき	10円
身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上		10cmにつき	9円
裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上		15cmにつき	9円
スナップ付け	1cm型		1組につき	13円
鍵ホック付け	ウエスト用前かん		1組につき	20円
	ウエスト用以外		1組につき	14円
ボタン付け	飾りボタン		1個につき	6円
	根巻きボタン	力ボタン付き	1個につき	11円
		力ボタン無し	1個につき	8円
鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき	9円
	既製ループ付け		1か所につき	5円
ポイント止め	×印仕付け止め		1か所につき	6円
プリーツ仕付け	×印仕付け止め		1か所につき	6円
袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上		10cmにつき	11円
袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上		10cmにつき	12円
肩パット付け	部分止め		1組につき	24円
	肩線止め		1組につき	10円
糸くず取り			1枚につき	15円

【注意】
金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1cmあたりに換算した金額とする。この場合、1cm未満の長さは1cmに切り上げる。

【問い合わせ先】

佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

佐賀労働局労働基準部賃金室　☎ 0952－32－7179

佐賀労働基準監督署　☎ 0952－32－7133
唐津労働基準監督署　☎ 0955－73－2179
武雄労働基準監督署　☎ 0954－22－2165
伊万里労働基準監督署　☎ 0955－23－4155

厚生労働省 家内労働のしおり

佐賀労働局 家内労働関連

佐賀労働局
https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html

家内労働

佐賀県婦人既製服製造業最低工賃改定のお知らせ

令和4年3月25日（金）

令和4年4月24日（日）から佐賀県婦人既製服製造業最低工賃の引き上げ NEW

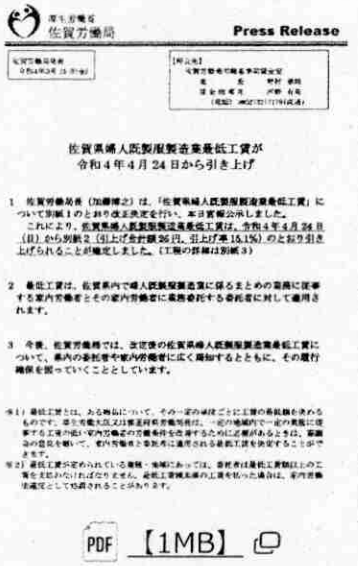

厚生労働省
佐賀労働局 Press Release

佐賀県婦人既製服製造業最低工賃が
令和４年４月24日から引き上げ

1　佐賀労働局長（加藤博之）は、「佐賀県婦人既製服製造業最低工賃」について別紙１のとおり改正決定を行い、本日官報公示しました。
これにより、佐賀県婦人既製服製造業最低工賃は、令和４年４月24日（日）から別紙２（引上げ金額36円、引上げ率15.1%）のとおり引き上げられることが確定しました。（工賃の詳細は別紙３）

2　最低工賃は、佐賀県内で婦人既製服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者とその家内労働者に業務委託する委託者に対して適用されます。

3　今後、佐賀労働局では、改正後の佐賀県婦人既製服製造業最低工賃について、県内の委託者や家内労働者に広く周知するとともに、その履行確保を図っていくこととしています。

※1）最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を定めるものです。厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工業の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、関係当事者の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。
※2）最低工賃が定められている業種・地域においては、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。最低工賃額未満の工賃を払った場合は、家内労働法違反として処罰されることがあります。

PDF 【1MB】

工程	規格		金額		
				旧 (H12.4.23)	新 (R4.4.24)
身返し端まつり（千鳥）	針目が3cm間隔に5針以上		1か所につき	8円	10円
身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上		10cmにつき	8円	9円
裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上		15cmにつき	7円	9円
スナップ付け	1cm型		1組につき	11円	13円
鍵ホック付け	ウエスト用前かん		1組につき	18円	20円
	ウエスト用以外		1組につき	13円	14円
ボタン付け	飾りボタン		1個につき	5円	6円
	根巻きボタン	カボタン付き	1個につき	9円	11円
		カボタン無し	1個につき	7円	8円
鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき	8円	9円
	既製ループ付け		1か所につき	4円	5円
ベント止め	×印仕付け止め		1か所につき	5円	6円
プリーツ仕付け	×印仕付け止め		1か所につき	5円	6円
袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上		10cmにつき	9円	11円
袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上		10cmにつき	10円	12円
肩パット付け	部分止め		1組につき	22円	24円
	肩線止め		1組につき	9円	10円
糸くず取り			1枚につき	14円	15円


佐賀県の最低工賃　発効4年4月24日

適用者
佐賀県内で婦人既製服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者と、その家内労働者に業務を委託する委託者

婦人既製服製造業に係るまとめの業務

工程	規格		金額 (旧)	金額 (新)
身返し端まつり（千鳥）	針目が3cm間隔に5針以上		1か所につき 8円	10円
身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上		10cmにつき 8円	9円
裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上		15cmにつき 7円	9円
スナップ付け	1cm型		1組につき 11円	13円
鍵ホック付け	ウエスト用前かん		1組につき 18円	20円
	ウエスト用以外		1組につき 13円	14円
ボタン付け	飾りボタン		1個につき 5円	6円
	根巻きボタン	カボタン付き	1個につき 9円	11円
		カボタン無し	1個につき 7円	8円
鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき 8円	9円
	既製ループ付け		1か所につき 4円	5円
ベント止め	×印仕付け止め		1か所につき 5円	6円
プリーツ仕付け	×印仕付け止め		1か所につき 5円	6円
袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上		10cmにつき 9円	11円
袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上		10cmにつき 10円	12円
肩パット付け	部分止め		1組につき 22円	24円
	肩線止め		1組につき 9円	10円
糸くず取り			1枚につき 14円	15円

【注意】
金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1cmあたりに換算した金額とする。この場合、10cm未満の長さは10cmに切り上げる。

【その他】
●労災加入については、家内労働を始める又は、しようとするときは、必ず事業場の所轄労働基準監督署へ届け出をしましょう。
●家内労働に関する相談は、佐賀労働局雇用環境・均等室へ
●いわゆる「インチキ内職」にご注意ください。

【問い合わせ先】
佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ
佐賀労働局雇用環境・均等室　☎0952-32-7179
佐賀労働基準監督署　☎0952-32-7132　唐津労働基準監督署　☎0955-72-2179
武雄労働基準監督署　☎0954-22-2165　伊万里労働基準監督署　☎0955-23-4155

厚生労働省　職場のあんしん　佐賀労働局　家内労働のしおり　佐賀労働局

PDF 【41KB】



PDF 【144KB】

家内労働について

長崎県の最低工賃

家内労働者（内職者）と、委託者（家内労働者に業務を委託する者）との間のルールを定めているものが家内労働法です。
家内労働法に基づき、長崎県には現在3件の最低工賃（下表）が設定されています。
最低工賃は、長崎地方労働審議会（平成13年9月末日までは長崎地方最低賃金審議会）の審議を経て、長崎労働局長が決定します。

1　長崎県和服裁縫業最低工賃

（1）適用する家内労働者
長崎県の区域内で、和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者

（2）適用する委託者
（1）の家内労働者に（1）の業務を委託する委託者

（3）（1）の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額

（4）効力発生の日
平成14年1月1日

品目		規格		金額
		生地	仕立て方	
女もの	振りそで	絹	あわせ	25,000円
	留めそで		比翼あわせ	27,400円
	訪問着		あわせ	18,000円
	長着			14,200円
		ウール	ひとえ	7,500円
	羽織	絹	あわせ	11,000円
	長じゅばん		無双ひとえ	8,500円
		合成繊維		6,600円
	喪服	絹	あわせ	15,000円
	名古屋帯		8寸まつり	4,300円
			9寸しん入れ	4,800円
	袋帯		しん入れ	4,800円
	浴衣	木綿	ひとえ	5,800円
	道行コート	絹	あわせ	16,000円
	雨コート		ひとえ	16,700円
男もの	アンサンブル	大島又はつむぎ	あわせ	26,400円
		ウール	ひとえ	16,000円

2 長崎県男子既製洋服製造業最低工賃

(1) 適用する家内労働者
長崎県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者
(1)の家内労働者に(1)の業務を委託する委託者

(3) (1)の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄の(　)内の長さは1枚分の標準的な長さであるので、作業を行う長さが異なる場合は、金額欄の金額に作業を行う長さの標準的な長さに対する比率を乗じて得た金額とする。

(4) 効力発生の日
平成13年4月1日

品目	工程	規格	金額
背広上衣	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(30センチメートル)につき 26円
	下襟からげまつり		1枚(10センチメートル)につき 18円
	肩裏まつり		1枚(17センチメートル×2)につき 25円
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル×2)につき 102円
	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(30センチメートル×2)につき 37円
	身返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚(70センチメートル×2)につき 52円
	身返し7ミリメートル星入れ	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(45センチメートル×2)につき 43円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(32センチメートル×2)につき 38円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1センチメートルのもの	1枚につき 12円
	わき裏まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(55センチメートル×2)につき 41円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(3センチメートル)につき 13円
	背すそまつり		1枚(20センチメートル×2)につき 31円
ズボン	腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1本につき 28円
	腰裏かんぬき止め	8か所に行うもの	1本につき 18円
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1本につき 10円
	前立まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1本につき 10円
	天ぐ裏まつり		1本につき 10円
	小またちどり		1本につき 10円
	内またちどり		1本につき 12円
	尻縫目ちどり		1本につき 12円

3 長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃

(1) 適用する家内労働者

長崎県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

(1)の家内労働者に(1)の業務を委託する委託者

(3) (1)の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した金額とする。この場合、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

(4) 効力発生の日　平成13年4月1日

品目	工程	規格		金額
上衣	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの		1か所につき 10円
	身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上のもの		10センチメートルにつき 11円
	ボタン付け	飾りボタン		1個につき 8円
		根巻きボタン	カボタン付き	1個につき 13円
			カボタンなし	1個につき 10円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき 9円
		既製ループ付け		1か所につき 5円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上のもの		10センチメートルにつき 12円
	そで口裏まつり			10センチメートルにつき 11円
	肩パット付け	部分止め		1組につき 21円
		肩線止め		1組につき 11円
	糸くず取り			1枚につき 16円
ブラウス	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの		1か所につき 7円
	スナップ付け	1センチメートル型		1組につき 13円
	ボタン付け	飾りボタン		1個につき 8円
	肩パット付け			1組につき 13円
	糸くず取り			1枚につき 13円
スカート及びスラックス	スナップ付け	1センチメートル型		1組につき 15円
	かぎホック付け	ウエスト用前かん		1組につき 20円
	ボタン付け	飾りボタン		1個につき 8円
		根巻きボタン	カボタン付き	1個につき 10円
			カボタンなし	1個につき 8円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき 9円
	ベント止め	×印しつけ止め		1か所につき 6円
	プリーツしつけ			1か所につき 6円
	糸くず取り			1枚につき 14円

熊本県縫製業最低工賃

1　適用する家内労働者
　熊本県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
2　適用する委託者
　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額
　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さの作業を行う場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは１センチメートルに切り上げるものとする。

品目	工　　程	規　　格	金　　額
ワンピース、ブレザー及びコート	身返し端まつり（千　鳥）	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所（3ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ）につき　１０円
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　１５円
	ボタン付け	２つ穴、糸足つき根巻き４回以上	１個につき　８円
		４つ穴、糸足つき根巻き４回以上	１個につき　１０円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け長さ５センチメートル	１か所につき　１０円
	身返し裏まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	１０ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙにつき　１０円
	そで付け裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１０ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙにつき　１１円
	そで口裏まつり		１０ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙにつき　１１円
	肩パット付け		１組につき　３３円
	糸くず取り		１枚につき　１５円
スカート及びスラックス	すそまつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	２０ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙにつき　１２円
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　１４円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき　２３円
	ボタン付け	２つ穴、糸足つき根巻き４回以上	１個につき　８円
		４つ穴、糸足つき根巻き４回以上	１個につき　１０円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け長さ５センチメートル	１か所につき　１０円
	ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき　６円
	プリーツしつけ		１か所につき　６円
	ファスナー裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１０ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙにつき　１１円
	ウェスト裏まつり		２０ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙにつき　１６円
	糸くず取り		１枚又は１本につき　１５円

4　効力発生の日
　平成１６年４月２５日

厚生労働省
熊本労働局

熊本県縫製業最低工賃

1. 適用する家内労働者
   熊本県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者
   前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
   次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さの作業を行う場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース・ブレザー及びコート	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所(3センチメートル)につき10円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき15円
	ボタン付け	2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき8円
		4つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき10円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け 長さ5センチメートル	1か所につき10円
	身返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき10円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき11円
	そで口裏まつり		10センチメートルにつき11円
	肩パット付け		1組につき33円
	糸くず取り		1枚につき15円
スカート及びスラックス	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき12円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき14円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき23円
	ボタン付け	2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき8円
		4つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき10円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け 長さ5センチメートル	1か所につき10円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき6円
	プリーツしつけ		1か所につき6円
	ファスナー裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき11円
	ウェスト裏まつり		20センチメートルにつき16円
	糸くず取り		1枚又は1本につき15円

4. 効力発生の日
   平成16年4月25日

▲このページのトップに戻る

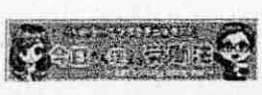



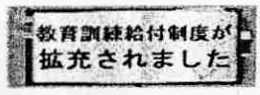





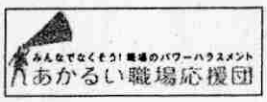



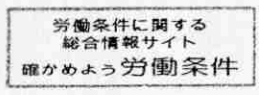

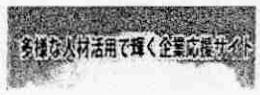









熊本労働局 〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

厚生労働省
熊本労働局

各種法令・制度・手続き

- 法改正のご案内
- 労働基準・労働契約関係
- 安全衛生関係
- 労働保険関係
- 労災保険関係
- 雇用保険関係
- 家内・賃金関係
- 職業安定・対策関係
- 雇用環境・均等関係
- 労働者派遣事業・有料無料職業紹介事業等
- 職業訓練関係
- 各種助成金制度
- 情報公開制度
- 個別労働紛争解決制度
- 公益通報者の保護
- 法令・様式集
- 平成29年度業務改善助成金のご案内

熊本県和服裁縫業最低工賃

1. 適用する家内労働者
   熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者
   前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
   次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額

品目	規格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	23,800円
留めそで		比翼あわせ	26,400円
訪問着		あわせ	18,000円
付け下げ			16,000円
喪服			14,600円
		ひとえ	12,100円
長着		あわせ	13,400円
	ウール	ひとえ	7,600円
羽織	絹	あわせ	11,900円
道中着			10,500円
道行コート			14,500円
雨コート	合成繊維	ひとえ	10,400円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	8,600円
	合成繊維		6,800円
名古屋帯	絹	3寸まつり	3,400円
		3寸しん入れ	4,700円
袋帯		しん入れ	4,200円
ゆかた	木綿	ひとえ	5,800円

4. 効力発生の日
   平成13年4月21日

▲このページのトップに戻る


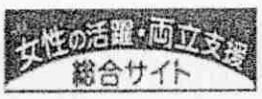



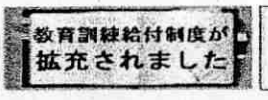



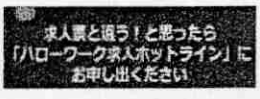

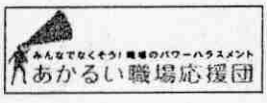



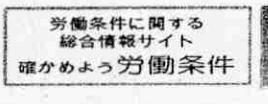

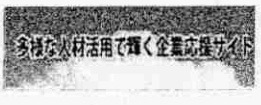









熊本労働局　〒860-8514　熊本市西区春日2-10-1　熊本地方合同庁舎A棟9階
Copyright(c)2000-2011 Kumamoto Labor Bureau.All rights reserved.

大分県における最低工賃

大分県衣服製造業最低工賃（効力発生日　平成13年9月6日）

大分県内で衣服製造業における婦人用既製スカート、上衣若しくはワンピース又は男子用既製ワイシャツのまとめの業務に従事する家内労働者に対しては、次の表の品目、工程、規格毎に定められた金額以上の工賃を支払わなければなりません。

品目	行程	規格	金額
婦人用既製スカート、 上衣、ワンピース	スナップ付け	5ミリメートル以上の型のもの	1組につき 15円
	ボタン付け	13ミリメートル以上の型（4つ穴）、 糸足つき根巻き3回以上	1個につき 8円
	鎖糸ループ作り付け	糸ループの長さ3センチメートル以上のもの	1か所につき 7円
	糸切り （糸くず取りを含む。）	—	1枚につき 11円
男子用既製ワイシャツ	糸切り （糸くず取りを含む。）	半袖　—	1枚につき 13枚
		長袖	1枚につき 14円

大分県電気機械器具製造業最低工賃（効力発生　平成12年9月15日）

大分県内で電気機械器具製造業におけるワイヤーハーネスのカプラー差し及びチューブ加工の業務に従事する家内労働者に対しては、次の表の品目、工程、規格毎に定められた金額以上の工賃を支払わなければなりません。

事例・統計情報
労働時間・休日・休暇関係
安全衛生関係
災害統計・事例
賃金・家内労働
パンフレット・リーフレット
特定(産業別)最低賃金の改正額が決定しました
労働基準部｜宮崎県の最低工賃
最低工賃
最低工賃
最低工賃
送検事例等
求人・求職
職業安定業務統計
新規学卒者の求職・求人・就職内定状況
パンフレット・リーフレット

関連リンク
労働基準監督署
ハローワーク
ハローワークインターネットサービス
宮崎県公式ホームページ

Get ADOBE READER
サイト内のPDF文書をご覧になるにはAdobe Readerが必要です。

宮崎県の最低工賃

労働基準部

- **家内労働法の概要**
- **家内労働者に発注する委託者の皆様へ**
- **様式第2号 委託状況届**

- 宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃
- 宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃（廃止）
- 宮崎県ワイヤーハーネス最低工賃

- 最低工賃専門部会状況

2022年02月04日 宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会
・議事要旨 ・資料

2022年03月14日 宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止決定に係る宮崎地方労働審議会の意見に関する公示

事例・統計情報
労働時間・休日・休暇関係
安全衛生関係
災害統計・事例
賃金・家内労働
パンフレット・リーフレット
特定(産業別)最低賃金の改正額が決定しました
労働基準部｜宮崎県の最低工賃
最低工賃
最低工賃
最低工賃
送検事例等
求人・求職
職業安定業務統計
新規学卒者の求職・求人・就職内定状況
パンフレット・リーフレット

関連リンク
労働基準監督署
ハローワーク
ハローワーク インターネットサービス
宮崎県公式ホームページ

Get ADOBE READER
サイト内のPDF文書をご覧になるにはAdobe Readerが必要です。

宮崎県の最低工賃

労働基準部

宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃

宮崎県男子既製洋服製造業に従事する家内労働者の最低工賃が改正されました。

この最低工賃未満で家内労働者に委託することはできません。

1.適用する家内労働者

宮崎県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣のまとめの業務に従事する家内労働者

2.適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3.第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄の(　)内の長さは1枚の標準的な長さであるので、作業を行う長さがこの長さと異なる場合は、金額欄の金額に作業を行なう長さの標準的な長さに対する比率を乗じて得た金額とする。この場合において、作業を行う長さに1センチメートル未満の端数があるときは、これを1センチメートルに切り上げるものとし、得られた金額に10銭未満の端数が生じるときは、当該端数を四捨五入するものとする。

工程	規格	金額
(1)襟表まつり (上襟付けまつり) (2)襟裏まつり (下襟からげまつり) (3)肩裏まつり	針目が3センチ間隔に9針以上のもの	1枚(30センチ)につき25円00銭 1枚(7.5センチ×2)につき13円60銭 1枚(17センチ×2)につき20円10銭
(4)そで付け裏まつり	針目が3センチ間隔に9針以上で、星針目が3センチ間隔に6針以上のもの	1枚(80センチ×2)につき105円70銭
(5)そで口裏まつり	針目が3センチ間隔に9針以上のもの	1枚(32センチ×2)につき40円80銭
(6)見返し奥星入れ	針目が3センチ間隔に5針以上のもの	1枚(70センチ×2)につき44円50銭

(7)すそ裏角まつり (前裏すそ角まつり)	針目が3センチ間隔に9針以上のもの	1枚(18センチ)につき 11円90銭
(8)背すそまつり	針目が3センチ間隔に6針以上のもの	1枚(20センチ×2)につき 23円00銭
(9)わき裏角まつり	針目が3センチ間隔に9針以上のもの	1枚(22センチ)につき 14円20銭
(10)ベントまつり		1枚(10センチ)につき 4円50銭
(11)ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき 3円80銭
(12)背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1.5センチのもの	1枚につき 9円00銭
(13)ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足付きで、根巻き4回以上のもの	1個につき 9円20銭
	小ボタン(4つ穴)で根巻きなしのもの	1個につき 4円80銭
糸くず取り	毛しんタイプのもの	1枚につき 52円10銭
	接着しんタイプのもの	1枚につき 30円90銭

4.効力発生の日

平成13年5月1日

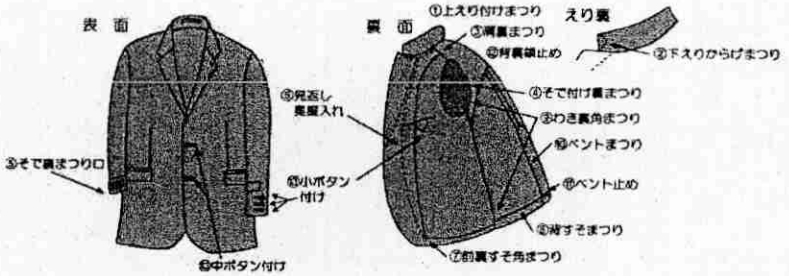

●家内労働法を守りましょう

不明な点があるとき、又は家内労働法についてのご相談は

宮崎労働局賃金室

(TEL:0985-38-8836)

又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

▲このページのトップに戻る

≪

宮崎労働局
〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号宮崎合同庁舎

Copyright(c)2000-2017 Miyazaki Labor Bureau.All rights reserved.あ

令和３年度宮崎地方労働審議会
宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会　議事要旨（公開）

１　日　　時　　令和４年２月４日（金）　午後１:30～2:55

２　場　　所　　宮崎労働局労働基準部 大会議室

３　出 席 者　　公益委員　　３名
　　家内労働者側委員　　３名
　　委託者側委員　　３名

４　議　　題
（１）　部会長及び部会長代理の選出
（２）　資料説明（諮問理由、関係法規、実態調査結果等）
（３）　基本的見解の表明
（４）　審議
（５）　結審
（６）　その他

５　議事概要
（１）　部会長及び部会長代理が公益委員から選任された。
（２）　事務局から、資料に基づき説明が行われた。
（３）　家内労働者側委員から、家内労働法は家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資するために定められているものであること、家内労働法で定める基準は最低のものであり、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならないとされていること、家内労働者は減少傾向にあるものの、いまもなお製造業を下支えする重要な役割を担っていること、宮崎県内の婦人既製洋服製造業の家内労働者は減少傾向にあるが、委託者からの業務委託を受けている貴重な人材であること、最低工賃未満で委託できないことから、家内労働者は生活設計等、安心できる環境であること、宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃について、長年の据え置きは理解しつつ、家内労働者の労働条件の維持向上と生活の安定から、廃止せず、最低賃金の引上げ相当の改正が必要であること等の基本的見解が表明された。

　委託者側委員から、事務局の諮問理由のとおり家内労働者は減少していること、実態に即した工賃設定は困難であること、現在の家内労働者については不利になる恐れはないと考えられることから、廃止諮問を支持させてもらいたいとの基本的見解が表明された。

（４）　審議の結果、宮崎県婦人既製洋服最低工賃の廃止について意見の一致が見られ

た。

（5） 宮崎県婦人既製洋服最低工賃の廃止について、全会一致で採決され、宮崎地方労働審議会に報告する専門部会報告書が作成された。

（6） 事務局から今後のスケジュールが説明された。

宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止について

この度、宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃が令和４年４月１７日限りで廃止となりました。

関係者の皆様におかれましては、最低工賃の廃止を理由とした工賃引下げを行わないようにご理解とご協力をお願いいたします。

また、引き続き委託状況届の提出等家内労働法の遵守をお願いします。

富 山 県 の 最 低 工 賃 一 覧 表

1 ファスナー加工業［発効年月日　平成３０年４月２１日］

工　程	規　　格			金　　額
	種　　類	務歯サイズ	長　さ	
検査包装	ＣＦ（コイルファスナー）止め製品	2CF　3CF 45CF　5CF	30cm以下	100本につき ５２円

2 電気機械器具製造業［発効年月日　平成１４年５月１６日］

品　目	工　　程	規　　格	金　　額
電子部品	手工具（ハンドプレスを除く。）を使用して電子部品１個につき２本又は３本のリード線を１度に切断	固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電ブザーでリード線が２本又は３本のもの	１回の切断につき ３５銭５厘
リモコン	手はんだ（電子部品の差しを含む。また、基板をセットする専用の治具を使用するものに限る。）	発光ダイオード、電解コンデンサー、発振子でリード線が２本のもの 及び 端子で１工程における当該電子部品のはんだ付け点数が１５点以上２５点以下のもの	はんだ付け１か所につき５５銭８厘

※ ニット製造業 最低工賃につきましては、令和４年３月３日 限りで廃止。

資料９－①

家　内　労　働　法　（抜粋）

（最低工賃）
第８条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低減な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があるときは、労働政策審議会又は、都道府県労働局に置かれてる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて当該業務に従事する家内労働者及びこれを委託する委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

（審議会の意見に関する異議の申出）
第９条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

２　前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の翌日から起算して十五日以内に厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

(最低工賃の改正等)
第10条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認められるときは、その決定の例により、その改正又は廃止することができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)
第11条　審議会は、最低工賃の決定またはその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

（公示及び発効）
第12条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定したときは、厚生労働省令で定めるところににより決定した事項を公示しなければならない。

２　最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であって当該決定におけて別に定める日があるときはその日）最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示日（公示の日後の日が別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）
第13条　最低工賃は、当該最低工賃に係る一定地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)の規定による最低賃金を言う。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

２　最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定めるものとする。

（専門部会等）
第21条　審議会は、最低工賃の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
２　前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

（政令への委任）
第24条　この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は政令で定める。

家　内　労　働　法　施　行　規　則　（抜粋）

（審議会の意見公示）
第４条　法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（審議会の意見に関する異議の申出）
第５条　法第九条第二項の異議の申出は異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによっておこな分けれぱならない。

（最低工賃に関する決定の公示）
第８条　法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによって行うものとする。

資料 9－②

○地方労働審議会令
（平成十三年九月二十七日政令第三百二十号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（名称）

第一条　地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第二条　審議会は、委員十八人で組織する。

2　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条　委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2　臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3　臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4　専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）

第四条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条　審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第六条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
3　前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
4　第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
5　部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
6　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
7　部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
8　審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。
（最低工賃専門部会）
第七条　家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
2　前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
3　最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
4　前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。
（議事）
第八条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
3　前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。
（庶務）
第九条　審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。
（雑則）
第十条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

資料　9－③

沖縄地方労働審議会運営規程

第１条　地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成１２年政令第２５２号）第１５６条の２及び地方労働審議会令（平成１３年政令第３２０号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の３分の１以上から請求があったときに会長が招集する。

２　審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

３　労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

４　会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも７日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第３条　委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第４条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言をしようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

３　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第５条　会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第６条　審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員２人が署名するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

３　議事を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第７条　第２条から第６条までの規定は、地方労働審議会令第６条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第７条に規定する最低工賃専門部会（以下単に「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第８条　会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答弁書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

２　審議会は、厚生労働省組織令第１５６条の２第２項第２号の規定により関係行政機関に建議したときには、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第９条　審議会は、その定めるところにより、必要に応じて次の部会を置くことができる。

一　労働災害防止部会

二　家内労働部会

第 10 条　前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めているときは、この限りでない。

２　審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第 11 条　臨時委員及び専門委員は、審議会令第４条第４項及び第５項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任は妨げない。

第 12 条　部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第 13 条　この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第 14 条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則

この規程は、平成１３年１０月１日から施行する。

平成１８年３月１３日一部改正。

資料　９－⑤

第６回　労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会

議事次第

日時：令和４年３月８日（火）
１４：００～１６：００
於：厚生労働省省議室及びオンライン

議題

１　部会長及び部会長代理の選出について
２　第 13 次最低工賃新設・改正計画の進捗状況について
３　第 14 次最低工賃新設・改正計画実施方針（案）について
４　令和３年度家内労働概況調査の結果について
５　その他

配付資料

１　労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会委員名簿
２　第 13 次最低工賃新設・改正計画進捗状況
３　第 14 次最低工賃新設・改正計画実施方針（案）
４　令和３年度家内労働の現状・家内労働概況調査結果
５　家内労働関係資料

参考資料

１　安全衛生の好事例集
２　家内労働のしおり

資料１－１

雇用環境・均等分科会　家内労働部会　委員名簿

令和３年10月28日現在

（公益代表）

小畑　史子（おばた　ふみこ）	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
川田　琢之（かわた　たくゆき）	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
藤村　博之（ふじむら　ひろゆき）	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
山口　直人（やまぐち　なおひと）	(公財)労災保険情報センター理事長
山本　眞弓（やまもと　まゆみ）	弁護士（銀座新明和法律事務所）

（家内労働者代表）

小原　成朗（こはら　しげあき）	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
澤田　光弘（さわだ　みつひろ）	セラミックス産業労働組合連合会副書記長
柴田　美千子（しばた　みちこ）	ＵＡゼンセン労働条件局副部長
谷口　忠（たにぐち　ただし）	全日本家内労働者組合総連合中央執行委員
仁平　章（にだいら　あきら）	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長

（委託者代表）

鮎川　尚之（あゆかわ　たかゆき）	全国中小企業団体中央会 労働政策部 部長代理
加藤　仁（かとう　ひとし）	東京都中小企業団体中央会常勤参事
杉崎　友則（すぎさき　とものり）	日本商工会議所産業政策第二部担当部長
原田　豪（はらだ　ごう）	(一社)日本経済団体連合会労働政策本部上席主幹
堀内　麻祐子（ほりうち　まゆこ）	(株)センショー代表取締役

（五十音順、敬称略）

○労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（抄）

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条　労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第九条第一項に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第三号の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条　審議会は、委員三十人で組織する。

２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

３　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条　委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

２　臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。

３　臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

４　前項の規定は、専門委員について準用する。

（委員の任期等）

第四条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

４　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

５　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

６　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条　審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第六条　審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名　　称	所　掌　事　務
労働条件分科会	（略）
安全衛生分科会	（略）
勤労者生活分科会	（略）
職業安定分科会	（略）
障害者雇用分科会	（略）
職業能力開発分科会	（略）

雇用均等分科会	1　厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号（厚生労働省雇用均等・児童家庭局の所掌に係る部分に限る。）及び第六十七号から第七十三号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 2　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（第八条第一項を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3　前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4　第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5　前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

6　分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。

7　分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

8　分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9　審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第七条　審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3　前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4　第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5　前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。
6　部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
7　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
8　部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
9　審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（最低工賃専門部会）
第八条　家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
2　前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
3　最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
4　前条第六項から第九項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）
第九条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
3　前二項の規定は、分科会、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

第十条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第十一条　審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

（雑則）

第十二条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

資料2－1

第13次最低工賃新設・改正計画（令和元年4月～令和4年3月）

（令和4年3月1日現在）

局　名	最低工賃件数（H31.3.7現在）	令和元年度 件　名	件数	令和2年度 件　名	件数	令和3年度 件　名	件数
01 北海道	2			和服裁縫[R2.12.17改正諮問見送り]	1	男子既製服[R3.12廃止諮問見送り]	1
02 青　森	3			和服裁縫[R3.廃止諮問見送り]、電気機械器具[R3.3.2改正公示]	2	男子・婦人既製服[R4.1.18改正答申]	1
03 岩　手	2			電気機械器具[R3.4.15改正公示]	1	婦人・男子既製洋服[R4.3.10廃止答申予定＝名称変更のため：既製洋服を新設予定]	1
04 宮　城	2			男子服・婦人服[R4.2.2改正諮問見送り]	1	電気機械器具[R4.2.9改正答申]	1
05 秋　田	2			男子服・婦人服・子供服[R3.3.2改正公示]、通信機器用部分品[R3.2.3改正見送り答申]	2		
06 山　形	1			男子・婦人既製服[R3.3.2改正諮問見送り]	1		
07 福　島	3			外衣・シャツ[R3.3.8改正公示]、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス[R2.7.29改正公示]	2	横編ニット[R4.2.8改正答申]	1
08 茨　城	3			電気機械器具[R4.3.10改正諮問予定]、婦人・子供既製服[R3.3.12廃止諮問見送り]	2	男子既製洋服（廃止）[R3.11～12月実態調査、諮問予定]	1
09 栃　木	2			電気機械器具[R3.3.19改正公示]	1	衣服製造業[R4.3.17改正答申予定]	1
10 群　馬	3			婦人服[R2.11.30改正諮問見送り]、横編ニット[R2.11.30改正諮問見送り]	2	電気機械器具[R3.11.5　改正諮問見送り]	1
11 埼　玉	5			電気機械器具[R3.3.11改正諮問見送り]、紙加工品[R3.3.11改正諮問見送り]、革靴[R3.3.11改正諮問見送り]	3	足袋製造業（改正）、縫製業（改正）[2件についてR3.9実態調査済、R3.12.10地労審、年度内家内労働部会]	2
12 千　葉	1					婦人既製洋服（廃止）[R4.2実態調査、R4.3家内労働部会開催予定]	1
13 東　京	3			婦人既製洋服[R3.3.5改正諮問見送り]、革靴[R3.3.5改正諮問見送り]	2	電気機械器具（改正）[R4.3.14家内労働部会にて審議予定]	1
14 神奈川	3			電気機械器具[R3.2.2改正諮問見送り]、スカーフ・ハンカチーフ[R3.2.2改正諮問見送り]	2	紙加工品[R4.2.21廃止諮問見送り]	1
15 新　潟	4			作業工具[R3.3.10改正諮問見送り]、洋食器・器物[R3.3.10改正諮問見送り]	2	男子・婦人既製洋服（改正）、横編ニット(改正)[2件についてR4.3.11地労審にて審議予定]	2
16 富　山	3			ファスナー加工[R3.3.1改正諮問見送り]、電気機械器具[R3.3.1改正諮問見送り]	2	ニット[R4.2.1廃止答申]	1
17 石　川	0						
18 福　井	2			衣服［R2.12.7R3年度に改めて審議する］[R4.2.21改正答申]	1	眼鏡[R3.12.13改正諮問見送り]	1
19 山　梨	3			婦人服[R3.4.5改正公示]、電気機械器具[R2.11.30改正公示]	2	貴金属製品[R4.2.21改正公示]	1
20 長　野	2			電気機械器具[R2.11.13改正諮問見送り]	1	外衣・シャツ[R4.3.8改正諮問見送り予定]	1
21 岐　阜	3			婦人服[R3.3.11改正諮問見送り]、男子既製洋服[R3.3.11廃止諮問見送り]	2	陶磁器上絵付[R3.11～12実態調査、R4.3.9改正諮問見送り予定]	1
22 静　岡	1			車両電気配線装置[R3.3.16改正諮問見送り]	1		
23 愛　知	1			車両電気配線装置[R3.5.19改正諮問見送り]	1		
24 三　重	1					車両電気配線装置[R4.1.31改正諮問見送り]	1
25 滋　賀	1			下着・補整着[R3.3.23廃止諮問見送り]	1		
26 京　都	2			丹後地区絹織物業[R3.3.17改正諮問見送り]	1	紙加工品[R4.2.1改正諮問見送り]	1
27 大　阪	1					男子既製洋服[R4.1.25改正諮問見送り]	1
28 兵　庫	5			釣針[R3.2.10改正諮問見送り]、綿・スフ織物[R3.2.10改正諮問見送り]但馬地区絹・人絹・毛織物[R3.2.10廃止諮問見送り]	3	電気機械器具[R4.2.2改正諮問見送り]、靴下[R4.2.2改正諮問見送り]	2
29 奈　良	1			靴下[R3.2.4改正諮問見送り]	1		
30 和歌山	0						
31 鳥　取	2			和服裁縫[R3.1.25改正諮問見送り]	1	男子服・婦人服[R4.1.24改正諮問見送り]	1
32 島　根	3			電気機械器具[R3.3.11改正諮問見送り]	1	和服裁縫（改正）[予算関係上次年度]、外衣・シャツ（改正）[R3.11実態調査、R4.3.15地労審にて諮問見送り予定]	2
33 岡　山	1			車両電気配線装置[R3.9.30改正諮問、R4.3.3第２回専門部会にて審議予定]	1		
34 広　島	4			電気機械器具[R2.11.16改正諮問見送り]、既製服[R2.11.16改正諮問見送り]	2	和服裁縫[R4.3.17改正諮問見送り予定]、毛筆・画筆[R4.3.17改正諮問見送り予定]	2
35 山　口	2			男子既製洋服・学校服・作業服[R3.3.15改正諮問見送り]	1	和服裁縫[R4.3.14改正諮問見送り予定]	1
36 徳　島	1			縫製（下着・ハンカチーフ）[R2.11.18改正諮問見送り]	1		
37 香　川	1					手袋・ソックスカバー[R4.2.8改正諮問見送り]	1
38 愛　媛	1			タオル[R3.3.18廃止・改正諮問見送り]	1		
39 高　知	2	衛生用紙[R1.6.17 改正諮問見送り]	1			繊維産業（改正）[R3.6家内労働部会、予算関係上専門部会開催見送り]	1
40 福　岡	2			婦人服[R4.2.25改正諮問見送り]男子服[R4.2.25改正諮問見送り]	2		
41 佐　賀	1			婦人既製服［R2.11.19改正諮問見送り、R4.2.17改正答申］	1		
42 長　崎	3			和服裁縫[R3.3.18廃止諮問見送り]	1	男子既製洋服[R4.3.14改正諮問見送り予定]、婦人既製洋服[R4.3.14廃止諮問見送り予定]	2
43 熊　本	3			和服裁縫[R3.3改正諮問見送り]	1	縫製[R4.3.23廃止諮問見送り予定] 、電気機械器具[R4.3.23改正諮問予定]	2
44 大　分	2			衣服[R3.3.17改正諮問見送り]、電気機械器具[R3.3.17改正諮問見送り]	2		
45 宮　崎	3			男子既製洋服[R3.3.10改正諮問見送り]、婦人既製洋服[R4.3.14廃止答申予定]	2	内燃機関電装品[R4.3.14改正諮問見送り予定]	1
46 鹿児島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス[R4.3.10改正諮問予定]	1
47 沖　縄	1					縫製（改正）	1
合　計	98		1		57		40

（注）各年度の最低工賃の件数は令和2年3月24日現在（第13次最低工賃新設・改正計画見直し時点）のものである。なお、件名の後の（　）は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

赤字＝公示済・見送り答申、緑字＝答申済・諮問中、青字＝諮問見送り、橙字＝実施中（実態調査・審議）、黒字＝未着手

資料2－2

第13次最低工賃新設・改正計画の進捗状況（令和4年3月1日現在）

第13次計画における改正等件数（件）			98	100（%）
	公示済		9	9.2
		新　　設	0	0.0
		改　　正	9	9.2
		廃　　止	0	0.0
	見送り答申		1	1.0
	答申済		6	6.1
	諮問中		4	4.1
	諮問見送り		55	56.1
	実施中		22	22.4
	未着手		1	1.0

令和元年度計画における改正等件数（件）			1	100（%）
	公示済		0	0.0
		新　　設	0	0.0
		改　　正	0	0.0
		廃　　止	0	0.0
	見送り答申		0	0.0
	答申済		0	0.0
	諮問中		0	0.0
	諮問見送り		1	100.0
	実施中（実態調査・審議）		0	0.0
	未着手		0	0.0

令和2年度計画における改正等件数（件）			57	100（%）
	公示済		8	14.0
		新　　設	0	0.0
		改　　正	8	14.0
		廃　　止	0	0.0
	見送り答申		1	1.8
	答申済		2	3.5
	諮問中		2	3.5
	諮問見送り		43	75.4
	実施中（実態調査・審議）		1	1.8
	未着手		0	0.0

令和3年度計画における改正等件数（件）			40	100（%）
	公示済		1	2.5
		新　　設	0	0.0
		改　　正	1	2.5
		廃　　止	0	0.0
	見送り答申		0	0.0
	答申済		4	10.0
	諮問中		2	5.0
	諮問見送り		11	27.5
	実施中（実態調査・審議）		21	52.5
	未着手		1	2.5

（令和4年3月1日現在）

令和3年度実施状況		内訳	数
公示済	新設		0
	改正	山梨貴金属	1
	廃止		0
見送り答申			0
答申済	改正	青森男子・婦人既製服、宮城電気機械器具、福島横編ニット	3
	廃止	富山ニット	1
諮問中	新設	岩手既製洋服（名称変更のため）	1
	改正	栃木衣服	1
	廃止	岩手婦人・男子既製洋服（名称変更のため）	1
諮問見送り		北海道男子既製服、群馬電気機械器具、神奈川紙加工品、福井眼鏡、三重車両電気配線装置、京都紙加工品、大阪男子既製洋服、兵庫電気機械器具、兵庫靴下、鳥取男子服・婦人服、香川手袋・ソックスカバー	11
実施中	審議中	埼玉足袋、埼玉縫製業、新潟男子・婦人既製洋服、新潟横編ニット、長野外衣・シャツ、広島和服裁縫、広島毛筆・画筆、山口和服裁縫、高知繊維産業、長崎男子既製洋服、長崎婦人既製洋服、熊本縫製、熊本電気機械器具、宮崎内燃機関電装品、鹿児島電気機械器具・情報通信機械器具・電子部品・デバイス、沖縄縫製	16
	実態調査済	茨城男子既製洋服、千葉婦人既製洋服、東京電気機械器具、岐阜陶磁器上絵付、島根外衣・シャツ、	5
未着手		島根和服裁縫（R4年度実施予定）	1
合計			41

※岩手最低工賃の名称変更については、「新設」「廃止」それぞれで計上。

資料３－１

第 14 次最低工賃新設・改正計画実施方針（案）

１　最低工賃の改正について

（１）計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として３年をめどに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

（２）実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の８時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとすること。

（３）改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

２　最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

（１）関係団体から、新設の要請がなされているもの

（２）継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
（３）他地域との関連性が強いもの

３　最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、２つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

別添

第14次最低工賃新設・改正計画案（令和4年4月～7年3月）

局　名	最低工賃件数 (2022.4.1見込み件数)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件　名	件数	件　名	件数	件　名	件数
01 北海道	2	和服裁縫（改正）	1	男子既製服（廃止）	1		
02 青　森	3	電気機械器具（改正）	1	和服裁縫（改正）	1	男子・婦人既製服（改正）	1
03 岩　手	2			電気機械器具（改正）	1	婦人・男子既製洋服（改正）	1
04 宮　城	2			男子服・婦人服（改正）	1	電気機械器具（改正）	1
05 秋　田	2	通信機器用部分品（改正）	1	男子服・婦人服・子供服（改正）	1		
06 山　形	1			男子・婦人既製服（改正）	1		
07 福　島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス（改正）	1	外衣・シャツ（改正）	1	横編ニット（改正）	1
08 茨　城	3	男子既製洋服（廃止）	1	婦人・子供既製服（廃止）	1	電気機械器具（改正）	1
09 栃　木	2			電気機械器具（改正）	1	衣服（改正）	1
10 群　馬	3	横編ニット（改正）	1	婦人服（廃止）	1	電気機械器具（改正）	1
11 埼　玉	5	革靴（改正）、足袋（改正）、縫製（改正）	3	紙加工品（改正）	1	電機機械器具（改正）	1
12 千　葉	1					婦人既製洋服（廃止）	1
13 東　京	3	革靴（改正）	1	婦人既製洋服（改正）	1	電気機械器具（改正）	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ（廃止）	1	電気機械器具（改正）	1	紙加工品（廃止）	1
15 新　潟	4	洋食器・器物（廃止）	1	作業工具（廃止）	1	男子・婦人既製洋服（改正）、横編ニット（改正）	2
16 富　山	2	電気機械器具（改正）	1	ファスナー加工（改正）	1		
17 石　川	0						
18 福　井	2	眼鏡（改正）	1			衣服（改正）	1
19 山　梨	3	電気機械器具（改正）	1	婦人服（改正）	1	貴金属製品（改正）	1
20 長　野	2			電気機械器具（改正）	1	外衣・シャツ（改正）	1
21 岐　阜	3			婦人服（改正）、男子既製洋服（改正）	2	陶磁器上絵付（改正）	1
22 静　岡	1	車両電気配線装置（改正）	1				
23 愛　知	1					車両電気配線装置（改正）	1
24 三　重	1					車両電気配線装置（改正）	1
25 滋　賀	1			下着・補整着（廃止）	1		
26 京　都	2			丹後地区絹織物業（改正）	1	紙加工品（改正）	1
27 大　阪	1					男子既製洋服（改正）	1
28 兵　庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物（廃止）、綿・スフ織物（改正）	2	釣針（改正）	1	電気機械器具（改正）、靴下（改正）	2
29 奈　良	1			靴下（改正）	1		
30 和歌山	0						
31 鳥　取	2			和服裁縫（改正）	1	男子服・婦人服（改正）	1
32 島　根	3	和服裁縫（改正）	1	電気機械器具（改正）	1	外衣・シャツ（改正）	1
33 岡　山	1					車両電気配線装置（改正）	1
34 広　島	4	既製服（改正）	1	電気機械器具（改正）	1	和服裁縫（改正）、毛筆・画筆（改正）	2
35 山　口	2	男子既製洋服・学校服・作業服（改正）	1	和服裁縫（改正）	1	男子既製洋服・学校服・作業服（改正）	1
36 徳　島	1	縫製（下着・ハンカチーフ）（改正）	1				
37 香　川	1					手袋・ソックスカバー（改正）	1
38 愛　媛	1			タオル（改正）	1		
39 高　知	2	衛生用紙（改正）	1			繊維産業（改正）	1
40 福　岡	2			婦人服（改正）	1	男子服（改正）	1
41 佐　賀	1					婦人既製服（改正）	1
42 長　崎	3			和服裁縫（廃止）	1	男子既製洋服（廃止）、婦人既製洋服(廃止）	2
43 熊　本	3	和服裁縫（改正）	1	縫製（廃止）	1	電気機械器具（改正）	1
44 大　分	2			衣服（改正）、電気機械器具（改正）	2		
45 宮　崎	3	婦人既製洋服（廃止）、男子既製洋服（改正）	2			内燃機関電装品（改正）	1
46 鹿児島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス（改正）	1
47 沖　縄	1					縫製（改正）	1
合　計	97		26		33		39

（注）各年度の最低工賃の件数は令和4年3月1日現在のものである。なお、件名の後の（　）は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

資料３－２

第14次最低工賃新設・改正計画案件数内訳

（件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4～6年度計
新設（統合）	0	0	0	0
改　　正	21	26	35	82
廃　　止	5	7	4	16
合　　計	26	33	39	98

３月中に発出予定の通達「第14次最低工賃新設・改正計画の実施について」により確定する。

資料４

家　内　労　働　の　現　状

厚生労働省では、委託状況届等を基に各都道府県労働局が把握した家内労働者数等家内労働の概況について毎年 10 月時点の状況を取りまとめ、家内労働対策の基礎資料としています。

令和３年度の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

１　家内労働従事者（第１表）

令和３年 10 月 1 日現在、家内労働に従事する者の総数は 100,462 人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は 97,122 人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は 3,340 人となっています。

２　家内労働者

(1) 推移（第１表）

家内労働法が制定された昭和 45 年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和 48 年度の 1,844,400 人がピークでしたが、令和３年度は 97,122 人となっています。

(2) 男女別（第１表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が 11,146 人であるのに対し、女性は 85,976 人と全体の 88.5％を占めています。

(3) 類型別（第１表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が 91,508 人で全体の 94.2％と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専業的家内労働者は 4,512 人（4.6％）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は 1,102 人（1.1％）となっています。

(4) 業種別（第２表）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が 22,895 人（23.6％）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が 12,024 人(12.4％)となっています。

(5) 都道府県別（第３表）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が 8,751 人と最も多く、次いで大阪府が 7,429 人、愛知県が 7,131 人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第４表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、8,606 人で、家内労働従事者数に占める割合は 8.6％となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、6,560 人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の 76.2％を占めています。

３　委託者

(1) 委託者数（第５表）

令和３年 10 月 1 日現在の委託者数は、7,139 で、その内訳をみると、製造又は販売業者が 6,748、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が 391 となっています。

(2) 業種別（第５表）

委託者数を業種別でみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が 2,478（34.7％）と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が 755（10.6％）となっています。

(3) １委託者当たりの平均家内労働者数（第５表）

１委託者当たりの平均家内労働者数は 13.6 人で、業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「ゴム製品製造業」が 24.0 人と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が 15.9 人となっているのに対し、「窯業・土石製品製造業」は 8.6 人と最も少なくなっています。

４　代理人

(1) 代理人数（第５表）

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがありますが、その数は令和３年 10 月 1 日現在 317 人となっています。

(2) 業種別（第５表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が 85 人（26.8％）と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が 38 人（12.0％）、「紙・紙加工品製造業」が 19 人（6.0％）となっています。

第１表　家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区　　分			昭和45年度	48年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度	7年度	12年度	17年度	22年度	27年度	令和２年度	3年度
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
家内労働従事者数			2,017,100	2,041,200	1,725,700	1,415,500	1,223,200	951,800	576,701	347,084	216,625	141,131	114,655	108,539	100,462
（対前年度比率）				(0.2%)	(△ 5.9%)	(△ 1.9%)	(△ 3.2%)	(△ 6.0%)	(△ 12.3%)	(△ 9.2%)	(△ 4.4%)	(△ 7.1%)	(△ 2.1%)	(0.2%)	(△ 7.4%)
家内労働者数			1,811,200	1,844,400	1,563,700	1,313,900	1,149,000	903,400	549,585	331,831	207,142	136,289	111,038	105,301	97,122
（対前年度比率）				(0.2%)	(△ 5.5%)	(△ 2.1%)	(△ 3.2%)	(△ 5.7%)	(△ 12.3%)	(△ 9.1%)	(△ 4.2%)	(△ 6.1%)	(△ 1.8%)	(0.2%)	(△ 7.8%)
性別	男性		139,500	136,600	125,200	101,900	78,100	58,500	36,443	23,888	18,758	13,191	11,840	11,220	11,146
			[7.7%]	[7.4%]	[8.0%]	[7.8%]	[6.8%]	[6.5%]	[6.6%]	[7.2%]	[9.1%]	[9.7%]	[10.7%]	[10.7%]	[11.5%]
	女性		1,671,700	1,707,800	1,438,500	1,212,000	1,070,900	844,800	513,142	307,943	188,384	123,098	99,198	94,081	85,976
			[92.3%]	[92.6%]	[92.0%]	[92.2%]	[93.2%]	[93.5%]	[93.4%]	[92.8%]	[90.9%]	[90.3%]	[89.3%]	[89.3%]	[88.5%]
類型別	専業		171,000	171,000	134,800	101,400	76,200	50,400	31,848	16,914	10,813	5,900	5,343	4,905	4,512
			[9.4%]	[9.3%]	[8.6%]	[7.7%]	[6.6%]	[5.6%]	[5.8%]	[5.1%]	[5.2%]	[4.3%]	[4.8%]	[4.7%]	[4.6%]
	内職		1,597,200	1,633,600	1,393,800	1,189,500	1,058,500	843,500	512,900	311,835	193,778	129,577	104,929	99,244	91,508
			[88.2%]	[88.6%]	[89.1%]	[90.5%]	[92.1%]	[93.4%]	[93.3%]	[94.0%]	[93.6%]	[95.1%]	[94.5%]	[94.2%]	[94.2%]
	副業		43,000	39,800	35,100	23,000	14,300	9,400	4,837	3,082	2,551	812	766	1,152	1,102
			[2.4%]	[2.2%]	[2.2%]	[1.8%]	[1.2%]	[1.0%]	[0.9%]	[0.9%]	[1.2%]	[0.6%]	[0.7%]	[1.1%]	[1.1%]
補助者数			205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340
委託者数			113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139

注1：　「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：　[　]は、性及び類型別の構成比である。

注3：　昭和45年度から平成３年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第２表　業種別家内労働者数及び主な家内労働業務

業　　種	令和２年度	令和３年度	対前年比減少率	主な家内労働業務
総数	人 105,301 100%	人 97,122 100%	% △ 7.8	
食料品製造業	2,006 1.9%	1,934 2.0%	△ 3.6	貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
繊維工業	26,077 24.8%	22,895 23.6%	△ 12.2	衣服の縫製、ニット編立て、撚糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,121 1.1%	964 1.0%	△ 14.0	塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙・紙加工品製造業	7,123 6.8%	6,489 6.7%	△ 8.9	紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
印刷・同関連及び出版業	2,764 2.6%	2,413 2.5%	△ 12.7	製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製品製造業	6,340 6.0%	6,155 6.3%	△ 2.9	ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
皮革製品製造業	2,231 2.1%	1,910 2.0%	△ 14.4	革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞄の糊付け加工
窯業・土石製品製造業	901 0.9%	634 0.7%	△ 29.6	陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鋳込み
金属製品製造業	3,283 3.1%	3,307 3.4%	0.7	洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品・デバイス製造業	4,514 4.3%	4,201 4.3%	△ 6.9	電子部品の組立・検査
電気機械器具製造業	11,903 11.3%	12,024 12.4%	1.0	コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
情報通信機械器具製造業	820 0.8%	639 0.7%	△ 22.1	携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
機械器具等製造業	5,448 5.2%	5,374 5.5%	△ 1.4	自動車部品組立、航空機部品組立
その他（雑貨等）	30,770 29.2%	28,183 29.0%	△ 8.4	貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首つくり、事務用品製造

第３表　都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働従事者数	家内労働者数	補助者数	委託者数	代理人数
	人	人	人		人
全国	100,462	97,122	3,340	7,139	317
北海道	972	964	8	84	0
青森県	892	881	11	68	0
岩手県	1,077	1,071	6	96	2
宮城県	1,019	1,009	10	101	7
秋田県	1,346	1,291	55	134	0
山形県	1,684	1,655	29	156	1
福島県	1,757	1,715	42	145	0
茨城県	1,883	1,858	25	149	43
栃木県	1,106	1,088	18	114	2
群馬県	3,525	3,263	262	203	1
埼玉県	4,640	4,550	90	378	11
千葉県	1,909	1,883	26	134	2
東京都	9,028	8,751	277	800	0
神奈川県	1,740	1,695	45	108	4
新潟県	2,710	2,598	112	220	12
富山県	1,165	1,120	45	120	11
石川県	1,791	1,717	74	148	0
福井県	1,866	1,841	25	175	21
山梨県	1,199	1,175	24	132	0
長野県	2,704	2,643	61	204	1
岐阜県	2,342	2,065	277	161	1
静岡県	6,338	6,126	212	292	54
愛知県	7,468	7,131	337	329	6
三重県	2,368	2,247	121	130	5
滋賀県	2,988	2,951	37	167	5
京都府	2,302	2,196	106	196	2
大阪府	7,633	7,429	204	412	13
兵庫県	3,038	2,764	274	159	4
奈良県	2,158	2,123	35	156	26
和歌山県	501	484	17	33	0
鳥取県	980	942	38	99	3
島根県	826	780	46	99	3
岡山県	3,150	3,054	96	151	0
広島県	1,887	1,809	78	144	42
山口県	1,322	1,293	29	97	2
徳島県	633	631	2	46	26
香川県	1,185	1,133	52	97	4
愛媛県	2,291	2,266	25	168	0
高知県	655	631	24	39	1
福岡県	1802	1791	11	116	0
佐賀県	823	812	11	92	0
長崎県	214	214	0	34	0
熊本県	1,093	1,071	22	89	0
大分県	342	339	3	26	1
宮崎県	964	932	32	62	0
鹿児島県	775	769	6	48	1
沖縄県	371	371	0	28	0

第４表　危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別		
		男	女	専業	内職	副業
	人	人	人	人	人	人
総数	8,606	1,901	6,705	1,378	7,120	108
	(496)	(155)	(341)	(138)	(349)	(9)
	100.0%	22.1%	77.9%	16.0%	82.7%	1.3%
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	447	244	203	204	241	2
	(51)	(15)	(36)	(37)	(14)	(0)
	100.0%	54.6%	45.4%	45.6%	53.9%	0.4%
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業	645	294	351	190	450	5
(例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	(31)	(2)	(29)	(19)	(12)	(0)
	100.0%	45.6%	54.4%	29.5%	69.8%	0.8%
③鉛又は鉛化合物を使用する作業	213	40	173	20	193	0
(例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)
	100.0%	18.8%	81.2%	9.4%	90.6%	0.0%
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業	370	280	90	244	118	8
(例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	(73)	(18)	(55)	(51)	(22)	(0)
	100.0%	75.7%	24.3%	65.9%	31.9%	2.2%
⑤動力により駆動される機械を使用する作業	6,560	1,007	5,553	790	5,677	93
(例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	(264)	(73)	(191)	(33)	(222)	(9)
	100.0%	15.4%	84.6%	12.0%	86.5%	1.4%
⑥木工機械を使用する作業	11	7	4	6	5	0
(例：家具製造、人形製造)	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)
	100.0%	63.6%	36.4%	54.5%	45.5%	0.0%
⑦火薬類を使用する作業	421	89	332	0	421	0
(例：花火製造)	(84)	(46)	(38)	(0)	(84)	(0)
	100.0%	21.1%	78.9%	0.0%	100.0%	0.0%
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	70	35	35	51	19	0
	(17)	(3)	(14)	(17)	(0)	(0)
	100.0%	50.0%	50.0%	72.9%	27.1%	0.0%

注1：２種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。
　　但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。
注2：（ ）は、補助者数（内数）である。

第５表　業種別委託者数、代理人数及び１委託者当たりの平均家内労働者数

業　　種	委託者数			代理人数	１委託者当たりの平均家内労働者数
	総数	製造・販売業者	請負業者		
				人	人
総数	7,139 100.0%	6,748 100.0%	391 100.0%	317 100.0%	13.6
食料品製造業	138 1.9%	135 2.0%	3 0.8%	3 0.9%	14.0
繊維工業	2,478 34.7%	2,316 34.3%	162 41.4%	85 26.8%	9.2
木材・木製品、家具・装備品製造	73 1.0%	68 1.0%	5 1.3%	1 0.3%	13.2
紙・紙加工品製造業	422 5.9%	417 6.2%	5 1.3%	19 6.0%	15.4
印刷・同関連及び出版業	175 2.5%	165 2.4%	10 2.6%	3 0.9%	13.8
ゴム製品製造業	256 3.6%	235 3.5%	21 5.4%	13 4.1%	24.0
皮革製品製造業	192 2.7%	190 2.8%	2 0.5%	15 4.7%	9.9
窯業・土石製品製造業	74 1.0%	72 1.1%	2 0.5%	0 0.0%	8.6
金属製品製造業	311 4.4%	303 4.5%	8 2.0%	1 0.3%	10.6
電子部品・デバイス製造業	374 5.2%	358 5.3%	16 4.1%	2 0.6%	11.2
電気機械器具製造業	755 10.6%	696 10.3%	59 15.1%	38 12.0%	15.9
情報通信機械器具製造業	52 0.7%	47 0.7%	5 1.3%	0 0.0%	12.3
機械器具等製造業	404 5.7%	381 5.6%	23 5.9%	12 3.8%	13.3
その他（雑貨等）	1,435 20.1%	1,365 20.2%	70 17.9%	125 39.4%	19.6

資料5－1

家内労働法に関する監督指導の実施結果

区　　分				平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
監督指導実施営業所数				58	31	48	62	42	37	28	170	69	59	40	37	31
違反営業所数				32	19	29	41	33	22	18	104	53	38	25	13	19
違　反　率（%）				55.2%	61.3%	60.4%	66.1%	78.6%	59.5%	64.3%	61.2%	76.8%	64.4%	62.5%	35.1%	61.3%
違反事項内訳	事　項	法条項														
	家内労働手帳	第3条		18	9	16	25	18	15	6	80	31	22	5	1	6
	工賃の支払い	第6条		2	0	1	1	2	0	0	21	13	10	9	2	6
	最低工賃	第14条		1	0	0	2	4	0	1	38	20	10	12	5	8
	安全衛生措置	第17条		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（委託者）		第1項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（家内労働者等）		第2・3項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	帳簿の備付け	第27条		7	2	10	6	7	4	1	36	8	9	2	1	5

資料：厚生労働省労働基準局調べ

危険有害業務に従事している家内労働者等の労災保険特別加入状況

資料5－2

（令和3年7月末日現在）

作業内容	加入団体数		加入者数		危険有害業務に従事する家内労働者数（注1）	危険有害業務に従事する家内労働者の加入率（注2）	保険料負担者別の内訳				
							委託者が		自治体が		家内労働者等が全額負担
							全額負担	一部負担	全額負担	一部負担	
			人		人		人	人	人	人	人
計	40		231		8606	2.7%	20	13	0	38	160
（イ）プレス、シャー、旋盤又はフライス盤等を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工	24	60.0%	139	60.2%	447	31.1%	0	13	0	25	101
（ロ）研削盤を使用して行う研削の作業等を伴う、金属製洋食器、刃物、パルプ又はコックの製造又は加工	5	12.5%	31	13.4%	213	14.6%	7	0	0	0	24
（ハ）有機溶剤等を用いて行う皮製等の履物、鞄若しくはグラブ等又は木製等の漆器の製造又は加工	4	10.0%	25	10.8%	645	3.9%	1	0	0	13	11
（ニ）粉じん作業又は鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業等を伴う、陶磁器の製造	0	0.0%	0	0.0%	370	0%	0	0	0	0	0
（ホ）動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業	7	17.5%	36	15.6%	6560	0.5%	12	0	0	0	24
（ヘ）木工機械を使用して行う仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工	0	0.0%	0	0.0%	11	0%	0	0	0	0	0

（注1）危険有害業務に従事する家内労働者数については、令和3年度家内労働概況調査第4表を参照。
（注2）労災保険特別加入に係る作業内容と危険有害業務の種類は必ずしも一致しないことから、推計値として算出したもの。

資料５－３

家内労働者等の労災保険特別加入状況（保険料負担・補助状況別割合の推移）

	H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合
家内労働者等全額負担	199	54.2%	220	65.1%	223	68.2%	204	69.6%	173	68.7%	160	69.3%
委託者負担	51	13.9%	44	13.0%	43	13.1%	38	13.0%	34	13.5%	33	14.3%
（全額）	31	8.4%	28	8.3%	28	8.6%	24	8.2%	22	8.7%	20	8.7%
（一部）	20	5.4%	16	4.7%	15	4.6%	14	4.8%	12	4.8%	13	5.6%
自治体補助	117	31.9%	74	21.9%	61	18.7%	51	17.4%	45	17.9%	38	16.5%
（全額）	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
（一部）	117	31.9%	74	21.9%	61	18.7%	51	17.4%	45	17.9%	38	16.5%
合計	367	100.0%	338	100.0%	327	100.0%	293	100.0%	252	100.0%	231	100.0%

資料：厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課調べ

資料５－４

令和４年度家内労働関係予算案の概要

令和４年度予算案額　　29 百万円
（前年度同）

１　家内労働行政の推進に要する経費　　2 百万円
（家内労働対策周知啓発経費　前年度同）

２　家内労働に係る安全衛生管理の指導等に要する経費　　12 百万円
（家内労働安全衛生指導員経費　前年度同）

３　家内労働者安全衛生確保事業に要する経費　　15 百万円
（委託事業経費　前年度同）

資料５－５

令和２年度家内労働等実態調査の概況

Ⅰ　委託者調査結果概況

１　委託者の営業所

委託者の営業所の雇用者数をみると「5～29 人」が 40.5%（平成 29 年度 37.9%）と最も多く、次いで「30～99 人」35.9%（平成 29 年度 35.8%）となっている。（第２表）

２　委託している家内労働者数

委託者が常時委託している家内労働者数をみると、「10～19 人」が 26.0%（平成 29 年度 23.6%）、次いで「1～4 人」が 18.4%（平成 29 年度 18.8%）、「5～9 人」が 16.7%（平成 29 年度 20.9%）となっている。また、「30 人以上」の占める割合は 21.8%（平成 29 年度 24.1%）と、前回より減少している。（第３表）

３　家内労働者に仕事を委託する理由

委託者が家内労働者に仕事を委託する理由（２つまでの複数回答）をみると、「手作業であるから」が 68.6%（平成 29 年度 66.9%）と最も多く、次いで「コストが安くてすむから」が 35.5%（平成 29 年度 35.9%）、「仕事量が変動するから」が 30.5%（平成 29 年度 28.7%）となっている。（第４表）

４　委託する仕事量の変動とその理由

（１）現在委託している仕事量を１年前の同時期と比べると、「減った」は 61.3%（平成 29 年度 32.5%）、「変わらない」が 32.0%（平成 29 年度 52.0%）となり、大幅に減少している。（第５表）

「仕事量が減少した」理由（２つまでの複数回答）は、「製品の需要減少」が 81.5%（平成 29 年度 75.9%）が最も多く、次いで「その他」が 16.9%（平成 29 年度 6.9%）、「家内労働者の確保困難」が 12.1%（平成 29 年度 22.5%）となっている。（第６表）

（２）今後１年間の委託する仕事量の見込みについては、「変わらない」が 50.0%（平成 29 年度 58.4%）、「増やしたい」が 22.0%（平成 29 年度 20.9%）となっている。「減らしたい」は 7.4%（平成 29 年度 8.0%）、「中止したい」は 2.2%（平成 29 年度 0.9%）となっているが（第７表）、その理由（２つまでの複数回答）をみると、「製品の需要減少」が 50.1%（平成 29 年度 38.3%）が最も多く、次いで「家内労働者の確保困難」が 28.9%（平成 29 年度 30.5%）となっている。（第８表）

５　委託契約の方法

家内労働者に仕事を委託するときの契約方法をみると、「家内労働手帳」によるものが 80.7%（平成 29 年度 80.6%）、「ノート類」が 13.9%（平成 29 年度 12.4%）、「口約束」が 5.0%（平成 29 年度 7.0%）となっている。（第９表）

６　不良品の取り扱い

不良品の取扱いをあらかじめ「取り決めている」委託者数の割合は 61.8%（平成 29 年度 58.6%）となっている。

また、不良品が出たときの実際の取扱いは、「やり直させる」が 41.6%（平成 29 年度 41.4%）、「自社で直す」が 39.8%（平成 29 年度 41.8%）と多くなっている。「工賃を減額」「弁償させる」は合わせて 4.6%（平成 29 年度 4.5%）となっている。（第１０表）

7　家内労働者の募集方法

新規に委託する家内労働者の募集方法をみると、「新規に募集していない」が 24.3%（平成 29 年 23.9%）、「家内労働者を介する」が 22.8%（平成 29 年度 22.7%）、「チラシ・貼紙」が 16.4%（平成 29 年度 15.0%）となっている。（第１１表）

8　工賃の決定

（1）工賃の決定時期

現在の工賃を決定した時期をみると、最も多いのは、調査時点の３年以上前である「平成 29 年 9 月 30 日以前」の 45.2%（平成 29 年度 44.8%）で、次いで１年以内である「令和 1 年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日」の 34.7%（平成 29 年度 34.7%）となっている。（第１２表）

（2）工賃を決定する要素

工賃を決定する際に重視する事項（２つまでの複数回答）については、「工賃相場（世間相場）」が 50.2%（平成 29 年度 53.7%）と最も多く、次いで「納入価格や利益」が 35.0%（平成 29 年度 37.8%）、「その他」が 14.3%（平成 29 年度 12.1%）、「最低工賃」が 13.1%（平成 29 年度 14.6%）となっている。（第１３表）

9　家内労働者に対する経済的援助

過去１年間に、家内労働者に対して工賃以外の経済的援助を行った委託者数の割合は、16.9%（平成 29 年度 13.3%）となっている。

経済的援助の内容（複数回答）をみると、「機械器具・補助材料購入費」が 32.2%（平成 29 年度 36.6%）と最も多く、次いで「交通費」の 29.5%（平成 29 年度 23.7%）となっている。（第１４表）

10　家内労働者に対する安全衛生対策

（1）危険有害業務を家内労働者に委託している委託者数の割合は 6.8%（平成 29 度 6.7%）となっている。

業務内容別（複数回答）にみると、「動力により運転する機械を取り扱う業務」が 55.2%（平成 29 年度 54.1%）と最も多く、次いで「有機溶剤又は有機溶剤含有物を取り扱う業務」が 21.4%（平成 29 年度 23.5%）、「木工用機械・プレス機械等を取り扱う業務」12.1%（平成 29 年度 16.1%）となっている。（第１５表）

Ⅱ　家内労働者調査

１　年齢

家内労働者の年齢をみると、「70 歳以上」が 29.3％（平成 29 年度 23.5％）と最も多い。

家内労働者全体の平均年齢は 58.9 歳（平成 29 年度 57.9 歳）であり、前回の平成 29 年度調査と比べると、全体の平均年齢は１歳上昇している。（第２表）

２　性別

家内労働者を性別にみると、「男性」が 10.5％（平成 29 年度 10.4％）、「女性」が 89.5％となっている（平成 29 年度 89.6％）。

３　類型別

家内労働者を類型別にみると、「専業」が 4.9％（平成 29 年度 4.4％）、「内職」が 89.5％（平成 29 年度 92.0％）、「副業」が 5.5％（平成 29 年度 3.6％）となっている。（第１表）

４　世帯主（主たる家計維持者）との関係

家内労働者の世帯についてみると、家内労働者本人が「世帯主以外の者」が 77.5％（平成 29 年度 80.4％）を占める。（第１表）

５　経験年数

家内労働者が家内労働に従事している経験年数は「10 年以上」が 43.0％（平成 29 年度 40.0％）と最も多い。

平均経験年数は 11.6 年（平成 29 年度 10.8 年）となっている。（第３表）

６　１か月の就業日数

令和２年９月の家内労働者の就業日数をみると、「20～25 日未満」が 33.4％（平成 29 年度 36.5％）と最も多い。

平均就業日数は、17.6 日（平成 29 年度 18.3 日）である。（第５表）

７　１日の平均就業時間数

令和２年９月の家内労働者の１日の平均就業時間数は、「4～6 時間未満」が 33.1％（平成 29 年度 31.7％）と最も多い。

家内労働者一人当たりの平均就業時間は 4.9 時間（平成 29 年度 5.0 時間）である。（第６表）

８　仕事量の変動

令和２年９月の仕事量を１年前と比較した増減について回答してもらったところ、「仕事量減少」と回答した者の割合は 44.8％（平成 29 年度 22.8％）、「変わらない」が 44.1％（平成 29 年度 59.4％）、「仕事量が増えた」が 6.7％（平成 29 年度 11.1％）となっている。（第７表）

９　１か月の工賃額

令和２年９月分の家内労働者の工賃月収額（必要経費は除く。以下同じ。）をみると、「2～4 万円未満」が 29.9％（平成 29 年度 31.3％）と最も多い。令和２年９月分の家内労働者１人当たりの平均工賃月収額は、３万 7,320 円（平成 29 年度４万 1,961 円）である。（第８表）

10　１時間当たりの工賃額

令和２年９月分の家内労働者の１時間当たりの工賃額をみると、「200～400 円未満」が 29.7％（平成 29 年度 30.6％）と最も多く、800 円未満が約８割を占めている。

また、１時間当たりの平均工賃額は、520 円（平成 29 年度 516 円）となっている。（第９表）

11　必要経費

令和２年９月の家内労働の仕事に要した必要経費をみると、「必要経費あり」の者は全体の 11.0％（平成 29 年度 12.1％）である。これら「必要経費あり」の者の「平均必要経費額」は１万 1,593 円（平成 29 年度 9,577 円）となっている。（第１０表）

12　工賃の支払い

工賃の支払場所は、「金融機関（口座振込等）」が 52.2％（平成 29 年度 50.3％）と最も多い。

工賃の支払方法は、「１か月に１回支払われている」が 96.7％（平成 29 年度 96.0％）と大半を占める。（第１１表）

13　受託関係

原材料・加工品の受渡し場所は、「自宅」が 49.9％（平成 29 年度 51.4％）と最も多い。（第１２表）

委託契約の方法は、「家内労働手帳」を交付されている者の割合が 79.6％（平成 29 年度 80.6％）と最も多い。（第１３表）

14　安全衛生等

（１）災害発生のおそれのある機械・原材料を使用している者の割合は 15.8％（平成 29 年度 13.7％）である。使用している機械・原材料の種類（複数回答）をみると「接着剤･払拭剤等」が 42.0％（平成 29 年度 42.9％）と最も多く、次いで「織機等」が 33.4％（平成 29 年度 27.2％）となっている。（第１４表）

（２）機械・原材料を使用している家内労働者のうち、危害を防止するための措置を講じている者の割合は 44.0％（平成 29 年度 48.4％）である。（第１５－１表）

使用している機械・原材料別に危害防止措置を講じている者の割合をみると、「プレス・シャー等」を使用している者が 65.0％（平成 29 年度 72.7％）と最も多く、次いで「発火性等の物質等」を使用している者が 62.4％（平成 29 年度 80.2％）となっている。（第１５－２表）

（３）　過去１年間に健康診断を受診した家内労働者の割合は、61.4％（平成 29 年度 64.7％）である。

受診した健康診断の種類（複数回答）についてみると、「その他の健康診断」が 97.3％（平成 29 年度 97.8％）と大半を占め、「特殊健康診断」は 1.4％（平成 29 年度 1.7％）となっている。

健康診断を受診した家内労働者のうち、健康診断の受診に関しての委託者の指導の有無をみると、「委託者の指導なし」が 89.3％（平成 29 年度 91.3％）と大半を占め、受診者の大半は自主的に健康診断を受診していることが窺える。（第１６－１表）

（４）過去２年間に家内労働の作業を原因とするけが（負傷）をしたり、病気（疾病）にかかったことがある者の割合は0.5%（平成29年度0.8%）である。（第１７－１表）

15　家内労働者の就業意識等

（１） 家内労働に従事する理由（２つまでの複数回答）は、「家計の補助のため」が54.3%（平成29年度59.4%）と最も多い。（第２０表）

（２）家内労働を選んだ理由（２つまでの複数回答）は、「都合のいい時期・時間に働けるから」が66.0%（平成29年度65.0%）と最も多い。（第２１表）

（３）現在の家内労働以外の仕事の有無をみると、家内労働以外の仕事は「していない」が76.8%（平成29年度77.4%）と大半を占めている。（第２２表）

（４） 現在の家内労働についての継続希望は、「続けたい」者が92.4%（平成29年度91.8%）を占める。（第２４表）

（５）家内労働をする上で困っていることについてみると、「困ることがない」は65.4%（平成29年度66.8%）であり、「困ることがある」33.5%（平成29年度32.5%）を上回っている。また、困っている理由（２つまでの複数回答）として多いのは、「工賃が安い」が69.6%（平成29年度67.7%）、「仕事があったりなかったりする」が45.8%（平成29年度39.0%）となっている。　（第２３－１表）

第20表×第23-1表　家内労働に従事する理由（M．A．２つまで）×困ることがある家内労働者（M．A．２つまで）

		合計	困ることがない	困ることがある	困っている内容（M.A.２つまで）								不明
					工賃が安い	仕事があったりなかったりする	仕事が単調である	納期に追われる	家が汚れる	場所が確保できない	家事等の両立が難しい	その他・不明	
合計		105,086	68,733	35,190	24,505	16,129	1,014	3,947	2,684	630	2,122	1,580	1,163
		100.0	65.4	33.5	69.6	45.8	2.9	11.2	7.6	1.8	6.0	4.5	1.1
家内労働に従事する理由（M.A.）	生計を維持するため	18,189	8,644	9,496	6,720	5,256	138	1,279	486	141	581	348	49
		100.0	47.5	52.2	70.8	55.3	1.5	13.5	5.1	1.5	6.1	3.7	0.3
	家計の補助のため	57,073	35,029	21,832	15,080	10,080	759	2,201	1,664	365	1,320	973	212
		100.0	61.4	38.3	69.1	46.2	3.5	10.1	7.6	1.7	6.0	4.5	0.4
	自由になるお金を得る	29,156	20,198	8,909	6,370	3,842	234	1,124	625	186	610	632	49
		100.0	69.3	30.6	71.5	43.1	2.6	12.6	7.0	2.1	6.8	7.1	0.2
	技能や経験を生かす	4,127	2,965	1,149	758	444	5	177	136	34	－	122	13
		100.0	71.8	27.8	66.0	38.6	0.4	15.4	11.8	3.0	－	10.6	0.3
	生きがいのため	10,977	8,474	2,389	1,762	1,064	144	336	190	7	29	16	115
		100.0	77.2	21.8	73.8	44.5	6.0	14.1	8.0	0.3	1.2	0.7	1.0
	余暇時間の活用	38,100	27,266	10,791	8,012	4,787	370	797	933	122	318	521	44
		100.0	71.6	28.3	74.2	44.4	3.4	7.4	8.6	1.1	2.9	4.8	0.1
	その他・不明	5,599	2,822	1,906	1,107	538	－	551	140	109	427	149	871
		100.0	50.4	34.0	58.1	28.2	－	28.9	7.3	5.7	22.4	7.8	15.6

第８表×第10表　性、類型、必要経費の有無別平均月収額

	合計	必要経費あり	必要経費なし	不明
必要経費の有無別家内労働者割合（%）	105,086 100.0	11,593 11.0	87,135 82.9	6,358 6.1
平均月収額（円）	37,320	67,513	32,786	46,171
専業	105,651	158,166	73,635	64,920
副業	27,858	33,945	27,315	27,790
内職	34,187	50,257	31,704	45,697

令和２年度家内労働等実態調査

「委託者調査」

集計結果

«復元後»

第１表　業種、業務内容別委託者数及び割合

		合計	製造	加工等	不明
	合計	7,313	2,106	5,143	64
		100.0	28.8	70.3	0.9
業種別	食料品製造業	147	31	114	2
		100.0	21.1	77.6	1.4
	繊維工業	2,707	949	1,757	－
		100.0	35.1	64.9	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	21	56	2
		100.0	26.9	71.8	2.6
	紙・紙加工品製造業	412	38	365	8
		100.0	9.2	88.6	1.9
	印刷・同関連業及び出版業	173	46	125	2
		100.0	26.6	72.3	1.2
	ゴム製品製造業	250	13	237	－
		100.0	5.2	94.8	－
	皮革製品製造業	174	91	78	5
		100.0	52.3	44.8	2.9
	窯業・土石製品製造業	101	35	64	2
		100.0	34.7	63.4	2.0
	金属製品製造業	284	67	209	9
		100.0	23.6	73.6	3.2
	電子部品・デバイス製造業	406	137	269	－
		100.0	33.7	66.3	－
	電気機械器具製造業	732	276	450	6
		100.0	37.7	61.5	0.8
	情報通信機械器具製造業	65	13	49	4
		100.0	20.0	75.4	6.2
	機械器具等製造業	408	84	300	24
		100.0	20.6	73.5	5.9
	その他（雑貨等）	1,376	307	1,070	－
		100.0	22.3	77.8	－

第２表　業種、雇用者規模別委託者数及び割合

		合計	0人	1～4人	5～29人	30～99人	100～299人	300人以上	不明
	合計	7,313	97	717	2,960	2,629	782	101	26
		100.0	1.3	9.8	40.5	35.9	10.7	1.4	0.4
業種別	食料品製造業	147	2	22	59	44	18	2	－
		100.0	1.4	15.0	40.1	29.9	12.2	1.4	－
	繊維工業	2,707	20	384	1,071	1,010	202	20	－
		100.0	0.7	14.2	39.6	37.3	7.5	0.7	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	2	16	37	19	3	－	2
		100.0	2.6	20.5	47.4	24.4	3.8	－	2.6
	紙・紙加工品製造業	412	13	38	189	130	29	－	13
		100.0	3.2	9.2	45.9	31.6	7.0	－	3.2
	印刷・同関連業及び出版業	173	2	17	58	65	24	7	－
		100.0	1.2	9.8	33.5	37.6	13.9	4.0	－
	ゴム製品製造業	250	3	5	91	104	42	5	－
		100.0	1.2	2.0	36.4	41.6	16.8	2.0	－
	皮革製品製造業	174	－	39	78	52	5	－	－
		100.0	－	22.4	44.8	29.9	2.9	－	－
	窯業・土石製品製造業	101	3	24	35	29	8	2	－
		100.0	3.0	23.8	34.7	28.7	7.9	2.0	－
	金属製品製造業	284	6	15	102	110	46	3	3
		100.0	2.1	5.3	35.9	38.7	16.2	1.1	1.1
	電子部品・デバイス製造業	406	8	20	152	152	70	4	－
		100.0	2.0	4.9	37.4	37.4	17.2	1.0	－
	電気機械器具製造業	732	18	36	318	252	102	6	－
		100.0	2.5	4.9	43.4	34.4	13.9	0.8	－
	情報通信機械器具製造業	65	2	2	40	22	－	－	－
		100.0	3.1	3.1	61.5	33.8	－	－	－
	機械器具等製造業	408	－	8	136	156	84	24	－
		100.0	－	2.0	33.3	38.2	20.6	5.9	－
	その他（雑貨等）	1,376	19	93	595	484	149	28	9
		100.0	1.4	6.8	43.2	35.2	10.8	2.0	0.7

第３表　常時委託している家内労働者規模別、委託業務別委託者数及び割合

		合計	0人	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～69人	70～99人	100人以上	不明
	合計	7,313	158	1,348	1,218	1,901	1,088	806	360	236	198	－
		100.0	2.2	18.4	16.7	26.0	14.9	11.0	4.9	3.2	2.7	－
業種別	食料品製造業	147	2	62	35	22	4	7	7	7	2	－
		100.0	1.4	42.2	23.8	15.0	2.7	4.8	4.8	4.8	1.4	－
	繊維工業	2,707	40	404	364	768	505	343	182	81	20	－
		100.0	1.5	14.9	13.4	28.4	18.7	12.7	6.7	3.0	0.7	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	5	29	19	13	3	5	3	－	2	－
		100.0	6.4	37.2	24.4	16.7	3.8	6.4	3.8	－	2.6	－
	紙・紙加工品製造業	412	17	97	50	92	46	55	21	8	25	－
		100.0	4.1	23.5	12.1	22.3	11.2	13.3	5.1	1.9	6.1	－
	印刷・同関連業及び出版業	173	5	62	29	36	19	10	5	2	5	－
		100.0	2.9	35.8	16.8	20.8	11.0	5.8	2.9	1.2	2.9	－
	ゴム製品製造業	250	3	23	42	55	26	47	16	23	16	－
		100.0	1.2	9.2	16.8	22.0	10.4	18.8	6.4	9.2	6.4	－
	皮革製品製造業	174	10	57	44	44	8	5	－	5	－	－
		100.0	5.7	32.8	25.3	25.3	4.6	2.9	－	2.9	－	－
	窯業・土石製品製造業	101	2	53	11	18	3	11	2	2	－	－
		100.0	2.0	52.5	10.9	17.8	3.0	10.9	2.0	2.0	－	－
	金属製品製造業	284	3	55	75	73	32	32	6	6	3	－
		100.0	1.1	19.4	26.4	25.7	11.3	11.3	2.1	2.1	1.1	－
	電子部品・デバイス製造業	406	4	94	82	121	31	20	31	4	20	－
		100.0	1.0	23.2	20.2	29.8	7.6	4.9	7.6	1.0	4.9	－
	電気機械器具製造業	732	24	90	132	228	90	114	24	6	24	－
		100.0	3.3	12.3	18.0	31.1	12.3	15.6	3.3	0.8	3.3	－
	情報通信機械器具製造業	65	4	23	16	11	9	－	2	－	－	－
		100.0	6.2	35.4	24.6	16.9	13.8	－	3.1	－	－	－
	機械器具等製造業	408	12	76	76	124	60	28	16	8	8	－
		100.0	2.9	18.6	18.6	30.4	14.7	6.9	3.9	2.0	2.0	－
	その他（雑貨等）	1,376	28	223	242	298	251	130	47	84	74	－
		100.0	2.0	16.2	17.6	21.7	18.2	9.4	3.4	6.1	5.4	－

第４表　業種、委託理由別委託者数及び割合（M．A．２つまで）

		合計	仕事量が変動するから	手作業であるから	少量多品種であるから	コストが安くてすむから	高い技能が必要であるから	求人難であるから	その他	不明
	合計	7,313	2,230	5,016	1,255	2,593	840	241	194	19
		100.0	30.5	68.6	17.2	35.5	11.5	3.3	2.7	0.3
業種別	食料品製造業	147	51	121	13	40	4	4	2	－
		100.0	34.7	82.3	8.8	27.2	2.7	2.7	1.4	－
	繊維工業	2,707	949	1,697	525	747	566	101	40	－
		100.0	35.1	62.7	19.4	27.6	20.9	3.7	1.5	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	21	50	14	27	6	－	3	－
		100.0	26.9	64.1	17.9	34.6	7.7	－	3.8	－
	紙・紙加工品製造業	412	105	344	63	126	8	4	4	13
		100.0	25.5	83.5	15.3	30.6	1.9	1.0	1.0	3.2
	印刷・同関連業及び出版業	173	101	110	12	41	10	7	2	－
		100.0	58.4	63.6	6.9	23.7	5.8	4.0	1.2	－
	ゴム製品製造業	250	62	169	52	130	5	16	8	－
		100.0	24.8	67.6	20.8	52.0	2.0	6.4	3.2	－
	皮革製品製造業	174	52	112	36	42	36	10	18	－
		100.0	29.9	64.4	20.7	24.1	20.7	5.7	10.3	－
	窯業・土石製品製造業	101	37	64	22	21	19	2	－	3
		100.0	36.6	63.4	21.8	20.8	18.8	2.0	－	3.0
	金属製品製造業	284	87	180	52	102	35	17	3	3
		100.0	30.6	63.4	18.3	35.9	12.3	6.0	1.1	1.1
	電子部品・デバイス製造業	406	121	257	51	211	16	16	20	－
		100.0	29.8	63.3	12.6	52.0	3.9	3.9	4.9	－
	電気機械器具製造業	732	222	504	120	378	－	18	24	－
		100.0	30.3	68.9	16.4	51.6	－	2.5	3.3	－
	情報通信機械器具製造業	65	23	34	11	29	－	7	－	－
		100.0	35.4	52.3	16.9	44.6	－	10.8	－	－
	機械器具等製造業	408	92	332	32	208	4	20	4	－
		100.0	22.5	81.4	7.8	51.0	1.0	4.9	1.0	－
	その他（雑貨等）	1,376	307	1,042	251	493	130	19	65	－
		100.0	22.3	75.7	18.2	35.8	9.4	1.4	4.7	－

第５表　業種、過去１年間の委託量の変動状況別委託者数及び割合

		合計	増えた	変わらない	減った	不明
	合計	7,313	487	2,340	4,486	－
		100.0	6.7	32.0	61.3	－
業種別	食料品製造業	147	11	62	75	－
		100.0	7.5	42.2	51.0	－
	繊維工業	2,707	162	909	1,636	－
		100.0	6.0	33.6	60.4	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	5	19	54	－
		100.0	6.4	24.4	69.2	－
	紙・紙加工品製造業	412	29	118	265	－
		100.0	7.0	28.6	64.3	－
	印刷・同関連業及び出版業	173	7	77	89	－
		100.0	4.0	44.5	51.4	－
	ゴム製品製造業	250	21	73	156	－
		100.0	8.4	29.2	62.4	－
	皮革製品製造業	174	3	34	138	－
		100.0	1.7	19.5	79.3	－
	窯業・土石製品製造業	101	3	27	70	－
		100.0	3.0	26.7	69.3	－
	金属製品製造業	284	20	87	177	－
		100.0	7.0	30.6	62.3	－
	電子部品・デバイス製造業	406	39	121	246	－
		100.0	9.6	29.8	60.6	－
	電気機械器具製造業	732	30	258	444	－
		100.0	4.1	35.2	60.7	－
	情報通信機械器具製造業	65	5	11	49	－
		100.0	7.7	16.9	75.4	－
	機械器具等製造業	408	12	164	232	－
		100.0	2.9	40.2	56.9	－
	その他（雑貨等）	1,376	140	381	856	－
		100.0	10.2	27.7	62.2	－

第６表　業種、減少理由別委託者数及び割合（M．A．２つまで）

		1年前に比べ減少した委託者計	工場内生産に切り替え	品質管理向上	製品の需要減少	家内労働者の確保困難	家内労働者の仕事量が不安定	海外生産の導入	経営が困難	その他	不明
	合計	4,486	325	117	3,657	543	432	48	125	759	7
		100.0	7.2	2.6	81.5	12.1	9.6	1.1	2.8	16.9	0.2
業種別	食料品製造業	75	7	4	55	11	4	－	2	15	－
		100.0	9.3	5.3	73.3	14.7	5.3	－	2.7	20.0	－
	繊維工業	1,636	101	40	1,353	222	162	20	40	323	－
		100.0	6.2	2.4	82.7	13.6	9.9	1.2	2.4	19.7	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	54	－	2	43	5	6	－	－	10	－
		100.0	－	3.7	79.6	9.3	11.1	－	－	18.5	－
	紙・紙加工品製造業	265	17	4	210	17	29	8	8	50	－
		100.0	6.4	1.5	79.2	6.4	10.9	3.0	3.0	18.9	－
	印刷・同関連業及び出版業	89	5	－	72	2	7	－	－	19	－
		100.0	5.6	－	80.9	2.2	7.9	－	－	21.3	－
	ゴム製品製造業	156	16	8	122	31	13	5	5	16	－
		100.0	10.3	5.1	78.2	19.9	8.3	3.2	3.2	10.3	－
	皮革製品製造業	138	5	3	117	13	21	－	3	21	3
		100.0	3.6	2.2	84.8	9.4	15.2	－	2.2	15.2	2.2
	窯業・土石製品製造業	70	8	－	50	8	10	－	3	11	2
		100.0	11.4	－	71.4	11.4	14.3	－	4.3	15.7	2.9
	金属製品製造業	177	32	6	125	32	9	－	6	20	3
		100.0	18.1	3.4	70.6	18.1	5.1	－	3.4	11.3	1.7
	電子部品・デバイス製造業	246	16	8	211	27	27	－	12	35	－
		100.0	6.5	3.3	85.8	11.0	11.0	－	4.9	14.2	－
	電気機械器具製造業	444	24	6	384	36	48	6	12	72	－
		100.0	5.4	1.4	86.5	8.1	10.8	1.4	2.7	16.2	－
	情報通信機械器具製造業	49	4	－	41	7	5	－	2	4	－
		100.0	8.2	－	83.7	14.3	10.2	－	4.1	8.2	－
	機械器具等製造業	232	36	8	204	20	16	8	4	4	－
		100.0	15.5	3.4	87.9	8.6	6.9	3.4	1.7	1.7	－
	その他（雑貨等）	856	56	28	670	112	74	－	28	158	－
		100.0	6.5	3.3	78.3	13.1	8.6	－	3.3	18.5	－

第７表　業種、今後１年間の委託量の変動見込み別委託者数及び割合

		合計	増やしたい	変わらない	減らしたい	中止したい	わからない	不明
	合計	7,313	1,607	3,659	542	161	1,137	207
		100.0	22.0	50.0	7.4	2.2	15.5	2.8
業種別	食料品製造業	147	26	79	9	4	26	2
		100.0	17.7	53.7	6.1	2.7	17.7	1.4
	繊維工業	2,707	667	1,313	202	81	384	61
		100.0	24.6	48.5	7.5	3.0	14.2	2.3
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	22	35	6	－	14	－
		100.0	28.2	44.9	7.7	－	17.9	－
	紙・紙加工品製造業	412	97	202	17	8	59	29
		100.0	23.5	49.0	4.1	1.9	14.3	7.0
	印刷・同関連業及び出版業	173	17	98	10	2	38	7
		100.0	9.8	56.6	5.8	1.2	22.0	4.0
	ゴム製品製造業	250	49	140	21	－	36	3
		100.0	19.6	56.0	8.4	－	14.4	1.2
	皮革製品製造業	174	34	86	18	5	29	3
		100.0	19.5	49.4	10.3	2.9	16.7	1.7
	窯業・土石製品製造業	101	16	56	6	－	18	5
		100.0	15.8	55.4	5.9	－	17.8	5.0
	金属製品製造業	284	44	148	35	6	38	15
		100.0	15.5	52.1	12.3	2.1	13.4	5.3
	電子部品・デバイス製造業	406	101	207	23	12	51	12
		100.0	24.9	51.0	5.7	3.0	12.6	3.0
	電気機械器具製造業	732	180	342	60	12	108	30
		100.0	24.6	46.7	8.2	1.6	14.8	4.1
	情報通信機械器具製造業	65	2	32	5	4	14	7
		100.0	3.1	49.2	7.7	6.2	21.5	10.8
	機械器具等製造業	408	64	232	36	8	52	16
		100.0	15.7	56.9	8.8	2.0	12.7	3.9
	その他（雑貨等）	1,376	288	688	93	19	270	19
		100.0	20.9	50.0	6.8	1.4	19.6	1.4

第８表　業種、減らしたい又は中止したい理由別委託者数及び割合（M．A．２つまで）

		減らしたい又は中止したい委託者計	工場内生産に切り替え	品質管理向上	製品の需要減少	家内労働者の確保困難	家内労働者の仕事量が不安定	海外生産の導入	経営が困難	その他	不明
	合計	703	148	95	352	203	114	－	20	64	－
		100.0	21.1	13.5	50.1	28.9	16.2	－	2.8	9.1	－
業種別	食料品製造業	13	2	－	7	2	－	－	2	2	－
		100.0	15.4	－	53.8	15.4	－	－	15.4	15.4	－
	繊維工業	283	61	20	141	101	61	－	－	20	－
		100.0	21.6	7.1	49.8	35.7	21.6	－	－	7.1	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	6	－	－	5	－	3	－	－	2	－
		100.0	－	－	83.3	－	50.0	－	－	33.3	－
	紙・紙加工品製造業	25	4	4	8	8	4	－	－	4	－
		100.0	16.0	16.0	32.0	32.0	16.0	－	－	16.0	－
	印刷・同関連業及び出版業	12	－	－	5	2	5	－	－	2	－
		100.0	－	－	41.7	16.7	41.7	－	－	16.7	－
	ゴム製品製造業	21	3	－	10	5	3	－	－	3	－
		100.0	14.3	－	47.6	23.8	14.3	－	－	14.3	－
	皮革製品製造業	23	3	－	16	5	3	－	3	3	－
		100.0	13.0	－	69.6	21.7	13.0	－	13.0	13.0	－
	窯業・土石製品製造業	6	－	2	5	2	－	－	－	－	－
		100.0	－	33.3	83.3	33.3	－	－	－	－	－
	金属製品製造業	41	15	12	17	12	9	－	－	－	－
		100.0	36.6	29.3	41.5	29.3	22.0	－	－	－	－
	電子部品・デバイス製造業	35	12	4	23	4	8	－	4	4	－
		100.0	34.3	11.4	65.7	11.4	22.9	－	11.4	11.4	－
	電気機械器具製造業	72	12	18	54	12	18	－	－	6	－
		100.0	16.7	25.0	75.0	16.7	25.0	－	－	8.3	－
	情報通信機械器具製造業	9	－	－	7	－	2	－	2	－	－
		100.0	－	－	77.8	－	22.2	－	22.2	－	－
	機械器具等製造業	44	28	8	16	12	－	－	－	－	－
		100.0	63.6	18.2	36.4	27.3	－	－	－	－	－
	その他（雑貨等）	112	9	28	37	37	－	－	9	19	－
		100.0	8.0	25.0	33.0	33.0	－	－	8.0	17.0	－

第９表　業種、委託契約方法別委託者数及び割合

		合計	家内労働手帳計	家内労働手帳		ノート類（メモ等を含む）	口約束	不明
				手帳式	伝票式			
	合計	7,313	5,903	793	5,110	1,013	363	33
		100.0	80.7	10.8	69.9	13.9	5.0	0.5
業種別	食料品製造業	147	88	13	75	40	20	－
		100.0	59.9	8.8	51.0	27.2	13.6	－
	繊維工業	2,707	2,283	222	2,060	343	81	－
		100.0	84.3	8.2	76.1	12.7	3.0	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	51	10	42	18	10	－
		100.0	65.4	12.8	53.8	23.1	12.8	－
	紙・紙加工品製造業	412	256	59	197	97	42	17
		100.0	62.1	14.3	47.8	23.5	10.2	4.1
	印刷・同関連業及び出版業	173	130	22	108	26	14	2
		100.0	75.1	12.7	62.4	15.0	8.1	1.2
	ゴム製品製造業	250	192	34	159	39	18	－
		100.0	76.8	13.6	63.6	15.6	7.2	－
	皮革製品製造業	174	135	23	112	26	13	－
		100.0	77.6	13.2	64.4	14.9	7.5	－
	窯業・土石製品製造業	101	70	－	70	16	13	2
		100.0	69.3	－	69.3	15.8	12.9	2.0
	金属製品製造業	284	249	29	220	29	3	3
		100.0	87.7	10.2	77.5	10.2	1.1	1.1
	電子部品・デバイス製造業	406	359	78	281	35	12	－
		100.0	88.4	19.2	69.2	8.6	3.0	－
	電気機械器具製造業	732	600	132	468	90	42	－
		100.0	82.0	18.0	63.9	12.3	5.7	－
	情報通信機械器具製造業	65	56	14	41	7	2	－
		100.0	86.2	21.5	63.1	10.8	3.1	－
	機械器具等製造業	408	336	36	300	52	20	－
		100.0	82.4	8.8	73.5	12.7	4.9	－
	その他（雑貨等）	1,376	1,097	121	977	195	74	9
		100.0	79.7	8.8	71.0	14.2	5.4	0.7

第１０表　業種、不良品の取扱いの取り決めの有無、取扱い状況別委託者数及び割合

		合計	取り決めの有無			実際の取扱い						
			あり	なし	不明	やり直させる	弁償させる	工賃を減額	自社で直す	問題にしない	その他	不明
	合計	7,313	4,521	2,757	35	3,044	19	318	2,912	445	553	23
		100.0	61.8	37.7	0.5	41.6	0.3	4.3	39.8	6.1	7.6	0.3
業種別	食料品製造業	147	66	81	－	37	－	7	70	22	11	－
		100.0	44.9	55.1	－	25.2	－	4.8	47.6	15.0	7.5	－
	繊維工業	2,707	1,656	1,050	－	1,333	－	162	929	81	202	－
		100.0	61.2	38.8	－	49.2	－	6.0	34.3	3.0	7.5	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	35	43	－	30	－	－	30	10	8	－
		100.0	44.9	55.1	－	38.5	－	－	38.5	12.8	10.3	－
	紙・紙加工品製造業	412	193	206	13	147	－	25	147	38	42	13
		100.0	46.8	50.0	3.2	35.7	－	6.1	35.7	9.2	10.2	3.2
	印刷・同関連業及び出版業	173	103	67	2	65	－	2	91	5	10	－
		100.0	59.5	38.7	1.2	37.6	－	1.2	52.6	2.9	5.8	－
	ゴム製品製造業	250	172	75	3	65	－	5	88	68	23	－
		100.0	68.8	30.0	1.2	26.0	－	2.0	35.2	27.2	9.2	－
	皮革製品製造業	174	83	91	－	101	－	3	60	3	8	－
		100.0	47.7	52.3	－	58.0	－	1.7	34.5	1.7	4.6	－
	窯業・土石製品製造業	101	50	48	3	43	－	2	32	16	5	3
		100.0	49.5	47.5	3.0	42.6	－	2.0	31.7	15.8	5.0	3.0
	金属製品製造業	284	160	119	6	116	－	9	122	12	23	3
		100.0	56.3	41.9	2.1	40.8	－	3.2	43.0	4.2	8.1	1.1
	電子部品・デバイス製造業	406	238	164	4	109	－	8	222	43	23	－
		100.0	58.6	40.4	1.0	26.8	－	2.0	54.7	10.6	5.7	－
	電気機械器具製造業	732	498	234	－	246	－	36	378	36	36	－
		100.0	68.0	32.0	－	33.6	－	4.9	51.6	4.9	4.9	－
	情報通信機械器具製造業	65	50	14	－	22	－	－	38	2	4	－
		100.0	76.9	21.5	－	33.8	－	－	58.5	3.1	6.2	－
	機械器具等製造業	408	268	136	4	152	－	4	192	28	28	4
		100.0	65.7	33.3	1.0	37.3	－	1.0	47.1	6.9	6.9	1.0
	その他（雑貨等）	1,376	949	428	－	577	19	56	512	84	130	－
		100.0	69.0	31.1	－	41.9	1.4	4.1	37.2	6.1	9.4	－

第１１表　業種、家内労働者の募集方法別委託者数及び割合

		合計	雑誌・新聞	チラシ・貼紙	公共機関を介する	家内労働者を介する	従業員を介する	同業者を介する	代理人が勧誘する	新規に募集していない	その他	不明
	合計	7,313	465	1,196	704	1,668	884	242	5	1,778	354	18
		100.0	6.4	16.4	9.6	22.8	12.1	3.3	0.1	24.3	4.8	0.2
業種別	食料品製造業	147	7	26	9	29	18	−	2	46	11	−
		100.0	4.8	17.7	6.1	19.7	12.2	−	1.4	31.3	7.5	−
	繊維工業	2,707	162	505	202	707	182	162	−	626	162	−
		100.0	6.0	18.7	7.5	26.1	6.7	6.0	−	23.1	6.0	−
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	−	14	8	14	14	2	−	26	−	−
		100.0	−	17.9	10.3	17.9	17.9	2.6	−	33.3	−	−
	紙・紙加工品製造業	412	38	71	38	101	50	4	−	84	13	13
		100.0	9.2	17.2	9.2	24.5	12.1	1.0	−	20.4	3.2	3.2
	印刷・同関連業及び出版業	173	10	22	7	41	19	2	−	67	5	−
		100.0	5.8	12.7	4.0	23.7	11.0	1.2	−	38.7	2.9	−
	ゴム製品製造業	250	18	68	26	49	16	3	−	49	21	−
		100.0	7.2	27.2	10.4	19.6	6.4	1.2	−	19.6	8.4	−
	皮革製品製造業	174	10	8	8	26	13	13	3	88	5	−
		100.0	5.7	4.6	4.6	14.9	7.5	7.5	1.7	50.6	2.9	−
	窯業・土石製品製造業	101	3	14	2	14	11	8	−	40	6	2
		100.0	3.0	13.9	2.0	13.9	10.9	7.9	−	39.6	5.9	2.0
	金属製品製造業	284	6	32	38	61	44	15	−	75	15	−
		100.0	2.1	11.3	13.4	21.5	15.5	5.3	−	26.4	5.3	−
	電子部品・デバイス製造業	406	12	59	55	86	59	−	−	125	12	−
		100.0	3.0	14.5	13.5	21.2	14.5	−	−	30.8	3.0	−
	電気機械器具製造業	732	48	126	102	162	138	6	−	126	24	−
		100.0	6.6	17.2	13.9	22.1	18.9	0.8	−	17.2	3.3	−
	情報通信機械器具製造業	65	5	9	7	11	11	−	−	22	−	−
		100.0	7.7	13.8	10.8	16.9	16.9	−	−	33.8	−	−
	機械器具等製造業	408	16	56	36	88	96	−	−	96	16	4
		100.0	3.9	13.7	8.8	21.6	23.5	−	−	23.5	3.9	1.0
	その他（雑貨等）	1,376	130	186	167	279	214	28	−	307	65	−
		100.0	9.4	13.5	12.1	20.3	15.6	2.0	−	22.3	4.7	−

第１２表　業種、工賃の決定時期別委託者数及び割合

		合計	2.9.30 令和1.10.1～令和	1.9.30 平成30.10.1～令和	30.9.30 平成29.10.1～平成	平成29.9.30以前	不明
	合計	7,313	2,539	1,032	389	3,309	43
		100.0	34.7	14.1	5.3	45.2	0.6
業種別	食料品製造業	147	20	18	4	106	－
		100.0	13.6	12.2	2.7	72.1	－
	繊維工業	2,707	990	424	141	1,151	－
		100.0	36.6	15.7	5.2	42.5	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	18	8	3	48	2
		100.0	23.1	10.3	3.8	61.5	2.6
	紙・紙加工品製造業	412	160	29	38	172	13
		100.0	38.8	7.0	9.2	41.7	3.2
	印刷・同関連業及び出版業	173	84	10	5	70	5
		100.0	48.6	5.8	2.9	40.5	2.9
	ゴム製品製造業	250	96	23	8	114	8
		100.0	38.4	9.2	3.2	45.6	3.2
	皮革製品製造業	174	81	31	5	55	3
		100.0	46.6	17.8	2.9	31.6	1.7
	窯業・土石製品製造業	101	26	10	10	53	3
		100.0	25.7	9.9	9.9	52.5	3.0
	金属製品製造業	284	84	41	3	154	3
		100.0	29.6	14.4	1.1	54.2	1.1
	電子部品・デバイス製造業	406	117	55	35	191	8
		100.0	28.8	13.5	8.6	47.0	2.0
	電気機械器具製造業	732	264	120	54	294	－
		100.0	36.1	16.4	7.4	40.2	－
	情報通信機械器具製造業	65	20	13	7	25	－
		100.0	30.8	20.0	10.8	38.5	－
	機械器具等製造業	408	144	56	20	188	－
		100.0	35.3	13.7	4.9	46.1	－
	その他（雑貨等）	1,376	437	195	56	688	－
		100.0	31.8	14.2	4.1	50.0	－

第１３表　業種、工賃決定要素別委託者数及び割合（M．A．２つまで）

		合計	工賃相場（世間相場）	最低工賃	最低賃金	パートタイマーの賃金	類似業務の雇用労働者の賃金	納入価格や利益	物価	家内労働者の希望	その他	不明
	合計	7,313	3,668	955	576	421	582	2,562	98	740	1,046	12
		100.0	50.2	13.1	7.9	5.8	8.0	35.0	1.3	10.1	14.3	0.2
業種別	食料品製造業	147	66	9	9	9	11	42	2	22	29	－
		100.0	44.9	6.1	6.1	6.1	7.5	28.6	1.4	15.0	19.7	－
	繊維工業	2,707	1,515	424	202	81	242	727	40	303	404	－
		100.0	56.0	15.7	7.5	3.0	8.9	26.9	1.5	11.2	14.9	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	37	3	2	5	6	38	6	6	8	2
		100.0	47.4	3.8	2.6	6.4	7.7	48.7	7.7	7.7	10.3	2.6
	紙・紙加工品製造業	412	181	29	17	21	25	218	8	29	55	8
		100.0	43.9	7.0	4.1	5.1	6.1	52.9	1.9	7.0	13.3	1.9
	印刷・同関連業及び出版業	173	89	14	14	12	10	72	5	22	14	－
		100.0	51.4	8.1	8.1	6.9	5.8	41.6	2.9	12.7	8.1	－
	ゴム製品製造業	250	86	18	18	23	16	122	5	21	42	－
		100.0	34.4	7.2	7.2	9.2	6.4	48.8	2.0	8.4	16.8	－
	皮革製品製造業	174	91	3	13	13	18	73	3	36	26	－
		100.0	52.3	1.7	7.5	7.5	10.3	42.0	1.7	20.7	14.9	－
	窯業・土石製品製造業	101	40	6	10	6	10	43	3	19	8	2
		100.0	39.6	5.9	9.9	5.9	9.9	42.6	3.0	18.8	7.9	2.0
	金属製品製造業	284	116	32	17	15	29	81	3	46	32	－
		100.0	40.8	11.3	6.0	5.3	10.2	28.5	1.1	16.2	11.3	－
	電子部品・デバイス製造業	406	195	70	55	35	20	164	4	23	59	－
		100.0	48.0	17.2	13.5	8.6	4.9	40.4	1.0	5.7	14.5	－
	電気機械器具製造業	732	348	120	54	78	30	288	12	54	90	－
		100.0	47.5	16.4	7.4	10.7	4.1	39.3	1.6	7.4	12.3	－
	情報通信機械器具製造業	65	31	20	9	4	2	20	2	4	13	－
		100.0	47.7	30.8	13.8	6.2	3.1	30.8	3.1	6.2	20.0	－
	機械器具等製造業	408	168	76	36	36	52	152	4	24	72	－
		100.0	41.2	18.6	8.8	8.8	12.7	37.3	1.0	5.9	17.6	－
	その他（雑貨等）	1,376	707	130	121	84	112	521	－	130	195	－
		100.0	51.4	9.4	8.8	6.1	8.1	37.9	－	9.4	14.2	－

第１４表　業種、過去１年間における工賃以外の経済的援助の有無・内容別委託者数及び割合

		合計	あり	なし	不明	経済的援助の内訳（M.A.）											
						ある計	機械器具・補助材料購入費	光熱費・水道代	作業服代（現物支給を含む）	交通費	医療費（見舞金）	健康診断受診費	保険料（労災保険料等）	慰安旅行の費用	一時金・ボーナス	その他	不明
	合計	7,313	1,238	6,051	23	1,238	399	69	68	365	117	15	6	31	362	290	－
		100.0	16.9	82.7	0.3	100.0	32.2	5.6	5.5	29.5	9.5	1.2	0.5	2.5	29.2	23.4	－
業種別	食料品製造業	147	40	108	－	40	4	9	13	7	2	2	2	2	11	20	－
		100.0	27.2	73.5	－	100.0	10.0	22.5	32.5	17.5	5.0	5.0	5.0	5.0	27.5	50.0	－
	繊維工業	2,707	505	2,202	－	505	202	20	－	101	61	－	－	20	222	81	－
		100.0	18.7	81.3	－	100.0	40.0	4.0	－	20.0	12.1	－	－	4.0	44.0	16.0	－
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	10	69	－	10	3	－	－	3	－	－	－	－	2	5	－
		100.0	12.8	88.5	－	100.0	30.0	－	－	30.0	－	－	－	－	20.0	50.0	－
	紙・紙加工品製造業	412	55	349	8	55	8	4	13	17	－	－	4	－	17	17	－
		100.0	13.3	84.7	1.9	100.0	14.5	7.3	23.6	30.9	－	－	7.3	－	30.9	30.9	－
	印刷・同関連業及び出版業	173	26	144	2	26	14	－	－	12	－	－	－	－	2	7	－
		100.0	15.0	83.2	1.2	100.0	53.8	－	－	46.2	－	－	－	－	7.7	26.9	－
	ゴム製品製造業	250	57	192	－	57	21	－	8	21	3	－	－	3	8	13	－
		100.0	22.8	76.8	－	100.0	36.8	－	14.0	36.8	5.3	－	－	5.3	14.0	22.8	－
	皮革製品製造業	174	21	153	－	21	5	5	－	8	－	－	－	－	3	10	－
		100.0	12.1	87.9	－	100.0	23.8	23.8	－	38.1	－	－	－	－	14.3	47.6	－
	窯業・土石製品製造業	101	26	75	－	26	11	3	2	－	5	－	－	2	3	8	－
		100.0	25.7	74.3	－	100.0	42.3	11.5	7.7	－	19.2	－	－	7.7	11.5	30.8	－
	金属製品製造業	284	44	238	3	44	12	－	3	9	9	3	－	－	－	12	－
		100.0	15.5	83.8	1.1	100.0	27.3	－	6.8	20.5	20.5	6.8	－	－	－	27.3	－
	電子部品・デバイス製造業	406	74	332	－	74	12	8	8	43	－	－	－	－	12	20	－
		100.0	18.2	81.8	－	100.0	16.2	10.8	10.8	58.1	－	－	－	－	16.2	27.0	－
	電気機械器具製造業	732	138	594	－	138	30	18	18	60	6	6	－	－	24	30	－
		100.0	18.9	81.1	－	100.0	21.7	13.0	13.0	43.5	4.3	4.3	－	－	17.4	21.7	－
	情報通信機械器具製造業	65	7	58	－	7	5	2	－	4	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	10.8	89.2	－	100.0	71.4	28.6	－	57.1	－	－	－	－	－	－	－
	機械器具等製造業	408	60	348	－	60	24	－	4	16	4	4	－	4	12	12	－
		100.0	14.7	85.3	－	100.0	40.0	－	6.7	26.7	6.7	6.7	－	6.7	20.0	20.0	－
	その他（雑貨等）	1,376	177	1,190	9	177	47	－	－	65	28	－	－	－	47	56	－
		100.0	12.9	86.5	0.7	100.0	26.6	－	－	36.7	15.8	－	－	－	26.6	31.6	－

第１５表　業種、危険有害業務の内容別委託者数及び割合

		合計	している	していない	不明	具体的業務（M.A.）								
						している計	有機溶剤又は有機溶剤含有物を取り扱う業務	鉛等を取り扱う業務	ガス、蒸気又は粉じんが発散する業務	木工用機械、プレス機械等を取り扱う業務	動力により運転する機械を取り扱う業務	火薬類を取り扱う業務	その他の危険有害業務	不明
合計		7,313	495	6,818	－	495	106	32	28	60	273	19	－	23
		100.0	6.8	93.2	－	100.0	21.4	6.5	5.7	12.1	55.2	3.8	－	4.6
業種別	食料品製造業	147	－	147	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	繊維工業	2,707	202	2,505	－	202	－	－	－	－	182	－	－	20
		100.0	7.5	92.5	－	100.0	－	－	－	－	90.1	－	－	9.9
	木材・木製品、家具・装備品製造業	78	6	72	－	6	2	－	－	5	2	－	－	－
		100.0	7.7	92.3	－	100.0	33.3	－	－	83.3	33.3	－	－	－
	紙・紙加工品製造業	412	8	403	－	8	4	－	－	－	4	－	－	－
		100.0	1.9	97.8	－	100.0	50.0	－	－	－	50.0	－	－	－
	印刷・同関連業及び出版業	173	－	173	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ゴム製品製造業	250	10	239	－	10	5	－	－	－	3	－	－	3
		100.0	4.0	95.6	－	100.0	50.0	－	－	－	30.0	－	－	30.0
	皮革製品製造業	174	47	127	－	47	31	－	－	5	26	－	－	－
		100.0	27.0	73.0	－	100.0	66.0	－	－	10.6	55.3	－	－	－
	窯業・土石製品製造業	101	5	96	－	5	5	－	－	2	－	－	－	－
		100.0	5.0	95.0	－	100.0	100.0	－	－	40.0	－	－	－	－
	金属製品製造業	284	41	244	－	41	15	－	12	12	20	－	－	－
		100.0	14.4	85.9	－	100.0	36.6	－	29.3	29.3	48.8	－	－	－
	電子部品・デバイス製造業	406	31	374	－	31	4	12	4	4	8	－	－	－
		100.0	7.6	92.1	－	100.0	12.9	38.7	12.9	12.9	25.8	－	－	－
	電気機械器具製造業	732	30	702	－	30	6	12	－	6	6	－	－	－
		100.0	4.1	95.9	－	100.0	20.0	40.0	－	20.0	20.0	－	－	－
	情報通信機械器具製造業	65	－	65	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	機械器具等製造業	408	40	368	－	40	16	8	12	8	4	－	－	－
		100.0	9.8	90.2	－	100.0	40.0	20.0	30.0	20.0	10.0	－	－	－
	その他（雑貨等）	1,376	74	1,302	－	74	19	－	－	19	19	19	－	－
		100.0	5.4	94.6	－	100.0	25.7	－	－	25.7	25.7	25.7	－	－

第１６表　業種、危険有害業務への安全衛生対策内容別委託者数及び割合［問10(１)で「している」と答えた場合のみ］（M．A．）

		合計	安全衛生対策を実施している	何もしていない	不明	安全衛生対策を実施している委託者								
						計	有害物の名称や取扱い上の注意事項を表示している	防じんマスク、耳栓等を使用させている	定期的に健康診断を受診させている	木工用機械、プレス機械等に安全装置を取り付けさせている	危険な回転軸、動力伝導部分等に覆いを付けさせている	作業心得等の危害防止のための書面を交付している	安全衛生に関する講習を実施している	その他
合計		495	394	99	2	394	44	59	38	35	114	89	49	105
		100.0	79.6	20.0	0.4	100.0	11.2	15.0	9.6	8.9	28.9	22.6	12.4	26.6
業種別	食料品製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	繊維工業	202	162	40	－	162	－	20	－	－	61	40	20	40
		100.0	80.2	19.8	－	100.0	－	12.3	－	－	37.7	24.7	12.3	24.7
	木材・木製品、家具・装備品製造業	6	5	－	2	5	－	2	－	2	3	－	－	2
		100.0	83.3	－	33.3	100.0	－	40.0	－	40.0	60.0	－	－	40.0
	紙・紙加工品製造業	8	8	－	－	8	4	－	－	－	4	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	100.0	50.0	－	－	－	50.0	－	－	－
	印刷・同関連業及び出版業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ゴム製品製造業	10	10	－	－	10	3	－	3	－	－	5	3	－
		100.0	100.0	－	－	100.0	30.0	－	30.0	－	－	50.0	30.0	－
	皮革製品製造業	47	29	18	－	29	10	5	5	3	5	－	－	8
		100.0	61.7	38.3	－	100.0	34.5	17.2	17.2	10.3	17.2	－	－	27.6
	窯業・土石製品製造業	5	3	2	－	3	3	2	－	2	－	2	2	－
		100.0	60.0	40.0	－	100.0	100.0	66.7	－	66.7	－	66.7	66.7	－
	金属製品製造業	41	32	9	－	32	12	15	6	6	12	3	－	9
		100.0	78.0	22.0	－	100.0	37.5	46.9	18.8	18.8	37.5	9.4	－	28.1
	電子部品・デバイス製造業	31	27	4	－	27	－	－	4	4	16	－	12	12
		100.0	87.1	12.9	－	100.0	－	－	14.8	14.8	59.3	－	44.4	44.4
	電気機械器具製造業	30	30	－	－	30	－	－	12	6	－	12	－	12
		100.0	100.0	－	－	100.0	－	－	40.0	20.0	－	40.0	－	40.0
	情報通信機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	機械器具等製造業	40	32	8	－	32	12	16	8	4	4	8	4	4
		100.0	80.0	20.0	－	100.0	37.5	50.0	25.0	12.5	12.5	25.0	12.5	12.5
	その他（雑貨等）	74	56	19	－	56	－	－	－	9	9	19	9	19
		100.0	75.7	25.7	－	100.0	－	－	－	16.1	16.1	33.9	16.1	33.9

令和２年度家内労働等実態調査

「家内労働者調査」

集計結果

（合計）

«復元後»

第１－１表　世帯主との関係、性、類型別家内労働者数及び割合

		合計	世帯主				配偶者(回答者)の世帯主の職業					その他	内職（再掲）
			計	専業	副業	年金受給者	計	雇用労働者	自営業者	年金受給者	その他		
	合計	105,086	23,627	5,177	5,811	12,639	72,210	38,240	7,309	22,317	4,345	9,249	94,098
		100.0	22.5	4.9	5.5	12.0	68.7	36.4	7.0	21.2	4.1	8.8	89.5
業種別	食料品	2,025	447	27	27	393	1,334	597	140	495	102	245	1,971
		100.0	22.1	1.3	1.3	19.4	65.9	29.5	6.9	24.4	5.0	12.1	97.3
	繊維製品	26,204	5,936	1,813	839	3,285	18,034	7,093	2,697	6,845	1,399	2,233	23,552
		100.0	22.7	6.9	3.2	12.5	68.8	27.1	10.3	26.1	5.3	8.5	89.9
	木材・木製品、家具・装飾品	871	193	34	25	135	534	262	58	170	44	144	813
		100.0	22.2	3.9	2.9	15.5	61.3	30.1	6.7	19.5	5.1	16.5	93.3
	紙・紙加工品	7,181	1,504	322	464	717	5,213	2,560	442	1,776	436	464	6,395
		100.0	20.9	4.5	6.5	10.0	72.6	35.6	6.2	24.7	6.1	6.5	89.1
	印刷・出版物	2,615	410	41	86	283	1,954	1,130	275	501	48	251	2,488
		100.0	15.7	1.6	3.3	10.8	74.7	43.2	10.5	19.2	1.8	9.6	95.1
	ゴム製品	6,604	1,476	289	322	865	4,615	3,004	238	1,029	344	514	5,993
		100.0	22.4	4.4	4.9	13.1	69.9	45.5	3.6	15.6	5.2	7.8	90.7
	皮革製品	1,922	783	358	96	329	1,013	434	182	300	97	126	1,468
		100.0	40.7	18.6	5.0	17.1	52.7	22.6	9.5	15.6	5.0	6.6	76.4
	窯業・土石製品	924	189	86	36	67	653	377	39	219	18	82	803
		100.0	20.5	9.3	3.9	7.3	70.7	40.8	4.2	23.7	1.9	8.9	86.9
	金属製品	3,176	1,055	330	221	504	1,849	1,067	223	497	62	272	2,625
		100.0	33.2	10.4	7.0	15.9	58.2	33.6	7.0	15.6	2.0	8.6	82.7
	電子部品・デバイス	4,934	892	130	344	418	3,391	2,221	248	731	191	651	4,460
		100.0	18.1	2.6	7.0	8.5	68.7	45.0	5.0	14.8	3.9	13.2	90.4
	電気機械器具	12,120	2,911	327	620	1,964	8,274	4,992	732	2,210	340	936	11,174
		100.0	24.0	2.7	5.1	16.2	68.3	41.2	6.0	18.2	2.8	7.7	92.2
	情報通信機械器具	847	127	32	37	58	644	426	56	118	45	76	778
		100.0	15.0	3.8	4.4	6.8	76.0	50.3	6.6	13.9	5.3	9.0	91.9
	機械器具等	5,308	976	152	237	587	3,840	2,488	302	873	177	492	4,919
		100.0	18.4	2.9	4.5	11.1	72.3	46.9	5.7	16.4	3.3	9.3	92.7
	その他	30,354	6,728	1,238	2,457	3,033	20,862	11,590	1,676	6,554	1,043	2,764	26,659
		100.0	22.2	4.1	8.1	10.0	68.7	38.2	5.5	21.6	3.4	9.1	87.8

第２表　性、業種、類型、年齢階級別家内労働者数及び割合並びに平均年齢

		合計	20歳未満	20～30歳未満	30～40歳未満	40～50歳未満	50～60歳未満	60～70歳未満	70歳以上	不明	平均年齢
	合計	105,086	212	2,055	8,207	19,546	18,542	25,253	30,832	441	58.9
		100.0	0.2	2.0	7.8	18.6	17.6	24.0	29.3	0.4	
業種別	食料品	2,025	16	31	138	223	210	600	807	－	62.7
		100.0	0.8	1.5	6.8	11.0	10.4	29.6	39.9	－	
	繊維製品	26,204	－	252	1,025	3,775	3,054	7,263	10,635	200	63.1
		100.0	－	1.0	3.9	14.4	11.7	27.7	40.6	0.8	
	木材・木製品、家具・装飾品	871	－	21	48	143	127	171	361	－	62.0
		100.0	－	2.4	5.5	16.4	14.6	19.6	41.4	－	
	紙・紙加工品	7,181	－	181	416	1,260	1,422	1,677	2,191	34	59.6
		100.0	－	2.5	5.8	17.5	19.8	23.4	30.5	0.5	
	印刷・出版物	2,615	－	45	299	629	478	538	625	－	56.5
		100.0	－	1.7	11.4	24.1	18.3	20.6	23.9	－	
	ゴム製品	6,604	5	201	824	1,540	1,154	1,214	1,631	35	55.8
		100.0	0.1	3.0	12.5	23.3	17.5	18.4	24.7	0.5	
	皮革製品	1,922	－	－	139	245	265	587	680	6	62.4
		100.0	－	－	7.2	12.7	13.8	30.5	35.4	0.3	
	窯業・土石製品	924	－	－	75	232	164	192	262	－	58.5
		100.0	－	－	8.1	25.1	17.7	20.8	28.4	－	
	金属製品	3,176	7	37	317	656	476	599	1,065	20	59.2
		100.0	0.2	1.2	10.0	20.7	15.0	18.9	33.5	0.6	
	電子部品・デバイス	4,934	19	191	609	1,002	1,108	1,252	734	19	54.2
		100.0	0.4	3.9	12.3	20.3	22.5	25.4	14.9	0.4	
	電気機械器具	12,120	19	345	1,068	2,225	2,570	3,119	2,776	－	57.6
		100.0	0.2	2.8	8.8	18.4	21.2	25.7	22.9	－	
	情報通信機械器具	847	－	22	114	205	190	162	128	26	53.8
		100.0	－	2.6	13.5	24.2	22.4	19.1	15.1	3.1	
	機械器具等	5,308	6	104	695	1,314	949	1,076	1,165	－	55.4
		100.0	0.1	2.0	13.1	24.8	17.9	20.3	21.9	－	
	その他	30,354	140	624	2,439	6,097	6,376	6,804	7,772	102	57.4
		100.0	0.5	2.1	8.0	20.1	21.0	22.4	25.6	0.3	
類型別	専業	5,177	－	104	229	509	1,297	1,394	1,619	24	61.8
		100.0	－	2.0	4.4	9.8	25.1	26.9	31.3	0.5	
	副業	5,811	－	69	338	1,736	1,679	1,420	569	－	54.8
		100.0	－	1.2	5.8	29.9	28.9	24.4	9.8	－	
	内職	94,098	212	1,882	7,639	17,301	15,565	22,438	28,644	417	59.0
		100.0	0.2	2.0	8.1	18.4	16.5	23.8	30.4	0.4	

第３表　性、業種、類型、経験年数階級別家内労働者数及び割合並びに平均経験年数

		合計	1年未満	1～3年未満	3～6年未満	6～10年未満	10年以上	不明	平均経験年数
	合計	105,086	3,515	15,597	22,275	17,226	45,160	1,313	11.6
		100.0	3.3	14.8	21.2	16.4	43.0	1.2	
業種別	食料品	2,025	160	292	609	272	635	58	8.5
		100.0	7.9	14.4	30.1	13.4	31.4	2.9	
	繊維製品	26,204	851	3,284	4,205	5,082	12,581	200	15.3
		100.0	3.2	12.5	16.0	19.4	48.0	0.8	
	木材・木製品、家具・装飾品	871	58	120	135	135	407	16	10.4
		100.0	6.7	13.8	15.5	15.5	46.7	1.8	
	紙・紙加工品	7,181	148	1,047	1,713	1,221	2,945	107	11.2
		100.0	2.1	14.6	23.9	17.0	41.0	1.5	
	印刷・出版物	2,615	68	470	621	419	984	53	10.2
		100.0	2.6	18.0	23.7	16.0	37.6	2.0	
	ゴム製品	6,604	329	1,250	1,417	1,121	2,429	58	9.7
		100.0	5.0	18.9	21.5	17.0	36.8	0.9	
	皮革製品	1,922	64	160	347	242	1,086	24	18.3
		100.0	3.3	8.3	18.1	12.6	56.5	1.2	
	窯業・土石製品	924	65	87	100	105	568	－	15.2
		100.0	7.0	9.4	10.8	11.4	61.5	－	
	金属製品	3,176	106	439	682	543	1,325	81	13.1
		100.0	3.3	13.8	21.5	17.1	41.7	2.6	
	電子部品・デバイス	4,934	141	691	1,068	865	2,151	19	9.9
		100.0	2.9	14.0	21.6	17.5	43.6	0.4	
	電気機械器具	12,120	535	1,844	2,996	1,786	4,762	199	9.3
		100.0	4.4	15.2	24.7	14.7	39.3	1.6	
	情報通信機械器具	847	48	182	145	88	346	37	10.0
		100.0	5.7	21.5	17.1	10.4	40.9	4.4	
	機械器具等	5,308	189	984	1,182	1,030	1,892	32	9.5
		100.0	3.6	18.5	22.3	19.4	35.6	0.6	
	その他	30,354	754	4,747	7,056	4,319	13,050	428	10.3
		100.0	2.5	15.6	23.2	14.2	43.0	1.4	
類型別	専業	5,177	67	365	862	417	3,344	122	23.8
		100.0	1.3	7.1	16.7	8.1	64.6	2.4	
	副業	5,811	489	1,033	1,345	979	1,964	－	8.5
		100.0	8.4	17.8	23.1	16.8	33.8	－	
	内職	94,098	2,958	14,198	20,068	15,830	39,853	1,191	11.2
		100.0	3.1	15.1	21.3	16.8	42.4	1.3	

第４表　性、世帯主の就業状況、世帯主の月収額階級別配偶者である家内労働者数及び割合

	合計	15万円未満	15万～25万円未満	25万～35万円未満	35万～45万円未満	45万円以上	不明
合計	72,210	13,185	20,945	17,362	6,684	4,219	9,815
	100.0	18.3	29.0	24.0	9.3	5.8	13.6
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用労働者	38,240	2,239	10,818	14,347	5,758	3,569	1,509
	100.0	5.9	28.3	37.5	15.1	9.3	3.9
	53.0	17.0	51.7	82.6	86.1	84.6	15.4
自営業者	7,309	1,389	1,947	2,034	669	514	756
	100.0	19.0	26.6	27.8	9.2	7.0	10.3
	10.1	10.5	9.3	11.7	10.0	12.2	7.7
年金受給者	22,317	7,415	7,442	593	200	5	6,662
	100.0	33.2	33.3	2.7	0.9	0.0	29.9
	30.9	56.2	35.5	3.4	3.0	0.1	67.9
その他・不明	4,345	2,142	738	389	57	131	888
	100.0	49.3	17.0	9.0	1.3	3.0	20.4
	6.0	16.2	3.5	2.2	0.9	3.1	9.0
男	293	96	75	21	－	30	71
	100.0	32.8	25.6	7.2	－	10.2	24.2
	0.4	0.7	0.4	0.1	－	0.7	0.7
雇用労働者	87	11	57	12	－	7	－
	100.0	12.6	65.5	13.8	－	8.0	－
	0.1	0.1	0.3	0.1	－	0.2	－
自営業者	75	41	7	－	－	23	5
	100.0	54.7	9.3	－	－	30.7	6.7
	0.1	0.3	0.0	－	－	0.5	0.0
年金受給者	90	18	5	7	－	－	61
	100.0	20.0	5.6	7.8	－	－	67.8
	0.1	0.1	0.0	0.0	－	－	0.6
その他・不明	41	26	6	3	－	－	5
	100.0	63.4	14.6	7.3	－	－	12.2
	0.1	0.2	0.0	0.0	－	－	0.1
女	71,917	13,089	20,870	17,341	6,684	4,189	9,744
	100.0	18.2	29.0	24.1	9.3	5.8	13.5
	99.6	99.3	99.6	99.9	100.0	99.3	99.3
雇用労働者	38,153	2,227	10,761	14,335	5,758	3,562	1,509
	100.0	5.8	28.2	37.6	15.1	9.3	4.0
	52.8	16.9	51.4	82.6	86.1	84.4	15.4
自営業者	7,233	1,348	1,940	2,034	669	491	752
	100.0	18.6	26.8	28.1	9.2	6.8	10.4
	10.0	10.2	9.3	11.7	10.0	11.6	7.7
年金受給者	22,227	7,397	7,437	587	200	5	6,601
	100.0	33.3	33.5	2.6	0.9	0.0	29.7
	30.8	56.1	35.5	3.4	3.0	0.1	67.3
その他・不明	4,304	2,116	732	386	57	131	883
	100.0	49.2	17.0	9.0	1.3	3.0	20.5
	6.0	16.1	3.5	2.2	0.9	3.1	9.0

第５表　性、業種、類型、就業日数階級別家内労働者数及び割合並びに平均就業日数

		合計	10日未満	10～15日未満	15～20日未満	20～25日未満	25日以上	不明	平均就業日数
	合計	105,086	11,150	16,303	19,262	35,056	17,149	6,166	17.6
		100.0	10.6	15.5	18.3	33.4	16.3	5.9	
業種別	食料品	2,025	317	354	323	404	399	228	16.9
		100.0	15.7	17.5	16.0	20.0	19.7	11.3	
	繊維製品	26,204	2,381	3,910	4,892	9,075	4,918	1,030	18.0
		100.0	9.1	14.9	18.7	34.6	18.8	3.9	
	木材・木製品、家具・装飾品	871	88	122	176	245	151	89	17.7
		100.0	10.1	14.0	20.2	28.1	17.3	10.2	
	紙・紙加工品	7,181	766	1,047	1,423	1,899	1,596	450	17.8
		100.0	10.7	14.6	19.8	26.4	22.2	6.3	
	印刷・出版物	2,615	621	493	391	444	272	393	14.4
		100.0	23.7	18.9	15.0	17.0	10.4	15.0	
	ゴム製品	6,604	345	864	1,521	2,783	940	151	18.7
		100.0	5.2	13.1	23.0	42.1	14.2	2.3	
	皮革製品	1,922	259	376	397	484	286	121	16.5
		100.0	13.5	19.6	20.7	25.2	14.9	6.3	
	窯業・土石製品	924	167	119	232	249	98	59	16.0
		100.0	18.1	12.9	25.1	26.9	10.6	6.4	
	金属製品	3,176	418	573	533	1,040	362	250	16.6
		100.0	13.2	18.0	16.8	32.7	11.4	7.9	
	電子部品・デバイス	4,934	854	804	714	1,675	760	127	16.7
		100.0	17.3	16.3	14.5	33.9	15.4	2.6	
	電気機械器具	12,120	969	1,593	2,519	4,876	1,777	388	18.3
		100.0	8.0	13.1	20.8	40.2	14.7	3.2	
	情報通信機械器具	847	158	177	164	225	60	63	15.0
		100.0	18.7	20.9	19.4	26.6	7.1	7.4	
	機械器具等	5,308	652	715	1,156	1,753	812	221	17.5
		100.0	12.3	13.5	21.8	33.0	15.3	4.2	
	その他	30,354	3,155	5,157	4,822	9,904	4,719	2,597	17.3
		100.0	10.4	17.0	15.9	32.6	15.5	8.6	

第６表　性、業種、類型、１日の就業時間階級別家内労働者数及び割合並びに平均就業時間

		合計	2時間未満	2～4時間未満	4～6時間未満	6～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間以上	不明	平均就業時間
	合計	105,086	4,239	25,094	34,785	21,709	8,068	2,249	1,377	7,565	4.9
		100.0	4.0	23.9	33.1	20.7	7.7	2.1	1.3	7.2	
業種別	食料品	2,025	49	499	591	357	247	33	4	247	5.0
		100.0	2.4	24.6	29.2	17.6	12.2	1.6	0.2	12.2	
	繊維製品	26,204	652	5,208	9,140	6,260	2,242	965	456	1,282	5.3
		100.0	2.5	19.9	34.9	23.9	8.6	3.7	1.7	4.9	
	木材・木製品、家具・装飾品	871	41	255	241	168	53	18	7	87	4.6
		100.0	4.7	29.3	27.7	19.3	6.1	2.1	0.8	10.0	
	紙・紙加工品	7,181	296	1,717	2,584	1,228	309	255	134	658	4.9
		100.0	4.1	23.9	36.0	17.1	4.3	3.6	1.9	9.2	
	印刷・出版物	2,615	41	677	906	444	106	29	48	364	4.9
		100.0	1.6	25.9	34.6	17.0	4.1	1.1	1.8	13.9	
	ゴム製品	6,604	321	1,694	2,228	1,435	528	199	24	175	4.8
		100.0	4.9	25.7	33.7	21.7	8.0	3.0	0.4	2.6	
	皮革製品	1,922	124	408	562	326	253	92	33	126	5.2
		100.0	6.5	21.2	29.2	17.0	13.2	4.8	1.7	6.6	
	窯業・土石製品	924	25	141	392	193	69	17	15	74	5.3
		100.0	2.7	15.3	42.4	20.9	7.5	1.8	1.6	8.0	
	金属製品	3,176	95	584	1,034	683	424	39	48	268	5.3
		100.0	3.0	18.4	32.6	21.5	13.4	1.2	1.5	8.4	
	電子部品・デバイス	4,934	236	1,455	1,606	821	432	49	106	229	4.7
		100.0	4.8	29.5	32.5	16.6	8.8	1.0	2.1	4.6	
	電気機械器具	12,120	610	3,322	4,267	2,358	770	156	95	544	4.7
		100.0	5.0	27.4	35.2	19.5	6.4	1.3	0.8	4.5	
	情報通信機械器具	847	63	306	263	100	32	11	6	67	4.1
		100.0	7.4	36.1	31.1	11.8	3.8	1.3	0.7	7.9	
	機械器具等	5,308	431	1,606	1,571	949	407	72	39	233	4.5
		100.0	8.1	30.3	29.6	17.9	7.7	1.4	0.7	4.4	
	その他	30,354	1,257	7,223	9,401	6,386	2,197	316	363	3,211	4.9
		100.0	4.1	23.8	31.0	21.0	7.2	1.0	1.2	10.6	

第７表　性、業種、類型、仕事量の変動状況及び理由別家内労働者数及び割合

		合計	仕事量増加	仕事量減少	減少理由			変わらない	１年前は家庭労働に従事していなかった	不明
					委託量減少	自己都合	その他・不明			
	合計	105,086	7,047	47,076	41,563	2,818	2,695	46,345	4,078	541
		100.0	6.7	44.8	88.3	6.0	5.7	44.1	3.9	0.5
業種別	食料品	2,025	183	696	567	87	42	929	172	45
		100.0	9.0	34.4	81.5	12.5	6.0	45.9	8.5	2.2
	繊維製品	26,204	2,150	11,678	10,270	904	504	11,372	951	52
		100.0	8.2	44.6	87.9	7.7	4.3	43.4	3.6	0.2
	木材・木製品、家具・装飾品	871	60	406	322	41	43	320	69	16
		100.0	6.9	46.6	79.3	10.1	10.6	36.7	7.9	1.8
	紙・紙加工品	7,181	382	3,451	2,894	155	402	3,133	174	40
		100.0	5.3	48.1	83.9	4.5	11.6	43.6	2.4	0.6
	印刷・出版物	2,615	203	1,170	999	77	94	1,125	97	21
		100.0	7.8	44.7	85.4	6.6	8.0	43.0	3.7	0.8
	ゴム製品	6,604	527	2,553	2,081	183	289	3,043	395	88
		100.0	8.0	38.7	81.5	7.2	11.3	46.1	6.0	1.3
	皮革製品	1,922	112	1,156	1,005	66	84	570	70	15
		100.0	5.8	60.1	86.9	5.7	7.3	29.7	3.6	0.8
	窯業・土石製品	924	26	550	481	36	33	275	69	5
		100.0	2.8	59.5	87.5	6.5	6.0	29.8	7.5	0.5
	金属製品	3,176	166	1,566	1,315	177	74	1,348	95	－
		100.0	5.2	49.3	84.0	11.3	4.7	42.4	3.0	－
	電子部品・デバイス	4,934	307	2,524	2,186	188	151	1,957	146	－
		100.0	6.2	51.2	86.6	7.4	6.0	39.7	3.0	－
	電気機械器具	12,120	1,049	4,942	4,521	147	274	5,614	506	10
		100.0	8.7	40.8	91.5	3.0	5.5	46.3	4.2	0.1
	情報通信機械器具	847	50	434	396	17	20	304	54	6
		100.0	5.9	51.2	91.2	3.9	4.6	35.9	6.4	0.7
	機械器具等	5,308	509	2,344	2,005	137	202	2,207	228	20
		100.0	9.6	44.2	85.5	5.8	8.6	41.6	4.3	0.4
	その他	30,354	1,322	13,608	12,519	605	484	14,149	1,052	223
		100.0	4.4	44.8	92.0	4.4	3.6	46.6	3.5	0.7

第８表　性、業種、類型、月収階級別家内労働者数及び割合並びに平均月収額

		合計	1万円未満	1万～2万円未満	2万～4万円未満	4万～6万円未満	6万～8万円未満	8万～10万円未満	10万～15万円未満	15万～30万円未満	30万円以上	不明	平均月収額
	合計	105,086	12,655	21,218	31,421	17,427	7,385	3,618	2,695	1,967	309	6,392	37,320
		100.0	12.0	20.2	29.9	16.6	7.0	3.4	2.6	1.9	0.3	6.1	
業種別	食料品	2,025	434	529	408	218	125	96	25	－	－	190	27,087
		100.0	21.4	26.1	20.1	10.8	6.2	4.7	1.2	－	－	9.4	
	繊維製品	26,204	2,828	3,905	6,238	5,334	2,932	1,256	956	1,169	52	1,534	46,359
		100.0	10.8	14.9	23.8	20.4	11.2	4.8	3.6	4.5	0.2	5.9	
	木材・木製品、家具・装飾品	871	229	241	192	68	31	11	6	2	2	89	23,520
		100.0	26.3	27.7	22.0	7.8	3.6	1.3	0.7	0.2	0.2	10.2	
	紙・紙加工品	7,181	1,328	1,900	1,872	993	375	121	74	－	－	517	25,967
		100.0	18.5	26.5	26.1	13.8	5.2	1.7	1.0	－	－	7.2	
	印刷・出版物	2,615	481	487	615	431	135	85	77	12	－	293	32,256
		100.0	18.4	18.6	23.5	16.5	5.2	3.3	2.9	0.5	－	11.2	
	ゴム製品	6,604	558	1,277	2,469	985	609	402	88	11	29	175	36,150
		100.0	8.4	19.3	37.4	14.9	9.2	6.1	1.3	0.2	0.4	2.6	
	皮革製品	1,922	327	217	462	238	111	93	99	180	41	154	62,693
		100.0	17.0	11.3	24.0	12.4	5.8	4.8	5.2	9.4	2.1	8.0	
	窯業・土石製品	924	105	147	216	167	134	31	28	20	13	64	48,227
		100.0	11.4	15.9	23.4	18.1	14.5	3.4	3.0	2.2	1.4	6.9	
	金属製品	3,176	244	524	870	517	312	138	123	167	78	203	59,257
		100.0	7.7	16.5	27.4	16.3	9.8	4.3	3.9	5.3	2.5	6.4	
	電子部品・デバイス	4,934	611	1,066	1,691	891	314	196	38	5	－	122	31,211
		100.0	12.4	21.6	34.3	18.1	6.4	4.0	0.8	0.1	－	2.5	
	電気機械器具	12,120	1,078	2,500	5,192	1,711	629	303	185	43	－	482	32,059
		100.0	8.9	20.6	42.8	14.1	5.2	2.5	1.5	0.4	－	4.0	
	情報通信機械器具	847	194	192	255	97	37	11	9	－	－	52	25,703
		100.0	22.9	22.7	30.1	11.5	4.4	1.3	1.1	－	－	6.1	
	機械器具等	5,308	573	926	1,585	1,096	431	242	188	69	37	163	41,605
		100.0	10.8	17.4	29.9	20.6	8.1	4.6	3.5	1.3	0.7	3.1	
	その他	30,354	3,667	7,307	9,355	4,682	1,210	633	800	288	56	2,355	32,315
		100.0	12.1	24.1	30.8	15.4	4.0	2.1	2.6	0.9	0.2	7.8	

第９表　性、業種、類型、１時間当たり工賃額階級別家内労働者数及び割合並びに平均工賃額

		合計	100円未満	100～200円未満	200～400円未満	400～600円未満	600～800円未満	800～1000円未満	1000～1200円未満	1200～1400円未満	1400～1600円未満	1600～1800円未満	1800～2000円未満	2000円以上	不明	平均工賃額
	合計	105,086	4,816	13,321	31,218	18,111	11,451	5,241	4,010	2,241	618	696	656	1,645	11,064	520
		100.0	4.6	12.7	29.7	17.2	10.9	5.0	3.8	2.1	0.6	0.7	0.6	1.6	10.5	
業種別	食料品	2,025	263	341	372	259	256	109	74	7	25	－	4	4	312	417
		100.0	13.0	16.8	18.4	12.8	12.6	5.4	3.7	0.3	1.2	－	0.2	0.2	15.4	
	繊維製品	26,204	1,151	2,250	8,536	5,165	2,568	1,508	1,004	604	200	52	226	352	2,589	502
		100.0	4.4	8.6	32.6	19.7	9.8	5.8	3.8	2.3	0.8	0.2	0.9	1.3	9.9	
	木材・木製品、家具・装飾品	871	107	150	259	123	42	27	17	13	5	－	－	6	123	374
		100.0	12.3	17.2	29.7	14.1	4.8	3.1	2.0	1.5	0.6	－	－	0.7	14.1	
	紙・紙加工品	7,181	631	1,382	2,133	1,040	745	128	47	107	40	34	－	88	806	420
		100.0	8.8	19.2	29.7	14.5	10.4	1.8	0.7	1.5	0.6	0.5	－	1.2	11.2	
	印刷・出版物	2,615	119	277	537	440	272	231	150	106	24	9	－	12	438	555
		100.0	4.6	10.6	20.5	16.8	10.4	8.8	5.7	4.1	0.9	0.3	－	0.5	16.7	
	ゴム製品	6,604	305	838	1,990	1,626	662	358	194	101	64	48	5	98	316	483
		100.0	4.6	12.7	30.1	24.6	10.0	5.4	2.9	1.5	1.0	0.7	0.1	1.5	4.8	
	皮革製品	1,922	42	139	341	423	289	180	107	78	33	24	21	53	193	674
		100.0	2.2	7.2	17.7	22.0	15.0	9.4	5.6	4.1	1.7	1.2	1.1	2.8	10.0	
	窯業・土石製品	924	33	72	227	201	85	79	56	18	20	3	10	26	95	778
		100.0	3.6	7.8	24.6	21.8	9.2	8.5	6.1	1.9	2.2	0.3	1.1	2.8	10.3	
	金属製品	3,176	56	270	817	655	323	180	144	73	27	76	54	139	363	677
		100.0	1.8	8.5	25.7	20.6	10.2	5.7	4.5	2.3	0.9	2.4	1.7	4.4	11.4	
	電子部品・デバイス	4,934	184	516	1,623	984	729	332	68	43	19	43	19	82	292	562
		100.0	3.7	10.5	32.9	19.9	14.8	6.7	1.4	0.9	0.4	0.9	0.4	1.7	5.9	
	電気機械器具	12,120	251	1,612	4,730	2,084	1,309	567	364	213	19	43	43	180	709	495
		100.0	2.1	13.3	39.0	17.2	10.8	4.7	3.0	1.8	0.2	0.4	0.4	1.5	5.8	
	情報通信機械器具	847	28	90	240	179	141	41	28	6	6	－	6	－	84	477
		100.0	3.3	10.6	28.3	21.1	16.6	4.8	3.3	0.7	0.7	－	0.7	－	9.9	
	機械器具等	5,308	130	582	1,193	1,070	848	534	195	148	117	85	46	104	259	628
		100.0	2.4	11.0	22.5	20.2	16.0	10.1	3.7	2.8	2.2	1.6	0.9	2.0	4.9	
	その他	30,354	1,517	4,803	8,219	3,863	3,183	968	1,564	726	19	279	223	503	4,487	524
		100.0	5.0	15.8	27.1	12.7	10.5	3.2	5.2	2.4	0.1	0.9	0.7	1.7	14.8	

第10表　性、業種、必要経費の有無・種類別家内労働者数及び割合並びに平均必要経費額

		合計	必要経費なし	必要経費あり	必要経費内訳			不明	平均必要経費額	平均補助材料費	平均工作具費	平均その他の費用
					補助材料費	工作具費	その他					
	合計	105,086	87,135	11,593	4,687	3,226	6,001	6,358	8,393	6,272	3,490	9,441
		100.0	82.9	11.0	40.4	27.8	51.8	6.1				
業種別	食料品	2,025	1,730	188	101	54	87	107	7,099	1,724	15,104	3,918
		100.0	85.4	9.3	53.7	28.7	46.3	5.3				
	繊維製品	26,204	19,035	5,088	2,290	1,334	2,781	2,081	8,969	3,548	3,989	11,574
		100.0	72.6	19.4	45.0	26.2	54.7	7.9				
	木材・木製品、家具・装飾品	871	734	80	51	15	24	57	8,339	8,665	1,269	8,716
		100.0	84.3	9.2	63.8	18.8	30.0	6.5				
	紙・紙加工品	7,181	6,322	470	208	107	222	389	1,156	677	332	1,655
		100.0	88.0	6.5	44.3	22.8	47.2	5.4				
	印刷・出版物	2,615	2,179	289	159	41	126	147	1,991	767	567	3,426
		100.0	83.3	11.1	55.0	14.2	43.6	5.6				
	ゴム製品	6,604	5,522	624	122	314	252	459	10,346	36,511	4,378	2,466
		100.0	83.6	9.4	19.6	50.3	40.4	7.0				
	皮革製品	1,922	1,318	474	277	107	274	130	12,600	7,734	5,105	11,990
		100.0	68.6	24.7	58.4	22.6	57.8	6.8				
	窯業・土石製品	924	723	156	80	20	92	46	25,126	19,729	13,500	22,425
		100.0	78.2	16.9	51.3	12.8	59.0	5.0				
	金属製品	3,176	2,474	553	244	143	296	149	27,513	21,783	5,460	30,809
		100.0	77.9	17.4	44.1	25.9	53.5	4.7				
	電子部品・デバイス	4,934	4,486	252	30	63	184	196	1,981	1,146	633	2,311
		100.0	90.9	5.1	11.9	25.0	73.0	4.0				
	電気機械器具	12,120	10,995	634	241	199	279	492	2,974	747	813	5,529
		100.0	90.7	5.2	38.0	31.4	44.0	4.1				
	情報通信機械器具	847	745	26	6	17	9	76	1,323	120	1,117	1,626
		100.0	88.0	3.1	23.1	65.4	34.6	9.0				
	機械器具等	5,308	4,706	452	237	116	174	150	5,833	6,328	2,254	5,013
		100.0	88.7	8.5	52.4	25.7	38.5	2.8				
	その他	30,354	26,166	2,308	642	698	1,201	1,880	5,170	8,065	2,283	4,299
		100.0	86.2	7.6	27.8	30.2	52.0	6.2				

第11表　性、業種、工賃支払い場所・支払い時期別家内労働者数及び割合

		合計	工賃支払い場所					合計	工賃支払い時期			
			自宅	グループリーダー等の家	委託者の営業所等	金融機関	その他・不明		納品の都度支払い	月1回支払い	月2回支払い	その他・不明
合計		105,086	27,101	542	20,232	54,811	2,401	105,086	668	101,573	257	2,587
		100.0	25.8	0.5	19.3	52.2	2.3	100.0	0.6	96.7	0.2	2.5
業種別	食料品	2,025	689	54	479	720	83	2,025	58	1,886	−	82
		100.0	34.0	2.7	23.7	35.6	4.1	100.0	2.9	93.1	−	4.0
	繊維製品	26,204	7,615	−	4,288	13,723	578	26,204	252	25,547	100	304
		100.0	29.1	−	16.4	52.4	2.2	100.0	1.0	97.5	0.4	1.2
	木材・木製品、家具・装飾品	871	341	−	224	279	27	871	13	802	−	57
		100.0	39.2	−	25.7	32.0	3.1	100.0	1.5	92.1	−	6.5
	紙・紙加工品	7,181	2,316	7	2,362	2,309	188	7,181	−	6,336	−	845
		100.0	32.3	0.1	32.9	32.2	2.6	100.0	−	88.2	−	11.8
	印刷・出版物	2,615	565	33	801	1,126	89	2,615	121	2,343	−	151
		100.0	21.6	1.3	30.6	43.1	3.4	100.0	4.6	89.6	−	5.8
	ゴム製品	6,604	1,356	104	1,007	3,986	151	6,604	29	6,363	5	207
		100.0	20.5	1.6	15.2	60.4	2.3	100.0	0.4	96.4	0.1	3.1
	皮革製品	1,922	643	6	383	815	76	1,922	−	1,844	−	79
		100.0	33.5	0.3	19.9	42.4	4.0	100.0	−	95.9	−	4.1
	窯業・土石製品	924	208	−	159	532	26	924	5	897	5	18
		100.0	22.5	−	17.2	57.6	2.8	100.0	0.5	97.1	0.5	1.9
	金属製品	3,176	654	7	671	1,757	88	3,176	34	3,089	7	47
		100.0	20.6	0.2	21.1	55.3	2.8	100.0	1.1	97.3	0.2	1.5
	電子部品・デバイス	4,934	898	56	1,149	2,764	68	4,934	−	4,833	−	101
		100.0	18.2	1.1	23.3	56.0	1.4	100.0	−	98.0	−	2.0
	電気機械器具	12,120	2,713	52	2,594	6,573	189	12,120	137	11,846	−	137
		100.0	22.4	0.4	21.4	54.2	1.6	100.0	1.1	97.7	−	1.1
	情報通信機械器具	847	262	−	268	306	11	847	−	836	−	11
		100.0	30.9	−	31.6	36.1	1.3	100.0	−	98.7	−	1.3
	機械器具等	5,308	1,200	−	1,146	2,824	138	5,308	20	5,138	20	131
		100.0	22.6	−	21.6	53.2	2.6	100.0	0.4	96.8	0.4	2.5
	その他	30,354	7,642	223	4,701	17,099	689	30,354	−	29,814	121	419
		100.0	25.2	0.7	15.5	56.3	2.3	100.0	−	98.2	0.4	1.4

第12表　性、業種、原材料・加工品の受渡し場所別家内労働者数及び割合

		合計	自宅	グループリーダー等の家	委託者の営業所等	その他・不明
	合計	105,086	52,393	734	48,366	3,593
		100.0	49.9	0.7	46.0	3.4
業種別	食料品	2,025	938	118	847	123
		100.0	46.3	5.8	41.8	6.1
	繊維製品	26,204	15,721	26	9,626	830
		100.0	60.0	0.1	36.7	3.2
	木材・木製品、家具・装飾品	871	490	－	342	39
		100.0	56.3	－	39.3	4.5
	紙・紙加工品	7,181	3,544	40	3,322	275
		100.0	49.4	0.6	46.3	3.8
	印刷・出版物	2,615	925	17	1,548	126
		100.0	35.4	0.7	59.2	4.8
	ゴム製品	6,604	3,082	111	3,176	236
		100.0	46.7	1.7	48.1	3.6
	皮革製品	1,922	1,224	6	539	153
		100.0	63.7	0.3	28.0	8.0
	窯業・土石製品	924	414	－	461	49
		100.0	44.8	－	49.9	5.3
	金属製品	3,176	1,347	23	1,661	145
		100.0	42.4	0.7	52.3	4.6
	電子部品・デバイス	4,934	1,892	56	2,712	274
		100.0	38.3	1.1	55.0	5.6
	電気機械器具	12,120	5,146	10	6,568	397
		100.0	42.5	0.1	54.2	3.3
	情報通信機械器具	847	445	－	374	28
		100.0	52.5	－	44.2	3.3
	機械器具等	5,308	2,156	20	2,996	137
		100.0	40.6	0.4	56.4	2.6
	その他	30,354	15,070	307	14,195	782
		100.0	49.6	1.0	46.8	2.6

第13表　性、業種、類型、委託契約方法別家内労働者数及び割合

		合計	家内労働手帳計	家内労働手帳		ノート類（メモ等を含む）	口約束	不明
				手帳式	伝票式			
合計		105,086	83,596	12,932	70,663	11,472	7,091	2,927
		100.0	79.6	15.5	84.5	10.9	6.7	2.8
業種別	食料品	2,025	1,094	210	883	488	337	107
		100.0	54.0	19.2	80.7	24.1	16.6	5.3
	繊維製品	26,204	21,560	3,128	18,432	1,950	1,838	856
		100.0	82.3	14.5	85.5	7.4	7.0	3.3
	木材・木製品、家具・装飾品	871	653	105	548	124	55	39
		100.0	75.0	16.1	83.9	14.2	6.3	4.5
	紙・紙加工品	7,181	5,542	1,637	3,906	986	538	114
		100.0	77.2	29.5	70.5	13.7	7.5	1.6
	印刷・出版物	2,615	2,058	245	1,814	296	195	65
		100.0	78.7	11.9	88.1	11.3	7.5	2.5
	ゴム製品	6,604	4,783	949	3,834	1,025	602	194
		100.0	72.4	19.8	80.2	15.5	9.1	2.9
	皮革製品	1,922	1,408	223	1,184	229	186	100
		100.0	73.3	15.8	84.1	11.9	9.7	5.2
	窯業・土石製品	924	722	44	677	110	84	10
		100.0	78.1	6.1	93.8	11.9	9.1	1.1
	金属製品	3,176	2,619	337	2,282	281	173	102
		100.0	82.5	12.9	87.1	8.8	5.4	3.2
	電子部品・デバイス	4,934	4,266	766	3,500	448	101	120
		100.0	86.5	18.0	82.0	9.1	2.0	2.4
	電気機械器具	12,120	10,405	2,089	8,316	738	714	265
		100.0	85.8	20.1	79.9	6.1	5.9	2.2
	情報通信機械器具	847	708	117	590	78	50	11
		100.0	83.6	16.5	83.3	9.2	5.9	1.3
	機械器具等	5,308	4,379	701	3,678	605	207	117
		100.0	82.5	16.0	84.0	11.4	3.9	2.2
	その他	30,354	23,401	2,383	21,018	4,114	2,011	828
		100.0	77.1	10.2	89.8	13.6	6.6	2.7

第14表　性、業種、機械及び原材料の使用の有無及び種類別家内労働者数及び割合

		合計	機械・原材料を使用している	使用している機械・原材料(M.A)							使用していない	不明
				プレス・シャー等	木工用丸のこ盤等	型付け機等	繊機等	接着剤・払拭剤等	絵の具・釉薬・はんだ	発火性等		
	合計	105,086	16,570	2,324	328	1,628	5,534	6,957	1,203	1,512	85,256	3,260
		100.0	15.8	14.0	2.0	9.8	33.4	42.0	7.3	9.1	81.1	3.1
業種別	食料品	2,025	42	13	−	−	−	25	−	4	1,884	100
		100.0	2.1	31.0	−	−	−	59.5	−	9.5	93.0	4.9
	繊維製品	26,204	6,039	252	−	100	5,235	678	−	530	18,757	1,408
		100.0	23.0	4.2	−	1.7	86.7	11.2	−	8.8	71.6	5.4
	木材・木製品、家具・装飾品	871	250	17	32	7	21	182	31	13	596	25
		100.0	28.7	6.8	12.8	2.8	8.4	72.8	12.4	5.2	68.4	2.9
	紙・紙加工品	7,181	1,013	40	−	302	−	772	−	−	6,047	121
		100.0	14.1	3.9	−	29.8	−	76.2	−	−	84.2	1.7
	印刷・出版物	2,615	116	21	12	17	−	62	−	5	2,444	54
		100.0	4.4	18.1	10.3	14.7	−	53.4	−	4.3	93.5	2.1
	ゴム製品	6,604	983	141	−	334	−	755	71	167	5,380	241
		100.0	14.9	14.3	−	34.0	−	76.8	7.2	17.0	81.5	3.6
	皮革製品	1,922	687	80	−	199	96	478	9	30	1,178	57
		100.0	35.7	11.6	−	29.0	14.0	69.6	1.3	4.4	61.3	3.0
	窯業・土石製品	924	138	25	8	3	−	48	74	3	749	38
		100.0	14.9	18.1	5.8	2.2	−	34.8	53.6	2.2	81.1	4.1
	金属製品	3,176	770	481	37	54	41	213	7	75	2,290	117
		100.0	24.2	62.5	4.8	7.0	5.3	27.7	0.9	9.7	72.1	3.7
	電子部品・デバイス	4,934	653	267	−	24	38	155	188	5	4,203	78
		100.0	13.2	40.9	−	3.7	5.8	23.7	28.8	0.8	85.2	1.6
	電気機械器具	12,120	1,172	331	43	19	−	515	411	43	10,608	340
		100.0	9.7	28.2	3.7	1.6	−	43.9	35.1	3.7	87.5	2.8
	情報通信機械器具	847	45	17	−	−	−	6	17	6	791	11
		100.0	5.3	37.8	−	−	−	13.3	37.8	13.3	93.4	1.3
	機械器具等	5,308	605	240	19	−	−	305	52	65	4,638	65
		100.0	11.4	39.7	3.1	−	−	50.4	8.6	10.7	87.4	1.2
	その他	30,354	4,058	400	177	568	102	2,765	344	568	25,691	605
		100.0	13.4	9.9	4.4	14.0	2.5	68.1	8.5	14.0	84.6	2.0

第15-1表　性、業種、機械及び原材料、危害防止措置の有無及び理由別家内労働者数及び割合

		機械、原材料を使用している家内労働者計	危害防止措置を講じている	措置の理由(M.A)				講じていない	不明
				委託者の指導	署の指導	自分の判断（そうした方がよい）	その他		
合計		16,570	7,287	3,388	241	4,285	600	8,852	432
		100.0	44.0	46.5	3.3	58.8	8.2	53.4	2.6
業種別	食料品	42	16	16	－	13	－	25	－
		100.0	38.1	100.0	－	81.3	－	59.5	－
	繊維製品	6,039	2,498	426	52	1,895	352	3,215	326
		100.0	41.4	17.1	2.1	75.9	14.1	53.2	5.4
	木材・木製品、家具・装飾品	250	106	52	11	68	－	139	5
		100.0	42.4	49.1	10.4	64.2	－	55.6	2.0
	紙・紙加工品	1,013	409	342	34	235	67	604	－
		100.0	40.4	83.6	8.3	57.5	16.4	59.6	－
	印刷・出版物	116	42	38	－	14	－	74	－
		100.0	36.2	90.5	－	33.3	－	63.8	－
	ゴム製品	983	522	276	24	228	24	437	24
		100.0	53.1	52.9	4.6	43.7	4.6	44.5	2.4
	皮革製品	687	319	108	6	203	36	335	33
		100.0	46.4	33.9	1.9	63.6	11.3	48.8	4.8
	窯業・土石製品	138	87	36	3	53	3	51	－
		100.0	63.0	41.4	3.4	60.9	3.4	37.0	－
	金属製品	770	584	254	53	337	30	179	7
		100.0	75.8	43.5	9.1	57.7	5.1	23.2	0.9
	電子部品・デバイス	653	380	340	19	184	38	254	19
		100.0	58.2	89.5	5.0	48.4	10.0	38.9	2.9
	電気機械器具	1,172	719	615	－	237	－	454	－
		100.0	61.3	85.5	－	33.0	－	38.7	－
	情報通信機械器具	45	39	22	－	11	6	6	－
		100.0	86.7	56.4	－	28.2	15.4	13.3	－
	機械器具等	605	383	295	38	196	26	222	－
		100.0	63.3	77.0	9.9	51.2	6.8	36.7	－
	その他	4,058	1,182	568	－	614	19	2,858	19
		100.0	29.1	48.1	－	51.9	1.6	70.4	0.5

第15-2表　性、業種、機械及び原材料、危害防止措置の有無及び理由別家内労働者数及び割合

		機械、原材料を使用している家内労働者計	危害防止措置を講じている	措置の理由(M.A)				講じていない	不明
				委託者の指導	署の指導	自分の判断（そうした方がよい）	その他		
機械及び原材料（M.A）	機械及び原材料を使用している	16,570	7,287	3,388	241	4,285	600	8,852	432
		100.0	44.0	46.5	3.3	58.8	8.2	53.4	2.6
	プレス・シャー等	2,324	1,510	990	113	777	57	808	7
		100.0	65.0	65.6	7.5	51.5	3.8	34.8	0.3
	木工用丸のこ盤等	328	152	77	12	75	19	176	－
		100.0	46.3	50.7	7.9	49.3	12.5	53.7	－
	型付け機等	1,628	598	325	3	304	78	966	63
		100.0	36.7	54.3	0.5	50.8	13.0	59.3	3.9
	織機・ニット機等	5,534	2,319	515	58	1,650	352	2,878	338
		100.0	41.9	22.2	2.5	71.2	15.2	52.0	6.1
	接着剤・払拭剤等	6,957	2,888	1,395	65	1,745	77	4,020	48
		100.0	41.5	48.3	2.3	60.4	2.7	57.8	0.7
	絵の具・はんだ等	1,203	671	458	21	350	10	532	－
		100.0	55.8	68.3	3.1	52.2	1.5	44.2	－
	発火性等の物質等	1,512	944	317	－	633	33	562	6
		100.0	62.4	33.6	－	67.1	3.5	37.2	0.4
	使用していない	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－

第16-1表　性、業種、機械及び原材料、健康診断の受診の有無、委託者の指導の有無別家内労働者数及び割合

		合計	受診した／種類 (M.A)				受診した／委託者の指導等				受診していない／理由 (M.A)					
			計	特殊健康診断	その他	不明	計	あり	なし	不明	計	忙しくて受診する時間がない	受診にお金がかかる	受診の必要性を感じていない	受診の仕方がわからない	近くに受診できる機関（病院）がない
合計		105,086	64,533	876	62,798	928	64,533	5,585	57,614	1,334	38,987	7,932	5,408	12,718	776	428
		100.0	61.4	1.4	97.3	1.4	61.4	8.7	89.3	2.1	37.1	20.3	13.9	32.6	2.0	1.1
業種別	食料品	2,025	1,413	25	1,371	16	1,413	219	1,155	38	577	165	118	212	4	13
		100.0	69.8	1.8	97.0	1.1	69.8	15.5	81.7	2.7	28.5	28.6	20.5	36.7	0.7	2.3
	繊維製品	26,204	17,181	252	16,629	300	17,181	1,277	15,252	652	8,219	1,924	1,025	2,663	200	100
		100.0	65.6	1.5	96.8	1.7	65.6	7.4	88.8	3.8	31.4	23.4	12.5	32.4	2.4	1.2
	木材・木製品、家具・装飾品	871	581	27	551	11	581	39	527	16	286	73	52	90	7	5
		100.0	66.7	4.6	94.8	1.9	66.7	6.7	90.7	2.8	32.8	25.5	18.2	31.5	2.4	1.7
	紙・紙加工品	7,181	4,330	－	4,296	34	4,330	370	3,893	67	2,744	624	322	711	34	67
		100.0	60.3	－	99.2	0.8	60.3	8.5	89.9	1.5	38.2	22.7	11.7	25.9	1.2	2.4
	印刷・出版物	2,615	1,556	12	1,532	12	1,556	74	1,437	45	1,054	174	222	280	48	－
		100.0	59.5	0.8	98.5	0.8	59.5	4.8	92.4	2.9	40.3	16.5	21.1	26.6	4.6	－
	ゴム製品	6,604	4,008	58	3,892	64	4,008	239	3,735	35	2,445	664	561	742	71	35
		100.0	60.7	1.4	97.1	1.6	60.7	6.0	93.2	0.9	37.0	27.2	22.9	30.3	2.9	1.4
	皮革製品	1,922	1,241	6	1,229	6	1,241	108	1,121	12	639	157	57	222	18	－
		100.0	64.6	0.5	99.0	0.5	64.6	8.7	90.3	1.0	33.2	24.6	8.9	34.7	2.8	－
	窯業・土石製品	924	561	3	553	5	561	54	493	15	352	59	62	111	15	－
		100.0	60.7	0.5	98.6	0.9	60.7	9.6	87.9	2.7	38.1	16.8	17.6	31.5	4.3	－
	金属製品	3,176	2,064	61	1,999	17	2,064	165	1,838	61	1,053	195	153	369	7	10
		100.0	65.0	3.0	96.9	0.8	65.0	8.0	89.1	3.0	33.2	18.5	14.5	35.0	0.7	0.9
	電子部品・デバイス	4,934	3,083	97	2,967	43	3,083	394	2,627	63	1,826	455	373	564	101	30
		100.0	62.5	3.1	96.2	1.4	62.5	12.8	85.2	2.0	37.0	24.9	20.4	30.9	5.5	1.6
	電気機械器具	12,120	7,891	43	7,702	147	7,891	733	7,003	156	4,177	912	525	1,664	62	10
		100.0	65.1	0.5	97.6	1.9	65.1	9.3	88.7	2.0	34.5	21.8	12.6	39.8	1.5	0.2
	情報通信機械器具	847	473	17	450	6	473	84	378	11	374	73	67	121	11	－
		100.0	55.8	3.6	95.1	1.3	55.8	17.8	79.9	2.3	44.2	19.5	17.9	32.4	2.9	－
	機械器具等	5,308	3,573	51	3,496	46	3,573	285	3,282	6	1,689	439	352	696	59	20
		100.0	67.3	1.4	97.8	1.3	67.3	8.0	91.9	0.2	31.8	26.0	20.8	41.2	3.5	1.2
	その他	30,354	16,578	223	16,131	223	16,578	1,545	14,874	158	13,553	2,020	1,517	4,272	140	140
		100.0	54.6	1.3	97.3	1.3	54.6	9.3	89.7	1.0	44.6	14.9	11.2	31.5	1.0	1.0

	受診していない／委託者の指導等				
その他	計	あり	なし	不明	不明
16,121	38,987	1,236	37,015	736	1,566
41.3	**37.1**	**3.2**	**94.9**	**1.9**	**1.5**
180	577	38	513	25	36
31.2	**28.5**	**6.6**	**88.9**	**4.3**	**1.8**
3,232	8,219	404	7,689	126	804
39.3	**31.4**	**4.9**	**93.6**	**1.5**	**3.1**
113	286	－	276	9	4
39.5	**32.8**	－	**96.5**	**3.1**	**0.5**
1,268	2,744	74	2,630	40	107
46.2	**38.2**	**2.7**	**95.8**	**1.5**	**1.5**
479	1,054	61	965	29	5
45.4	**40.3**	**5.8**	**91.6**	**2.8**	**0.2**
866	2,445	11	2,428	5	151
35.4	**37.0**	**0.4**	**99.3**	**0.2**	**2.3**
260	639	－	621	18	42
40.7	**33.2**	－	**97.2**	**2.8**	**2.2**
136	352	13	335	3	12
38.6	**38.1**	**3.7**	**95.2**	**0.9**	**1.3**
435	1,053	7	1,023	23	60
41.3	**33.2**	**0.7**	**97.2**	**2.2**	**1.9**
653	1,826	87	1,715	24	24
35.8	**37.0**	**4.8**	**93.9**	**1.3**	**0.5**
1,602	4,177	－	3,965	213	52
38.4	**34.5**	－	**94.9**	**5.1**	**0.4**
169	374	39	319	17	－
45.2	**44.2**	**10.4**	**85.3**	**4.5**	－
502	1,689	38	1,625	26	46
29.7	**31.8**	**2.2**	**96.2**	**1.5**	**0.9**
6,227	13,553	465	12,911	177	223
45.9	**44.6**	**3.4**	**95.3**	**1.3**	**0.7**

第16-2表　性、業種、機械及び原材料、健康診断の受診の有無、委託者の指導の有無別家内労働者数及び割合

		合計	受診した／種類（M.A）				受診した／委託者の指導等				受診していない／理由（M.A）					
			計	特殊健康診断	その他	不明	計	あり	なし	不明	計	忙しくて受診する時間がない	受診にお金がかかる	受診の必要性を感じていない	受診の仕方がわからない	近くに受診できる機関（病院）がない
機械及び原材料（M.A）	機械及び原材料を使用している	16,570	10,177	285	9,894	23	10,177	869	9,196	112	6,127	1,595	596	2,350	92	－
		100.0	61.4	2.8	97.2	0.2	61.4	8.5	90.4	1.1	37.0	26.0	9.7	38.4	1.5	－
	プレス・シャー等	2,324	1,497	56	1,449	5	1,497	278	1,213	7	796	143	74	337	66	－
		100.0	64.4	3.7	96.8	0.3	64.4	18.6	81.0	0.5	34.3	18.0	9.3	42.3	8.3	－
	木工用丸のこ盤等	328	179	10	157	12	179	17	162	－	149	21	26	104	19	－
		100.0	54.6	5.6	87.7	6.7	54.6	9.5	90.5	－	45.4	14.1	17.4	69.8	12.8	－
	型付け機等	1,628	969	24	940	5	969	58	905	6	559	83	145	175	7	－
		100.0	59.5	2.5	97.0	0.5	59.5	6.0	93.4	0.6	34.3	14.8	25.9	31.3	1.3	－
	織機・ニット機等	5,534	4,181	126	4,055	－	4,181	245	3,837	100	1,253	226	31	591	－	－
		100.0	75.6	3.0	97.0	－	75.6	5.9	91.8	2.4	22.6	18.0	2.5	47.2	－	－
	接着剤・払拭剤等	6,957	3,822	89	3,732	11	3,822	306	3,510	6	3,099	974	242	1,039	9	－
		100.0	54.9	2.3	97.6	0.3	54.9	8.0	91.8	0.2	44.5	31.4	7.8	33.5	0.3	－
	絵の具・はんだ等	1,203	598	9	594	－	598	75	523	－	605	179	216	122	－	－
		100.0	49.7	1.5	99.3	－	49.7	12.5	87.5	－	50.3	29.6	35.7	20.2	－	－
	発火性等の物質等	1,512	949	50	902	－	949	36	913	－	563	385	44	102	9	－
		100.0	62.8	5.3	95.0	－	62.8	3.8	96.2	－	37.2	68.4	7.8	18.1	1.6	－
	使用していない	85,256	52,765	478	51,550	781	52,765	4,690	46,929	1,146	32,146	6,295	4,695	10,208	684	428
		100.0	61.9	0.9	97.7	1.5	61.9	8.9	88.9	2.2	37.7	19.6	14.6	31.8	2.1	1.3

	受診していない／委託者の指導等				
その他	計	あり	なし	不明	不明
2,027	6,127	214	5,894	19	266
33.1	**37.0**	**3.5**	**96.2**	**0.3**	**1.6**
269	796	136	660	−	31
33.8	**34.3**	**17.1**	**82.9**	−	**1.3**
19	149	−	149	−	−
12.8	**45.4**	−	**100.0**	−	−
155	559	11	548	−	100
27.7	**34.3**	**2.0**	**98.0**	−	**6.1**
536	1,253	52	1,201	−	100
42.8	**22.6**	**4.2**	**95.8**	−	**1.8**
1,037	3,099	20	3,079	−	36
33.5	**44.5**	**0.6**	**99.4**	−	**0.5**
179	605	−	587	19	−
29.6	**50.3**	−	**97.0**	**3.1**	−
47	563	−	563	−	−
8.3	**37.2**	−	**100.0**	−	−
13,638	32,146	990	30,513	643	345
42.4	**37.7**	**3.1**	**94.9**	**2.0**	**0.4**

第17-1表　性、業種、機械及び原材料、傷病発生の有無別家内労働者数及び割合

		合計	傷病発生あり	傷病の内容			傷病発生なし	不明
				けがのみ	病気のみ	けがと病気		
	合計	105,086	560	320	241	－	102,074	2,452
		100.0	0.5	57.1	43.0	－	97.1	2.3
業種別	食料品	2,025	13	13	－	－	1,935	78
		100.0	0.6	100.0	－	－	95.6	3.9
	繊維製品	26,204	226	126	100	－	25,122	856
		100.0	0.9	55.8	44.2	－	95.9	3.3
	木材・木製品、家具・装飾品	871	31	9	21	－	839	2
		100.0	3.6	29.0	67.7	－	96.3	0.2
	紙・紙加工品	7,181	67	67	－	－	6,940	174
		100.0	0.9	100.0	－	－	96.6	2.4
	印刷・出版物	2,615	－	－	－	－	2,569	45
		100.0	－	－	－	－	98.2	1.7
	ゴム製品	6,604	29	5	24	－	6,342	234
		100.0	0.4	17.2	82.8	－	96.0	3.5
	皮革製品	1,922	18	9	9	－	1,835	69
		100.0	0.9	50.0	50.0	－	95.5	3.6
	窯業・土石製品	924	7	7	－	－	901	16
		100.0	0.8	100.0	－	－	97.5	1.7
	金属製品	3,176	50	27	23	－	3,073	53
		100.0	1.6	54.0	46.0	－	96.8	1.7
	電子部品・デバイス	4,934	24	19	5	－	4,785	125
		100.0	0.5	79.2	20.8	－	97.0	2.5
	電気機械器具	12,120	－	－	－	－	11,922	199
		100.0	－	－	－	－	98.4	1.6
	情報通信機械器具	847	－	－	－	－	821	26
		100.0	－	－	－	－	96.9	3.1
	機械器具等	5,308	58	－	58	－	5,224	26
		100.0	1.1	－	100.0	－	98.4	0.5
	その他	30,354	37	37	－	－	29,768	549
		100.0	0.1	100.0	－	－	98.1	1.8

第17-2表　性、業種、機械及び原材料、傷病発生の有無別家内労働者数及び割合

		合計	傷病発生あり	傷病の内容			傷病発生なし	不明
				けがのみ	病気のみ	けがと病気		
機械及び原材料（M.A）	機械及び原材料を使用している	16,570	325	184	142	－	16,065	180
		100.0	2.0	56.6	43.7	－	97.0	1.1
	プレス・シャー等	2,324	42	7	36	－	2,267	16
		100.0	1.8	16.7	85.7	－	97.5	0.7
	木工用丸のこ盤等	328	4	4	－	－	324	－
		100.0	1.2	100.0	－	－	98.8	－
	型付け機等	1,628	－	－	－	－	1,588	39
		100.0	－	－	－	－	97.5	2.4
	織機・ニット機等	5,534	226	126	100	－	5,208	100
		100.0	4.1	55.8	44.2	－	94.1	1.8
	接着剤・払拭剤等	6,957	50	44	6	－	6,833	74
		100.0	0.7	88.0	12.0	－	98.2	1.1
	絵の具・はんだ等	1,203	10	3	6	－	1,193	－
		100.0	0.8	30.0	60.0	－	99.2	－
	発火性等の物質等	1,512	110	110	－	－	1,402	－
		100.0	7.3	100.0	－	－	92.7	－
	使用していない	85,256	201	102	99	－	83,574	1,481
		100.0	0.2	50.7	49.3	－	98.0	1.7

第18-1表　性、業種、機械及び原材料、負傷の状況、診察の有無別家内労働者数及び割合

		合計	けがをした計			手足の骨折・挫滅・切断			手足の切傷・刺傷			打ち身			その他	
			計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた
	合計	105,086	320	172	22	103	103	−	180	45	19	−	−	−	36	24
		100.0	0.3	0.2	0.0	0.1	0.1	−	0.2	0.0	0.0	−	−	−	0.0	0.0
業種別	食料品	2,025	13	−	−	−	−	−	13	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.6	−	−	−	−	−	0.6	−	−	−	−	−	−	−
	繊維製品	26,204	126	126	−	100	100	−	26	26	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.5	0.5	−	0.4	0.4	−	0.1	0.1	−	−	−	−	−	−
	木材・木製品、家具・装飾品	871	9	2	−	−	−	−	5	−	−	−	−	−	4	2
		100.0	1.0	0.2	−	−	−	−	0.6	−	−	−	−	−	0.5	0.2
	紙・紙加工品	7,181	67	−	−	−	−	−	67	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.9	−	−	−	−	−	0.9	−	−	−	−	−	−	−
	印刷・出版物	2,615	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	ゴム製品	6,604	5	−	−	−	−	−	5	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.1	−	−	−	−	−	0.1	−	−	−	−	−	−	−
	皮革製品	1,922	9	−	−	−	−	−	9	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.5	−	−	−	−	−	0.5	−	−	−	−	−	−	−
	窯業・土石製品	924	7	7	3	3	3	−	−	−	−	−	−	−	3	3
		100.0	0.8	0.8	0.3	0.3	0.3	−	−	−	−	−	−	−	0.3	0.3
	金属製品	3,176	27	−	−	−	−	−	17	−	−	−	−	−	10	−
		100.0	0.9	−	−	−	−	−	0.5	−	−	−	−	−	0.3	−
	電子部品・デバイス	4,934	19	−	−	−	−	−	19	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.4	−	−	−	−	−	0.4	−	−	−	−	−	−	−
	電気機械器具	12,120	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	情報通信機械器具	847	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	機械器具等	5,308	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	その他	30,354	37	37	19	−	−	−	19	19	19	−	−	−	19	19
		100.0	0.1	0.1	0.1	−	−	−	0.1	0.1	0.1	−	−	−	0.1	0.1

4日以上	けがをしていない	不明
3	102,314	2,452
0.0	97.4	2.3
−	1,935	78
−	95.6	3.9
−	25,222	856
−	96.3	3.3
−	860	2
−	98.7	0.2
−	6,940	174
−	96.6	2.4
−	2,569	45
−	98.2	1.7
−	6,365	234
−	96.4	3.5
−	1,844	69
−	95.9	3.6
3	901	16
0.3	97.5	1.7
−	3,096	53
−	97.5	1.7
−	4,790	125
−	97.1	2.5
−	11,922	199
−	98.4	1.6
−	821	26
−	96.9	3.1
−	5,282	26
−	99.5	0.5
−	29,768	549
−	98.1	1.8

第18-2表　性、業種、機械及び原材料、負傷の状況、診察の有無別家内労働者数及び割合

		合計	けがをした計			手足の骨折・挫滅・切断			手足の切傷・刺傷			打ち身			その他	
			計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた
機械及び原材料（M.A）	機械及び原材料を使用している	16,570	184	131	−	103	103	−	66	26	−	−	−	−	14	2
		100.0	1.1	0.8	−	0.6	0.6	−	0.4	0.2	−	−	−	−	0.1	0.0
	プレス・シャー等	2,324	7	−	−	−	−	−	7	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.3	−	−	−	−	−	0.3	−	−	−	−	−	−	−
	木工用丸のこ盤等	328	4	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	4	2
		100.0	1.2	0.6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1.2	0.6
	型付け機等	1,628	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	織機・ニット機等	5,534	126	126	−	100	100	−	26	26	−	−	−	−	−	−
		100.0	2.3	2.3	−	1.8	1.8	−	0.5	0.5	−	−	−	−	−	−
	接着剤・払拭剤等	6,957	44	−	−	−	−	−	34	−	−	−	−	−	10	−
		100.0	0.6	−	−	−	−	−	0.5	−	−	−	−	−	0.1	−
	絵の具・はんだ等	1,203	3	3	−	3	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.2	0.2	−	0.2	0.2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	発火性等の物質等	1,512	110	100	−	100	100	−	−	−	−	−	−	−	10	−
		100.0	7.3	6.6	−	6.6	6.6	−	−	−	−	−	−	−	0.7	−
	使用していない	85,256	102	41	22	−	−	−	81	19	19	−	−	−	22	22
		100.0	0.1	0.0	0.0	−	−	−	0.1	0.0	0.0	−	−	−	0.0	0.0

4日以上	けがをしていない	不明
−	16,207	180
−	97.8	1.1
−	2,302	16
−	99.1	0.7
−	324	−
−	98.8	−
−	1,588	39
−	97.5	2.4
−	5,308	100
−	95.9	1.8
−	6,839	74
−	98.3	1.1
−	1,200	−
−	99.8	−
−	1,402	−
−	92.7	−
3	83,672	1,481
0.0	98.1	1.7

第19-1表　性、業種、機械及び原材料、疾病の状況、診察の有無別家内労働者数及び割合

		合計	病気にかかった計			皮膚病			腱鞘炎			腰痛（ヘルニア）			頭痛	
			計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた
合計		105,086	241	225	96	−	−	−	25	25	25	−	−	−	−	−
		100.0	0.2	0.2	0.1	−	−	−	0.0	0.0	0.0	−	−	−	−	−
業種別	食料品	2,025	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	繊維製品	26,204	100	100	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.4	0.4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	木材・木製品、家具・装飾品	871	21	21	16	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	2.4	2.4	1.8	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	紙・紙加工品	7,181	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	印刷・出版物	2,615	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	ゴム製品	6,604	24	24	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.4	0.4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	皮革製品	1,922	9	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.5	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	窯業・土石製品	924	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	金属製品	3,176	23	23	23	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.7	0.7	0.7	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	電子部品・デバイス	4,934	5	5	5	−	−	−	5	5	5	−	−	−	−	−
		100.0	0.1	0.1	0.1	−	−	−	0.1	0.1	0.1	−	−	−	−	−
	電気機械器具	12,120	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	情報通信機械器具	847	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	機械器具等	5,308	58	52	52	−	−	−	20	20	20	−	−	−	−	−
		100.0	1.1	1.0	1.0	−	−	−	0.4	0.4	0.4	−	−	−	−	−
	その他	30,354	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

	関節炎			その他				
4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	病気にかかっていない	不明
−	24	24	−	192	177	71	102,393	2,452
−	0.0	0.0	−	0.2	0.2	0.1	97.4	2.3
−	−	−	−	−	−	−	1,947	78
−	−	−	−	−	−	−	96.1	3.9
−	−	−	−	100	100	−	25,248	856
−	−	−	−	0.4	0.4	−	96.4	3.3
−	−	−	−	21	21	16	848	2
−	−	−	−	2.4	2.4	1.8	97.4	0.2
−	−	−	−	−	−	−	7,007	174
−	−	−	−	−	−	−	97.6	2.4
−	−	−	−	−	−	−	2,569	45
−	−	−	−	−	−	−	98.2	1.7
−	24	24	−	−	−	−	6,347	234
−	0.4	0.4	−	−	−	−	96.1	3.5
−	−	−	−	9	−	−	1,844	69
−	−	−	−	0.5	−	−	95.9	3.6
−	−	−	−	−	−	−	908	16
−	−	−	−	−	−	−	98.3	1.7
−	−	−	−	23	23	23	3,100	53
−	−	−	−	0.7	0.7	0.7	97.6	1.7
−	−	−	−	−	−	−	4,804	125
−	−	−	−	−	−	−	97.4	2.5
−	−	−	−	−	−	−	11,922	199
−	−	−	−	−	−	−	98.4	1.6
−	−	−	−	−	−	−	821	26
−	−	−	−	−	−	−	96.9	3.1
−	−	−	−	38	32	32	5,224	26
−	−	−	−	0.7	0.6	0.6	98.4	0.5
−	−	−	−	−	−	−	29,805	549
−	−	−	−	−	−	−	98.2	1.8

第19-2表　性、業種、機械及び原材料、疾病の状況、診察の有無別家内労働者数及び割合

		合計	病気にかかった計			皮膚病			腱鞘炎			腰痛（ヘルニア）			頭痛	
			計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた
機械及び原材料（M.A）	機械及び原材料を使用している	16,570	142	136	36	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.9	0.8	0.2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	プレス・シャー等	2,324	36	36	36	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	1.5	1.5	1.5	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	木工用丸のこ盤等	328	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	型付け機等	1,628	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	織機・ニット機等	5,534	100	100	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	1.8	1.8	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	接着剤・払拭剤等	6,957	6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	絵の具・はんだ等	1,203	6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	0.5	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	発火性等の物質等	1,512	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	使用していない	85,256	99	90	61	−	−	−	25	25	25	−	−	−	−	−
		100.0	0.1	0.1	0.1	−	−	−	0.0	0.0	0.0	−	−	−	−	−

	関節炎			その他				
4日以上	計	診察を受けた	4日以上	計	診察を受けた	4日以上	病気にかかっていない	不明
−	−	−	−	142	136	36	16,248	180
−	−	−	−	0.9	0.8	0.2	98.1	1.1
−	−	−	−	36	36	36	2,273	16
−	−	−	−	1.5	1.5	1.5	97.8	0.7
−	−	−	−	−	−	−	328	−
−	−	−	−	−	−	−	100.0	−
−	−	−	−	−	−	−	1,588	39
−	−	−	−	−	−	−	97.5	2.4
−	−	−	−	100	100	−	5,334	100
−	−	−	−	1.8	1.8	−	96.4	1.8
−	−	−	−	6	−	−	6,877	74
−	−	−	−	0.1	−	−	98.9	1.1
−	−	−	−	6	−	−	1,197	−
−	−	−	−	0.5	−	−	99.5	−
−	−	−	−	−	−	−	1,512	−
−	−	−	−	−	−	−	100.0	−
−	24	24	−	50	41	36	83,676	1,481
−	0.0	0.0	−	0.1	0.0	0.0	98.1	1.7

第20表　性、業種、類型、家内労働に従事する理由別家内労働者数及び割合（M．A．２つまで）

		総数	生計を維持するため	家計の補助のため	自由になるお金を得る	技能や経験を生かす	生きがいのため	余暇時間の活用	その他・不明
	合計	105,086	18,189	57,073	29,156	4,127	10,977	38,100	5,599
		100.0	17.3	54.3	27.7	3.9	10.4	36.3	5.3
業種別	食料品	2,025	288	1,083	626	25	189	845	121
		100.0	14.2	53.5	30.9	1.2	9.3	41.7	6.0
	繊維製品	26,204	5,049	13,492	5,882	2,107	4,031	9,318	1,203
		100.0	19.3	51.5	22.4	8.0	15.4	35.6	4.6
	木材・木製品、家具・装飾品	871	93	378	221	9	91	442	60
		100.0	10.7	43.4	25.4	1.0	10.4	50.7	6.9
	紙・紙加工品	7,181	993	3,569	2,315	162	612	2,579	516
		100.0	13.8	49.7	32.2	2.3	8.5	35.9	7.2
	印刷・出版物	2,615	339	1,365	996	156	245	1,138	65
		100.0	13.0	52.2	38.1	6.0	9.4	43.5	2.5
	ゴム製品	6,604	1,367	4,255	1,720	22	351	2,214	202
		100.0	20.7	64.4	26.0	0.3	5.3	33.5	3.1
	皮革製品	1,922	675	926	408	80	181	529	81
		100.0	35.1	48.2	21.2	4.2	9.4	27.5	4.2
	窯業・土石製品	924	226	548	265	53	116	232	31
		100.0	24.5	59.3	28.7	5.7	12.6	25.1	3.4
	金属製品	3,176	930	1,948	853	66	265	840	134
		100.0	29.3	61.3	26.9	2.1	8.3	26.4	4.2
	電子部品・デバイス	4,934	1,016	3,325	1,566	59	203	1,514	288
		100.0	20.6	67.4	31.7	1.2	4.1	30.7	5.8
	電気機械器具	12,120	1,636	7,239	3,936	147	728	4,631	402
		100.0	13.5	59.7	32.5	1.2	6.0	38.2	3.3
	情報通信機械器具	847	125	503	296	9	32	296	11
		100.0	14.8	59.4	34.9	1.1	3.8	34.9	1.3
	機械器具等	5,308	967	3,586	1,399	32	295	1,804	305
		100.0	18.2	67.6	26.4	0.6	5.6	34.0	5.7
	その他	30,354	4,486	14,856	8,675	1,201	3,640	11,719	2,178
		100.0	14.8	48.9	28.6	4.0	12.0	38.6	7.2
類型別	専業	5,177	4,135	1,224	401	242	584	346	156
		100.0	79.9	23.6	7.7	4.7	11.3	6.7	3.0
	副業	5,811	1,476	3,335	962	100	409	1,926	365
		100.0	25.4	57.4	16.6	1.7	7.0	33.1	6.3
	内職	94,098	12,578	52,513	27,792	3,785	9,984	35,828	5,079
		100.0	13.4	55.8	29.5	4.0	10.6	38.1	5.4

第21表　性、業種、類型、家内労働を選んだ理由別家内労働者数及び割合（M．A．２つまで）

		総数	適当な就職口がない	体力的に外で働けない	家事・育児等のため	都合のいい時働ける	技能や趣味を生かせる	簡単な仕事だから	友人・知人がしている	その他・不明
	合計	105,086	10,502	11,512	21,915	69,401	9,163	17,969	5,354	6,951
		100.0	10.0	11.0	20.9	66.0	8.7	17.1	5.1	6.6
業種別	食料品	2,025	189	250	258	1,462	13	600	112	201
		100.0	9.3	12.3	12.7	72.2	0.6	29.6	5.5	9.9
	繊維製品	26,204	2,233	2,958	5,021	15,365	4,918	3,484	1,503	1,942
		100.0	8.5	11.3	19.2	58.6	18.8	13.3	5.7	7.4
	木材・木製品、家具・装飾品	871	72	129	124	585	66	216	36	74
		100.0	8.3	14.8	14.2	67.2	7.6	24.8	4.1	8.5
	紙・紙加工品	7,181	665	927	1,474	4,590	497	1,114	309	497
		100.0	9.3	12.9	20.5	63.9	6.9	15.5	4.3	6.9
	印刷・出版物	2,615	189	314	610	1,875	260	533	195	74
		100.0	7.2	12.0	23.3	71.7	9.9	20.4	7.5	2.8
	ゴム製品	6,604	915	846	1,521	4,230	85	1,314	360	332
		100.0	13.9	12.8	23.0	64.1	1.3	19.9	5.5	5.0
	皮革製品	1,922	165	205	278	1,174	236	220	144	242
		100.0	8.6	10.7	14.5	61.1	12.3	11.4	7.5	12.6
	窯業・土石製品	924	79	103	206	641	131	114	54	67
		100.0	8.5	11.1	22.3	69.4	14.2	12.3	5.8	7.3
	金属製品	3,176	340	327	802	2,073	132	615	210	292
		100.0	10.7	10.3	25.3	65.3	4.2	19.4	6.6	9.2
	電子部品・デバイス	4,934	648	490	1,176	3,460	78	837	266	330
		100.0	13.1	9.9	23.8	70.1	1.6	17.0	5.4	6.7
	電気機械器具	12,120	1,017	1,385	2,513	8,850	284	2,288	468	827
		100.0	8.4	11.4	20.7	73.0	2.3	18.9	3.9	6.8
	情報通信機械器具	847	91	100	207	555	22	174	58	28
		100.0	10.7	11.8	24.4	65.5	2.6	20.5	6.8	3.3
	機械器具等	5,308	625	649	1,219	3,607	152	1,033	215	286
		100.0	11.8	12.2	23.0	68.0	2.9	19.5	4.1	5.4
	その他	30,354	3,276	2,830	6,507	20,935	2,290	5,426	1,424	1,759
		100.0	10.8	9.3	21.4	69.0	7.5	17.9	4.7	5.8
類型別	専業	5,177	1,155	648	891	2,381	702	363	325	698
		100.0	22.3	12.5	17.2	46.0	13.6	7.0	6.3	13.5
	副業	5,811	68	86	261	4,623	563	1,333	304	440
		100.0	1.2	1.5	4.5	79.6	9.7	22.9	5.2	7.6
	内職	94,098	9,279	10,778	20,763	62,398	7,898	16,273	4,725	5,813
		100.0	9.9	11.5	22.1	66.3	8.4	17.3	5.0	6.2

第22表　性、業種、家内労働外の仕事の有無・直前の就業状態別家内労働者数及び割合

		合計	家内労働以外に仕事をしている	家内労働以外に仕事をしていない	直前の就業状態						不明
					何もしていなかった	他の家内労働	正社員	パート	自営業	その他・不明	
合計		105,086	23,549	80,665	29,596	5,146	13,756	18,777	3,087	10,304	873
		100.0	22.4	76.8	36.7	6.4	17.1	23.3	3.8	12.8	0.8
業種別	食料品	2,025	397	1,563	537	54	132	499	92	248	65
		100.0	19.6	77.2	34.4	3.5	8.4	31.9	5.9	15.9	3.2
	繊維製品	26,204	3,914	22,137	7,185	1,903	4,892	4,153	1,186	2,820	152
		100.0	14.9	84.5	32.5	8.6	22.1	18.8	5.4	12.7	0.6
	木材・木製品、家具・装飾品	871	210	651	299	32	98	140	20	63	11
		100.0	24.1	74.7	45.9	4.9	15.1	21.5	3.1	9.7	1.3
	紙・紙加工品	7,181	1,819	5,295	1,992	241	740	1,274	195	852	67
		100.0	25.3	73.7	37.6	4.6	14.0	24.1	3.7	16.1	0.9
	印刷・出版物	2,615	636	1,926	807	89	340	410	42	237	53
		100.0	24.3	73.7	41.9	4.6	17.7	21.3	2.2	12.3	2.0
	ゴム製品	6,604	1,551	5,013	2,081	492	572	1,273	138	456	40
		100.0	23.5	75.9	41.5	9.8	11.4	25.4	2.8	9.1	0.6
	皮革製品	1,922	408	1,494	447	66	314	291	89	287	21
		100.0	21.2	77.7	29.9	4.4	21.0	19.5	6.0	19.2	1.1
	窯業・土石製品	924	191	733	263	20	107	175	49	120	－
		100.0	20.7	79.3	35.9	2.7	14.6	23.9	6.7	16.4	－
	金属製品	3,176	742	2,421	876	133	404	474	151	384	13
		100.0	23.4	76.2	36.2	5.5	16.7	19.6	6.2	15.9	0.4
	電子部品・デバイス	4,934	1,290	3,587	1,412	292	672	813	10	389	57
		100.0	26.1	72.7	39.4	8.1	18.7	22.7	0.3	10.8	1.2
	電気機械器具	12,120	3,105	8,954	3,057	921	1,362	2,055	440	1,120	62
		100.0	25.6	73.9	34.1	10.3	15.2	23.0	4.9	12.5	0.5
	情報通信機械器具	847	268	579	262	34	74	136	13	60	－
		100.0	31.6	68.4	45.3	5.9	12.8	23.5	2.2	10.4	－
	機械器具等	5,308	1,479	3,823	1,488	143	719	923	140	410	6
		100.0	27.9	72.0	38.9	3.7	18.8	24.1	3.7	10.7	0.1
	その他	30,354	7,540	22,489	8,890	726	3,332	6,162	521	2,858	326
		100.0	24.8	74.1	39.5	3.2	14.8	27.4	2.3	12.7	1.1

第23-1表　性、業種、類型、困っている内容別困ることがある家内労働者数及び割合（M．A．２つまで）

		合計	困ることがない	困ることがある	困っている内容								不明
					工賃が安い	仕事があったりなかったりする	仕事が単調である	納期に追われる	家が汚れる	場所が確保できない	家事等との両立が難しい	その他・不明	
	合計	105,086	68,733	35,190	24,505	16,129	1,014	3,947	2,684	630	2,122	1,580	1,163
		100.0	65.4	33.5	69.6	45.8	2.9	11.2	7.6	1.8	6.0	4.5	1.1
業種別	食料品	2,025	1,289	645	479	232	38	45	45	－	25	54	91
		100.0	63.7	31.9	74.3	36.0	5.9	7.0	7.0	－	3.9	8.4	4.5
	繊維製品	26,204	16,637	9,114	6,330	3,667	26	1,177	1,004	126	699	252	452
		100.0	63.5	34.8	69.5	40.2	0.3	12.9	11.0	1.4	7.7	2.8	1.7
	木材・木製品、家具・装飾品	871	640	215	157	80	5	16	50	－	5	－	16
		100.0	73.5	24.7	73.0	37.2	2.3	7.4	23.3	－	2.3	－	1.8
	紙・紙加工品	7,181	4,859	2,255	1,377	1,181	7	201	134	107	67	74	67
		100.0	67.7	31.4	61.1	52.4	0.3	8.9	5.9	4.7	3.0	3.3	0.9
	印刷・出版物	2,615	1,687	907	503	630	14	203	17	12	24	12	21
		100.0	64.5	34.7	55.5	69.5	1.5	22.4	1.9	1.3	2.6	1.3	0.8
	ゴム製品	6,604	4,357	2,173	1,672	949	58	141	212	29	77	29	75
		100.0	66.0	32.9	76.9	43.7	2.7	6.5	9.8	1.3	3.5	1.3	1.1
	皮革製品	1,922	1,106	792	579	521	9	75	36	15	33	27	24
		100.0	57.5	41.2	73.1	65.8	1.1	9.5	4.5	1.9	4.2	3.4	1.2
	窯業・土石製品	924	615	305	147	210	－	15	28	－	10	16	5
		100.0	66.6	33.0	48.2	68.9	－	4.9	9.2	－	3.3	5.2	0.5
	金属製品	3,176	2,129	1,011	686	557	21	102	79	10	31	91	36
		100.0	67.0	31.8	67.9	55.1	2.1	10.1	7.8	1.0	3.1	9.0	1.1
	電子部品・デバイス	4,934	3,170	1,707	1,146	918	30	168	82	38	57	120	57
		100.0	64.2	34.6	67.1	53.8	1.8	9.8	4.8	2.2	3.3	7.0	1.2
	電気機械器具	12,120	8,491	3,558	2,632	1,441	104	260	274	62	350	137	71
		100.0	70.1	29.4	74.0	40.5	2.9	7.3	7.7	1.7	9.8	3.9	0.6
	情報通信機械器具	847	618	229	186	145	－	11	－	－	6	－	－
		100.0	73.0	27.0	81.2	63.3	－	4.8	－	－	2.6	－	－
	機械器具等	5,308	3,504	1,798	1,054	1,056	32	314	176	26	105	32	6
		100.0	66.0	33.9	58.6	58.7	1.8	17.5	9.8	1.4	5.8	1.8	0.1
	その他	30,354	19,631	10,481	7,558	4,542	670	1,219	549	205	633	735	242
		100.0	64.7	34.5	72.1	43.3	6.4	11.6	5.2	2.0	6.0	7.0	0.8
類型別	専業	5,177	2,090	3,002	2,277	1,714	28	421	176	15	61	50	86
		100.0	40.4	58.0	75.8	57.1	0.9	14.0	5.9	0.5	2.0	1.7	1.7
	副業	5,811	3,737	2,035	1,531	946	5	213	255	－	112	55	39
		100.0	64.3	35.0	75.2	46.5	0.2	10.5	12.5	－	5.5	2.7	0.7
	内職	94,098	62,906	30,153	20,698	13,469	981	3,313	2,253	615	1,949	1,475	1,038
		100.0	66.9	32.0	68.6	44.7	3.3	11.0	7.5	2.0	6.5	4.9	1.1

第23-2表　性、業種、家内労働を継続したい、困っている内容別家内労働者数及び割合（M．A．２つまで）

		家内労働を続けたい	困っている内容							
			工賃が安い	仕事があったりなかったりする	仕事が単調である	納期に追われる	家が汚れる	場所が確保できない	家事等の両立が難しい	その他・不明
合計		30,719	21,104	14,914	929	3,192	1,907	472	1,639	1,054
		100.0	68.7	48.5	3.0	10.4	6.2	1.5	5.3	3.4
業種別	食料品	558	408	219	38	16	42	－	25	42
		100.0	73.1	39.2	6.8	2.9	7.5	－	4.5	7.5
	繊維製品	8,063	5,678	3,467	－	977	704	26	599	152
		100.0	70.4	43.0	－	12.1	8.7	0.3	7.4	1.9
	木材・木製品、家具・装飾品	197	145	67	5	16	50	－	5	－
		100.0	73.6	34.0	2.5	8.1	25.4	－	2.5	－
	紙・紙加工品	1,967	1,162	1,041	7	201	134	74	34	74
		100.0	59.1	52.9	0.4	10.2	6.8	3.8	1.7	3.8
	印刷・出版物	846	479	618	14	142	17	12	12	12
		100.0	56.6	73.0	1.7	16.8	2.0	1.4	1.4	1.4
	ゴム製品	1,961	1,466	790	58	141	207	29	77	24
		100.0	74.8	40.3	3.0	7.2	10.6	1.5	3.9	1.2
	皮革製品	660	489	438	9	60	21	9	9	27
		100.0	74.1	66.4	1.4	9.1	3.2	1.4	1.4	4.1
	窯業・土石製品	274	129	193	－	15	18	－	10	16
		100.0	47.1	70.4	－	5.5	6.6	－	3.6	5.8
	金属製品	866	577	504	10	81	62	10	10	78
		100.0	66.6	58.2	1.2	9.4	7.2	1.2	1.2	9.0
	電子部品・デバイス	1,465	943	813	30	87	82	19	57	101
		100.0	64.4	55.5	2.0	5.9	5.6	1.3	3.9	6.9
	電気機械器具	3,199	2,316	1,441	62	218	232	62	307	95
		100.0	72.4	45.0	1.9	6.8	7.3	1.9	9.6	3.0
	情報通信機械器具	198	155	125	－	6	－	－	6	－
		100.0	78.3	63.1	－	3.0	－	－	3.0	－
	機械器具等	1,511	904	900	26	255	117	26	59	6
		100.0	59.8	59.6	1.7	16.9	7.7	1.7	3.9	0.4
	その他	8,954	6,255	4,300	670	977	223	205	428	428
		100.0	69.9	48.0	7.5	10.9	2.5	2.3	4.8	4.8

第23-3表　性、業種、家内労働をやめたい、困っている内容別家内労働者数及び割合（M．A．２つまで）

		家内労働をやめたい	困っている内容							
			工賃が安い	仕事があったりなかったりする	仕事が単調である	納期に追われる	家が汚れる	場所が確保できない	家事等の両立が難しい	その他・不明
	合計	4,257	3,204	1,168	85	756	765	158	483	500
		100.0	75.3	27.4	2.0	17.8	18.0	3.7	11.3	11.7
業種別	食料品	83	71	13	－	29	－	－	－	13
		100.0	85.5	15.7	－	34.9	－	－	－	15.7
	繊維製品	1,025	626	200	26	200	300	100	100	100
		100.0	61.1	19.5	2.5	19.5	29.3	9.8	9.8	9.8
	木材・木製品、家具・装飾品	11	11	5	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	45.5	－	－	－	－	－	－
	紙・紙加工品	289	215	141	－	－	－	34	34	－
		100.0	74.4	48.8	－	－	－	11.8	11.8	－
	印刷・出版物	61	24	12	－	61	－	－	12	－
		100.0	39.3	19.7	－	100.0	－	－	19.7	－
	ゴム製品	188	183	135	－	－	5	－	－	5
		100.0	97.3	71.8	－	－	2.7	－	－	2.7
	皮革製品	114	72	75	－	15	6	6	24	－
		100.0	63.2	65.8	－	13.2	5.3	5.3	21.1	－
	窯業・土石製品	31	18	16	－	－	10	－	－	－
		100.0	58.1	51.6	－	－	32.3	－	－	－
	金属製品	132	102	47	10	21	17	－	21	7
		100.0	77.3	35.6	7.6	15.9	12.9	－	15.9	5.3
	電子部品・デバイス	222	184	106	－	82	－	19	－	－
		100.0	82.9	47.7	－	36.9	－	8.6	－	－
	電気機械器具	359	317	－	43	43	43	－	43	43
		100.0	88.3	－	12.0	12.0	12.0	－	12.0	12.0
	情報通信機械器具	32	32	20	－	6	－	－	－	－
		100.0	100.0	62.5	－	18.8	－	－	－	－
	機械器具等	287	150	157	6	59	59	－	46	26
		100.0	52.3	54.7	2.1	20.6	20.6	－	16.0	9.1
	その他	1,424	1,201	242	－	242	326	－	205	307
		100.0	84.3	17.0	－	17.0	22.9	－	14.4	21.6

第24表　性、業種、家内労働の継続意思、困っていることの有無別家内労働者数及び割合

		合計	続けたい	困っていることの有無			やめたい	困っていることの有無			不明
				ある	ない	不明		ある	ない	不明	
	合計	105,086	97,128	30,719	66,113	296	6,707	4,257	2,444	7	1,250
		100.0	92.4	31.6	68.1	0.3	6.4	63.5	36.4	0.1	1.2
業種別	食料品	2,025	1,831	558	1,260	13	109	83	25	－	85
		100.0	90.4	30.5	68.8	0.7	5.4	76.1	22.9	－	4.2
	繊維製品	26,204	23,975	8,063	15,686	226	1,877	1,025	851	－	352
		100.0	91.5	33.6	65.4	0.9	7.2	54.6	45.3	－	1.3
	木材・木製品、家具・装飾品	871	827	197	625	5	21	11	11	－	23
		100.0	94.9	23.8	75.6	0.6	2.4	52.4	52.4	－	2.6
	紙・紙加工品	7,181	6,530	1,967	4,563	－	577	289	289	－	74
		100.0	90.9	30.1	69.9	－	8.0	50.1	50.1	－	1.0
	印刷・出版物	2,615	2,516	846	1,653	17	82	61	21	－	17
		100.0	96.2	33.6	65.7	0.7	3.1	74.4	25.6	－	0.7
	ゴム製品	6,604	6,193	1,961	4,222	11	300	188	111	－	111
		100.0	93.8	31.7	68.2	0.2	4.5	62.7	37.0	－	1.7
	皮革製品	1,922	1,718	660	1,058	－	153	114	39	－	51
		100.0	89.4	38.4	61.6	－	8.0	74.5	25.5	－	2.7
	窯業・土石製品	924	885	274	607	5	39	31	8	－	－
		100.0	95.8	31.0	68.6	0.6	4.2	79.5	20.5	－	－
	金属製品	3,176	2,948	866	2,072	10	185	132	47	7	43
		100.0	92.8	29.4	70.3	0.3	5.8	71.4	25.4	3.8	1.4
	電子部品・デバイス	4,934	4,477	1,465	3,012	－	380	222	158	－	76
		100.0	90.7	32.7	67.3	－	7.7	58.4	41.6	－	1.5
	電気機械器具	12,120	11,397	3,199	8,189	10	662	359	303	－	62
		100.0	94.0	28.1	71.9	0.1	5.5	54.2	45.8	－	0.5
	情報通信機械器具	847	804	198	607	－	37	32	6	－	6
		100.0	94.9	24.6	75.5	－	4.4	86.5	16.2	－	0.7
	機械器具等	5,308	4,840	1,511	3,329	－	462	287	175	－	6
		100.0	91.2	31.2	68.8	－	8.7	62.1	37.9	－	0.1
	その他	30,354	28,185	8,954	19,231	－	1,824	1,424	400	－	344
		100.0	92.9	31.8	68.2	－	6.0	78.1	21.9	－	1.1

第25表　性、業種、今後の意向別やめたい家内労働者数及び割合

		合計	現在とは違う家内労働	正社員になりたい	パートタイマーになりたい	自営業をやりたい	仕事はしたくない	その他・不明
合計		6,707	267	724	1,967	54	1,921	1,774
		100.0	4.0	10.8	29.3	0.8	28.6	26.4
業種別	食料品	109	13	−	38	−	38	20
		100.0	11.9	−	34.9	−	34.9	18.3
	繊維製品	1,877	−	300	500	−	725	352
		100.0	−	16.0	26.6	−	38.6	18.8
	木材・木製品、家具・装飾品	21	−	−	11	−	−	11
		100.0	−	−	52.4	−	−	52.4
	紙・紙加工品	577	−	54	141	−	107	275
		100.0	−	9.4	24.4	−	18.5	47.7
	印刷・出版物	82	12	−	41	−	17	12
		100.0	14.6	−	50.0	−	20.7	14.6
	ゴム製品	300	−	48	95	11	106	40
		100.0	−	16.0	31.7	3.7	35.3	13.3
	皮革製品	153	−	15	27	6	75	30
		100.0	−	9.8	17.6	3.9	49.0	19.6
	窯業・土石製品	39	−	5	10	−	13	12
		100.0	−	12.8	25.6	−	33.3	30.8
	金属製品	185	−	21	37	7	57	63
		100.0	−	11.4	20.0	3.8	30.8	34.1
	電子部品・デバイス	380	−	87	125	5	63	101
		100.0	−	22.9	32.9	1.3	16.6	26.6
	電気機械器具	662	−	29	307	−	241	85
		100.0	−	4.4	46.4	−	36.4	12.8
	情報通信機械器具	37	−	−	26	−	6	6
		100.0	−	−	70.3	−	16.2	16.2
	機械器具等	462	−	46	97	26	111	182
		100.0	−	10.0	21.0	5.6	24.0	39.4
	その他	1,824	242	121	512	−	363	586
		100.0	13.3	6.6	28.1	−	19.9	32.1

第26-1表　性、業種、類型別平均年齢、平均経験年数、平均就業日数、平均就業時間、平均月収額及び平均工賃額（１時間当たり）ー全国ー

		平均年齢	平均経験年数	平均就業日数	平均就業時間	平均月収額	平均工賃額
	合計	58.9	11.6	17.6	4.9	37,320	520
業種別	食料品	62.7	8.5	16.9	5.0	27,087	417
	繊維製品	63.1	15.3	18.0	5.3	46,359	502
	木材・木製品、家具・装飾品	62.0	10.4	17.7	4.6	23,520	374
	紙・紙加工品	59.6	11.2	17.8	4.9	25,967	420
	印刷・出版物	56.5	10.2	14.4	4.9	32,256	555
	ゴム製品	55.8	9.7	18.7	4.8	36,150	483
	皮革製品	62.4	18.3	16.5	5.2	62,693	674
	窯業・土石製品	58.5	15.2	16.0	5.3	48,227	778
	金属製品	59.2	13.1	16.6	5.3	59,257	677
	電子部品・デバイス	54.2	9.9	16.7	4.7	31,211	562
	電気機械器具	57.6	9.3	18.3	4.7	32,059	495
	情報通信機械器具	53.8	10.0	15.0	4.1	25,703	477
	機械器具等	55.4	9.5	17.5	4.5	41,605	628
	その他	57.4	10.3	17.3	4.9	32,315	524
類型別	専業	61.8	23.8	20.1	7.2	105,651	729
	副業	54.8	8.5	15.6	4.1	27,858	748
	内職	59.0	11.2	17.6	4.9	34,187	495

第20表×第23-1表　家内労働に従事する理由（M．A．２つまで）×困ることがある家内労働者（M．A．２つまで）

		合計	困ることがない	困ることがある	困っている内容（M.A.２つまで）								不明
					工賃が安い	仕事があったりなかったりする	仕事が単調である	納期に追われる	家が汚れる	場所が確保できない	家事等の両立が難しい	その他・不明	
合計		105,086	68,733	35,190	24,505	16,129	1,014	3,947	2,684	630	2,122	1,580	1,163
		100.0	65.4	33.5	69.6	45.8	2.9	11.2	7.6	1.8	6.0	4.5	1.1
家内労働に従事する理由（M.A.）	生計を維持するため	18,189	8,644	9,496	6,720	5,256	138	1,279	486	141	581	348	49
		100.0	47.5	52.2	70.8	55.3	1.5	13.5	5.1	1.5	6.1	3.7	0.3
	家計の補助のため	57,073	35,029	21,832	15,080	10,080	759	2,201	1,664	365	1,320	973	212
		100.0	61.4	38.3	69.1	46.2	3.5	10.1	7.6	1.7	6.0	4.5	0.4
	自由になるお金を得る	29,156	20,198	8,909	6,370	3,842	234	1,124	625	186	610	632	49
		100.0	69.3	30.6	71.5	43.1	2.6	12.6	7.0	2.1	6.8	7.1	0.2
	技能や経験を生かす	4,127	2,965	1,149	758	444	5	177	136	34	−	122	13
		100.0	71.8	27.8	66.0	38.6	0.4	15.4	11.8	3.0	−	10.6	0.3
	生きがいのため	10,977	8,474	2,389	1,762	1,064	144	336	190	7	29	16	115
		100.0	77.2	21.8	73.8	44.5	6.0	14.1	8.0	0.3	1.2	0.7	1.0
	余暇時間の活用	38,100	27,266	10,791	8,012	4,787	370	797	933	122	318	521	44
		100.0	71.6	28.3	74.2	44.4	3.4	7.4	8.6	1.1	2.9	4.8	0.1
	その他・不明	5,599	2,822	1,906	1,107	538	−	551	140	109	427	149	871
		100.0	50.4	34.0	58.1	28.2	−	28.9	7.3	5.7	22.4	7.8	15.6

第８表×第10表　性、類型、必要経費の有無別平均月収額

	合計	必要経費あり	必要経費なし	不明
必要経費の有無別家内労働者割合（%）	105,086 100.0	11,593 11.0	87,135 82.9	6,358 6.1
平均月収額（円）	37,320	67,513	32,786	46,171
専業	105,651	158,166	73,635	64,920
副業	27,858	33,945	27,315	27,790
内職	34,187	50,257	31,704	45,697

委託者･委託者への発注者･家内労働者の皆さんへ

家内労働者の安全と健康を守るために

安全衛生の好事例集





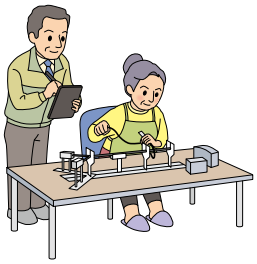



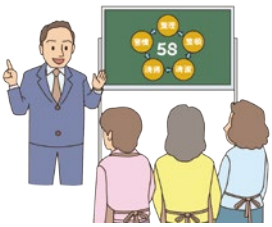



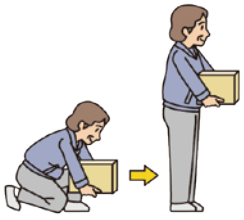



厚生労働省

委託者･委託者への発注者･家内労働者の皆さんへ

危険有害業務に従事する家内労働者が安全で健康に働ける環境づくりにご活用ください。

家内労働者の方に、自分が行っている作業で危険を感じたことはないかと尋ねると、「今まで大きなケガをしたことがないので危ない作業ではないと思う」という声が多く聞かれます。一方で委託者の方に、家内労働者に発注している作業に危険性はないかと尋ねると、「危険を伴うような作業は発注していない」という答えが返ってきます。

しかし、工作機械や動力ミシン、有機溶剤等を使用する作業は、いつも危険･有害と隣り合わせ――それまで災害が発生しなかったのはたまたまのことなのです。作業に伴う災害を未然に防ぐには、家内労働者、委託者、委託者への発注者の皆さんが共に、つねに「災害が起こるかもしれない」という意識を持つことが大切です。

また近年、家内労働者の高年齢化が進んでいますが、加齢に伴う心身機能の低下も、作業に伴う災害発生の原因の一つであると指摘されています。高年齢の家内労働者の作業に伴う災害を防止するには、本人が自身の心身機能の低下を自覚するとともに、委託者や委託者への発注者の皆さんの理解や協力が不可欠です。

このため厚生労働省では、危険有害業務に従事する家内労働者の安全衛生を確保するため、家内労働者と委託者を対象に実態把握調査及び訪問による周知･啓発活動を行ってきました。この度、こうした活動で収集した情報を分析し、家内労働者の方が安全で健康に働ける環境づくりに役立つ好事例を取りまとめました。

家内労働者の災害防止は「当事者が考えればいい」とするのではなく、この冊子を通して委託者をはじめ、委託者への発注者の皆さんも家内労働者の災害防止について考え、家内労働者が安全で健康に働くことができる環境づくりに取り組んでいただければ幸いです。

「家内労働あんぜんサイト」では、家内労働に関する様々な情報を紹介しています。こちらもぜひご覧ください。

https://kanairodo.mhlw.go.jp/



目 次

1 作業を安全に行うための工夫 …… P4

●好事例1　家内労働者に委託する作業は様々な角度から検証を行い
安全性や身体への影響などを確認した上で発注する …… P4

2 安全意識を向上させる工夫 …… P5

●好事例2　家内労働者を集めて「内職者会議」を定期的に開催し
そこで得た情報を安全衛生活動に反映させる …… P5

3 ヒヤリ・ハット活動の工夫 …… P6

●好事例3　家内労働者が自己申告しやすい環境を作り
作業現場のヒヤリ・ハットを収集 …… P6

4 危険を見える化する工夫 …… P7

●好事例4　家内労働者に注意喚起を行う際は
ビジュアルを使って分かりやすく伝える …… P7

5 熱中症予防の工夫 …… P8

●好事例5　夏期前に作業場を訪問し熱中症予防の注意喚起
塩飴の配布やスポットクーラーの貸し出しも …… P8

6 腰痛症予防の工夫 …… P9

●好事例6　腰痛予防体操で腰の痛みが緩和
以来、健康に対する意識が高まった …… P9

7 転倒災害に気をつけよう …… P10

転倒を防ぐ6つのポイント

ポイント①　整理・整頓・清潔・清掃の徹底 …… P11
ポイント②　転倒しそうな所の改善 …… P11
ポイント③　適切な明るさの確保 …… P11
ポイント④　適切な靴の使用 …… P11
ポイント⑤　転倒予防体操の励行 …… P11
ポイント⑥　冬季の歩き方には気をつけて …… P11

8 事業所クローズアップ …… P12

●好事例7　年2回、家内労働者宅の作業場を訪問して
作業環境や作業手順をチェック …… P12

●好事例8　貸与しているハンドプレス機を定期的に回収し
点検・メンテナンスを実施 …… P13

9 委託者・委託者への発注者の皆さんにお願いしたいこと

心の健康への配慮（メンタルヘルス対策） …… P14
情報機器の使用に伴う作業管理と健康管理 …… P14
高年齢労働者の安全と健康確保 …… P15

相談窓口一覧 …… P16

1 作業を安全に行うための工夫

作業に伴う災害には、機械設備や工具、可燃物など作業に使用する物の「不安全な状態」と、定められたルールを守らない作業者の「不安全な行動」が大きく関わっています。災害を防ぐためには、作業に使用する物が「不安定な状態」にないか、作業者が「不安全な行動」を取っていないか、その作業に潜んでいる危険源を見つけ出すことが重要です。

作業に伴う災害を防止するための2つのポイント

1 設備などの「不安全な状態」をなくす

作業場の設備・機械・工具や作業場の環境が原因で、事故が発生するかもしれないような状態になっていることを「不安全な状態」といいます。

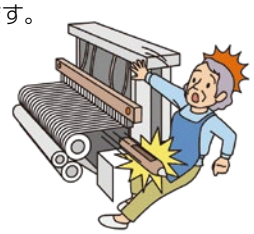

安全装置を取り付けずに作業を行っている。

2 作業する人の「不安全な行動」をなくす

手間や労力を省くためについ行ってしまう行動、あるいは関係者に危険を及ぼす行動、このような不適切な行動を「不安全な行動」といいます。



大きな荷物を抱え、足もとが見えない状態で階段を降りる。

好事例 1

家内労働者に委託する作業は様々な角度から検証を行い安全性や身体への影響などを確認した上で発注する

ゴム製の自動車部品の製造を行っている会社では、家内労働者に作業を委託する前に同じ作業を社内で行い、安全に作業ができるか、身体への負担はないか、取り除いたバリが周辺に飛び散らないかなど、様々な角度から作業を確認した上で発注しています。また、ゴム製品は温度変化の影響を受けやすいので、季節の変わり目に気温の変化に伴う作業の注意点などを具体的に説明しています。



2 安全意識を向上させる工夫

作業に伴う災害を防ぐには、委託者や委託者への発注者のみなさんが家内労働者の安全衛生に対する姿勢を明確にして、それをわかりやすく伝えることが必要です。安全衛生の講習会を開催したり、直接作業場に出向いて安全を指導する安全パトロールを行うなどして、家内労働者が安全に作業ができるよう周知啓発に努めましょう。

4S･5S活動を実践して、作業に伴う災害を防止しよう

4Sとは、「整理」「整頓」「清潔」「清掃」のアルファベットの頭文字をとったもので、これらを徹底する活動を4S活動といいます。さらに4Sを身につけてもらうために「習慣」を加えて5S活動という場合もあります。これは作業の安全と作業者の健康を守り、生産性を向上させるための基本的な取り組みです。まずは4Sの徹底から始めましょう。

4S･5Sの効果

整理	**必要なものと不要なものを分け、不要なものは処分する** ▶不要なものにつまずく転倒災害の危険が減り、作業効率も上がります。
整頓	**必要なものを使いやすく、わかりやすく収納する** ▶探すためのムダな時間が減り、品質も向上します。
清潔	**汚れを取り除いて、身の回りをきれいにする** ▶作業環境が良くなり、製品の品質も向上します。
清掃	**機械設備、作業場所の汚れやゴミを除去する** ▶機械設備の機能維持、転倒災害の危険が減り、品質も向上します。
習慣	**決められたことをきちんと守る** ▶4S活動の繰り返しで、自然に安全な行動ができるようになります。

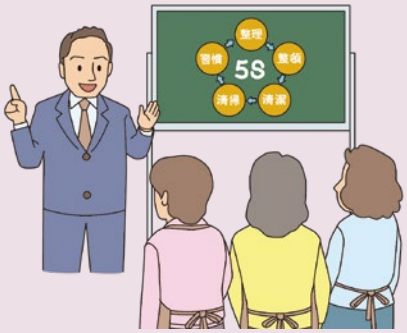

好事例2 家内労働者を集めて「内職者会議」を定期的に開催しそこで得た情報を安全衛生活動に反映させる

電気機械器具に使用されるハーネスの製造を行っている会社では、年に1回、家内労働者に集まってもらい、社内で2時間程度の「内職者会議」を行っています。全員が参加できるように少人数のグループに分けて複数回実施、委託者側からの情報発信だけでなく、家内労働者の声に耳を傾け、安全衛生の周知啓発を行っています。会議への出席も仕事と位置づけ、出席者には手当を支給しているため、出席率は良好です。



3 ヒヤリ・ハット活動の工夫

作業をしていて、もう少しでケガをするところだったということはありませんか。この「**ヒヤリとした**」、あるいは「**ハッとした**」危険な行為を取り上げ、災害防止に結びつけることが目的で始まったのが「ヒヤリ・ハット」活動です。これは作業場にどのような危険があるのかを把握し、危険意識を高められる効果的な方法です。

「ヒヤリ・ハット活動」実施のポイント

①ヒヤリ・ハット経験の報告

記憶は時間が経つとともに薄れるので、起こったときには、直ちに指定の方法で報告してもらいます。

②報告者の責任を追及しない

報告者の危険な行為を追及せず、それは安全活動に必要不可欠な情報であることを周知しておきます。そうしないと、報告が出てこないことになります。むしろ報告の提出をほめるくらいの対応が必要です。

③ヒヤリ・ハットを改善に活かす

報告しても改善が行われなければ、参加者の動機付けにも悪影響が及びます。根本原因に立ち返り、早期の対策を行います。

④ヒヤリ・ハット情報の共有

「ヒヤリ・ハット」情報は、同じ作業を行っている人に早期に知らせ、関係者で危険の共有を図るようにします。

「ハインリッヒの法則」、ご存じですか?

アメリカの損害保険会社の安全技師・ハインリッヒが発表した報告です。１つの重篤な災害の背後には29の軽微な災害があり、その背景には300のいわゆる「ヒヤリ・ハット」が存在するというものです。この「ヒヤリ・ハット」の事態は、ひとつ間違えば大災害につながります。ヒヤリ・ハット情報をできるだけ把握し、災害になる前の段階で迅速かつ的確に対策を講じることが大切です。

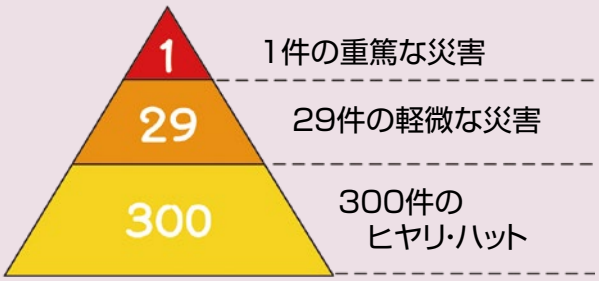

好事例 3　家内労働者が自己申告しやすい環境を作り作業現場のヒヤリ・ハットを収集

業務用ゴム紐の製造を行っている会社では、バッグや小物雑貨の縫製作業を家内労働者に委託しています。動力ミシンを使用する作業は危険を伴います。そこで同社では、作業でヒヤリとしたり、ハッとすることが起きたら「皆さんの安全を守るために必要な情報なので、ぜひ教えてください」と家内労働者にお願いしています。ヒヤリ・ハット収集のポイントは、家内労働者が自己申告しやすい環境を作ることにあるとのことです。



4 危険を見える化する工夫

作業に伴う災害を防ぐには、委託者や委託者への発注者のみなさんが、家内労働者の災害防止に対する姿勢を明確にして、それをわかりやすく伝えることが必要です。

「危険の見える化」とは、職場に潜む危険や、安全のため注意すべき事項等を可視化（見える化）することで、より効果的な安全活動を行うものです。「危険の見える化」を行ったときは、なぜ危険なのか、どのように安全な作業をしなければならないかを教育することも必要です。

危険ステッカーを活用しよう



危険ステッカーは、危険な場所等に貼り付けて、危険箇所と危険内容を警告するためのものです。空欄に危険の内容や注意事項、安全のため守るべき事項等を記入します。





左記ステッカーは、厚生労働省サイトからダウンロードできます。

好事例4 家内労働者に注意喚起を行う際はビジュアルを使って分かりやすく伝える

ゴム製の自動車用部品の製造を行っている会社では、約40名の家内労働者に仕事を委託しています。外国人の家内労働者が数名いるため、日本語に習熟していない人にも配慮した方法で注意を促す必要があります。そこで誰もが危険であることを一目で認識・理解できるように、文字だけでなく、イラストも使って注意点や禁止事項を伝えています。



5 熱中症予防の工夫

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症の主な症状

Ⅰ度（軽度）	めまい・失神	筋肉痛・筋肉の硬直 / 大量発汗
Ⅱ度（中等度）	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	
Ⅲ度（重度）	意識障害・けいれん・手足の運動障害	高体温

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう!

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。

マスクを着用する場合は、強い負荷がかかる作業を避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。



熱中症予防対策

- ●のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分を補給をする
- ●エアコン・扇風機を上手に使用する
- ●保冷剤や氷、冷たいタオルなどで体を冷やす
- ●部屋の湿温度を測る
- ●暑いときはムリをしない
- ●通気性のよい衣類やクールベストなどを着用する
- ●睡眠不足など体調の変化に気をつける
- ●暑さ指数（WBGT値）を測定する※

※暑さ指数（WBGT値）とは

気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数で、運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計で測定することができます。



熱中症について詳しく知りたい方は…
熱中症予防のための情報・資料サイト

好事例5 夏期前に作業場を訪問し熱中症予防の注意喚起 塩飴の配布やスポットクーラーの貸し出しも

自動車部品の製造を行っている会社では、産業用のロープや紐を編む作業を家内労働者に委託しています。製紐機を使用するため、機械に手を挟んだり、糸で手を切ってしまうおそれがあるので、家内労働者の安全衛生管理には細心の注意を払っています。近年、同社が特に力を入れているのが熱中症対策です。夏期前に家内労働者の作業場を訪問して注意喚起し、塩飴を配布したり、スポットクーラーの貸し出しを行って熱中症の予防を呼びかけています。



6 腰痛症予防の工夫

腰痛症は、多くの作業場で発生しています。無理な姿勢での作業や重量物を取り扱うときなどに腰痛は起こります。家内労働者の皆さんは、立ち作業や座り作業が多いと思います。日頃から作業姿勢や動作に気をつけ、作業前にストレッチを中心とした腰痛予防体操で腰回りの筋肉を柔らかくしておくなどして、腰痛症の予防に努めましょう。

立ち作業の腰痛予防対策

- 作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置しましょう。
- 長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせましょう。
- 1時間に1～2回程度の小休止･休息を取り、屈伸運動やマッサージなどを行いましょう。
- 床面が硬い場合は、腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用しましょう。

重量物を持ち上げる際の正しい姿勢

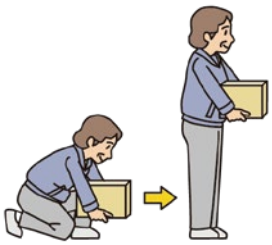

片足を少し前に出して膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がります。その際、呼吸を整え、お腹に力を入れて行うようにしましょう。

座り作業の腰痛予防対策

- イスは、座面、奥行き、背もたれの寸法や角度など、作業者の体格に合ったものを使用しましょう。
- 不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置しましょう。
- 床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節（脊椎の根元にある関節）などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにしましょう。

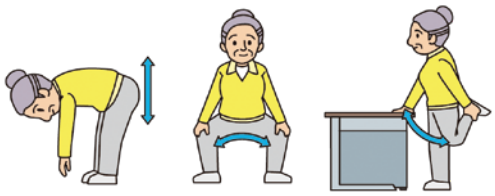

腰痛予防対策について詳しく知りたい方は…
職場における腰痛予防対策指針及び解説

好事例 6

腰痛予防体操で腰の痛みが緩和 以来、健康に対する意識が高まった

織物製造を行っている会社から、帯の製造を委託されている家内労働者は、腰痛予防体操を日課にしています。長時間の立ち作業で腰痛になるのは仕方ないと思っていましたが、作業を開始する前に軽い運動をするようになってから痛みが緩和しました。以来、健康に対する意識が高まり、ストレッチやウォーキングなども取り入れて、積極的に健康管理に取り組んでいます。



7 転倒災害に気をつけよう

工場、建設現場等において転倒による休業4日以上の労働災害は、全体の4分の1近くを占めています。その約6割が休業1カ月以上を要する重篤な災害であるといわれています。転倒による災害は、家内労働の現場でも、いつでも、どこでも、誰にでも起こりえます。転倒災害は、「ちょっと転んだ」などと軽視されがちですが、その原因を理解して、適切な転倒防止対策を講じましょう。

転倒災害には、3つの典型的なパターンがあります。

滑り



●床が滑りやすい素材である
●床に水や油が飛散している
●ビニールなど滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき

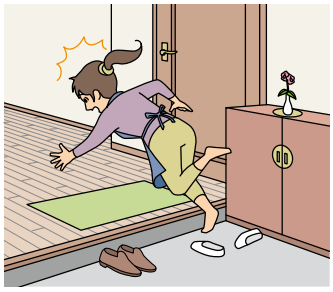

●床に凹凸や段差がある
●床に荷物などが放置されている

踏み外し



●大きな荷物を抱えるなど、足もとが見えない状態で移動をしている

みなさんの作業場は大丈夫？　転倒の危険をチェックしてみましょう!

■家内労働者用

		☑
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	作業靴は、作業に適したものを選び、定期的に点検していますか	☐
5	ポケットに手を入れたまま歩いていませんか	☐
6	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか	☐

■委託者用

8	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
9	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐

転倒を防ぐ6つのポイント

ポイント1
整理・整頓・清潔・清掃の徹底



通路に不用意に置かれたもの、床面の水・油などは、つまずきや滑りの原因になるので、整理整頓、清掃を行いましょう。

ポイント2
転倒しそうな箇所の改善

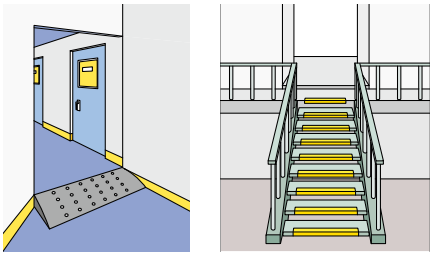

段差プレートでつまずきの原因をなくしたり、階段に滑り止めシートを敷くなどして、転倒しにくい環境を作りましょう。

ポイント3
適切な明るさの確保

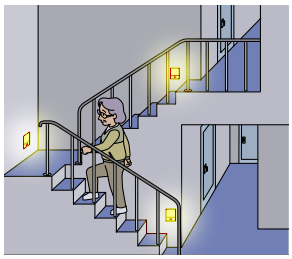

廊下等を含め、作業場を適切な明るさに保ちましょう。特に足元が見えやすいように、暗がりになっている所には補助照明を設置しましょう。

ポイント4
靴底の減り具合をチェック

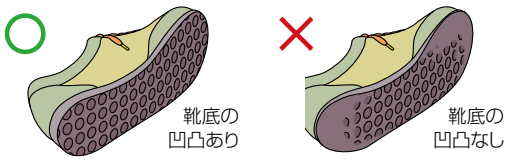

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります。安全のためにすり減った靴は履き替えましょう。

転倒予防のための適切な「靴」を選び方

ポイント5
転倒予防体操の励行

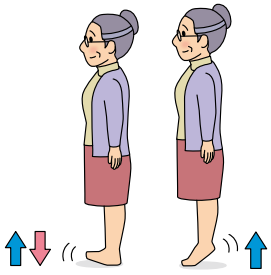

転倒・腰痛予防!
「いきいき健康体操」
(動画)

転倒防止に効果があるとされるストレッチ、平衡機能や下肢能力のトレーニングを行いましょう。

ポイント6
冬季の歩き方には気をつけて



冬季は、積雪や路面凍結により転倒が多く発生しています。小さな歩幅で靴の裏全体を地面に付けて歩くようにしましょう。

8 事業所クローズアップ

家内労働者の安全を第一に考える社風から生まれた作業場訪問と安全衛生活動の好循環

電気配線部品製造業

この会社では、大手自動車部品メーカーの電気配線部品を製造していますが、治具を使用して部品を組み立てる作業を家内労働者に委託しています。

同社が大切にしているのは、家内労働者の作業場を含めて、ものづくりの「基本」に忠実であること。その第一歩として「整理」「整頓」「清潔」「清掃」、4S活動を実践しています。その目的は、作業場を安全な場所にして、家内労働者の安全と健康を守り、作業を効率的に行ってもらい、品質や生産性を向上させることにあります。

しかし、言うは易く行うは難し。口頭で説明したり、プリント資料を配付するといった呼びかけだけで4Sを習慣化してもらうことはできません。そこで半年ごとに専任の担当者が家内労働者の作業場を訪問し、作業場が不安全な状態にないか確認しています。さらに不安全な行動がないか、作業手順もチェックしています。

その思いを家内労働者も理解し、自分たちに必要なこととして受け止めているため、作業場訪問にも快く応じてくれます。その甲斐あって、今日まで家内労働者の労働災害は起きていません。

家内労働者の作業場で気づいたことがあればすぐに対応しています。例えば、「委託予定の作業を事前に試してもらい作業の安全性を検証する」「作業場チェックの基準を明確にして問題点を可視化する」など、社内には家内労働者の安全を第一に考える好循環が生まれています。

同社には、「安全衛生活動なくして品質の高い製品製造なし」という考えが強く根付いているようです。

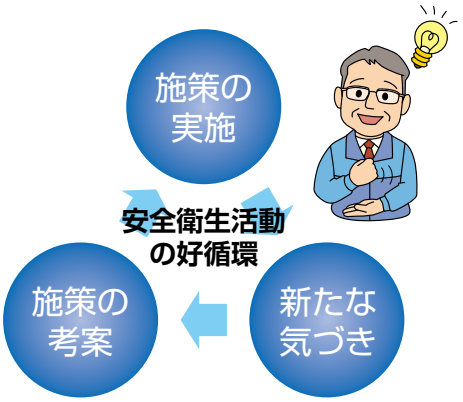

好事例7 年2回、家内労働者宅の作業場を訪問して作業環境や作業手順をチェック

同社では、年に2回の作業場チェックを受け入れることを条件に仕事を委託しています。定期的に家内労働者宅を訪問して作業場を直接確認しないと、家内労働者の安全確保や適切な作業指導ができないと考えているからです。これにより互いに緊張感が生まれ、信頼感が醸成されているそうです。因みに、委託者の発注者が作業場訪問に同行することもありますが、その際も快く応対してくれているそうです。

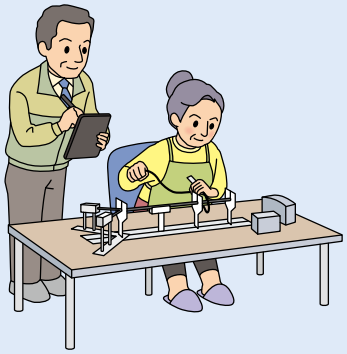

作業前後のフォローアップと貸与治具の定期メンテナンス
ソフト･ハードの両面から安全衛生活動を推進

機械器具等製造業

この会社では、金型技術を活かして文房具用金具や自動車部品等を製造していますが、治具を使用して部品を組み立てる作業を家内労働者に委託しています。

同社では、従業員からパート、家内労働者まで、働く人全員の安全と健康を確保することを最重要事項と考え、安全管理者と衛生管理者が、誰もが安全に働ける職場環境を目指して、日々の活動を推進しています。

作業を委託している家内労働者は総勢20名余り、男女比率は半々で、いずれも60～70代の高年齢者です。それぞれ個別に自治体の定期健康診断を受診するよう指導しており、健康状態に問題ないとはいうものの、万が一、災害が起こってしまうと、高齢ゆえに身体的ダメージが大きくなります。

家内労働者に委託している作業自体の危険性は決して高くないといいますが、金属部品同士を手作業で組み立てる工程で、大きな部品に小さな部品を指で押し込む作業があります。同じ作業であっても、それぞれ押し込むときの硬さが微妙に異なるため、急に強い力が必要になった場合、指を痛めてしまうかもしれないことが気がかりでした。

そこで、家内労働者に資材を提供するときには担当者が作業上の注意点を具体的に伝え、完成品を受け取るときには、必ず作業に問題がなかったか確認しています。さらに、貸与している治具については、定期的にメンテナンスを行うなど、ソフト･ハードの両面から作業に伴う災害の防止に努めています。

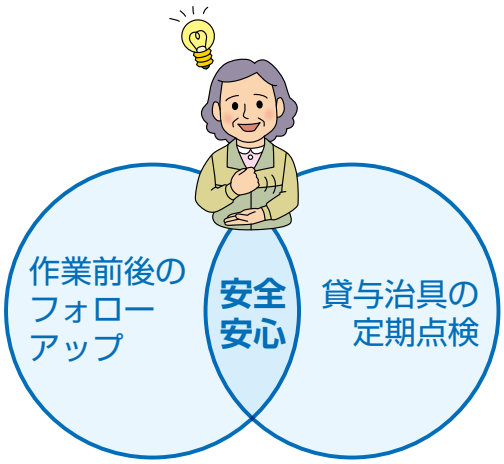

好事例 8

貸与しているハンドプレス機を定期的に回収し点検･メンテナンスを実施

同社では、家内労働者にハンドプレス機を2台ずつ貸与しています。一つは、メンテナンス時期を正確に管理するために自社製のカウンターを付けたもので、決められた回数に達したら引き取ります。もう一つは、カウンターをつけられないタイプなので、1ヶ月に1回引き取ってメンテナンスを実施しています。不具合が起こってから回収するのではなく、不具合が起こらないように定期的にメンテナンスする。その甲斐あって、これまで一度も機器の故障もなく、作業に伴う災害は発生していないそうです。



9 委託者・委託者への発注者の皆さんに

心の健康への配慮（メンタルヘルス対策）

メンタルヘルスケアとは、全ての働く人が健やかに、いきいきと働けるような気配りと援助をすること、そのような活動が円滑に実践されるような仕組みを作り、実践することをいいます。

多くの人がストレスを強く感じている昨今、コミュニケーションの良好な環境で仕事をするとストレスは軽減し、一人ひとりの生産性を向上させることにつながります。委託者、委託者への発注者のみなさん、家内労働者が自分の力を発揮することができるよう、日頃から積極的にコミュニケーションを取るよう心がけ、困りごとや悩みごとがあれば、手を差し伸べましょう。

コミュニケーションのポイント

〈声掛けのタイミング〉
- ▶資材提供時
- ▶完成品受取時
- ▶天候不順時
- ▶お盆、年末年始など

直接会えない場合は、電話やSNSなどで定期的にフォローしましょう

★ここが大切!
体のこと、家族のことなど、身近なことから話をはじめ、『相手の話をよく聞く』ことが大切です。



メンタルヘルス対策について詳しく知りたい方は…
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

情報機器の使用に伴う作業管理と健康管理

多くの人が日常的にパソコンやタブレット、スマートフォン等の情報機器を使用しています。職場においても、急速なIT化で情報機器を使用する作業に携わる人が増え、作業内容も多様化しています。委託者・委託者への発注者のみなさん、従業員や家内労働者が情報機器作業をする場合、作業に適した環境の整備、作業が長時間にわたって行われることのないよう適切な作業管理、作業者の健康管理に努めましょう。

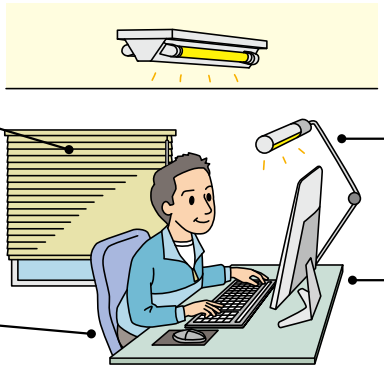

情報機器作業の注意点について詳しく知りたい方は…
「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」

お願いしたいこと

高年齢労働者の安全と健康確保

近年、働く高齢者が増えています。高年齢労働者は、豊富な経験を有し、貴重な労働力である一方で、加齢による身体能力の低下から、労働災害に被災する割合も増加傾向にあります。なかでも転倒や腰痛に係る災害発生率が若年層に比べ高く、休業も長期化しやすい傾向があります。

高齢になっても働き続けられる社会づくりが求められる中で、老若男女を問わず全ての人が働きやすい職場環境づくりに注目が集まっています。

委託者・委託者への発注者のみなさん、労働災害の防止に積極的に取り組み、働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリー※な職場環境づくりを目指しましょう。家内労働者のみなさんも、委託者の取組に協力するとともに、自分の健康を守るための重要性を理解し、自らの健康作りに積極的に取り組みましょう。

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

高年齢者の安全と健康確保について詳しく知りたい方は…
「エイジフレンドリーガイドライン」

ココがポイント 高年齢労働者への配慮



作業を委託する際は、作業内容を明確にし、図・絵・写真などを使って具体的に指示する



自分のペースで無理なく作業ができるように、時間に余裕を持たせて発注する



強い筋力を要する作業の委託は控え、取り扱う重量物には、重量を表示する



家内労働者が自らの健康状態を把握できるような指導を行う

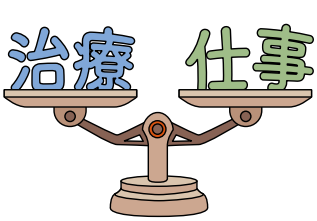

疾病を抱えながら働き続けることを希望する場合は、治療と仕事の両立を考慮する



体力が低下した家内労働者に、身体機能の維持向上の支援を行う

P9「腰痛症予防の工夫」、P10-11「転倒災害に気をつけよう」で紹介している推奨事例もあわせてご覧ください。

家内労働について質問等がありましたら、
都道府県労働局賃金課（室）または最寄りの労働基準監督署へお気軽にご相談下さい。

都道府県労働局賃金課（室）所在地一覧

（令和4年3月1日）

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	〒060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森県	〒030-8558	青森県青森市新町2―4―25 青森合同庁舎	017-734-4114
岩手県	〒020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号　盛岡第2合同庁舎	019-604-3008
宮城県	〒983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地　仙台第4合同庁舎	022-299-8841
秋田県	〒010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号　秋田合同庁舎	018-883-4266
山形県	〒990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル 3階	023-624-8224
福島県	〒960-8021	福島県福島市霞町1―46　福島合同庁舎	024-536-4604
茨城県	〒310-8511	茨城県水戸市宮町1丁目8−31　茨城労働総合庁舎	029-224-6216
栃木県	〒320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号　宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9109
群馬県	〒371-8567	群馬県前橋市大手町2―3―1　前橋地方合同庁舎	027-896-4737
埼玉県	〒330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2　ランド・アクシス・タワー	048-600-6205
千葉県	〒260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号　千葉第2地方合同庁舎	043-221-2328
東京都	〒102-8306	東京都千代田区九段南1−2−1　九段第3合同庁舎	03-3512-1614
神奈川県	〒231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地　横浜第2合同庁舎	045-211-7354
新潟県	〒950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1―2―1　新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3504
富山県	〒930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号　富山労働総合庁舎	076-432-2735
石川県	〒920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号　金沢駅西合同庁舎	076-265-4425
福井県	〒910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号　福井春山合同庁舎	0776-22-2691
山梨県	〒400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2854
長野県	〒380-8572	長野県長野市中御所1丁目22−1	026-223-0555
岐阜県	〒500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地　岐阜合同庁舎	058-245-8104
静岡県	〒420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号　静岡地方合同庁舎	054-254-6315
愛知県	〒460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号　名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0258
三重県	〒514-8524	三重県津市島崎町327番2　津第2地方合同庁舎	059-226-2108
滋賀県	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号	077-522-6654
京都府	〒604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3215
大阪府	〒540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号　大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6502
兵庫県	〒650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号　神戸クリスタルタワー	078-367-9154
奈良県	〒630-8570	奈良県奈良市法蓮町387　奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0206
和歌山県	〒640-8581	和歌山県和歌山市黒田二丁目3番3号　和歌山労働総合庁舎	073-488-1152
鳥取県	〒680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89―9	0857-29-1705
島根県	〒690-0841	島根県松江市向島町134番10　松江地方合同庁舎	0852-31-1158
岡山県	〒700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号　岡山第2合同庁舎	086-225-2014
広島県	〒730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号　広島合同庁舎2号館	082-221-9244
山口県	〒753-8510	山口県山口市中河原町6番16号　山口地方合同庁舎2号館	083-995-0372
徳島県	〒770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6　徳島地方合同庁舎	088-652-9165
香川県	〒760-0019	香川県高松市サンポート3番33号　高松サンポート合同庁舎 北館3階	087-811-8919
愛媛県	〒790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3　松山若草合同庁舎	089-935-5205
高知県	〒780-8548	高知県高知市南金田1番39	088-885-6024
福岡県	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号　福岡合同庁舎新館	092-411-4578
佐賀県	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号　佐賀第2合同庁舎	0952-32-7179
長崎県	〒850-0033	長崎県長崎市万才町7−1　TBM長崎ビル	095-801-0033
熊本県	〒860-8514	熊本県熊本市西区春日2−10−1　熊本地方合同庁舎A棟	096-355-3202
大分県	〒870-0037	大分県大分市東春日町17番20号　大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3215
宮崎県	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号　宮崎合同庁舎	0985-38-8836
鹿児島県	〒892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号　鹿児島合同庁舎	099-223-8278
沖縄県	〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号　那覇第2地方合同庁舎1号館	098-868-3421

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～





厚　生　労　働　省

令和３年度版

はじめに

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定およびその周知、安全および衛生の確保などのさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法の概要や家内労働に関する施策などを分かりやすく説明するものです。ぜひご一読いただき、家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているかを点検していただくための一助となれば幸いです。

令和３年

厚生労働省雇用環境・均等局

目　　次

Ⅰ　家内労働法のあらまし…… 4

Ⅱ　家内労働に関する施策の概要……21

Ⅲ　家内労働の現状……30

Ⅳ　家内労働者の労働条件の現状……37

Ⅰ　家内労働法のあらまし

家内労働法の目的（法第１条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者および家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るように努めなければなりません。

家内労働者の定義（法第２条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

1　製造･加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。

＊　近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。

2　物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。

＊　物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。

3　委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。

4　主として、労働の対償を得るために働くものであること。

＊　大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。

5　本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

委託者の定義（法第２条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

1　製造･加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。

＊　運送業者や建築業者は委託者とはなりません。

2　その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。

＊　電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。

3　仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。

4　家内労働者に直接仕事を委託すること。

＊　直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

補助者の定義（法第２条④）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者をいいます。

家内労働手帳（法第３条）

委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をするつど、必要事項を記入しなければならないと定められています。記入すべき内容は以下のとおりです。

家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければなりません。

家内労働手帳は、法令で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。厚生労働省では、下記のモデル様式の普及を図っています。

委託の原材料の引渡しのときまでに（基本委託条件の通知）

・家内労働者の氏名
・委託者の氏名
・営業所の名称・所在地
・工賃の支払方法、
　その他の委託条件　など

伝票式家内労働手帳
様　式　第　1

基 本 委 託 条 件 の 通 知

年　月　日

家内労働者	氏名		委託者	氏名	
	性別	生年月日		営業所	名称
	住所				所在地 TEL
補助者	氏名		代理人	氏名	
	性別	生年月日		住所	TEL

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。
なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ　家内労働者宅　ロ　グループリーダー宅 ハ　委託者の営業所　ニ　その他（　）
	支払期日	イ　毎月　日締め、（同月／翌月）　日払い ロ　納品の都度払い　ハ　その他（　）
	通貨以外のもので支払う場合の方法	
物品の受渡し場所	イ　家内労働者宅　ロ　グループリーダー宅 ハ　委託者の営業所　ニ　その他（　）	
不良品の取扱いに関する定め（検査日に関する定め）		
備考		

注）　家内労働をやめた日から2年間保存してください。

原材料の受渡しのつど（注文伝票）

・委託業務の内容　　・工賃の支払期日
・納入させる物品の数量　　・納品の時期
・工賃単価　　など

伝票式家内労働手帳
様　式　第　2

No.

注　文　伝　票

年　月　日

殿

委託者

品　名	数　量	単　価	納　期	備　考

工賃支払期日	年　月　日付け「基本委託条件の通知」による。

注）　記入した日から２年間保存して下さい。

（使用上の注意）
1. 業務を委託するつど使用するものとし，品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお，製品に複雑な規格又は仕様がある場合には，仕様書等を添付すること。
2. 備考欄には，委託に関し，機械，器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合，そのつど，その品名，数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

物品の受渡し、工賃の支払のつど（受入伝票）

・受領年月日
・工賃支払額　など

伝票式家内労働手帳
様　式　第　3

No.

受　入　伝　票

年　月　日

殿

委託者

品　名	数　量	単　価	金　額	製品の受領印	備　考
合　計					

月　日締切分	累計金額	備　考

注）　記入した日から２年間保存して下さい。

（使用上の注意）
製品の受領及び工賃を支払うつど，使用するものとし，
(1)　納品のつど工賃を支払う定めがある場合には，上欄のみ記入すること。
(2)　工賃締切日を定め，一定期日に工賃を支払う定めがある場合で，工賃の支払通知をするときは，下欄に記入すること。

就業時間（法第４条）

家内労働者が過剰に長時間働くことにより、健康を害したり、同業者との過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

委託の打切りの予告（法第５条）

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

工賃の支払（法第６条）

工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込みにより支払うことができます。

工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

工賃の支払場所など（法第７条）

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

最低工賃（法第８条～第16条）

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣または都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者または委託者を代表する者は、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正または廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全および衛生に関する措置（法第17条）

1　委託者が講ずべき危害防止措置

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということはできませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者において、「家内労働法施行規則」で定める次のような措置を講じなければなりません。

（1）プレス機械などへの安全装置の取付け（施行規則第10条）

プレス加工や木材加工に使用する機械については、手や指を切断するような大きな災害が起きることがあります。

そのため、プレス機械や木材加工用機械のうち、作業者に危険を及ぼすおそれがあるものには、安全装置を取り付けなければなりません。

プレス機械の安全装置

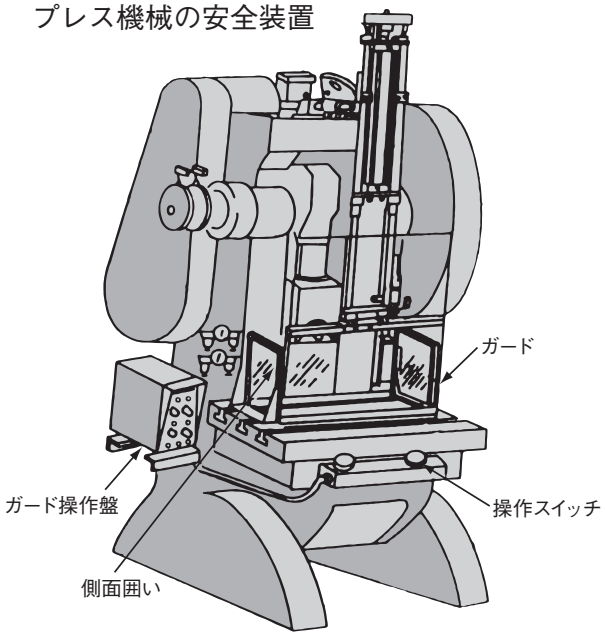

木材加工用機械の安全装置（例）

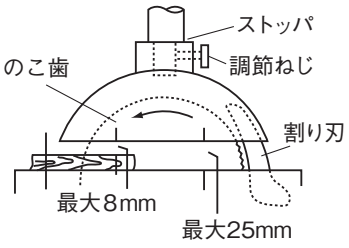

［丸のこ盤の固定式安全装置］

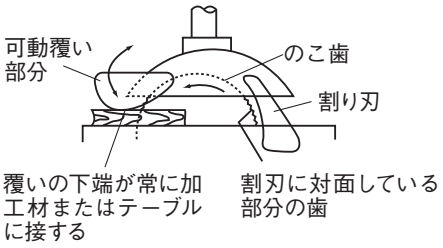

［丸のこ盤の可動式安全装置］

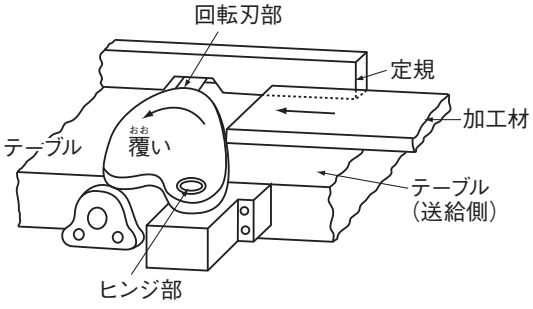

［手押しかんな盤の可動式安全装置］

（2）安全装置などの規格具備の確認（施行規則第11、12条）

危険な機械に取り付ける安全装置については国の規格が定められているものがあり、構造規格として告示されています。委託者は下記①～④の安全装置や機械を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときは、その安全装置や機械などが厚生労働大臣の定める構造規格を具備していることを確認しなければなりません。また、手押しかんな盤については、刃物取り付け部は丸胴であることを確認しなければなりません。

①木材加工用丸のこ盤の反ぱつ予防装置または歯の接触予防装置
（昭和47年労働省告示第86号）

②手押しかんな盤の刃の接触予防装置
（昭和47年労働省告示第87号）

③研削盤、研削といし、または研削といしの覆い
（昭和46年労働省告示第8号）

④動力により駆動されるプレス機械
（昭和52年労働省告示第116号）

（3）機械・器具への防護措置（施行規則第13条）

機械・器具を用いる作業では「挟まれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」「感電」などによる災害が起こることがあります。これらの災害を防ぐには、機械・器具の危険源を覆ったり、囲ったりすることにより、家内労働者や補助者がそれらの危険源にさらされないようにすることが重要です。

委託者は、表1に示す機械・器具を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときには、危険源に、覆い・囲いを取り付けるなど必要な防護措置を講じなければなりません。

機械の危険源の例

①せん断の危険源

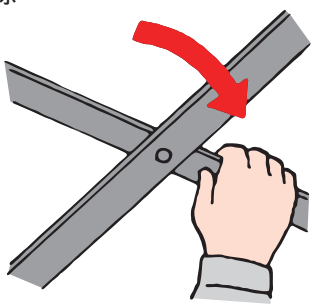

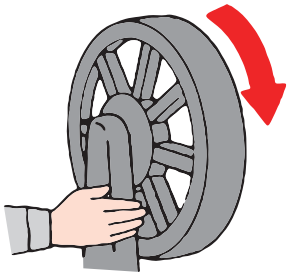

②巻き込みの危険源

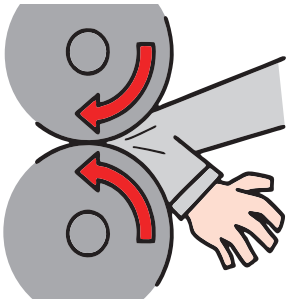

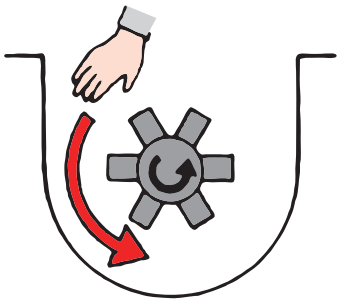

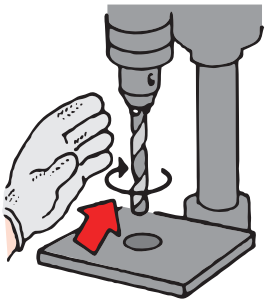

表１　防護措置を講じなければならない機械または器具と講ずべき措置

機械または器具	措置
原動機または機械の回転軸、歯車、プーリ、ベルト	危害を受けるおそれのある部分に覆い、囲いなどを取り付けること。
機械の回転軸、歯車、プーリ、フライホイールの止め具（埋頭型は除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフなどを使用するものを除く。）	研まに必要な部分以外に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。（困難なときは工具を譲渡などすること。）
紙、布、金属箔を通すロール機	囲いまたはガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	感電の危害を生じるおそれのある充電部分に囲いまたは絶縁覆いを取り付けること。

（4）危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

家内労働者や補助者が、作業に伴う危険性・有害性を十分に知らないために、けがや健康障害を起こすことがあります。このため、作業者にはあらかじめ作業に伴う危険性・有害性や安全な作業方法を周知することが重要です。

委託者は、家内労働者や補助者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を「作業心得」などの書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

SDS（安全データシート）の入手と注意事項の周知

SDSは化学物質の有害性等の情報（成分、含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意など）を集約した文書のことです。労働安全衛生法においては、発がん性などの危険有害性が明らかとなっている化学物質（673物質）にはSDSの交付が義務付けられています。このほかの危険有害性のある化学物質にもSDSを交付するよう努めなければならないとされています。

家内労働者に有機溶剤などの化学物質を使用させる場合は、委託者はまずSDSを入手して、作業における危険性・有害性、さらには必要な対策について検討を行い、家内労働者に周知することが望ましいです。

表２　書面交付の対象機械と記載すべき注意事項（施行規則別表第 1）

機械、器具または原材料その他の物品	事　項
機　械	1　刃部を除く機械のそうじ、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合であって、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であって危険な箇所に覆いを設けるなどの措置を講じたときは、この限りでないこと。 2　機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替えまたは調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。 3　機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。
研削といし	1　その日の作業を開始する前には 1 分間以上、研削といしを取り替えた場合には 3 分間以上試運転をすること。 2　最高使用周速度をこえて使用しないこと。 3　側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。
プレス機械またはシャー	1　安全装置を常に有効な状態に保持すること。 2　クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。 3　1 年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。 イ　クラッチ及びブレーキの異常の有無 ロ　クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクチングロッド及びコネクチングスクリュの異常の有無 ハ　ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無 ニ　電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 ホ　配線及び開閉器の異常の有無 4　その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。 イ　クラッチ及びブレーキの機能 ロ　クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクチングロッド及びコネクチングスクリュのボルトのゆるみの有無 ハ　ノンリピート装置及び急停止装置の機能 5　プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を100ルクス以上に保持すること。
ボール盤、フライス盤など手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械	手袋をしないこと。

危険物	1　危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コックなどの接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。 2　危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。 3　危険物のある場所に消火設備を置くこと。 4　危険物が爆発し、または危険物によって火災が生ずるおそれのある場所において、火気または点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。
有機溶剤など	1　有機溶剤の人体に及ぼす作用 2　使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。 3　風上で作業を行うこと。 4　有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。 5　有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 イ　中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。 ロ　中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。 ハ　中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。 ニ　中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺そ生を行うこと。 6　必要な健康診断を受けること。
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを発散する原因となる物品	1　土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんの人体に及ぼす作用 2　風上で作業を行うこと。 3　注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。 4　定期に作業場をそうじすること。 5　粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテンなど適当な間仕切りをすること。 6　必要な健康診断を受けること。
鉛など	1　鉛などの人体に及ぼす作用 2　屋内作業場で喫煙し、または飲食しないこと。 3　毎日 1 回以上、屋内作業場を真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 4　作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。

	5　粉状の鉛などがこぼれた場合には、すみやかに、真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 6　必要な健康診断を受けること。

参考

「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、以下のように定められました。（平成25年３月14日付通達）

家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の概要（平成25年３月14日付け通達）

1　1,2-ジクロロプロパンの取扱い

＜委託者＞

胆管がんとの関連が指摘された 1,2- ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。

やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート（SDS）の交付も必要。

＜家内労働者＞

危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。

密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※1,2- ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2- ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

2　洗浄・拭き取り業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

①　危害防止のための書面の交付等

・委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシート SDS の交付も必要。

・家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

②　設備等の設置

・家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。

・委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

③　保護具等の使用

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクを使用する。皮膚に障害を与える物品などを取扱う業務を行うときは、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

④　引火等の防止

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。

（5）有害物についての容器の使用など（施行規則第15条）

接着剤などに含有されている有機溶剤は、多量に吸引すると急性中毒を起こしたり、低濃度であっても長期間にわたってさらされていると体内吸収によるさまざまな健康障害を起こしたりすることがあります。

委託者は、有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・釉薬を家内労働者に譲渡、貸与、提供するときは、それらが漏れたり、発散するおそれのない容器を使用しなければなりません。

また、容器の見やすいところに、有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

容器などの表示事項の参考例

（労働安全衛生法第57条、労働安全衛生規則第32、33条）

1　名称
2　人体に及ぼす作用
3　貯蔵または取り扱い上の注意
4　表示をする者の氏名、住所および電話番号
5　注意喚起語
6　安定性及び反応性
7　標章（絵表示）

標章（絵表示）の例



可燃性ガス
自然発火性ガス
エアゾール
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物
鈍性化爆発物（B～F）



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体



爆発物
自己反応性化学品
有機過酸化物（A,B）



金属腐食性物質
皮膚腐食性
眼に対する重篤な損傷性



高圧ガス



急性毒性（区分１～３）



急性毒性（区分４）
皮膚刺激性
眼刺激性
皮膚感作性
特定標的臓器毒性（単回曝露）（区分３）
オゾン層への有害性



水生環境有害性



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
特定標的臓器毒性（単回曝露）（区分１,２）
特定標的臓器毒性（反復曝露）（区分１,２）
ごえん有害性

2 家内労働者が講ずべき危害防止措置

家内労働者は、委託者から譲渡、貸与、提供を受けたもの以外の機械・器具を使用するときには、安全装置の取り付け、構造規格適合の確認、防護措置などについて、委託者が講ずべき措置に準ずる措置を講じるように努めなければなりません。（施行規則第17条）（8～10ページ1（1）～(3)参照）

加えて、家内労働者または補助者は、次のような措置を講じなければなりません。

（1）設備などの設置（施行規則第18条）

有機溶剤や粉じんによる健康障害を防ぐには、原因となる危険源をなくしたり、危険源にさらされないようにすることが重要です。

そのため、家内労働者は表3の業務に従事する場合には、密閉設備、局所排気装置、湿潤化装置などを設けるように努めなければなりません。

表３　設備などを設置しなければならない業務

業務	設備または装置
有機溶剤(※)を取り扱う業務	蒸気発散源の密閉設備、局所排気装置、全体換気装置または排気筒
有機溶剤(※)を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛などを取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置または排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研ま、ばり取り、または金属を裁断する場所における業務	局所排気装置または粉じん発散源の湿潤化装置

※有機溶剤等には以下のものがあります

第１種有機溶剤：	1,2-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）・二硫化炭素
第２種有機溶剤：	アセトン・イソブチルアルコール・イソプロピルアルコール・イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）・エチルエーテル・エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）・エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）・エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）・エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）・オルト-ジクロルベンゼン・キシレン・クレゾール・クロルベンゼン・酢酸イソブチル・酢酸イソプロピル・酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）・酢酸エチル・酢酸ノルマル-ブチル・酢酸ノルマル-プロピル・酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）・酢酸メチル・シクロヘキサノール・シクロヘキサノン・N,N-ジメチルホルムアミド・テトラヒドロフラン・1,1,1-トリクロルエタン・トルエン・ノルマルヘキサン・1-ブタノール・2-ブタノール・メタノール・メチルエチルケトン・メチルシクロヘキサノール・メチルシクロヘキサノン・メチル-ノルマル-ブチルケトン
第３種有機溶剤：	ガソリン・コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）・石油エーテル・石油ナフサ・石油ベンジン・テレビン油・ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
特別有機溶剤等：	エチルベンゼン・クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）・1,2-ジクロロプロパン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）・テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

（2）保護具などの使用（施行規則第19条）

作業に伴うけがや健康障害を防止するためには、家内労働者または補助者が適切な保護具などを使用することにより、災害を防止したりけがの程度を軽減することが期待できます。

このため、家内労働者または補助者は、表4の業務に従事する場合には、保護具などを使用しなければなりません。

表４　保護具などを使用しなければならない業務

業務	保護具など
運転中の機械の刃部における切粉払いまたは切削剤を使用する業務	ブラシ
運転中の機械に頭髪または被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子または作業服
ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	ガスまたは蒸気にあっては防毒マスク、粉じんにあっては防じんマスク
皮膚に障害を与える物品や皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性作業衣または手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

保護具の例

呼吸用保護具

※作業にあわせて防毒マスク、防じんマスクを間違わないように選ばなければなりません。

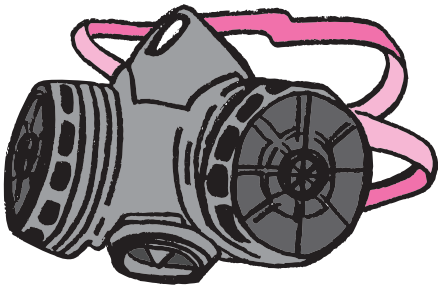

化学防護手袋



保護具を使用しての作業の例（接着剤の塗布作業）

※有機溶剤業務には防毒マスクを使用します。
使用時間に応じて吸収缶の交換が必要です。

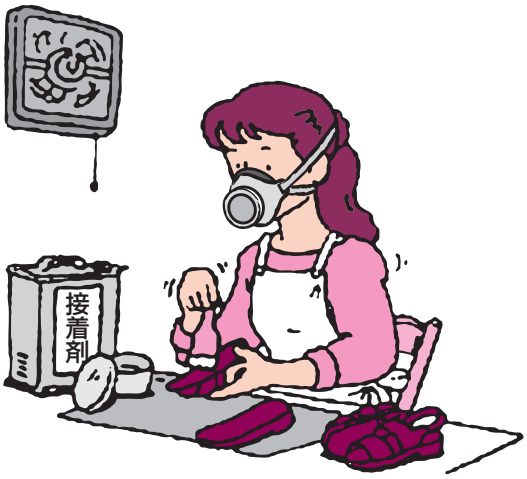

（3）危険物の取り扱い（施行規則第20条）

危険物を取り扱うとき、その取扱方法を誤ると災害につながることがあります。

そのため、家内労働者または補助者は、表5の危険物を取り扱う場合には、必要事項を守らなければなりません。

表５　危険物の種類と守らなければならない事項

物品	守らなければならない事項
発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。
酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。
可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

※表5に掲げる危険物の具体的内容については、表6を参照して下さい。

表６　危険物一覧

種別	名称
発火性の物品	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉
酸化性の物品	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
引火性の物品	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレビン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏65度未満の物品
可燃性のガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏15度、１気圧において気体である可燃性の物品
備考　引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」または「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、１気圧のもとで測定した値とする。	

（4）危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

委託者は、家内労働者や補助者に危害を生じるおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与、提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません（10ページ1（4）参照）。

家内労働者は、委託者から交付された書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。これは、家内労働者や補助者が書面を参照しながら作業するためだけでなく、家族にも、緊急の際の応急措置などについて十分知ってもらう必要があるからです。

また、家内労働者または補助者は、上記の書面の注意事項を守るように努めなければなりません。

委託者や家内労働者が上記の措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために、委託者または家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止などを命じたりすることができます。（法第18条）

届出（法第26条）

委託者は、次の届けを労働基準監督署に提出しなければなりません。（施行規則第23条）

※各種申請・届出などの手続きをe－GoVから申請することもできます。（https://www.e-gov.go.jp/）

自宅や職場から24時間申請することが可能です。

委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年４月１日現在の状況について４月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第２号

委　託　状　況　届

事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地（電話番号）

委託業務の内容	委託地域	家内労働者数						補助者数						代理人数
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	
	都道府県（　）													
	都道府県（　）													
	都道府県（　）													
	都道府県（　）													
	都道府県（　）													
備考														

年　月　日

委託者氏名

労働局長　殿

注　意
1　「事業の種類」欄には，委託者の事業の種類を記入すること。
2　「家内労働者数」，「補助者数」及び「代理人数」は，都道府県別に記入し，「委託地域」欄（　）の内には，当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者または補助者がけがや病気で４日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません。

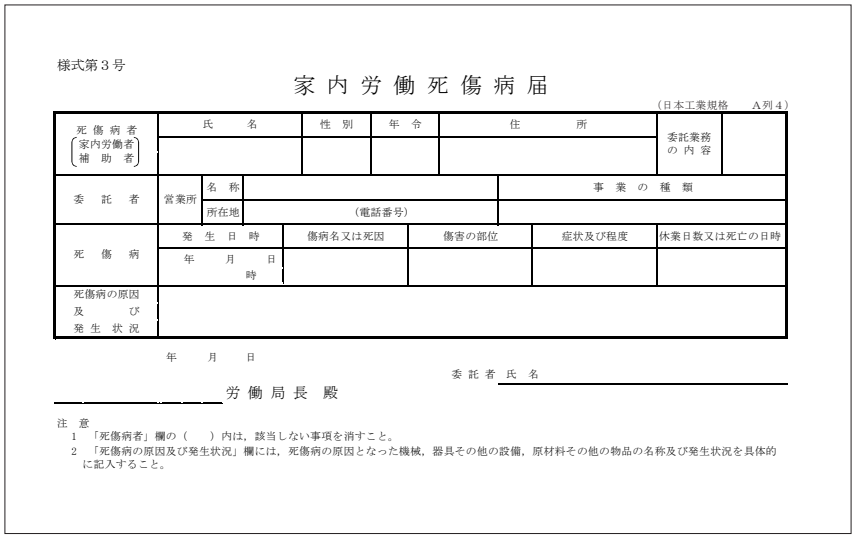

様式第３号

家内労働死傷病届

（日本工業規格　A列４）

死傷病者（家内労働者／補助者）	氏名		性別	年令	住所	委託業務の内容	
委託者	営業所	名称			事業の種類		
		所在地	（電話番号）				
死傷病	発生日時		傷病名又は死因	傷害の部位	症状及び程度	休業日数又は死亡の日時	
	年　月　日　時						
死傷病の原因及び発生状況							

年　月　日

委託者氏名

＿＿＿＿＿＿労働局長　殿

注意
1　「死傷病者」欄の（　）内は，該当しない事項を消すこと。
2　「死傷病の原因及び発生状況」欄には，死傷病の原因となった機械，器具その他の設備，原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

帳簿の備付け（法第27条）

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

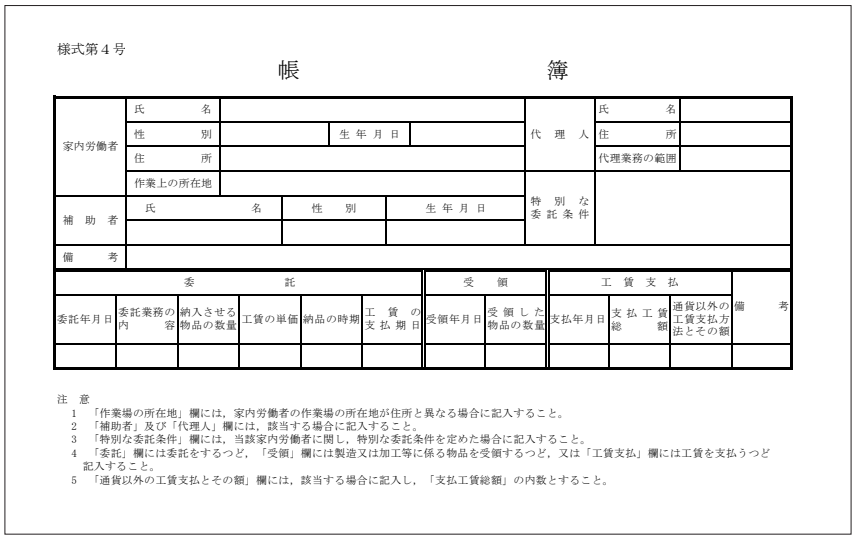

様式第４号

帳　簿

家内労働者	氏名				代理人	氏名	
	性別		生年月日			住所	
	住所					代理業務の範囲	
	作業上の所在地				特別な委託条件		
補助者	氏名		性別	生年月日			
備考							

委託						受領		工賃支払			
委託年月日	委託業務の内容	納入させる物品の数量	工賃の単価	納品の時期	工賃の支払期日	受領年月日	受領した物品の数量	支払年月日	支払工賃総額	通貨以外の工賃支払方法とその額	備考

注意
1　「作業場の所在地」欄には，家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。
2　「補助者」及び「代理人」欄には，該当する場合に記入すること。
3　「特別な委託条件」欄には，当該家内労働者に関し，特別な委託条件を定めた場合に記入すること。
4　「委託」欄には委託をするつど，「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど，又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。
5　「通貨以外の工賃支払とその額」欄には，該当する場合に記入し，「支払工賃総額」の内数とすること。

令和２年４月１日より、帳簿の保存期間が３年間から５年間に延長されました（令和２年４月１日以後に締結される委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます。）。

各種様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html）

申告（法第32条）

家内労働者や補助者は、家内労働法または同法に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局または労働基準監督署に申告することができます。

罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

【注１】法第33条～第36条において罰則額が定められていますが、罰金等臨時措置法（昭和23年12月18日法律第251号）第２条により、各条とも、2万円以下の罰金とされています。

【注２】委託状況届及び家内労働死傷病届について、令和2年12月25日より、署名又は押印が無くても、記名のみで届出が可能となりましたが、他人が委託者になりすまして届出をした場合は、私文書偽造として法令違反になる可能性があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

Ⅱ　家内労働に関する施策の概要

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、国や都道府県労働局、労働基準監督署では、次のような施策を行っています。

1　委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
2　工賃の通貨払、全額払、１か月以内払などの工賃支払の確保
3　工賃の改善を図るための最低工賃の決定および周知
4　危険または有害な業務に従事する家内労働者の安全および衛生の確保
5　特定の危険または有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
6　「インチキ内職」の被害防止
7　所得税の計算における必要経費の特例

１　家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導などを行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（５～６ページ参照）を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

２　工賃支払の確保などについて

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしていますので、工賃が不払になったり、遅払になったり、また、突然仕事を打ち切られたりすると、生活に困ることになります。

このため、工賃の支払いの確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

３　最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

平成31年３月７日現在、98件の最低工賃が決定されています。

業種別最低工賃決定状況（平成31年３月７日現在98件）

業種		決定件数（件）
繊維工業	織物	3
衣服、その他の繊維製品製造業	ニット製造	4
	既製洋服など	37
	和服・その他	15
紙・紙加工品製造業		4
金属製品製造業		3
電気機械器具等製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、機械器具など	25
その他		7
合計		98

都道府県別最低工賃決定状況一覧（平成31年３月７日現在98件）

件名
北海道男子既製服製造業
北海道和服裁縫業
青森県和服裁縫業
青森県男子・婦人既製服製造業
青森県電気機械器具製造業
岩手県婦人・男子既製洋服製造業
岩手県電気機械器具製造業
宮城県男子服・婦人服製造業
宮城県電気機械器具製造業
秋田県通信機器用部分品製造業
秋田県男子服・婦人服・子供服製造業
山形県男子・婦人既製服製造業
福島県横編ニット製造業
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
福島県外衣・シャツ製造業
茨城県男子既製洋服製造業
茨城県電気機械器具製造業
茨城県婦人・子供既製服製造業
栃木県電気機械器具製造業
栃木県衣服製造業
群馬県横編ニット製造業
群馬県婦人服製造業
群馬県電気機械器具製造業
埼玉県紙加工品製造業

件名
埼玉県足袋製造業
埼玉県縫製業
埼玉県電気機械器具製造業
埼玉県革靴製造業
千葉県婦人既製洋服製造業
東京都電気機械器具製造業
東京都革靴製造業
東京都婦人既製洋服製造業
神奈川県紙加工品製造業
神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業
神奈川県電気機械器具製造業
新潟県男子・婦人既製洋服製造業
新潟県横編ニット製造業
新潟県作業工具製造業
新潟県洋食器・器物製造業
富山県ニット製造業
富山県電気機械器具製造業
富山県ファスナー加工業
福井県衣服製造業
福井県眼鏡製造業
山梨県貴金属製品製造業
山梨県電気機械器具製造業
山梨県婦人服製造業
長野県外衣・シャツ製造業
長野県電気機械器具製造業

件　　名
岐阜県男子既製洋服製造業
岐阜県婦人服製造業
岐阜県陶磁器上絵付業
静岡県車両電気配線装置製造業
愛知県車両電気配線装置製造業
三重県車両電気配線装置製造業
滋賀県下着・補整着製造業
京都府紙加工品製造業
京都府丹後地区絹織物業
大阪府男子既製洋服製造業
兵庫県綿・スフ織物業
兵庫県靴下製造業
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業
兵庫県釣針製造業
兵庫県電気機械器具製造業
奈良県靴下製造業
鳥取県男子服・婦人服製造業
鳥取県和服裁縫業
島根県外衣・シャツ製造業
島根県電気機械器具製造業
島根県和服裁縫業
岡山県車両電気配線装置製造業
広島県既製服縫製業
広島県和服裁縫業
広島県毛筆・画筆製造業

件　　名
広島県電気機械器具製造業
山口県和服裁縫業
山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業
徳島県縫製業（下着・ハンカチーフ製造業）
香川県手袋・ソックスカバー製造業
愛媛県タオル製造業
高知県繊維産業
高知県衛生用紙製造業
福岡県男子服製造業
福岡県婦人服製造業
佐賀県婦人既製服製造業
長崎県男子既製洋服製造業
長崎県婦人既製洋服製造業
長崎県和服裁縫業
熊本県和服裁縫業
熊本県縫製業
熊本県電気機械器具製造業
大分県電気機械器具製造業
大分県衣服製造業
宮崎県男子既製洋服製造業
宮崎県婦人既製洋服製造業
宮崎県内燃機関電装品製造業
鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
沖縄県縫製業

4　安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険または有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤などを使用する危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者および補助者に対して、必要な遵守事項などについて周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動などを通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

5　労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者（以下「家内労働者等」という。）については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者等です。

- プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業
  - ①研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
  - ②溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 有機溶剤や有機溶剤含有物を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
  - ①履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）
  - ②木製または合成樹脂製の漆器
- 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
  - ①粉じん作業
  - ②鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業
  - ③鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業
  - ④施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
  - ①仏壇
  - ②木製または竹製の食器

特別加入時健康診断

家内労働者等で特別加入を希望し、下表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、当該業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に特別加入健康診断を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒などのため療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務にかかわらず特別加入はできません。また、その業務からの転換が必要と認められる場合には、その業務に係る特別加入はできません。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）
1	粉じん作業を行う業務	3　年　以　上
2	振動工具使用の業務	1　年　以　上
3	鉛業務	6　か　月　以　上
4	有機溶剤業務	6　か　月　以　上

加入手続

特別加入をしようとする家内労働者等の団体（団体がない場合には、団体を作る必要があります。）は、「特別加入申請書」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円となっています（※2,000円、2,500円、3,000円は家内労働者のみに認められています。）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額などの所得水準に見合った額としてください。

保険料

保険料は家内労働者等の団体が納付します。その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります（次ページ参照）。

保険料率表（令和２年９月１日時点）

作業内容	特別加入保険料率
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	15 ／ 1000
金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業 ・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	15 ／ 1000
有機溶剤や有機溶剤含有物を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る） ・木製または合成樹脂製の漆器	6 ／ 1000
陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・粉じん作業 ・鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業 ・鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業 ・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	17 ／ 1000
動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	3 ／ 1000
木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・仏壇 ・木製または竹製の食器	18 ／ 1000

保険給付および特別支給金

家内労働者等が、その作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中に、または作業場に隣接した場所において、家内労働に関する材料、加工品などの積み込み、積み下ろしおよび運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。したがって、自宅と作業場との間、または自宅や作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には保険給付を行いません。

なお、令和2年9月1日以降について、複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気等についても、保険給付が行われるようになりました。

（1） 保険給付

① 療養補償給付（複数事業労働者療養給付）

家内労働者等が業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院または労災指定病院などで無料で療養を受けられます。そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気により療養を必要とする場合にも、同様に無料の療養または療養に要した費用が支給されます。

② 休業補償給付（複数事業労働者休業給付）

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合にも、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

③ 障害補償給付（複数事業労働者障害給付）

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または 一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合にも、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

④ 傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）

業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合にも、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

⑤ 遺族補償給付（複数事業労働者遺族給付）

家内労働者等が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により死亡した場合にも、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

⑥ 葬祭料（複数事業労働者葬祭給付）

業務上死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしており、複数の作業を要因とする理由により死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

⑦ 介護補償給付（複数事業労働者介護給付）

家内労働者等が業務上の事由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

(2) 特別支給金

① 休業特別支給金

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じ一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

③ 遺族特別支給金

家内労働者等の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合はそれぞれ300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

④ 傷病特別支給金

家内労働者等が、業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合には、その障害の程度に応じ一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

６　いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わせられる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

(1) 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事についてはさまざまな条件をつけて買いたたいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
(2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額の機械を市価の倍額くらいで売りつける。工賃の取り決めはあいまい。
(3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても応じない。
(4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに必要な費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、パソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられた上、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払いなど委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

しかし、このような「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通あり得ません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

(1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。
　簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出すこと。
(2) 収入などの委託条件を十分に確認し、内容は契約書などの書面でもらうこと。
(3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。
　例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などには特に注意すること。

7　所得税の計算における必要経費の特例について

所得税額の計算において、事業所得または雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、必要経費として55万円まで認める特例があります。

(1) 家内労働者の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が55万円未満のときでも、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

(2) 家内労働者に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が55万円未満のときは、上記（1）と同様必要経費が合計で55万円まで認められます。この場合には、55万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

(3) 家内労働による所得のほか、給与の収入金額がある場合

・給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。
・給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費の合計額とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

家内労働者が得ている所得の種類などによってこの特例が適用されるかどうかが異なりますので、詳しくは税務署におたずねください。

Ⅲ　家内労働の現状（出典：令和２年度家内労働概況調査）

令和２年10月１日現在の家内労働の現状をみると次のようになります。

１　家内労働従事者（第１表）

令和２年10月１日現在、家内労働に従事する者の総数は10万8,539人です。その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は10万5,301人、家内労働者の同居の親族で、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は3,238人となっています。

２　家内労働者

（1）　推移（第１表）

家内労働法が制定された昭和45年以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年の184万4,400人がピークでしたが、令和２年は10万5,301人となっています。

（2）　男女別（第１表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が1万1,220人であるのに対し、女性は9万4,081人と全体の89.3％を占めています。

（3）　類型別（第１表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が9万9,244人で全体の94.2％と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専業的家内労働者は4,905人（4.7％）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は1,152人（1.1％）となっています。

（4）　業種別（第２表）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が2万6,077人（24.8％）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が1万1,903人（11.3％）となっています。

（5）　都道府県別（第３表）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が9,848人と最も多く、次いで愛知県が8,164人、大阪府が7,751人となっています。

（6） 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第４表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、9,572人で、家内労働従事者数に占める割合は8.8%となっています。

業務の種類別にみると、動カミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、7,578人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の79.2%を占めています。

３　委託者

（1） 委託者数（第５表）

令和２年10月１日現在の委託者数は、7,500で、その内訳をみると、製造又は販売業者が7,225、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が275となっています。

（2） 業種別（第５表）

委託者数を業種別でみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が2,683（35.8%）と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が764（10.2%）となっています。

（3） １委託者当たりの平均家内労働者数（第５表）

１委託者当たりの平均家内労働者数は14.0人で、業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「ゴム製品製造業」が23.7人と最も多く、次いで「紙・紙加工品製造業」が16.3人となっているのに対し、「窯業・土石製品製造業」は9.6人と最も少なくなっています。

４　代理人

（1） 代理人数（第５表）

委託者が多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがありますが、その数は令和２年10月１日現在322人となっています。

（2） 業種別（第５表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が83人（25.8%）と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が35人（10.9%）、「紙・紙加工品製造業」が29人（9.0%）となっています。

第１表　家内労働従事者数、家内労働

区　　分			昭和45年度	48年度	50年度	55年度	60年度
家内労働従事者数（対前年度比率）			人 2, 017, 100	人 2, 041, 200 (0. 2%)	人 1, 725, 700 (△5. 9%)	人 1, 415, 500 (△1. 9%)	人 1, 223, 200 (△3. 2%)
家内労働者数（対前年度比率）			1, 811, 200	1, 844, 400 (0. 2%)	1, 563, 700 (△5. 5%)	1, 313, 900 (△2. 1%)	1, 149, 000 (△3. 2%)
内訳	性別	男　性	139, 500 [7. 7%]	136, 600 [7. 4%]	125, 200 [8. 0%]	101, 900 [7. 8%]	78, 100 [6. 8%]
		女　性	1, 671, 700 [92. 3%]	1, 707, 800 [92. 6%]	1, 438, 500 [92. 0%]	1, 212, 000 [92. 2%]	1, 070, 900 [93. 2%]
	類型別	専　業	171, 000 [9. 4%]	171, 000 [9. 3%]	134, 800 [8. 6%]	101, 400 [7. 7%]	76, 200 [6. 6%]
		内　職	1, 597, 200 [88. 2%]	1, 633, 600 [88. 6%]	1, 393, 800 [89. 1%]	1, 189, 500 [90. 5%]	1, 058, 500 [92. 1%]
		副　業	43, 000 [2. 4%]	39, 800 [2. 2%]	35, 100 [2. 2%]	23, 000 [1. 8%]	14, 300 [1. 2%]
補　助　者　数			205, 900	196, 800	162, 000	101, 600	74, 200
委　託　者　数			113, 100	110, 900	106, 100	90, 100	80, 600

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。
注2：[　]は、性及び類型別の構成比である。

第２表　業種別家内労働者

業　　種	令和元年度	令和２年度	対前年度比率
総数	人 105, 054 100%	人 105, 301 100%	% 0. 2
食料品製造業	2, 022 1. 9%	2, 006 1. 9%	△0. 8
繊維工業	26, 202 24. 9%	26, 077 24. 8%	△0. 5
木材・木製品、家具・装備品製造業	870 0. 8%	1, 121 1. 1%	28. 9
紙・紙加工品製造業	7, 186 6. 8%	7, 123 6. 8%	△0. 9
印刷・同関連及び出版業	2, 611 2. 5%	2, 764 2. 6%	5. 9
ゴム製品製造業	6, 607 6. 3%	6, 340 6. 0%	△4. 0
皮革製品製造業	1, 918 1. 8%	2, 231 2. 1%	16. 3
窯業・土石製品製造業	928 0. 9%	901 0. 9%	△2. 9
金属製品製造業	3, 175 3. 0%	3, 283 3. 1%	3. 4
電子部品・デバイス製造業	4, 928 4. 7%	4, 514 4. 3%	△8. 4
電気機械器具製造業	12, 114 11. 5%	11, 903 11. 3%	△1. 7
情報通信機械器具製造業	843 0. 8%	820 0. 8%	△2. 7
機械器具等製造業	5, 304 5. 0%	5, 448 5. 2%	2. 7
その他（雑貨等）	30, 346 28. 9%	30, 770 29. 2%	1. 4

者数、補助者数及び委託者数の推移

平成2年度	7年度	12年度	17年度	22年度	27年度	30年度	令和元年度	2年度
人 951, 800 (△6. 0%)	人 576, 701 (△12. 3%)	人 347, 084 (△9. 2%)	人 216, 625 (△4. 4%)	人 141, 131 (△7. 1%)	人 114, 655 (△ 2. 1%)	人 114, 511 (2. 6%)	人 108, 293 (△ 5. 4%)	人 108, 539 (0. 2%)
903, 400 (△5. 7%)	549, 585 (△12. 3%)	331, 831 (△9. 1%)	207, 142 (△4. 2%)	136, 289 (△6. 1%)	111. 038 (△ 1. 8%)	110, 812 (2. 3%)	105, 054 (△ 5. 2%)	105. 301 (0. 2%)
58, 500 [6. 5%]	36, 443 [6. 6%]	23, 888 [7. 2%]	18, 758 [9. 1%]	13, 191 [9. 7%]	11, 840 [10. 7%]	13, 324 [12. 0%]	11, 033 [10. 5%]	11. 220 [10. 7%]
844, 800 [93. 5%]	513, 142 [93. 4%]	307, 943 [92. 8%]	188, 384 [90. 9%]	123, 098 [90. 3%]	99. 198 [89. 3%]	97, 488 [88. 0%]	94, 021 [89. 5%]	94, 081 [89. 3%]
50, 400 [5. 6%]	31, 848 [5. 8%]	16, 914 [5. 1%]	10, 813 [5. 2%]	5, 900 [4. 3%]	5. 343 [4. 8%]	4, 890 [4. 4%]	4, 741 [4. 5%]	4, 905 [4. 7%]
843, 500 [93. 4%]	512, 900 [93. 3%]	311, 835 [94. 0%]	193, 778 [93. 6%]	129, 577 [95. 1%]	104. 929 [94. 5%]	104, 818 [94. 6%]	99, 056 [94. 3%]	99, 244 [94. 2%]
9, 400 [1. 0%]	4, 837 [0. 9%]	3, 082 [0. 9%]	2, 551 [1. 2%]	812 [0. 6%]	766 [0. 7%]	1, 104 [1. 0%]	1, 257 [1. 2%]	1, 152 [1. 1%]
48, 400	27, 116	15, 253	9, 483	4, 842	3. 617	3, 699	3, 239	3, 238
59, 800	38, 538	24, 116	15, 010	10, 447	7, 760	7, 654	7, 328	7, 500

注3：昭和45年度から平成2年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

数及び主な家内労働業務

主な家内労働業務
貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
衣服の縫製、ニット編立て、撚糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞄の糊付け加工
陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鋳込み
洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品の組立・検査
コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
自動車部品組立、航空機部品組立
貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首つくり、事務用品製造

第３表　都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働従事者数	家内労働者数	補助者数	委託者数	代理人数
	人	人	人		人
全国	108,539	105,301	3,238	7,500	322
北海道	1,106	1,096	10	89	0
青森県	947	943	4	68	0
岩手県	1,200	1,193	7	108	2
宮城県	1,039	1,032	7	72	3
秋田県	1,505	1,489	16	138	0
山形県	1,707	1,674	33	160	1
福島県	1,962	1,912	50	158	0
茨城県	2,131	2,086	45	155	50
栃木県	1,178	1,160	18	122	1
群馬県	3,459	3,254	205	159	1
埼玉県	4,656	4,587	69	380	10
千葉県	2,067	2,013	54	140	24
東京都	10,130	9,848	282	957	0
神奈川県	1,801	1,770	31	114	4
新潟県	2,687	2,602	85	200	13
富山県	1,406	1,364	42	126	11
石川県	1,866	1,769	97	172	0
福井県	1,911	1,872	39	179	17
山梨県	1,558	1,527	31	141	0
長野県	3,089	3,032	57	213	0
岐阜県	2,557	2,245	312	191	0
静岡県	6,528	6,312	216	300	55
愛知県	8,523	8,164	359	360	2
三重県	2,548	2,456	92	132	0
滋賀県	3,291	3,247	44	175	0
京都府	2,884	2,781	103	226	3
大阪府	7,878	7,751	127	423	0
兵庫県	3,407	3,149	258	175	4
奈良県	2,296	2,238	58	168	31
和歌山県	596	579	17	33	0
鳥取県	1,089	1,040	49	101	3
島根県	831	801	30	103	3
岡山県	3,391	3,288	103	156	0
広島県	2,246	2,158	88	137	39
山口県	1,150	1,124	26	90	2
徳島県	672	670	2	50	26
香川県	1,260	1,211	49	105	9
愛媛県	2,319	2,302	17	162	0
高知県	846	820	26	42	4
福岡県	1,938	1,923	15	124	3
佐賀県	901	878	23	99	0
長崎県	347	347	0	36	0
熊本県	1,127	1,118	9	92	0
大分県	374	370	4	27	1
宮崎県	1,001	974	27	67	0
鹿児島県	748	746	2	47	0
沖縄県	386	386	0	28	0

第４表　危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別		
		男	女	専業	内職	副業
	人	人	人	人	人	人
総　数	9,572 (486) 100.0%	1,999 (131) 20.9%	7,573 (355) 79.1%	1,591 (157) 16.6%	7,863 (321) 82.1%	118 (8) 1.2%
プレス機､型付け機､型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	466 (46) 100.0%	279 (13) 59.9%	187 (33) 40.1%	259 (34) 55.6%	202 (11) 43.3%	5 (1) 1.1%
有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例:有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂･洗浄する作業)	682 (40) 100.0%	318 (0) 46.6%	364 (40) 53.4%	205 (26) 30.1%	470 (14) 68.9%	7 (0) 1.0%
鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	221 (1) 100.0%	24 (0) 10.9%	197 (1) 89.1%	5 (0) 2.3%	216 (1) 97.7%	0 (0) 0.0%
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	420 (73) 100.0%	308 (17) 73.3%	112 (56) 26.7%	359 (58) 85.5%	51 (14) 12.1%	10 (1) 2.4%
動力により駆動される機械を使用する作業 (例:ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	7,578 (256) 100.0%	1,167 (55) 15.4%	6,411 (201) 84.6%	903 (54) 11.9%	6,577 (196) 86.8%	98 (6) 1.3%
木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	8 (0) 100.0%	4 (0) 50.0%	4 (0) 50.0%	4 (0) 50.0%	3 (0) 37.5%	1 (0) 12.5%
火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	342 (85) 100.0%	27 (48) 7.9%	315 (37) 92.1%	0 (0) 0.0%	342 (85) 100.0%	0 (0) 0.0%
その他の危険有害作業	51 (7) 100.0%	26 (1) 51.0%	25 (6) 49.0%	30 (7) 58.8%	21 (0) 41.2%	0 (0) 0.0%

注１：　２種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に１人として計上した。
　　但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。
注２：　（　）は、補助者数（内数）である。

第５表　業種別委託者数、代理人数及び１委託者当たりの平均家内労働者数

業種	委託者数			代理人数	1委託者当たりの平均家内労働者数
	総数	製造・販売業者	請負業者		
総数	7,500 100.0%	7,225 100.0%	275 100.0%	人 322 100.0%	人 14.0
食料品製造業	142 1.9%	142 2.0%	0 0.0%	4 1.2%	14.1
繊維工業	2,683 35.8%	2,525 34.9%	158 57.5%	83 25.8%	9.7
木材・木製品、家具・装備品製造業	81 1.1%	80 1.1%	1 0.4%	2 0.6%	13.8
紙・紙加工品製造業	438 5.8%	435 6.0%	3 1.1%	29 9.0%	16.3
印刷・同関連及び出版業	185 2.5%	182 2.5%	3 1.1%	2 0.6%	14.9
ゴム製品製造業	267 3.6%	261 3.6%	6 2.2%	4 1.2%	23.7
皮革製品製造業	224 3.0%	221 3.1%	3 1.1%	15 4.7%	10.0
窯業・土石製品製造業	94 1.3%	94 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	9.6
金属製品製造業	309 4.1%	306 4.2%	3 1.1%	1 0.3%	10.6
電子部品・デバイス製造業	403 5.4%	393 5.4%	10 3.6%	0 0.0%	11.2
電気機械器具製造業	764 10.2%	739 10.2%	25 9.1%	35 10.9%	15.6
情報通信機械器具製造業	55 0.7%	49 0.7%	6 2.2%	0 0.0%	14.9
機械器具等製造業	413 5.5%	398 5.5%	15 5.5%	7 2.2%	13.2
その他（雑貨等）	1,442 19.2%	1,400 19.4%	42 15.3%	140 43.5%	21.3

Ⅳ　家内労働者の労働条件の現状（出典：令和２年度家内労働等実態調査）

令和２年10月１日現在の家内労働者の労働条件の現状をみると次のようになります。

1　平均年齢は58.9歳、平均経験年数は11.6年

家内労働者の平均年齢は58.9歳で、これを男女別にみると、男性が65.3歳、女性が58.2歳となっています。

年齢階級別に家内労働者の構成比をみると、第１図のとおり、「70歳以上」が最も多く29.3%、次いで「60～70歳未満」が24.0%、「40～50歳未満」が18.6%と、これら３つの階級で全体の約７割を占めています。

また、家内労働者が現在の業務に従事してきた平均経験年数は11.6年であり、これを男女別にみると、男性は14.3年、女性は11.3年となっています。

第１図　年齢階級別家内労働者構成比

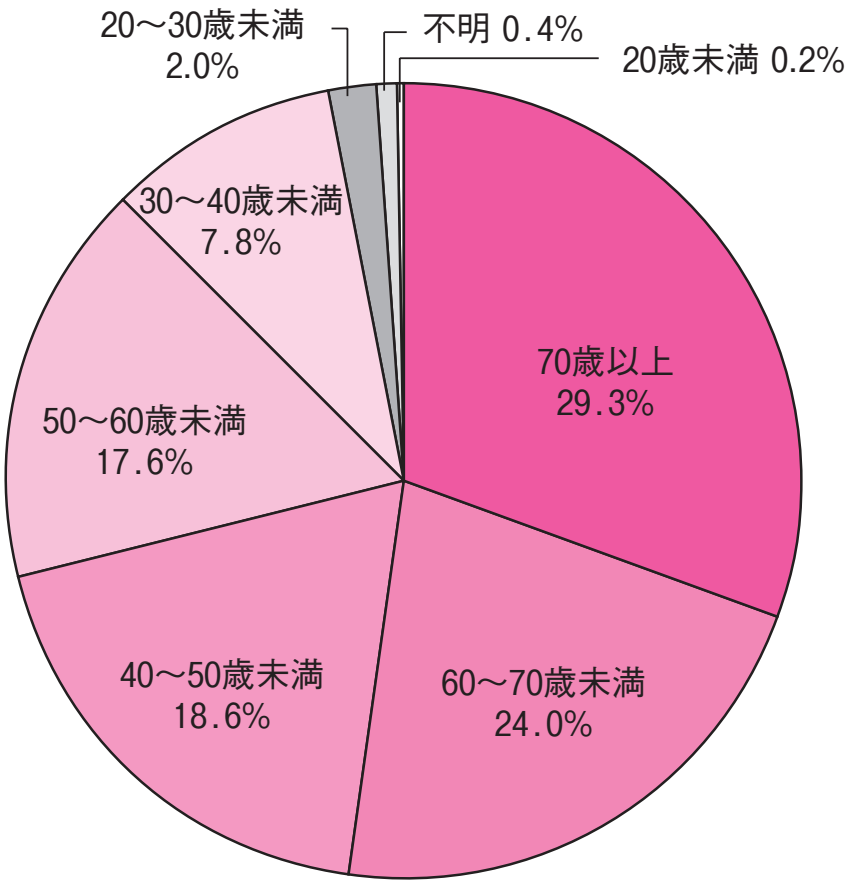

2　平均就業時間数は１日4.9時間、平均就業日数は１か月17.6日

家内労働者の平均就業時間数は、１日4.9時間であり、平均就業日数は、１か月17.6日となっています。

これを男女別にみると、男性の就業時間数は、１日5.6時間、就業日数は１か月17.4日であるのに対し、女性の就業時間数は１日4.9時間、就業日数は１か月17.6日となっています。

また、これを類型別にみると、専業は１日7.2時間、就業日数は１か月20.1日であるのに対し、内職は１日4.9時間、就業日数は１か月17.6日、副業は１日4.1時間、就業日数は１か月15.6日と、いずれも短くなっています。

次に、業種別に平均就業時間数をみると、「繊維製品」「窯業･土石製品」および「金属製品」が5.3時間と長く、「情報通信機械器具」が4.1時間と最も短くなっています。

また、平均就業日数をみると、「ゴム製品」が18.7日、「電気機械器具」が18.3日、「繊維製品」が18.0日と多く、これに対し、「印刷・出版物」が14.4日と最も少なくなっています。

第２図　男女別、類型別、業種別１日当たりの平均就業時間数および１か月当たりの平均就業日数

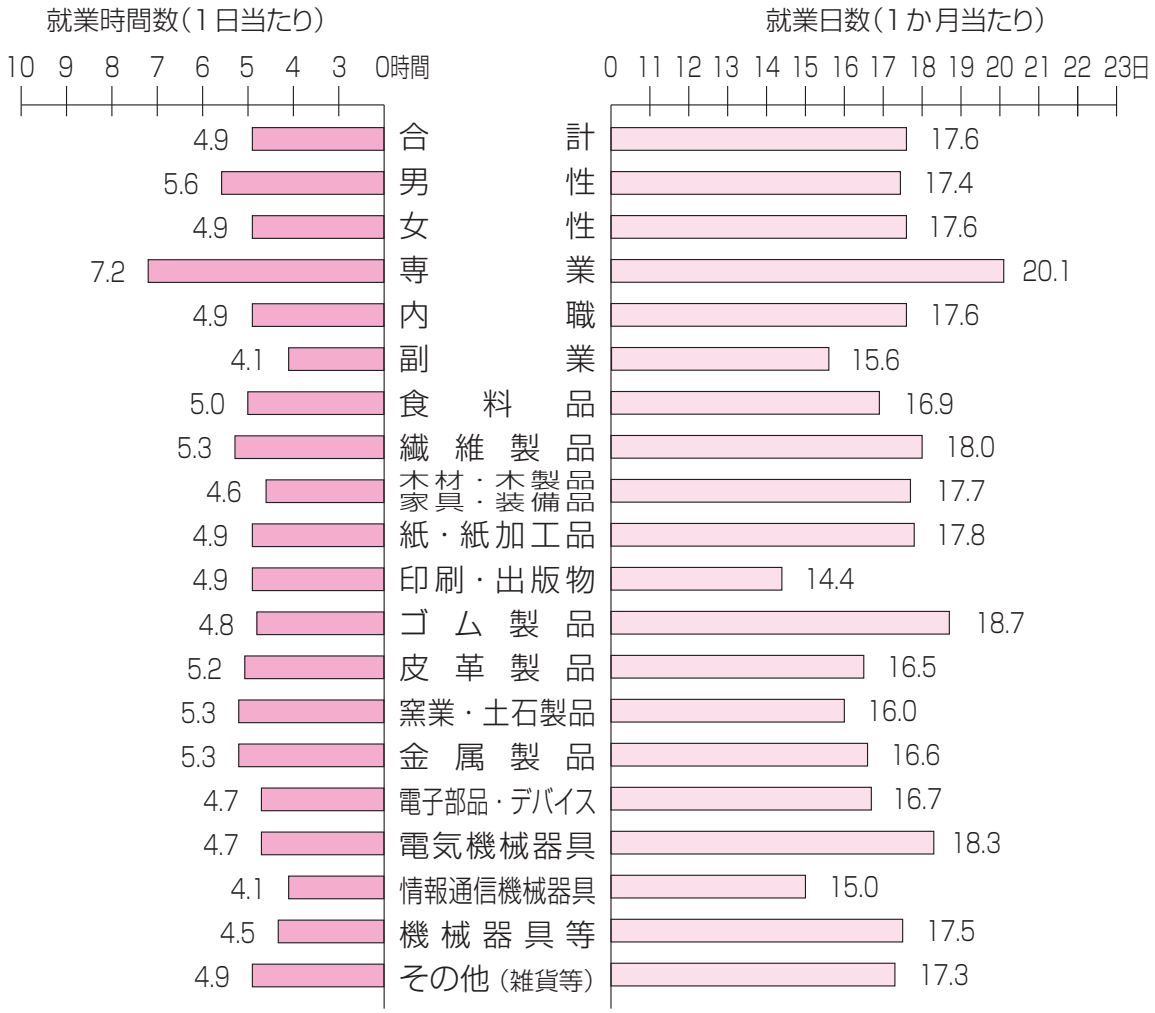

3　平均工賃額は１時間520円、１か月３万７, 320円

家内労働者の１時間当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は520円で、これを男女別にみると、男性が710円、女性が498円となっています。

これを類型別にみると、専業が729円、内職が495円、副業が748円となっています。

また、これを業種別にみると「窯業・土石製品」が778円と最も高く、次いで「金属製品」が677円、「皮革製品」が674円となっているのに対し、「木材・木製品、家具・装飾品」は374円と最も低く、次いで「食料品」が417円、「紙・紙加工品」が420円となっています。

次に、１か月当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は３万7,320円で、これを男女別にみると、男性が６万4,019円、女性が３万4,244円となっています。

これを類型別にみると、専業が10万5,651円、内職が３万4,187円、副業が２万7,858円となっています。

また、これを業種別にみると、「皮革製品」が６万2,693円と最も高く、次いで、「金属製品」が５万9,257円、「窯業・土石製品」が４万8,227円となっているのに対し、「木材・木製品、家具・装飾品」は２万3,520円と最も低く、次いで「情報通信機械器具」が２万5,703円、「紙・紙加工品」が２万5,967円となっています。

第３図　男女別、類型別、業種別１時間および１か月当たりの工賃額

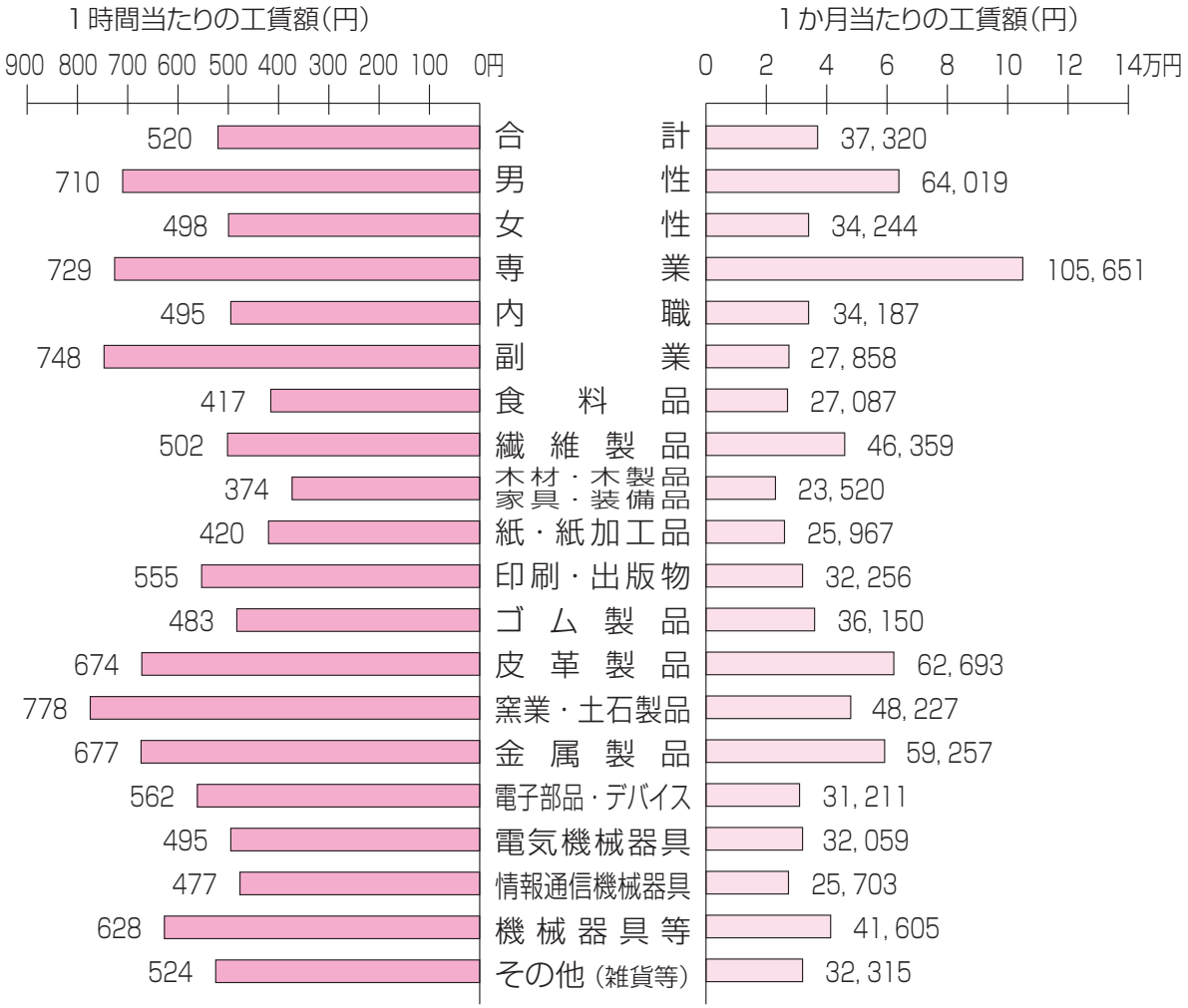

家内労働法に関するお問合せは都道府県労働局労働基準部賃金課（室）または最寄りの労働基準監督署へ

都道府県労働局労働基準部賃金課（室）所在地一覧

都道府県	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2311	060-8566	北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎
青　森	017-734-4114	030-8558	青森県青森市新町２－４－２５　青森合同庁舎
岩　手	019-604-3008	020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通１丁目９番１５号　盛岡第２合同庁舎
宮　城	022-299-8841	983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地　仙台第４合同庁舎
秋　田	018-883-4266	010-0951	秋田県秋田市山王７丁目１番３号　秋田合同庁舎
山　形	023-624-8224	990-8567	山形県山形市香澄町３丁目２番１号　山交ビル３階
福　島	024-536-4604	960-8021	福島県福島市霞町１－４６　福島合同庁舎
茨　城	029-224-6216	310-8511	茨城県水戸市宮町１丁目８－３１　茨城労働総合庁舎
栃　木	028-634-9109	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町１番４号　宇都宮第２地方合同庁舎
群　馬	027-896-4737	371-8567	群馬県前橋市大手町２－３－１　前橋地方合同庁舎
埼　玉	048-600-6205	330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心１１－２　ランド・アクシス・タワー
千　葉	043-221-2328	260-8612	千葉県千葉市中央区中央４丁目１１番１号　千葉第２地方合同庁舎
東　京	03-3512-1614	102-8306	東京都千代田区九段南１丁目２番１号　九段第３合同庁舎
神奈川	045-211-7354	231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通５丁目５７番地　横浜第２合同庁舎
新　潟	025-288-3504	950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町１－２－１　新潟美咲合同庁舎２号館
富　山	076-432-2735	930-8509	富山県富山市神通本町１丁目５番５号　富山労働総合庁舎
石　川	076-265-4425	920-0024	石川県金沢市西念３丁目４番１号　金沢駅西合同庁舎
福　井	0776-22-2691	910-8559	福井県福井市春山１丁目１番５４号　福井春山合同庁舎
山　梨	055-225-2854	400-8577	山梨県甲府市丸の内１丁目１番１１号
長　野	026-223-0555	380-8572	長野県長野市中御所１丁目２２－１
岐　阜	058-245-8104	500-8723	岐阜県岐阜市金竜町５丁目１３番地　岐阜合同庁舎
静　岡	054-254-6315	420-8639	静岡県静岡市葵区追手町９番５０号　静岡地方合同庁舎
愛　知	052-972-0258	460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番１号　名古屋合同庁舎第２号館
三　重	059-226-2108	514-8524	三重県津市島崎町３２７番２　津第２地方合同庁舎４階
滋　賀	077-522-6654	520-0806	滋賀県大津市打出浜１４番１５号
京　都	075-241-3215	604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町４５１
大　阪	06-6949-6502	540-8527	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番６７号　大阪合同庁舎第２号館
兵　庫	078-367-9154	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号　神戸クリスタルタワー
奈　良	0742-32-0206	630-8570	奈良県奈良市法蓮町３８７　奈良第３地方合同庁舎
和歌山	073-488-1152	640-8581	和歌山県和歌山市黒田２丁目３番３号　和歌山労働総合庁舎
鳥　取	0857-29-1705	680-8522	鳥取県鳥取市富安２丁目８９－９
島　根	0852-31-1158	690-0841	島根県松江市向島町１３４番１０　松江地方合同庁舎
岡　山	086-225-2014	700-8611	岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎
広　島	082-221-9244	730-8538	広島県広島市中区上八丁堀６番３０号　広島合同庁舎２号館
山　口	083-995-0372	753-8510	山口県山口市中河原町６番１６号　山口地方合同庁舎２号館
徳　島	088-652-9165	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内６番地６　徳島地方合同庁舎
香　川	087-811-8919	760-0019	香川県高松市サンポート３番３３号　高松サンポート合同庁舎北館３階
愛　媛	089-935-5205	790-8538	愛媛県松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎
高　知	088-885-6024	781-9548	高知県高知市南金田１番３９号
福　岡	092-411-4578	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号　福岡合同庁舎新館
佐　賀	0952-32-7179	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央３丁目３番２０号　佐賀第２合同庁舎
長　崎	095-801-0033	850-0033	長崎県長崎市万才町７－１　TBM長崎ビル
熊　本	096-355-3202	860-8514	熊本県熊本市西区春日２－１０－１　熊本地方合同庁舎Ａ棟
大　分	097-536-3215	870-0037	大分県大分市東春日町１７番２０号　大分第２ソフィアプラザビル
宮　崎	0985-38-8836	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎
鹿児島	099-223-8278	892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町１３番２１号　鹿児島合同庁舎
沖　縄	098-868-3421	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和３年度版

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2022年3月8日　第6回労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会

雇用環境・均等局　在宅労働課

○日時

令和4年3月8日（火）

14:00～

○場所

厚生労働省省議室（9階）及びオンライン

○出席者

公益代表

山本部会長　小畑委員　川田委員　藤村委員

家内労働者代表

小原委員　澤田委員　柴田委員　仁平委員

委託者代表

鮎川委員　加藤委員　杉崎委員　原田委員　堀内委員

○議題

1　部会長及び部会長代理の選出について
2　第13次最低工賃新設・改正計画の進捗状況について
3　第14次最低工賃新設・改正計画実施方針（案）について
4　令和3年度家内労働概況調査の結果について
5　その他

○配布資料

1　労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会委員名簿
2　第13次最低工賃新設・改正計画進捗状況
3　第14次最低工賃新設・改正計画実施方針（案）
4　令和3年度家内労働の現状・家内労働概況調査結果
5　家内労働関係資料

○参考資料

1　安全衛生の好事例集
2　家内労働のしおり

○議事

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
それでは、定刻になりましたので、ただいまより第6回「労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会」を開催いたします。
私は、在宅労働課で課長補佐をしております政木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
本日の部会は、オンラインでの開催となります。本日は、公益代表の山本委員、家内労働者代表の谷口委員の2名が欠席となっておりますが、それ以外の委員には御出席いただいておりますので、労働政策審議会令第9条の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。
なお、本日、家内労働部会委員の改選後の最初の会合となりますので、部会長及び部会長代理を選任させていただくことになっております。それまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、初めに、お手元の配付資料1－1の家内労働部会委員名簿に従いまして、御出席委員の皆様を御紹介いたしたいと思います。
最初に、今回の改選により、新たに3名の委員が選任されましたので、御紹介させていただき、委員の皆様には一言御挨拶をいただきたいと思います。その後で、公益代表者委員、家内労働者代表委員、委託者代表委員の順番で五十音順に御紹介させていただきたいと思いますので、御紹介に続けて、委員の皆様には一言御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
御挨拶いただく際には、ミュートの解除をお願いいたします。また、御挨拶の後には再度ミュートの設定をお願いいたします。
それでは、まずはじめに、鮎川委員、御挨拶をよろしくお願いいたします。

○鮎川委員
中央会の鮎川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
続きまして、仁平委員、よろしくお願いいたします。

○仁平委員
連合の仁平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
続きまして、山本委員、よろしくお願いします。

○山本委員
山本でございます。よろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
続きまして、公益代表に移りたいと思います。

小畑委員、よろしくお願いいたします。

○小畑委員
よろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
続きまして、川田委員、よろしくお願いします。

○川田委員
川田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございます。
続きまして、藤村委員、よろしくお願いします。

○藤村委員
藤村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
続きまして、家内労働者代表に移らせていただきます。小原委員、よろしくお願いします。

○小原委員
電機連合の小原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございます。
続きまして、澤田委員、よろしくお願いします。

○澤田委員
セラミックス連合の澤田です。よろしくお願いします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございます。
柴田委員、よろしくお願いします。

○柴田委員
UAゼンセンの柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
続きまして、委託者代表に移らせていただきます。加藤委員、よろしくお願いします。

○加藤委員
東京都中小企業団体中央会の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
続きまして、杉崎委員、よろしくお願いします。

○杉崎委員
商工会議所、杉崎と申します。よろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございます。
続きまして、原田委員、よろしくお願いします。

○原田委員
経団連の原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございます。
最後に、堀内委員、よろしくお願いします。

○堀内委員
センショーの堀内と申します。よろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
続きまして、本日出席の雇用環境・均等局長と在宅労働課長から御挨拶があります。
山田局長、よろしくお願いします。

○山田雇用環境・均等局長
雇用環境・均等局長の山田でございます。
年度末のお忙しい中、本部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、本部会は家内労働者に関する事項について御審議いただいております。平成29年の厚生労働省内の組織再編により「雇用環境・均等分科会家内労働部会」として設置後、今回が持ち回りでの開催を含めて6回目の開催となります。
昭和45年に家内労働法が制定されて以来、制度制定当時は200万人いた家内労働従事者も、現在では約10万人にまで減少しておりますが、依然として一定数、従事しておられます。また、家内労働は衣服の縫製、電子部品や自動車部品の組立て、革靴の製造など、今なお国内産業を下支えする重要な役割を担っていただいております。
一方、家内労働の現状を見ますと、委託状況届や家内労働手帳の交付が徹底されていないこと、最低工賃より低い額で委託されていること、危険有害業務における安全衛生の確保が十分でないことなどの課題がございます。このような状況の中で、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図っていくことが大変重要だと考えておりまして、都道府県労働局において最低工賃の計画的な決定とその周知、家内労働安全衛生指導員による各種指導などを実施するとともに、厚生労働本省においても、引き続き危険有害業務の災害防止に関する委託事業を実施し、家内労働法の周知徹底・

履行確保に努めてまいります。
本日の家内労働部会の主な議題といたしましては、1つには、第13次の最低工賃新設・改正計画の最終年度における進捗状況、それから、令和3年度家内労働概況調査に基づく家内労働の現状、それに加えまして、来年度から新たに開始する第14次の最低工賃新設・改正計画についての御審議等をさせていただきます。具体的な内容については後ほど御説明いたしますが、委員の皆様におかれましては、家内労働施策の一層の推進のため、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
山田局長、ありがとうございました。
続きまして、堀課長、よろしくお願いします。

○堀雇用環境・均等局在宅労働課長
在宅労働課長の堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
それでは、議事に入りたいと思います。お手元の議事次第に沿って進めてまいります。まず、議題1でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、「部会長及び部会長代理の選出について」でございます。部会長の選任につきましては、配付資料1－2の労働政策審議会令第7条第6項に部会長の選出方法が定められており、「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する」とあります。
この委員というのは、労働政策審議会の本審の委員を指しまして、本審の委員で当部会に所属していただいておりますのは、小畑委員と山本委員となっております。お二人と調整させていただきました結果、山本委員に部会長をお願いしたいと思っているところでございますが、いかがでしょうか。もし御意見等ございましたら、挙手ボタンを押して御発言いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
特にないようでございますので、山本委員に部会長をお願いしたいと思います。
報道の方、頭撮りはここまでとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、この後の進行は山本部会長にお願いしたいと思います。山本部会長、よろしくお願いいたします。

○山本部会長
ただいま部会長に選任していただきました山本でございます。改めて、よろしくお願いいたします。
まず最初に、部会長代理の指名手続をしなければならないということで、部会長代理につきましては、先ほどありました労働審議会令第7条8項の規定により、「部会長があらかじめ指名する」となっております。部会長代理につきましては、小畑委員にお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○小畑委員
はい。

○山本部会長
ありがとうございます。小畑委員、よろしくお願いいたします。
それでは、早速議事に入ります。議題2「第13次最低工賃新設・改正計画の状況」について、事務局より説明をお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
それでは、議題2「第13次最低工賃新設・改正計画の進捗状況」について、御説明いたします。配付資料2－1を御覧ください。
13次計画では、全国98の最低工賃につきまして計画的に審議されることになっておりまして、令和元年度からの3か年で計画されており、今年度が最終年度ということになっております。
現状の説明の前に、令和元年度において空白が多い点につきまして、昨年度の部会でも御説明いたしましたけれども改めて説明いたしますと、家内労働の実態を把握するために、毎年、各労働局において家内労働概況調査を行っているのですが、令和元年度におきましては、当該調査が統計法上の統計調査に当たるのではないかといった疑義が寄せられたため、その確認作業を行っていたところでございます。
最終的に、この調査は統計法上の統計に当たらないということが確認されたところですが、時間がかかってしまったため、令和元年度は計画どおりの審議ができずに、ほとんど空欄になっておりまして、本来3か年でやるところを令和2年度と令和3年度の2か年で審議する計画に変更したといった経緯がありますので、御承知いただければと思います。
それでは、13次計画の現状について御説明いたします。資料2－1が全体表でございまして、これをまとめたものが次のページの資料2－2でございます。資料2－2の方で説明いたしますと、一番上の表が3年間をまとめた数字となっており、令和4年3月1日現在で公示済が9件ありまして、全てが改正となっております。
続きまして、次の欄の見送り答申というところですけれども、見送り答申というのは、諮問した結果、今回は見送りが妥当であろうと答申されたものでして、現時点で1件ございます。これは、秋田の通信機器用部品になります。
続きまして、答申済でございます。こちらのほうは、諮問し、答申はされているけれども、まだ公示には至っていないもので6件ございます。これは、まもなく公示されるものですけれども、この内訳を申し上げますと、6件のうち5件は改正、1件は廃止ということになっております。廃止につきましては、富山のニットが廃止答申ということになっております。ちなみに、この廃止の理由につきまして確認しましたところ、最低工賃が適用される家内労働者が既にいなくなったということがその理由ということでございます。
続きまして、諮問中が4件ございます。これは、現在、諮問中というところでございまして、このうち、廃止答申予定が1件あり、宮崎の婦人既製服となっております。こちらもその理由を確認しますと、適用される家内労働者が既に10人ということで、将来も増加する見通しがないことから、近々、その廃止答申が行われると聞いているところでございます。
続きまして、諮問見送りが55件ございます。こちらは、改正諮問に先立ちまして、最低工賃実態調査の結果を踏まえ、改正を行える状況ではないということを都道府県労働局長が判断した場合に、地方労働審議会または専門部会の委員の皆様にその旨を御説明いたしまして、今回は工賃額の改正は行わないという了解を得た上で改正諮問を見送りするといった内容となっております。
ちなみに、諮問見送りの理由について確認しましたところ、家内労働者数、委託者数ともに減少し、また、経済情勢が厳しいということに加えて新型コロナウイルス感染症の影響から受注額が減っているなど、そういった諸々の影響から、今回は改正することが非常に難しいということで、見送るところが多くなっているところでございます。
続きまして、実施中というところですが、これは諮問を行うかどうか、現在進行形で審議中というもので、22件ございます。
最後に、未着手が1件ございますけれども、この未着手というのは予算の関係上今年度審議するのが難しいということで、翌年度にずらして諮問しようといったところが1件島根の和服裁縫でございますけれども、こちらのほうは翌年度に改正諮問予定となっているところでございます。
以上が現状でございますけれども、現時点で把握している限り、廃止の方向で動いているのは98件中2件となることを申し添えておきたいと思います。
在宅労働課におきましては、引き続き各労働局における計画の進捗状況を適宜把握いたしまして、必要に応じて労働局に助言等を行うことで適切に対応してまいりたいと思います。
議題2については以上でございます。

○山本部会長
御説明ありがとうございました。
議題3の「第14次最低工賃新設・改正計画」についても説明していただいてから、併せて御意見等を伺いたいと思いますので、続けて議題3についても事務局より説明をお願いします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
続きまして、議題3の第14次計画につきまして御説明させていただきます。資料3－1を御覧ください。こちらは、最低工賃新設・改正計画実施方針ということでございまして、計画を推進する際の留意点等を各都道府県労働局に指示するものになっております。安易な諮問見送りや廃止をしないよう

に指示しているものでございます。
従前から大きく内容が変わっているものではありませんが、1点変更した箇所がありますので、御説明いたしますと、1の(1)の下線部でございます。読みますと、最低工賃が変わった際に、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること、ということでございまして、これは前回の部会等の意見を反映しまして、最低工賃を改正した場合、管内の委託者・家内労働者へ幅広く周知しないと意味がないといった観点から、新しく地方公共団体の広報誌等を活用するように指示を盛り込んだところでございます。
それでは、14次計画の内容について御説明したいと思います。別添として一覧表がございますけれども、令和4年度から6年度までの3か年の計画となります。こちらは、まだ13次計画が審議中のところがございますので、動くところがあろうかと思いますが、現段階の案について御説明いたします。全部で97件の計画となっており、まとめたものが資料3－2となっています。
資料3－2で説明いたしますと、令和4年度が改正予定21件、廃止5件。令和5年度が改正26件、廃止7件。令和6年度が改正35件、廃止4件と、合計98件となっております。先ほど97件と申し上げ、プラス1となっていますが、1件多いのは、山口の男子既製服が、3年に一度ではなくて2年に一度審議することとなっておりますので、プラス1となっているところでございます。割合としましては、約85%が改正予定の計画を組んでいることになっており、この割合につきましては、前回の13次計画とほぼ同様の内容となっているところでございます。
簡単ではございますが、14次計画については以上でございます。
あと、計画作成に当たり、本日御欠席の家内労働者総連の谷口委員から御意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。
家内労働が長時間労働、工賃が安いといった状態を脱皮できないのは、内職は安くて当たり前といった風土があるように思える。最低賃金との均衡と言われているけれども、最低賃金と乖離がある状況である。けれども、家内労働者は、工賃が低いとか、そういったことを訴えると仕事が受けられなくなるといった弱みがあるので、なかなか声を上げることができない状況がある。最低工賃が定められていることで、最低工賃額を下回るということの抑止力になっているということも事実である。家内労働者のため、大変尽力いただいていることに心より感謝しています、というお言葉をいただいていますので、御紹介させていただきました。
事務局からは以上でございます。

○山本部会長
ありがとうございました。
ただいまの議題2及び3の事務局説明について御意見、御質問がございましたら御発言ください。発言していただく際には、挙手ボタンを押してください。こちらから順番で指名させていただきます。指名された委員は、ミュートを解除して御発言ください。なお、発言が終わりましたら、再度ミュートの設定をお願いいたします。それでは、御発言があるようでしたら、よろしくお願いいたします。
仁平委員、お願いいたします。

○仁平委員
ありがとうございます。仁平です。
先ほど事務局より御説明もありましたけれども、第13次計画では改正の諮問見送りが多く、現状で改正に至っているのは9件のみということかと思います。後ほどの議題で報告されると思うのですけれども、「令和2年度家内労働等実態調査」の時間当たり工賃を見ますと、一番ウエイトがあるのが200円から400円未満というゾーンで、平均でも520円ということです。
先ほどの谷口委員の御意見と重なる部分もありますけれども、家内労働法では、最低工賃は、最低賃金との均衡を考慮して定めるという旨の定めがあるわけです。その均衡を図るべきとされている最低賃金については、近年、御案内のとおり引上げが続いておりまして、最も低い最低賃金でも820円ということですから、最低工賃の水準とは大きな差があるということになると思います。言うまでもなく最低工賃は家内労働者のセーフティネットという意味合いを持っています。引上げるか否かについては地方審議の結果ということは承知しているわけでありますが、最低賃金の引上げが続いていること等も踏まえて、本省としても労働局に対し引上げる方向でぜひ対応するよう指導してほしいと思っているのが1つであります。
加えて、最低工賃が家内労働者にとってのセーフティネットであるという趣旨に鑑みれば、安易な廃止というのも避けるべきであると思います。第14次の計画案の中では、16の工賃について廃止ということが計画されているわけでありますが、計画に廃止と記載されているから廃止にするのだという運用がなされないように、地方の労働審議会において、意見を尊重して結論を導き出すように、これについても各都道府県の労働局への御指導をぜひお願いしたいと思います。
聞くところによりますと、廃止の理由、第13次計画の御説明の中で触れておりますけれども、適用家内労働者数が100人未満に減少したからという理由が多いと聞いています。一方で、工程や規格が時代によって当然ながら変化して、その結果、工程や規格が実態と乖離しているために、それに合致する家内労働者数が減っているということも、一面としてはあるのではないかと思います。
後ほど説明いただく「令和2年度家内労働等実態調査」の家内労働者調査の第3表を見ますと、1年未満の家内労働者というのも3,515人いるということが明らかになっています。このように、家内労働に新たに就くという方も一定程度いるということを踏まえれば、安易な廃止というのは避けるべきであると思います。御提案いただいた第14次計画の1ポツの(1)の中でも、実態調査をしっかり行った上で、この工程・規格等についても必要な改正を行うというのを文字でも記載していただいておりますので、ぜひこういった点も含めて、各都道府県の労働局への御指導、本省としてやっていただきたいと考えます。
以上です。

○山本部会長
ありがとうございました。
事務局のほうでコメントをよろしくお願いします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
貴重な御意見、ありがとうございました。
我々も全く同じことを思っておりまして、先ほども御説明しましたとおり、安易な廃止とか見送りといったことをしないようにということで、資料3－1のほうに実施方針を示しております。これは各都道府県労働局に発出する予定ですけれども、審議に当たっては、実態調査、または部会等での家内労働者側の意見も踏まえた上で、よく検討していただきたいと思っております。
これは廃止の一つのメルクマールとなっているところでございますけれども、100人未満になったから、はい、廃止といった安直な考え方をしないようにということは、併せて指導してまいりたいと思います。貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。今後に生かしていきたいと思います。

○山本部会長
堀課長、お願いいたします。

○堀雇用環境・均等局在宅労働課長
最低賃金との均衡というお話がございました。先ほど御説明させていただきました資料3－1の実施方針案においても、1の(2)の実態調査のところに、「最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとすること。」とされておりまして、実態調査をした上で、労使において話し合いを行って決めていただきたいということになっているところでございます。我々も、この趣旨を労働局に対してしっかり伝えていきたいと思っています。

○山本部会長
続きまして、小原委員、お願いいたします。

○小原委員
ありがとうございます。
私からは2点、御礼とお願いを申し上げたいと思います。
1つは、資料3－1の「第14次最低工賃新設・改正計画実施方針(案)」で、下線を引いていただいたとおり、最低工賃を改正した際の周知・徹底方法として、「地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼を検討すること」を追記していただきました。先ほどの御説明では、部会からの御要請に基づいてという御説明でしたけれども、私ども電機連合からも提言させていただいた内容でございまして、この提言を受け止めて具現化していただいたことに感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。
その上で、お願い事項が1点ございます。この改正計画・実施方針そのもの、もしくは添付の計画案につきましても、労働局だけが知っていればよい

というものではなくて、地方審議会の委員も含めた関係者全員に周知することが必要であると考えております。例えば、厚生労働省のホームページの家内労働のページに掲載することなども御検討いただきたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○山本部会長
ありがとうございました。
では、事務局、御発言があればお願いします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
貴重な御意見、ありがとうございました。
こちらの14次計画でございますけれども、家内労働部会の資料として厚労省のホームページに載せ、広く周知いたします。加えまして、家内労働のページのほうにも、別口で載せるということも考えているところでございますので、こちらの計画を幅広く今後も周知してまいりたいと考えております。

○山本部会長
この辺りで、この件についてはよろしいでしょうか。手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃらないようですので、次の議題に入らせていただきます。
議題4「令和3年度家内労働概況調査結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
それでは、議題4、家内労働の現状ということで、資料4の令和3年度家内労働概況調査につきまして、主要な部分を中心に御説明させていただきたいと思います。
こちらの家内労働概況調査というのは、都道府県労働局を通じまして、毎年10月1日現在の家内労働者数、委託者数等を、業種別、類型別、男女別に把握し、家内労働対策における基礎資料としているものでございます。
まず、1の「家内労働従事者」についてでございます。第1表になります。
家内労働従事者というのは、家内労働者とその補助者を合わせた総数ですけれども、こちらの数が10万462人となっており、前年度から7.4%減少しているところでございます。内訳を見ますと、先ほど申し上げましたとおり、家内労働者数が9万7122人と、こちらも前年度比で7.8%の減少となっており、この調査を開始して以来、初めて家内労働者数が10万人を割ったといった状況でございます。ただ、令和2年度の調査では家内労働者数は0.2%ですが、微増しているなど、増えたり減ったりしているところですので、家内労働者数の動向につきましては今後注視していきたいと考えているところでございます。
続きまして、2の「家内労働者」についてでございます。(1)は先ほど申し上げました。(2)の家内労働者を男女別に見ますと、女性が全体の88.5%を占めております。こちらも従前通り、約9割という大多数を女性が占めているという現状がございます。
続きまして、(3)の類型別に見ますと、主に家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者、いわゆる内職が、全体の94.2%となっており、こちらも依然大部分を内職が占めているといった現状が見てとれるところでございます。
続きまして、次のページに行っていただきまして、(6)に飛びます。第4表の危険有害業務に従事する者についてですが、家内労働従事者のうち、危険有害業務に従事している者は8606人で全体の8.6%となっており、こちらも従前と同様の割合になっているところでございます。
続きまして、3の「委託者」についての状況です。
(1)の委託者の総数でございますけれども、こちらは7139で、前年度に比べまして4.8%の減少となっております。
(2)の業種別に見ますと、繊維工業が全体の34.7%で、次いで電気機械器具製造業が10.6%という構成になっております。こちらの割合も従前とほぼ同じような内容となっているところでございます。
以上、簡単ではございますけれども、令和2年度家内労働概況調査の概要についての御説明でございました。

○山本部会長
それでは、ただいまの事務局の説明について御意見、御質問等ございましたら御発言ください。
それでは、よろしいようでしたら、次に進みたいと思います。最後に、議題5「その他」の事項について事務局から説明をお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
最後の議題5「その他」についてでございます。資料は、お手元の資料5－1を御覧ください。
まずはじめに「家内労働法に関する監督指導の実施結果」でございます。平成20年から令和2年までの監督指導結果でございまして、一番右側の令和2年における監督実施営業所数ですけれども、まず、監督を実施した営業所数は31事業所となっております。そのうち、何らかの家内労働法違反があった事業所数は19件ということで、違反率は61.3%になっております。
主要な違反内容を見ますと、下のほうを見ていただきまして、まず、家内労働法3条、家内労働手帳の交付について6件ございます。こちらのほうは、委託をする際等に、所定様式等でのやり取りをしなかったといった違反になります。
続きまして、第6条の工賃の支払いについても6件となっております。こちらは、そもそも工賃自体を払っていなかったといった内容となっているところでございます。
続きまして、第14条の最低工賃違反ですけれども、こちらは各都道府県別で決められた最低工賃を守らずに、それ以下の工賃で支払われたといった内容でして、8件ございます。
このように、家内労働法の違反率につきましては、先ほど申したとおり61.3%ということで、母数が非常に少ないため、違反率の上下動が非常に激しいところですが、おおむね違反率は60%～70%程度で推移しているといった状況が見てとれます。
なお、通常の臨検監督、労働者に対する労働基準法違反または労働安全衛生法違反等について何らかの違反がある割合についてでございますけれども、こちらの方は違反率が7割程度で推移しているところですので、比較すると、特に家内労働について違反率が高いといったものではなく、どちらかというと違反率としては若干低い率で推移しているところが読み取れるのではないかと考えているところでございます。
ちなみに、令和元年度の違反率が35.1%と大きく下がっていますけれども、こちらは前回の部会でも御説明いたしましたが、改めて説明いたしますと、監督に入った先が廃業していたり、委託自体を止めていたといったところが偶然多かったことから、母数も37件と非常に小さいことも影響しまして違反率が大きく下がったものでございます。他年と比べて非常に目立つ数字ですが、こういった事情があるということを申し添えておきたいと思います。
続きまして、資料5－2でございます。家内労働者等の労災保険特別加入状況でございます。
こちらの資料は、今回新たに加えた箇所がございまして、太枠の「危険有害業務に従事する家内労働者の加入率」についてということで、真ん中の方にあるのですけれども、こちらは、本日欠席しておられます労災保険情報センターの山口委員の御意見を踏まえまして、新たに加えた次第でございます。これは何かと申しますと、本来労災保険に入った方がよい危険有害業務に従事している家内労働者のうち、どれくらい労災保険に特別加入しているのかを算出したものでございます。
先ほど説明しました概況調査の第4表を基に作成しているところですけれども、1点、御留意いただきたいところがございまして、労災保険に係る業種と安全衛生に係る業種をクロスして統計を集計していますが、労災保険の業種と安全衛生の業種の捉え方が若干異なっているところがございますので、あくまで推計値として算出している点に御留意いただきたいと思います。
これを見ますと、まず危険有害業務に従事する者の全体では、一番上の2.7%と、加入率は低くなっているところですけれども、重篤な災害を引き起こす可能性が高い(イ)のプレスとかシャーを使用する作業や、(ロ)の研削砥石を使用する作業等につきましては、それぞれ31.1%、14.6%と、比較的高い率になっている状況が見てとれます。引き続き、労災保険の特別加入の促進につきましては、都道府県労働局の家内労働安全指導員に指示して進めてまいりたいと考えているところでございます。
最後に、資料5－4でございます。来年度の家内労働関係の予算についてです。こちらのほうも毎年御報告させていただいているのですけれども、前年度と同様の予算を確保できたということで、令和4年度の予算額は2900万円ということをお知らせしたいと思います。

○山本部会長
それでは、今の議題5の説明について御質問、御意見等ございますでしょうか。
鮎川委員、お願いいたします。

○鮎川委員
ありがとうございます。全国中央会の鮎川と申します。よろしくお願いいたします。
私からは、資料5－1「家内労働法に関する監督指導の実施結果」について、1点御意見申し上げたいと思います。令和2年監督指導実施営業所数

は31、このうち19に違反があって、違反率は61.3%であったということでありますけれども、資料4の2枚目の3の（1）の委託者数を見ますと、令和3年10月1日時点の委託者数は7139となっています。法令を遵守するということは当然のことでありまして、監督指導の結果として違反の御指摘があったという点については、委託者団体としてしっかりと受け止めなければならないと考えており、今後も適切な御指導をお願いしたいと考える一方で、違反率だけを見ますと数字が独り歩きしてしまう懸念もあるのではないかと思っております。
本日、こうして審議会の中で御説明いただいたところではありますけれども、数字の御説明という点については、今後も丁寧にお願いできればと考えておりますので、改めてどうぞよろしくお願いいたします。
私からは以上です。

○山本部会長
ありがとうございました。
事務局、コメントございますでしょうか。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
御意見ありがとうございました。
おっしゃるとおり、家内労働法に係る違反率だけを見て判断するということは、先程も申し上げたとおり、母数が非常に小さいところでございますので、監督に行った1件1件が、非常に影響が大きいところがあるため、一気に跳ね上がったり下がったりということが今後もあろうかと思います。この点につきましては、部会等におきまして、今後も丁寧に説明させていただきたいと考えております。

○山本部会長
ありがとうございました。
先ほど澤田委員、手を挙げられたようですが。よろしくお願いします。

○澤田委員
ありがとうございます。
私から、確認・質問のほうをさせていただきたいと思います。資料5－2の「危険有害業務に従事している家内労働者等の労災保険特別加入状況」のところです。こちらの状況を見させていただきますと、（ニ）の粉じん作業の家内労働者については、特別加入がゼロとなっていますが、粉じん業務は粉じんの作業をして曝露して、じん肺といった影響が出るのが10年やそれ以降に発病・発症されるケースもよくあります。こうした家内労働者が長期間たってから、そういった業務の影響が出た場合、家内労働者の保護について、現状、どういった状況になっているのかを御説明いただきたいと思います。
加えて、労災保険に特別加入していたとしても、発症時には特に委託事業者が廃業して、その証明が取れなくなったり、一緒に働いていた方がいなくて、働いていたことの証明をするものがない場合が想定されます。そういったことの対応、保護の観点での仕組みがどうなっているかということを教えてください。

○山本部会長
ありがとうございました。
では、事務局、回答をお願いします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
御指摘のとおり、資料5－2の粉じん作業につきましては、加入者がゼロということで、我々も粉じん作業につきましては、監督業務におきましては、アスベストやトンネルじん肺等に対し、重大監督として取り組んでいるところでございますので、決して軽視してはいけないものだと感じております。
今回の家内労働者につきましては370人でございますが、加入していない理由は、こちらのほうでも定かではございませんけれども、特別加入はあくまで任意でございますので、家内労働者御本人の意思を尊重するという点があります。実際に特別加入の状況につきましては、この結果は今回初めて出た結果ですので、今後、各都道府県労働局に配置しております家内労働安全衛生指導員に指示しまして、委託先に行ったときに、粉じん作業を行っていた場合には、特別加入について丁寧に説明した上で、委託者を通して加入促進していきたいと考えているところでございます。
2点目の粉じん作業につきまして委託業者が廃止していた場合の労災の業務上認定といったところでございますけれども、粉じん作業というのは20年、30年後に発症するような遅発性疾病ということでタイムラグがある。その間に、事業所の廃業、家内労働であれば委託者の廃業ということが十分考えられるところでございます。
もし、家内労働者が粉じん作業について特別加入をされ、遅発的に症状が出た場合につきましては、通常の労災の認定メカニズムと同様に、本人や配偶者への聴き取りとか、元同僚に対する聴取、また廃業しているのであれば、その委託者の取引先に対する確認等を行いまして、実際に労災の業務上災害に当たり得る粉じん作業をしていたということが認定できれば、廃業していたとしても、労災の支給決定をすることができますので、この点につきましては心配しないで済むのかなと考えているところでございます。
以上でございます。

○澤田委員
ありがとうございます。
労災が起こらず保険が適用されることがないことが一番なのですが、危険度の高い作業につきましては、入り口のところで労災保険の特別加入の必要性の指導をしっかりと進めていただければと思います。ありがとうございました。

○山本部会長
ありがとうございます。
ほかに御意見等ある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、もう一つ説明があるようですので、事務局のほう、よろしくお願いします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
資料5－5「令和2年度家内労働等実態調査の概況」につきまして、これは令和2年度の実態調査でございますので、本来、前回の部会で説明しないといけないところでございましたけれども、前回、コロナの影響等で集計が遅れておりましたので、前回の部会で説明できずに、去年5月に各委員には資料を配付させていただいたところでございます。1年のタイムラグがございますけれども、この場で実態調査につきましてご説明したいと思います。
資料5－5を御覧ください。実態調査につきましては、先ほど私が説明いたしました概況調査というものがございますけれども、概況調査というのは毎年行っている簡易な調査でございますが、この実態調査は3年に1回行われている、より詳細な調査でございますので、こちらが令和2年度に行われたということでございます。
当該調査でございますが、令和2年10月に委託者及び家内労働者の双方に対して実施したところでございまして、調査対象は、委託者1476人に調査票を送付しております。率にしますと、委託者全体の大体20%となっております。家内労働者に関しては、5264人に調査票を送付しております。これは、家内労働者全体の大体5%となっております。回収率につきましては、委託者については89.9%、家内労働者については79.1%という状況になっております。
続きまして、調査結果の概況について簡単に説明したいと思います。
まず、委託者向けの調査状況でございます。
1ページです。最初に、4の「委託する仕事量の変動とその理由」についてを御説明いたします。
（1）では、現在委託している仕事量を1年前の同時期と比べるとどうかということを委託者に対して質問したところ、「減った」というのが61.3%となっております。こちらは、前回の平成29年度の32.5%と比べますと、「減った」という割合が大体2倍増えている状況が見てとれます。その理由は、「製品の需要減少」というのが81.5%と最も多い結果ということで、コロナ禍による受注減というのが非常に大きく影響しているのではないかと考えられるところでございます。
続きまして、4の（2）今後の1年間の仕事量の見込みについての質問を委託者にしたところでございますけれども、こちらにつきましては「変わらない」が50%で、「増やしたい」が22%でございます。「減らしたい」あるいは「中止したい」というのがそれぞれ7.4%、2.2%でございますけれども、理由は先ほどと同じように「製品の需要減少」が最も多い状況になっております。こちらの割合については前年度と同じような状況でございます。
以上が委託者についてでございます。3ページ目に移っていただきまして、家内労働者に対する調査結果でございます。

ます、1の「年齢」ですけれども、最も多い年齢層が「70歳以上」で29.3%となっております。前回の調査では「60～70歳未満」が一番多い層になっていたのですけれども、今回の調査によると、平均年齢も前回の57.9歳よりも1歳上がって58.9歳となっており、この年齢層も1段階上がっていることから、家内労働者の年齢層につきましては年々上昇しているのではないかということが、この資料で読み取れるところでございます。

続きまして、3の「類型別」でございます。専業か内職か副業か、3種類ございますけれども、「専業」が4.9%、前回が4.4%でございます。「内職」が89.5%、前回が92%。「副業」が5.5%、前回が3.6%という状況で、依然「内職」が突出して多い状況でございます。この割合につきましては、従前から余り変わらない割合となっております。

続きまして、下のほうに行っていただきまして、8の「仕事量の変動」でございます。家内労働者に仕事量がどうなっているのか聞いたところ、1年前と比べまして「仕事量減少」といった回答が44.8%、これは前回が22.8%でしたので、委託者向けの調査と同様に、減ったという回答が非常に多くなっているところでございます。こちらのほうもコロナの影響が出ているのではなかろうかと推測しているところでございます。

次に、一番下の9です。調査の前月の令和2年9月分の家内労働者の工賃の月収額についてでございますけれども、月収額で「2～4万円未満」の層が29.9%と最も多く、平均いたしますと3万7320円といった状況でございます。前回調査の平均が4万1961円でございますので、前回調査に比べると5000円程度減少していることが分かります。

次のページに行っていただきまして、10の「1時間当たりの工賃額」を聞いた設問でございますけれども、「200～400円未満」という層が29.7%と最も多い状況で、大体8割が1時間当たり800円未満であるという状況でございます。平均工賃額で見ますと520円といったところで、前回調査では516円でしたので、若干増えているのですけれども、前回の調査とほぼ同じような金額になっているところでございます。

9と10の結果を鑑みますと、工賃自体はそれほど変化していないけれども、実際の仕事量が減少しているので、全体としての月収が減少したといった状況が考えられるところでございます。

続きまして、15の家内労働に従事する理由についての意識調査をしたところでございます。「家計の補助のため」というのが54.3%と最も多くなっておりまして、次いで「余暇時間を活用するため」が36.3%となっておるところでございまして、この順番は前回と同様でございます。

次に(5)の家内労働をする上で何か困っていることがあるかという設問に対してでございます。「困っていることがない」という回答が65.4%で、前回の調査が66.8%なので、前回と同じような比率になっているところでございます。「困っていることがある」と回答した方が33.5%、こちらも前回と同様の数字になっているところでございます。この「困っていることがある」と回答した人に理由を併せて確認したところ、「工賃が安い」という回答が7割ぐらいであり、こちらも前回と同じような数字です。次に「仕事があったりなかったりする」と回答した方が45.8%といったところでございます。

以上、簡単ではございましたが、実態調査の説明になります。

実態調査については以上ですけれども、最後に1枚紙をつけているところでございますので、こちらのほうも説明させていただきたいと思います。こちらは、前回の部会で御提案がありました実態調査におけるクロス集計でございます。

まずはじめに、第20表と23－1表という実態調査を掛け合わせたクロス集計になります。この20表というものは、家内労働に従事する理由についての割合でございます。23－1表というのが、先ほど申し上げました、困っている理由についての調査でございます。こちらの集計を2つ掛け合わせまして、家内労働に従事する理由別の困っている内容を集計したものでございますけれども、こちらを見ますと、生計を維持するために家内労働をしている人、これが主の収入元という人たちにおいては、52.2%が困っていることがあるということで、過半数の人が何らかの困っている理由がある。困っている理由は、工賃が安いとか、仕事があったりなかったりといった理由があるといった状態が分かるところでございます。

最後のページを見ていただきまして、2つ目のクロス集計でございます。これは8表と10表を掛け合わせたものでございますけれども、8表が専業、副業、内職者別の平均月収というものでございまして、10表が必要経費がある、ないというところでございます。この必要経費というのは、家でやる分の電気・ガス・水道とかは含めなくて、それ以外の工作用具等の必要経費でございまして、これを見ますと、必要経費が掛かる専業の方の月収が15万8166円と高くなっており、経費が必要ない副業の方が2万7315円と、月収としては低い状況が集計結果から見られるところでございます。

クロス集計につきましても御紹介させていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本部会長

では、今の御説明についても、何か御質問、御意見等あれば。

小原委員、お願いします。

○小原委員

ありがとうございます。丁寧な御説明と、クロス集計も要望させていただいたものを御提示いただきまして、ありがとうございました。

お願い事項を発言させていただく前に、1か所、誤記があるのではないかと思いますので、御確認いただければと思います。資料5－5の3ページ目の一番下にある「9　1か月の工賃額」の中で、括弧の中が「令和2年度4万1,961円」となっていますが、これは「平成29年度」ではないかと思いますので、御確認をお願いします。

あらためまして、お願い事項が2点ございますので、よろしくお願いいたします。

大きく2点で、1つ目は、今ほど御説明がありましたけれども、類型別のクロス集計についてでございます。本調査は、家内労働の実態を把握するために重要な調査であると考えてございます。この重要な調査なのですけれども、先ほど御説明ありました3ページにありますとおり、家内労働者の類型別で見ますと、家内労働を主な本業としている「専業」の者が4.9%、本業の合間に家内労働している「副業」の者が5.5%、そして家計の補助として従事している「内職」の者が89.5%と、圧倒的に「内職」の比率が高い状況にあります。これは事務局からの御説明にあったとおりでして、調査結果は「内職」の方の回答の影響を大きく受けた結果であると理解してございます。

実際に、2018年に開催された第1回の家内労働部会で追加集計をお願いしまして、翌年の第2回家内労働部会でお示しいただいたのですけれども、「15　家内労働者の意識等」の中の「(5)家内労働をする上で困っていること」は類型によって大きく異なっておりまして、類型別のクロス集計を行うことで家内労働の実態を把握するための、より有効な資料になったと考えてございます。

本日お示しいただきましたけれども、第8表と第10表を掛け合わせたクロス集計につきましても、例えば「専業」の方で、なおかつ「必要経費なし」の方、つまり何も経費が出ない方であっても月収7万3,000円と、かなり生活が苦しいのではないかというのが読み取れるような資料になると思いますので、クロス集計をぜひ御検討いただきたいと思います。

今回、お示しいただいた令和2年度調査ですが、先ほど本調査は3年ごとという御説明がありましたので、次回は令和5年度になってしまいます。つまり令和4年度の次回の部会までには調査されないということでございますので、少なくとも令和2年度調査結果をもとに、第1回家内労働部会でお願いした、「家内労働をする上で困っていること」の類型別クロス集計を追加集計していただきまして、次回の第7回家内労働部会でお示しいただけるようにお願いしたいと思います。

併せまして、類型別のクロス集計や、家内労働に従事する理由もクロス集計すると有効なのではないかと考えますので、2年後の次回調査では、設計段階からこれらクロス集計も含めて、結果を分析していただけるようにお願いしたいと思います。先ほどの「家内労働をする上で困っていること」以外に、クロス集計すると実態把握に有効と考えられる設問があるかどうかにつきましては、ほかの委員の方々、特に公益の先生の御知見を頂戴して御検討いただければと思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

以上が1点目でございます。

もう一つ、調査の結果の内容につきまして1点お願いがございます。資料5－5の1ページ目にある「委託契約の方法」についてでございます。本来、家内労働法では委託者に対して家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託条件を記入することが義務づけられておりますけれども、委託者調査の「5　委託契約の方法」を見ますと「口約束」が5%、「ノート類」が13.9%ございます。同じく家内労働者調査でも、第13表になりますけれども、「口約束」が6.7%、「ノート類」が10.9%ということでございます。トラブルを防止し、家内労働者が安心して働くためには、口約束ではなくて、家内労働手帳により委託条件の明示が必要不可欠であろうと思います。

家内労働手帳には様式が定められていると理解しておりますけれども、必要な事項を具備していれば、必ずしも定められた様式でなくても構わないとされていると思います。ノート類が家内労働手帳の代わりになるかどうか、正確には分かりませんけれども、もし代わりになるのであれば、この必要な事項を記載する必要があると思います。引き続き、監督・指導の徹底をお願いしたいと思います。

また、先ほど山田局長からの御挨拶もありましたけれども、制度が有効に機能するためには関係者への周知が必要不可欠だと思います。先ほどの御提案で「第14次最低工賃新設・改正計画実施方針(案)」に追記いただきましたように、家内労働者の定義や家内労働手帳の交付義務などにつきましても、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載などの協力依頼の検討をお願いできればと思います。

長くなりましたけれども、以上です。よろしくお願いいたします。

○山本部会長

ありがとうございました。

事務局のほうで回答をお願いします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
ありがとうございました。
まず、家内労働実態調査の3ページ目の一番下の1か月の工賃額でございますけれども、御指摘のとおり、「令和2年度4万1961円」とありますが、これは平成29年度の誤りでございますので、訂正いたします。御指摘どうもありがとうございました。
続きまして、手帳の件でございます。こちらのほうも、実態調査におきまして家内労働手帳を交付しているのが大体8割と、多くなっているところでございますけれども、ノートが13.9%、口約束が5.0%と、御指摘のとおり、口約束は家内労働法違反であり、一定数ございますので、こちらのほうは、少ないながら家内労働に対する監督をしておりますので、違反があれば、指摘してまいりたいと思っております。
これに併せて、各都道府県労働局に配置している家内労働安全衛生指導員が定期的に委託状況届を基に各委託者を回っておりますので、これを踏まえて、トラブルのもとになることから、口約束とか、そういう慣習があるような伝統産業もあるとは思いますが、基本に立ち戻って、口頭ではなく、家内労働手帳が一番いいのですけれども、何らかの帳面等、要件を具備しているものであれば何でもいいので、交付していただくように指導するよう改めて徹底してまいりたいと考えているところでございます。
3点目でございます。周知でございますけれども、委託の定義とか計画といったものを広く周知しないと、違反率等もなかなか下がっていかないということはおっしゃるとおりでございますので、こちらにつきましても、各都道府県労働局のほうに指示しまして、先ほど説明した実施方針でもありましたとおり、都道府県労働局の地方自治体の広報誌等が、最低賃金なども同じような形で広く周知していますので、活用しつつ、幅広く周知をしてまいりたいと思っております。
また、来年度も委託事業が実施される予定でございまして、その委託事業の中に家内労働者に対するセミナー等を全国各地で行っていくことを計画しているところであります。今、このコロナ禍でございますので、オンライン等を駆使しつつ、幅広く周知してまいりたいと思っているところでございます。
貴重な御意見ありがとうございました。

○山本部会長
堀課長、どうぞ。

○堀雇用環境・均等局在宅労働課長
クロス集計の御要望がございました。前回の部会でもお話をいただいていたかと思います。令和2年度の調査については、事務局のほうで少し検討させていただければと思います。技術的になかなか難しいという話も聞いておりますので、どういうやり方があるか、検討させていただければと思っております。
令和5年度の調査につきましては、調査の設計段階からどういったクロス集計を取るかといったことも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、引き続き、御意見等を賜れればと思います。よろしくお願いいたします。

○山本部会長
それでは、さらに何か御意見、御質問等おありでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、以上をもちまして本日予定の議事は全て終了いたしましたので、これにて本日の部会は終了させていただきたいと思います。議事運営に御協力いただき、ありがとうございました。
では、事務局にお返ししますので、よろしくお願いいたします。

○政木雇用環境・均等局在宅労働課長補佐
本日はどうもありがとうございました。
今回の部会の議事録等につきまして、後ほど委員の皆様に御照会させていただいた上で、ホームページにおいて周知公表してまいりたいと思いますので、その件につきましてもどうぞよろしくお願いいたします。
本日は長い時間、どうもありがとうございました。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

令和４年度沖縄地方労働審議会

第１回沖縄県縫製業最低工賃専門部会 追加資料

1　かりゆしウェア製造枚数(下げ札発行枚数)　　沖縄県調べ

かりゆしウェア製造枚数の推移(R3実績)(R4.6月更新)

１　かりゆしウェア製造枚数（下げ札発行枚数）

沖縄県調べ

	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3
合計	44,179	49,417	58,050	111,499	121,153	154,600	248,076	314,354	305,556	382,839	374,424	308,633	268,131	315,199	352,833	385,965	431,514	493,035	433,803	450,204	454,437	466,508	427,266	374,525	285,447
対前年比較(枚)	－	5,238	8,633	53,449	9,654	33,447	93,476	66,278	△ 8,798	77,283	△ 8,415	△ 65,791	△ 40,502	47,068	37,634	33,132	45,549	61,521	△ 59,232	16,401	4,233	12,071	△ 39,242	△ 52,741	△ 89,078
前年比率		112%	117%	192%	109%	128%	160%	127%	97%	125%	98%	82%	87%	118%	112%	109%	112%	114%	88%	104%	101%	103%	92%	88%	76%

※製造数（下げ札発行枚数）は、平成28年度までは沖縄県衣類縫製品工業組合員のみの製造数。平成29年からは、沖縄県衣類縫製品工業組合、NPO法人沖縄県工芸産業協働センター及び一般社団法人ファッションデザイナークラブ琉球の合計の製造数となる。

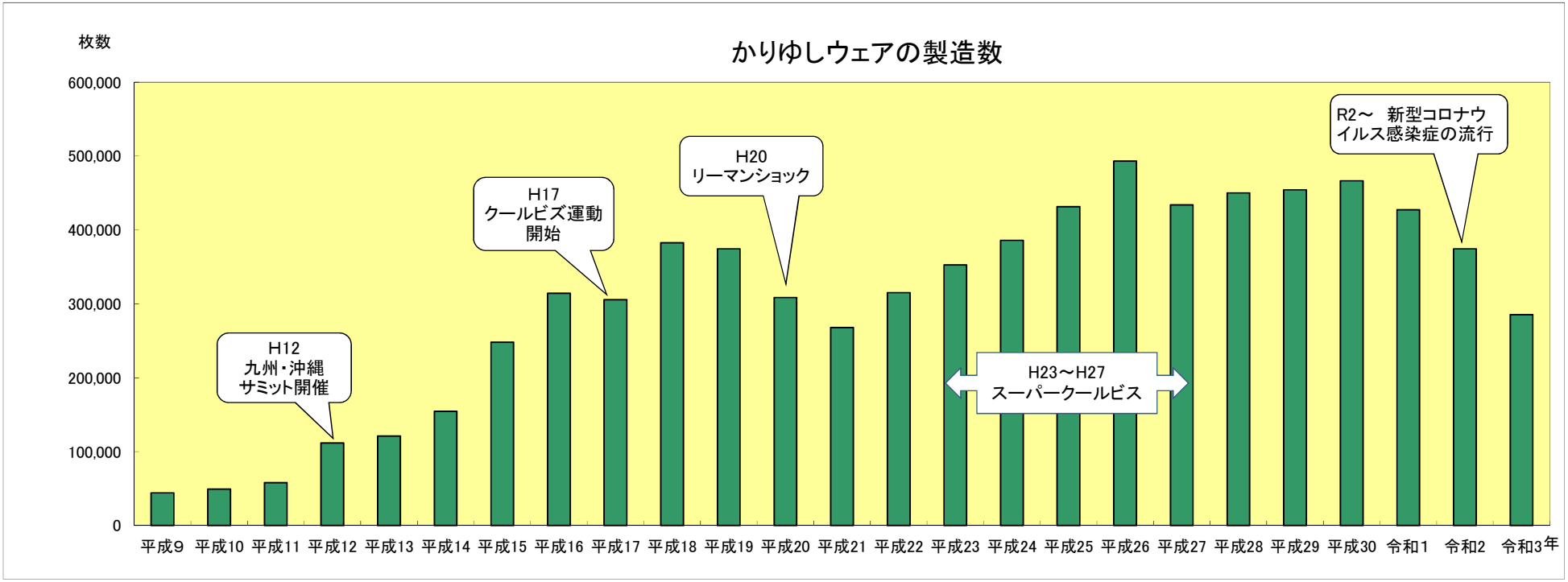

注：　かりゆしウエアの生産予定数の申請に基づく「下げ札」の発行枚数です（「かりゆし」は沖縄県衣類縫製品工業組合の所有する登録商標です。同組合は、沖縄県で縫製加工されたものを認定する「沖縄産かりゆしウェア」の下げ札を発行しています：登録第4478571号）